

令和3年度 年次報告書

日本貸金業協会は貸金業の健全な発展に貢献します。



安心・信頼の目印「ゆずり葉」

日本貸金業協会のシンボルマークは

「譲葉(ゆずりは)」の花言葉“新生”をモチーフに図案化したものです。

古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で現したもので、

「今まで築き上げてきたものを大切にしながら

新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。

この協会員の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

発刊のご挨拶

日本貸金業協会

会長 倉中 伸



このたび、令和3年度の協会活動についてご報告するとともに、関係資料及び公知情報などをお届けいたします。

令和3年度は、改正貸金業法の公布から15年の節目の年でありましたが、法改正から今日まで、協会員の皆様の法令等遵守に対する真摯なご努力や関係機関・団体のご協力などにより、貸金業界の健全化は着実に進展し、業界に対する社会からの信頼は大きく向上いたしました。

その一方で、長期化するコロナ禍による経済活動の低迷や急速な円安、欧州での紛争を要因とした物価上昇の影響など、景気の先行きに不透明感が強まっており、業界を取り巻く環境は大変厳しいものがあると認識しております。

大きな変化の中にある貸金業界ではありますが、本協会といたしましては、自主規制機関として、貸金業の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る取組みを的確に遂行するとともに、業界をめぐる諸課題の解決に向けた対応については関係機関と緊密に連携し、遺漏なく対処してまいります。

そのうえで、当協会の基本理念に謳われております「社会から信頼され安心して利用していただける新しい貸金市場をつくる」ことを展望し、これからの貸金業のあり方などについて検討を進めて参ります。

今回発刊する報告書をご高覧いただき、協会活動に対するご理解を深めていただければ幸いです。

今後とも、本協会に対するご支援とご協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

日本貸金業協会の概要

【名称】

日本貸金業協会（英文名：Japan Financial Services Association）

【設立日】

平成19年12月19日

【所在地】

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F

【電話番号】

03-5739-3011（代表）

【相談・紛争解決窓口】

0570-051-051

【Webサイト】

<https://www.j-fsa.or.jp>

【国の指定及び認定等】

● 本協会の設立

平成19年12月19日付で、貸金業法第26条第2項の規定に基づき設立認可を受けました。

● 指定試験機関

平成21年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。

● 認定個人情報保護団体

平成22年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。

● 指定紛争解決機関

平成22年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。

● 登録講習機関

平成22年9月30日付で、貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官の登録（有効期間3年）を受け、以降3回の更新を受けています。

（初回登録日：平成22年9月30日、以降都度更新）

【役員体制】令和4年6月15日現在

公益理事

副会長（自主規制会議議長）	家森 信善	神戸大学経済経営研究所 所長
	垣内 秀介	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	田島 優子	弁護士
	増田 悦子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長
	宮野谷 篤	株式会社NTT データ経営研究所 取締役会長

会員理事

副会長（貸金戦略会議議長）	木下 盛好	アコム株式会社 代表取締役会長
副会長（総務委員会委員長）	河野 雅明	株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長
	青山 照久	株式会社セゾンファンデックス 代表取締役社長
	石塚 啓	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長
	片岡 龍郎	東光商事株式会社 代表取締役社長
	金子 良平	SMBC コンシューマーファイナンス株式会社 代表取締役社長

常任理事

会 長	倉中 伸
副会長	北角 誠英

会員監事

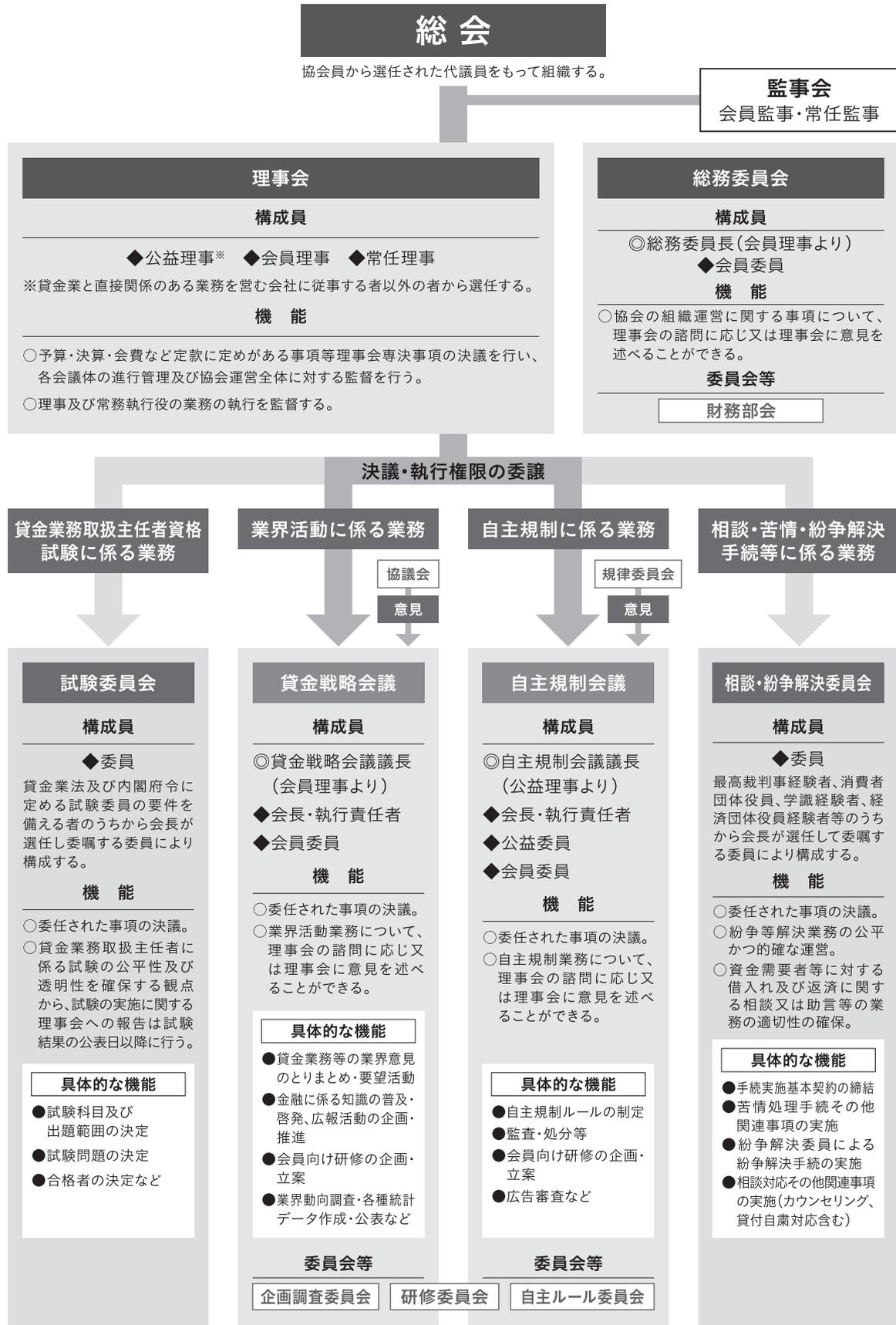
内田 隆司	新生商事株式会社 代表取締役
岡本 強	栄光商事株式会社 代表取締役社長

常任監事

長谷川 潤

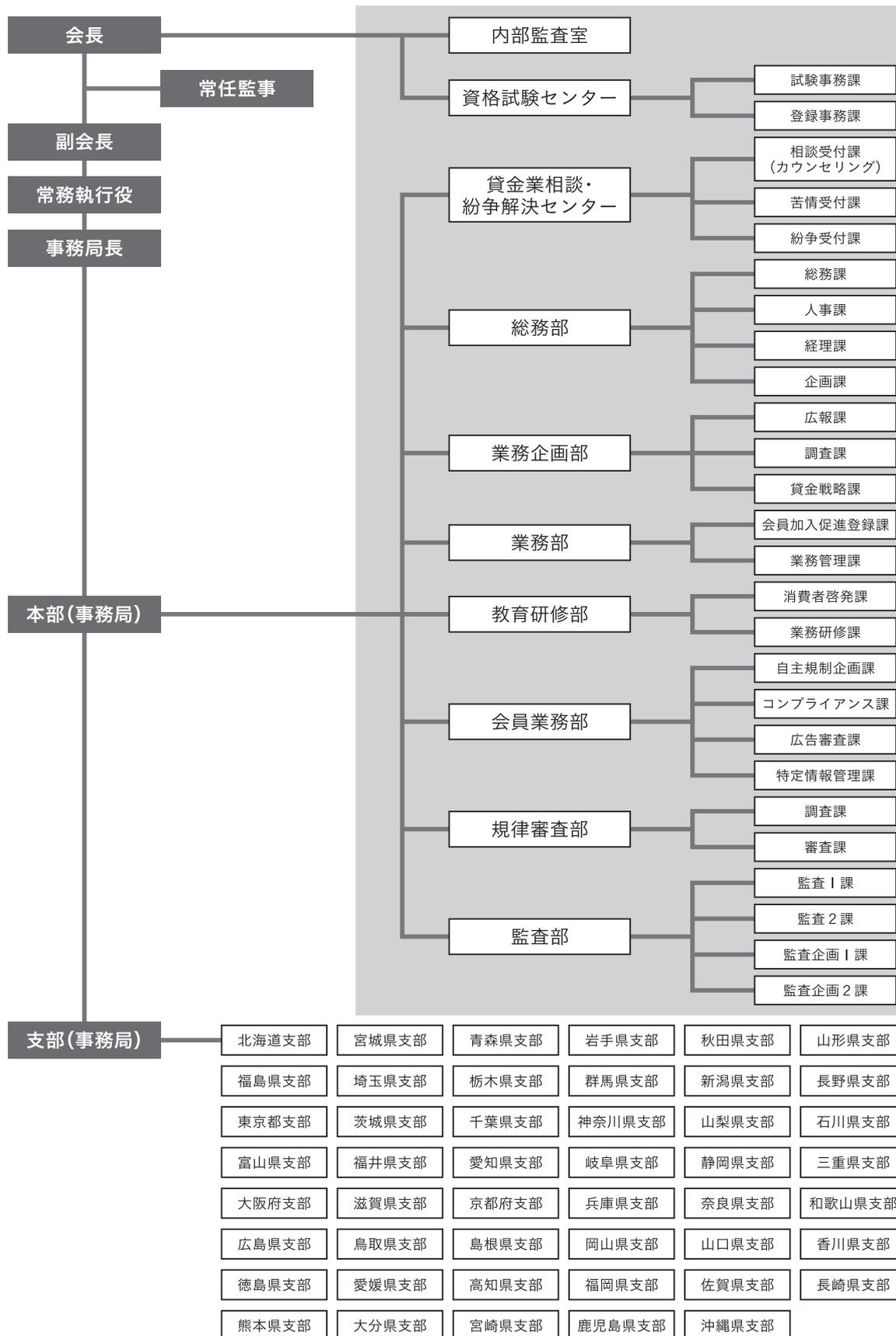
● 主要会議体の機能と構成

令和4年8月31日現在



● 事務局組織（本部・支部）

令和3年10月1日現在



目次

発刊のご挨拶	1
日本貸金業協会の概要	2
第1編 協会活動報告	
第1章 協会活動概要	8
第2章 業務に関する事項	20
I. 自主規制部門	
1. 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実	20
2. 相談・苦情・紛争解決対応	30
3. 監査の実施	54
II. 貸金戦略部門	
1. 広報活動	64
2. 調査・研究活動	68
III. 自主規制・貸金戦略部門	
1. 研修活動	69
IV. 主任者資格部門	
1. 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録	73
X. 各種建議要望	
1. 令和4年度税制改正要望	81
第3章 総会・理事会・会議・委員会・協議会・役員等	83
第2編 財務報告	
第1章 令和3年度 財務諸表及び財産目録	88
第3編 資料	
第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報等）	104
付録 貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について	141
年 表	184

第1編

協会活動報告

第1章 協会活動概要

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることによって、国民経済の適切な運営に資することを目的に活動している。

令和3年度は、前年度からの「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護に従来以上に取組みを強化する」旨の事業方針を引き続き踏襲し、自主規制機関としての役割を堅持しつつ、協会員及び資金需要者等に資する施策を掲げ、具体的業務を展開した。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により事業計画に掲げた施策の一部がやむなく未実施あるいは未達成となったものの、一方で、出前講座、業務研修及び登録講習のオンデマンド化、さらに各会議体・意見交換会等のオンライン化及びインターネットを利用した監査の実施等、協会員及び資金需要者等の利便性向上に資する取組みに一層注力し、協会業務のIT化・DX化の進展につなげた。

こうした状況の中、事業方針達成のため、次の業務を行った。

[自主規制部門]

1. 法令改正等の適時適切な開示と指導・支援

(1) 周知要請への適時適切な対応

① 金融庁ほか、関係行政庁からの要請に基づき、協会 Web サイトを通じて周知等を行った (39 件)。

(2) 法令等改正に伴うパブリックコメント対応

① 貸金業関係法令等の改正案に対する意見募集について、周知・取りまとめの上、関係行政庁へ提出した (募集 8 案件、提出 1 案件)。

(3) 諸規則等の改正及び改正に伴う指導・支援

- ① 法令等の改正に伴い、社内規則策定ガイドライン (「個別ガイドライン」及び「規程記載例」) の「5. 取引時確認等の措置等」、「8. 貸金業務取扱主任者」を一部改正 (令和3年4月15日公表) したほか、協会員の「システムリスク管理態勢整備・高度化」という課題に対し、「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」(令和3年10月29日公表) の新設、及び自主規制基本規則・細則の一部を改正し、「システムリスク管理態勢」に関する個別ガイドラインの新設 (令和4年2月28日公表) を行った。
- ② 貸金業登録の申請を検討中の貸金業者及び貸金業登録更新申請を予定する協会未加入貸金業 45 社、並びに当協会への加入申請中の貸金業者 52 社に対し、社内規則の策定支援を実施した。また、社内規則に関する問い合わせ・相談について適切に対応した。

(4) 協会員からの実務相談への対応

- ① 業務管理システムの機能を改修し、問い合わせへの迅速化・正確さの向上を図った。
- ② 問い合わせに対しては適宜行政及び顧問弁護士への確認を行うなど、協会員のニーズに適切に対応し、1,735 件の実務相談を行った。

(5) 協会員への情報提供と業務支援ツールの整備

- ① 金融庁、個人情報保護委員会、その他関係法令所管省庁の法令等改正に関する情報収集を積極的にを行い、協会 Web サイトを通じて協会員へ適時・適切に情報提供を行った。
- ② 「貸金業務に関する質問と回答」(JFSA ニュース) を充実させたほか、「業務支援コンテンツ (業務のサポー

トコンテンツ・業務に関するよくある質問)」を新設するなど、協会員への情報提供の取組みを強化した。
③貸金業関係法令集「第8版」の製作、「個人情報取扱同意書」及び「貸付契約事前説明書」の改訂など、協会員への業務支援ツールの整備を適切に行った。

(6) 広告適正化への取組み

- ①インターネット広告の増大に伴い、「広告審査に係る審査基準」について、主要協会員へのヒアリングを行うなど、見直す方向で検討に着手したほか、成年年齢引下げに伴う社内規則策定ガイドラインの一部改正による広告に関する遵守事項の具体例について、Q & Aとして公表した。
- ②広告出稿審査・モニタリングについては、協会員の広告の出稿にあたり、広告審査基準等に基づき、審査対象広告(328件)、審査対象外広告(541件)の広告審査を実施したほか、TVCM(3,575件)、新聞雑誌(6,199件)、電話帳(535件)の出稿広告のモニタリングを行った。
- ③インターネット広告におけるアフィリエイト広告等の出稿状況や新聞広告及びWebサイト等を調査し、非協会員の法令等違反事案(9件)については監督官庁に報告し指導等を要請するとともに、ヤミ金融業者については当局に対し摘発を要請したほか、当該広告の削除状況を確認するなど、適切に対応した。
- ④広告審査のWeb受付化について検討を進め、第一段階としてこれまでFAXで行っていた広告審査結果通知を、原則メールによる通知に変更し効率化を図った。

(7) 反社会的勢力への対応

- ①反社会的勢力への対応支援として提供している「特定情報照会サービス」については、利用協会員(515会員)、照会件数(375,231件)、該当情報件数(77件)、再照会件数(18件)、確定情報件数(5件)となった。
- ②既存顧客への事後確認の対応支援として提供している「フィードバックサービス」の利用協会員は72協会員となった。

(8) 支部職員への情報提供

法令及び自主規制規則等に関する協会員からの問合せ事例について、オンライン会議の活用により意見交換の頻度を上げ、支部・本部間の情報共有を積極的に行うなど、支部における協会員支援態勢の強化・向上に取り組んだ。

2. 協会員に対する監査の実施

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図ることを目的として、協会員の法令及び定款、業務規程その他の規則の遵守状況並びに協会員の営業及び財産の状況等を監査している。

本協会の監査は、一般監査と特別監査があり、一般監査には、協会員の主たる営業所及び従たる営業所等において帳簿等を点検する「実地監査」と、協会員から本協会に提出を求めた報告書等に基づいて行う「書類監査」がある。また、特別監査は、法令等の順守状況、内部管理態勢の整備状況に関し、特定の項目について点検を行うもので、監督官庁から要請された項目等について、実態の調査を当該協会員に対し行う「機動的監査」と、協会の監査において認められた指摘事項について改善報告等を求めた当該協会員に対して行う「フォローアップ監査」がある。

令和3年度は、実地監査と書類監査の相互補完の強化を図りつつ、協会員の規模や業務内容等に応じて各監査項目の検証深度にメリハリを付けるなど、効率的・効果的な監査の実施に努めた。

(1) 実地監査

令和3年度の実地監査は、2回の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響があり、86協会員(前年度53協会員)の実施となった。このうち一般監査は、80協会員(同40協会員)に実施し、特別監査は、特に実態把握が必要と認められた6協会員(同13協会員)に実施した。

実地監査の結果、指摘件数は36件で、指摘事項があった21協会員については改善指導等を行った。

(2)書類監査

書類監査については、全協会員一律に3年に一回の頻度で実施している「定期書類監査」に加え、当協会に新規加入から概ね6ヵ月後に実施する書類監査を「個別（新規）書類監査」として実施した。

定期書類監査は、令和4年度に登録更新予定の356協会員を対象とし、うち廃業等の7協会員を除く349協会員に実施した。定期書類監査の結果、指摘件数は16件で、指摘事項のあった14協会員については架電及び郵送等により改善指導を行った。

個別（新規）書類監査は、38協会員に実施。個別（新規）書類監査の結果、指摘事項はなかった。

(3)行政との連携

本協会が自主規制機関として監査機能を十分に発揮するには行政庁等との連携が不可欠であることから、監査部長は、継続的に主な登録行政庁等を訪問して情報交換等を行う必要があるが、令和3年度は、2回の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響があったことから、十分な活動ができなかった。

個々の実地監査については、監督指針等を踏まえた登録行政庁との役割分担を念頭に、登録行政庁と十分に調整等を行って実施し、監査結果の情報提供を行った。

(4)「監査ガイドライン」の公表

「監査ガイドライン」は、本協会が自主規制機関として実施している協会員に対する監査の内容をわかりやすく整理したもので、「Ⅰ. 監査の基本事項」「Ⅱ. 監査の実施手続き」「Ⅲ. 書類監査報告書等（実施及び改善ツール）」「Ⅳ. 実地監査マニュアル（実地監査の手引書）」の4部構成となっている。

「監査ガイドライン」を公表することは、監査の透明性を高めるとともに貸金業界の信頼性向上に資するものと考え、平成27年12月、協会Webサイトに第1版を掲載し、以降、法令改正等に伴う改訂を重ね、現在、第8版を掲載している。

3. 法令等違反に対する措置及び指導

- ①法令等違反の届出が161事案（前年度173事案）あり、定款等に基づき2協会員に対し勧告措置、1協会員に対し文書注意措置を実施し、改善指導を行った。
- ②協会員における法令等違反の再発等の防止について、処分等の措置の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求め、不適切な事案が発生した背景、原因等についてヒアリングを行い、協会員と問題意識の共有を図った。処分等の措置は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、法令等遵守の徹底と法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行った。

4. 相談・苦情・紛争解決対応

- ①相談・苦情・紛争解決における受付件数は、合計18,377件（前年対比+2,110件）、内訳は「相談」が18,367件（同+2,125件）、「苦情」が9件（同-10件）であり、「紛争解決」は1件（同-5件）であった。また、貸付自粛手続きにおいては、「登録」が2,337件（同+187件）、「撤回」が1,028件（同+41件）であった。多重債務相談の一環として実施している「生活再建支援カウンセリング」については、再発防止を目的に家計収支の改善、家族間の関係性の改善及び買い物癖やギャンブル癖等の克服のためのカウンセリングを実施した（相談者60名、総面接回数257回）。
- ②協会員各社の相談対応担当者とは、相談・苦情・紛争解決に向けた取組み状況等について定期的に情報交換を行うことで、相談対応の重要性について一層の理解促進を図るとともに、資金需要者等の利益の

- 保護に向けた更なる連携強化を図った。
- ③ ADR加入貸金業者向けに「センターだより」を4回発行し、相談・苦情・紛争解決事案に関する情報提供を行った。
 - ④ 協会員に対して、消費者団体との意見交換会における相談員の声や苦情・相談事例等をフィードバックし、顧客対応向上の支援に努めた。
 - ⑤ 全国の警察及び消費生活センター等を訪問し、広報誌等を配布するとともに、多重債務防止、貸付自粛制度及びヤミ金融対策等への取組み、並びに出前講座の実施等、協会活動の周知及び情報交換を行った。

5. 貸付自粛制度の活用と推進

- ① 令和2年4月1日から開始した貸付自粛申告のWeb化により、申告者の利便性が向上し、受付件数（登録・撤回）は、3,365件（前年度対比+228件）であった。全受付件数のうち2,383件（70.8%、前年度対比+16.0%）は、Webからの申し込みとなり業務の効率化が図られた。
- ② 全国銀行協会との定例会で貸付自粛制度に係る諸問題の解決を図るとともに、意見交換により当該制度の周知活動等に取組んだ。
- ③ 貸金業相談・紛争解決センターリーフレットをリニューアルし、Webによる受付について各消費生活センターへ周知を行った。
- ④ 「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（令和3年5月14日から5月20日）に合わせて、各地の消費生活センター及び関係医療機関約500先に貸付自粛のポスターを送付し、貸付自粛制度の周知活動を行った。
- ⑤ ギャンブル等依存症防止対策を推進している行政機関、医療機関に対して、貸付自粛制度のポスター、リーフレット、Q & A BOOKなどの配布を行い、貸付自粛制度の周知活動を行った。
- ⑥ 令和3年度においては、初めての取組みとして、貸付自粛のデータ分析結果を公営ギャンブル関連団体と共有するとともに、各関係施設へ貸付自粛制度のポスター、リーフレット、Q & A BOOKの配置を継続し、貸付自粛制度の周知に努めた。

[貸金戦略部門]

1. 積極的な広報の実施

広く業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

(1) 広報誌「JFSA」の刊行

学識経験者からの寄稿のほか、業界動向や協会活動等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員をはじめ関係行政当局や消費生活センター等、約2,700先に各号それぞれ配布した。

(2) 「年次報告書」の刊行

令和2年度の協会活動や統計情報、資金需要者向けや貸金業者向け調査結果のポイントを掲載した「令和2年度 年次報告書」を8月に刊行し、デジタル版を協会Webサイトに掲載するとともに、協会員をはじめ関係行政当局や消費生活センター等2,700先に配布した。

(3) 調査研究結果等の公表

貸金業界のトレンドを捉えた統計情報を「月次統計資料」として取りまとめ、毎月、協会Webサイト上で公表するとともに、金融庁と日本銀行各記者クラブにニュースリリースした。

(4)「JFSA NEWS」の刊行

法令遵守に資する連載記事や、業界動向、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。

(5)協会 Web サイトの改修

閲覧者の操作性、視認性等のユーザビリティ向上を目的とし、協会 Web サイトトップ画面を改修した。

(6)協会 Web サイトを通じた情報発信の充実

- ①金融庁等行政当局からの周知要請に基づき、成年年齢引下げ、サイバーセキュリティ及び新型コロナウイルス感染症対策に関する事項などについて、協会 Web サイトを通じて協会員等へ周知を行った。
- ②「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を政府の基本的対処方針等を踏まえて改訂し、協会員に対し再周知した。

(7)マスコミへの適時・適切な対応

- ①マスコミからの取材に適時・適切に対応し、正確な情報の発信に努めた。
- ②金融専門紙に会長メッセージや協会活動の記事を寄稿し、協会活動及び貸金業界の動向を広報した。

(8)ポスター掲示による業界イメージの向上

業界イメージ向上を目的としたポスターを新規加入協会員等に配布した。

2. 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

令和4年4月1日の成年年齢引き下げを見据え、若年者を対象とした金融経済教育の推進を最重要課題とし、従来からの啓発活動に加え、デジタルコンテンツを活用した金融リテラシー普及等の新施策にも積極的に取り組んだ。

(1)啓発資料等の製作・配布

- ①令和2年度に東京都と共同で制作した若年者向け金融被害防止啓発動画のDVDを増刷し、教育機関や消費生活センター等に合計323部を無償配布するとともに、短編版DVDを別途制作し、出前講座で活用したほか、必要に応じて関係行政機関等に提供した。
- ②高齢者向け啓発動画を東京都と共同で制作し、高齢者や見守りサポーター等を対象とした出前講座などで活用した。
- ③小冊子「金融トラブル防止のためのQ & A BOOK(2022年版)」を30万部制作し、消費生活センター、教育機関、関係行政機関等に約18.3万部を無償配布した。
- ④違法金融業者に対する注意喚起のため、「悪質な金融業者にご注意!」リーフレットを警察、消費生活センター、教育機関等に約1.9万部を無償配布した。

(2)講師派遣・出前講座の実施

- ①金融トラブル防止のための出前講座について、新型コロナウイルス感染防止を考慮し、状況に応じた方法(対面・オンライン併用、完全オンライン等)で実施した。

若年者向け	大学5校(452名)、高等学校2校(22名)
教職員向け	大学2校(45名)、関係機関2件(14名)
保護者向け	2件(308名)
一般消費者向け	4件(60名)
高齢者向け	7件(181名)

※大学(4校)において実施した出前講座については、協会員(2社)と共同で実施した。

- ②東京都が主催する資金需要者向けセミナー（出前講座）に講師を派遣し、若年者向け講座の実施に協力した。[高等学校2校（251名）、専門学校6校（793名）、大学1校（200名）]

(3)成年年齢引下げに向けた若年者向け金融経済教育の推進

- ①本協会が制作した啓発資料を教育関係者に向けた専門紙である日本教育新聞の特別便に同封し、全国約5,300の高等学校に配布した。（11月）
- ②若年者の金融経済教育向上に資するため、本協会の啓発資料の無償配布及び出前講座案内に関する広告を日本教育新聞の成年年齢引き下げに係る特集記事掲載号に掲載し、本協会の取組み実態を高等学校関係者に周知した。（1月、2月）

(4)協会Webサイト等Webコンテンツの活用

- ①協会Webサイト内のヤミ金融等の悪質な金融業者等に関するページ及び若年者向け注意喚起用ホームページについて、成年年齢引き下げを見据え、より若年者の興味を引くコンテンツにするため、4コマ漫画やイラストで被害事例を紹介する内容にリニューアルした。（4月、6月）
- ②金融庁の後援を受け、若年者向け啓発動画をアップロードしたYouTube公式チャンネル「JFSAチャンネル」を公開し、より多くの若年者を同チャンネルに誘導することを目的に、YouTubeでインストリーム広告の配信を行い、若年者への注意喚起を推進した。（令和4年3月18日から開始）。

(5)その他

- ①金融庁の協力依頼に応じ、ギャンブル等依存症問題啓発週間における広報活動に参加した。（5月）
- ②金融庁の依頼により、協会員に対し「多重債務者相談強化キャンペーン2021」キャンペーンポスター等を店舗に掲示するよう協力依頼した。（10月）
- ③東京都主催（金融庁後援）の「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加・協力した。（6月、11月）
- ④東京都江東区消費者センターからの依頼に応じ、江東区消費者展に出展した。（2月）
- ⑤自動車教習所（12校）に若年者向け啓発活動として啓発資料の設置の協力を依頼した。

3. 貸金業界の現状等に係る調査研究の実施

(1)調査研究活動の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響や急速な情報化社会の進展など資金需要者等の生活様式や事業環境は劇的に変化してきており、借入れに対する意識等も大きく変わりつつある中で、資金需要者等の利益の保護並びに貸金業者が担う資金供給機能が適時かつ円滑に発揮されているか等の観点から、「資金需要者等の借入意識や行動に関する調査」、「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査」、「貸金業者の経営実態等の把握を目的とした調査」をそれぞれ行った。

また、金融庁などからの要請に伴い、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組に関する調査」や「住宅ローン控除の見直しにかかる調査」、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけに関する調査」等を行った。

(2)調査結果の公表

- ①統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、「資金需要者等の借入意識や行動に関する調査」、「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査」をアンケート調査結果として、それぞれ公表を行った。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「月次統計資料」の公表を行った。

4. 成年年齢引下げに関する取組み

令和4年4月施行予定の成年年齢引下げを見据えて、金融庁と連携し、消費者向け貸付を行っている協会会員を対象に、「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関するアンケート」や「社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」にかかる調査」を実施し、その調査を通じて得られた協会員の社内規則策定ガイドラインに沿った対応状況や自主的な取組事例、当協会の取組みなどを広く周知した。

5. 法令等に関する調査研究および政府等への建議要望

- ①貸金業に関する税制の問題を調査研究し、令和4年度税制改正7要望を策定のうえ、金融庁、自由民主党、立憲民主党に建議要望書を提出した。その内、自由民主党では「利息返還に係る欠損金繰越控除の特例措置の適用」及び「破産・民事再生債権の貸倒引当金の見直し」が継続検討となった。
- ②資金需要者等を取り巻く環境や生活様式の変化等に鑑み、書面中心の手続きのデジタル化及び簡素化を軸とした「貸金業務の見直し案」を協議した。

6. 協議会活動状況

地区協議会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止としたが、その代替として、

- ①外部講師による金融セミナーDVD及び資料
 - ②令和3年度の協会活動や貸金業界を巡る動きをまとめた資料
 - ③日本信用情報機構から提供された資料
- を全協会員へ送付した。

7. 事業金融分野の取り組み

事業者金融を営む協会員を訪問して、現況及び課題等の把握のための意見交換を行った。

また、全国事業者金融協会と「二者間ファクタリング」及び「手形廃止」、Fintech協会と「給与のデジタル化」について情報交換するなど、継続的な連携強化を図った。

8. 新法制の動向の注視

新たに設立された日本金融サービス仲介業協会の動向を注視し、協会員へ情報を提供した。

新担保法制に関して、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」にオブザーバー参加して動向把握を行った。

9. 新業務・新商品を担う他団体との連携

(1)各業態との情報交換・交流の深化

- ①日本信用情報機構より、定期的に信用情報に関する情報を得て、「JFSA ニュース」を通じて協会員に提供した。
- ②Fintech協会と日本金融サービス仲介業協会の設立に際して、同協会の各種規程について意見提言を行った。

10. 支部・本部間の連携強化

支部と本部の情報連携を行う支部本部連絡会を上期に2回、下期に5回の年間7回オンラインで開催した。

支部からの要望等に速やかに対処する連絡窓口を設置し適切に対応するとともに、全支部職員を対象に、「成年年齢引下げに伴う社内規則策定ガイドラインの改訂」、「金融庁電子申請・届出システムの取扱い」等の業務に関するオンライン説明会を年間15回実施し、情報共有の強化に取組み、支部における協会員対応の品質向上を図った。

11. 財務局及び都道府県行政への協力

財務局や各都道府県から委託を受けている貸金業者の登録申請・更新・変更等の申請書類及び事業報告書・業務報告書の受付事務について、業務処理を円滑に行った。

支部・本部間で連携のうえ、支部による協会員等訪問活動を継続的に実施するとともに、登録行政庁主催の貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会等への出席、申請・届出の提出時等における定期訪問などを通じて、登録行政庁及び消費生活センター等との一層の連携強化に努めた。

令和3年6月に開始された金融庁電子申請・届出システムの運用に伴い、貸金業法に定める登録の申請・届出等の取扱いについて協会員に周知を図った。

12. 協会加入促進

- ①令和3年度の協会加入は45業者であり、令和4年3月末日で協会員数は1,021業者となった。
- ②本部と支部連携の下、社内規則策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」に52業者から申込があり、令和3年度の新規加入45業者のうち、30業者が支援制度を利用し協会に加入した。
- ③登録行政庁の協力も仰ぎつつ加入促進活動を推進した。
- ④協会Webサイトに貸金業を始める業者向けのページを新設し、貸金業登録の概要、協会が提供する各種サービス及び支援制度について案内し、その利用を促し加入促進を図った。
- ⑤新規登録貸金業者が多い東京都支部において、対応人員を増やすなど態勢を強化し、対面での支援制度に関する説明を積極的に行うなど、加入促進を図った。
- ⑥退会検討協会員に、協会員であることのメリットをアピールし2業者の退会を抑止した。

協会員数の推移（平成29年度末～令和3年度末）

	平成 29年度計	平成 30年度計	令和 元年度計	令和 2年度計	令和3年度		
					上期計	下期計	合計
加入	43	45	44	48	25	20	45
退会	▲13	▲9	▲8	▲8	▲4	▲4	▲8
廃業	▲66	▲47	▲63	▲47	▲34	▲19	▲53
不更新	▲6	▲8	▲5	▲2	▲2	▲5	▲7
登録取消等	0	▲1	▲1	0	0	0	0
期末協会員数	1,106	1,086	1,053	1,044	1,029	1,021	
協会加入率	62.5%	63.3%	63.9%	63.7%	64.3%	64.6%	

[自主規制・貸金戦略部門]

1. 研修の実施等

(1) 集合研修の実施

個人情報保護委員会と連携を図り、協会の法令等遵守態勢の整備支援として改正個人情報保護法に関するコンプライアンス研修会を東京（10月8日）、大阪（10月19日）、名古屋（10月21日）、福岡（11月5日）の4会場で開催し、協会員、非協会員合計で221社236名が参加した。

テーマ別研修会は、内部通報に関する必要な態勢整備を義務付けた改正公益通報者保護法に関する講義を感染症拡大の状況に鑑み、オンデマンド方式で実施した（2月24日）。

(2) 動画配信による研修の実施

協会員の経営課題への対応と社員教育を積極的に支援する一環として、研修講義「JFSA オンデマンド研修」作成し、年間を通じて10本を配信した。

<コンテンツ名（配信開始日）>

- ・「金融機関のパンデミック対策 ～自社の従業員が感染したら～」（4月1日）
- ・「サイバーセキュリティ対策は経営責任 ～明日は自社がサイバー攻撃の対象に～」（6月1日）
- ・「これからの時代を勝ち残る企業へ ～経営としてモデル変革を実現する鍵はDXにあり～」（8月2日）
- ・「記者の視点からみた「企業不祥事と危機管理」」（9月17日）
- ・「金融サービス仲介業 ～ビジネスへの影響を探る～」（10月8日）
- ・「改正個人情報保護法の実務対応」（11月8日）
- ・「令和3事務年度 金融行政方針のポイント」（11月12日）
- ・「FATF 審査結果公表 / 今後のマネロン対応 ～規制強化の行方～」（12月21日）
- ・「防災/金融業としての備え ～事業継続の道を確保する～」（1月5日）
- ・「改正公益通報者保護法の実務対応」（2月24日）

(3) eラーニングによる研修の実施

貸金業の実務に必要な法令等を体系的・効率的に学習できるeラーニング研修を年間を通して協会員に提供した。自社の社員教育を目的とした受講に加え、新規加入協会員及び実地監査結果等から受講が必要とされる協会員に態勢整備支援の一環として受講を推奨し、合計で139協会員、2,464名が受講した。

さらに、1月にeラーニングシステムを抜本的に改め「どこでもJFSA スタディ」としてリリースし、スマートフォンでの受講、講座を分割受講できるようにするなど、受講者の利便性向上を図った。

(4) 金融庁との連携した研修

金融庁からの要請に基づき、協会員に対して10月20日から6日間実施された「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VI）」への参加を募り、2協会員が参加した。

[主任者資格部門]

1. 資格試験の実施

- ①全国17試験地(23会場)において、入念な新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、令和3年度貸金業務取扱主任者資格試験を実施した。
- ②試験の結果

試験日	令和3年11月21日(日)
受験申込者数	11,926人
受験者数	10,491人
受験率	88.0%
合格者数	3,373人
合格率	32.2%
合格基準点	31点
合格発表日	令和4年1月11日(火)

2. 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録(登録更新含む)及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。
(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

登録申請書受理件数	14,365件
登録完了通知発送件数	3,187件
更新完了通知発送件数	10,471件
登録の変更・取消し・拒否件数	1,786件
登録抹消件数	3,282件
令和4年3月31日現在登録主任者数	26,630人

主任者専用サイト「マイページ」の登録(令和4年3月31日現在)

マイページ登録者数	13,516人
登録率	50.8%

3. 登録講習事務の実施

- ①令和3年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、会場講習又はeラーニング講習の選択方式により登録講習を実施した。会場講習は感染防止対策を講じたうえで、全国10地域で29回、eラーニング講習は10回実施した。

② 講習の実施及び結果

(1)受講申込者数 (①+②)	13,142人
①会場講習	2,865人
②eラーニング講習	10,277人
(2)受講者数 (③+④)	13,011人
③会場講習	2,819人
④eラーニング講習	10,192人
(3)修了者数 (⑤+⑥)	13,011人
⑤会場講習	2,819人
⑥eラーニング講習	10,192人

③ 受講者専用サイトによる情報提供

主任者活動の支援を目的として、講習教材、関係法令集等の電子書籍を受講者専用サイト（マイページ）の主任者ライブラリーに掲載した。

[総務部門]

1. 代議員選出方法や各委員会等制度の見直し

協会員数が地方で減少し、東京都で増加するという状況やFintech関連などの新業態業者の増加などを踏まえ、代議員選出方法の見直しについて検討した。

また各委員会等の開催頻度やオンライン会議の活用などの運営状況等を踏まえ、一部の委員会等制度の見直しについて検討した。

2. IT化・DX化の推進

理事会、委員会等の各会議体をはじめ、他団体との各種会議、支部との連絡会等についてオンライン開催を積極的に実施するとともに、各種業務研修及び主任者登録講習のオンデマンド化、並びにインターネットを利用した監査の実施など、協会員等のニーズに適ったIT化・DX化の推進に努めた。

また、職員のテレワーク実施環境を整備したほか、協会業務効率化のため、経理業務等の協会業務の電子化に向けた環境整備及び導入準備を行った。

3. コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス意識向上のため、引き続きコンプライアンス方針やコンプライアンスマニュアル等について周知・徹底を図るとともに、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進計画を策定し、これを実行した。さらに、役職員の間力の一層の向上を目指し、インテグリティ（誠実さ）研修を実施した。

4. リスク管理態勢の確立

- ① 事務ミス・苦情事案の発生に際し、リスク管理方針やリスク管理規程等に基づき、原因究明及び再発防止策の徹底を図り、事案概要をリスク管理委員会に報告するとともに、全職員に協会内グループウェアを通じて共有化する等、同種事案の再発防止に注力した。
- ② 情報セキュリティ規程等に基づき、情報セキュリティに関する計画を策定し、進捗状況等については毎月の情報セキュリティ報告会において確認・検証した。
- ③ 朝礼等を利用し、事務ミスの防止策等リスク管理に関する事項を各職員が発表し、上司がコメントする活動を開始し、各職員のリスク意識の涵養に取組んだ。

5. 内部監査の実施

監査手法の高度化に取組むとともに、リスク管理上の重要課題を中心に本部及び全拠点支部の定期監査を実施し、外部委託先管理状況及び情報管理における業務の準拠性を検証した。

また、情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ管理態勢の整備状況を確認した。

6. 協会職員の育成・戦力化

協会職員の人財育成について積極的に取組み、さらには協会員に対する更なるサービス向上を目指すため、令和2年度3月に創設した「JFSA-COLLEGE(協会における人財育成に関する教育プログラム)」において、役職別研修、業務研修、人間力研修等、目的別の充実した研修コンテンツを導入し、職員の育成・戦力化を図る取組みを行った。

7. 時宜を得た組織改編の実施

本部において業務部を新設し、「会員加入促進登録課」、「業務管理課」を設置し、「会員加入促進登録課」は、業務企画部会員加入促進登録課の業務全てを移管、「業務管理課」は、業務企画部支部支援課の支援業務及び総務部企画課の支部運営に関する業務等、これまで複数の部にまたがっていた支部関連の業務を集約し、機能強化を図った。また、監査部と監査企画部を統合し「監査部」とする組織改編を行うとともに、これらに伴う事務局運営規則について所要の改正を行い、令和3年10月より施行した。

8. 協会運営規則の改正等

改正個人情報保護法の施行を踏まえ、個人情報取扱規程、特定個人情報取扱規程及び個人情報保護宣言、並びに事務局運営規則及び就業規則等について見直しを行い、所要の改正を行った。

第2章 業務に関する事項

I. 自主規制部門

1 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実

1. 法令改正等の適時適切な開示と指導・支援

(1) 周知要請への適時適切な対応

金融庁ほか、関係行政庁からの周知要請等に基づき次の要請文を協会 Web サイトに掲載し周知した。

- ① 「鳥根県松江市における大規模火災の被災者にかかる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応について」(令和3年4月6日)。
- ② 「金融庁からの「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」の周知要請について」(令和3年5月7日)。
- ③ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和3年5月24日)。
- ④ 「「テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和3年5月24日)。
- ⑤ 「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る登録支援専門家の委嘱依頼書の提出先・照会窓口の更新について」(令和3年5月24日)。
- ⑥ 「「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組み還元資料」の公表について」(令和3年6月8日)。
- ⑦ 「「疑わしい取引の届出研修会」資料配布について」(令和3年6月14日)。
- ⑧ 「「無尽業法施行細則」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等に対するパブリックコメントの結果等について」(令和3年7月5日)。
- ⑨ 「「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」解散のお知らせ」(令和3年7月5日)。
- ⑩ 「令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応について」(令和3年7月7日)。
- ⑪ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和3年7月8日)。
- ⑫ 「金融庁からの「犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として船舶観光上陸許可書が用いられた場合の留意事項について」にかかる周知要請について」(令和3年7月30日)。
- ⑬ 「「認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会」開催のご案内」(令和3年8月3日)。
- ⑭ 「「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」についての周知要請について」(令和3年8月5日)。
- ⑮ 「令和3年6月25日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」にかかる金融庁からの周知要請について」(令和3年8月11日)。
- ⑯ 「青森県むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村における台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害の被災者への対応等に関する通知文等を協会 Web サイトに掲載する件」(令和3年8月13日)。
- ⑰ 「令和3年8月11日からの大雨による被災者にかかる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応について」(令和3年8月17日)。
- ⑱ 「「FATF第4次対日相互審査結果及び今後の対応方針に係る説明会」開催のご案内」(令和3年9月2日)。

- ⑲ 「長野県茅野市で発生した土石流による被災者にかかる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応について」(令和3年9月9日)。
- ⑳ 「「認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会」開催のご案内」(令和3年9月10日)。
- ㉑ 「「FATF第4次対日相互審査結果及び今後の対応方針に係る説明会」の説明会資料のご案内」(令和3年9月10日)。
- ㉒ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和3年10月6日)。
- ㉓ 「「FATF第4次対日相互審査結果及び今後の対応方針に係る説明会」における事前質問等の回答についてのご案内」(令和3年10月12日)。
- ㉔ 「「個人情報を考える週間(10/18～10/24)」についての周知依頼の件」(令和3年10月20日)。
- ㉕ 「国際テロリスト財産凍結法による国際テロリストの指定有効期間の延長に係る金融庁からの周知要請について」(令和3年11月10日)。
- ㉖ 「「令和3年10月21日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和3年12月3日)。
- ㉗ 「「認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会」開催のご案内」(令和3年12月3日)。
- ㉘ 「実質的支配者リスト制度に係る法務省からの周知について」(令和3年12月3日)。
- ㉙ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和3年12月17日)。
- ㉚ 「令和3年版「犯罪収益移転危険度調査書」の周知要請について」(令和3年12月22日)。
- ㉛ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和4年1月12日)。
- ㉜ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請、及びリストの差替について」(令和4年1月28日)。
- ㉝ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和4年2月10日)。
- ㉞ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和4年2月17日)。
- ㉟ 「「改正個人情報保護法対応チェックポイント」の公開についてのご案内」(令和4年2月25日)。
- ㊱ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和4年3月11日)。
- ㊲ 「福島県沖を震源とする地震の被災者にかかる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応について」(令和4年3月18日)。
- ㊳ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和4年3月28日)。
- ㊴ 「「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」に係る金融庁からの周知要請について」(令和4年3月31日)。

(2)法令等改正に伴うパブリックコメント対応

- ① 「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について」が金融庁から発出された。これに伴い、令和3年4月21日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った(協会員からの意見提出は無かった)。
- ② 「「無尽業法施行細則」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等の公表について」が金融庁から発出された。これに伴い令和3年4月28日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。(協会員からの意見提出は無かった)。
- ③ 「「貸金業法施行規則」の改正案の公表について」が金融庁から発出された。これに伴い令和3年4月30日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った(協会員からの意見提出は無かった)。
- ④ 「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三

者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)の一部を改正する告示]等に関する意見募集について]が個人情報保護委員会から発出された。これに伴い令和3年5月24日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。協会員から寄せられた意見を取り纏め、個人情報保護委員会に提出した。

- ⑤ 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の一部改正(案)に対する意見募集について]が金融庁・個人情報保護委員会から発出された。これに伴い令和3年12月28日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った(協会員からの意見提出は無かった)。
- ⑥ 「個人情報の保護に関する基本方針の見直しの方針」が個人情報保護委員会から発出された。これに伴い令和4年1月25日協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った(協会員からの意見提出は無かった)。
- ⑦ 「特定目的会社の監査に関する規則及び投資法人の会計監査に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」及び「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について]が金融庁から発出された。これに伴い令和4年1月25日協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った(協会員からの意見提出は無かった)。
- ⑧ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について]が金融庁からから発出された。これに伴い令和4年1月28日協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。(協会員からの意見提出は無かった)。

(3)諸規則等の改正及び改正に伴う指導・支援

- ①健康保険法等及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則が改正されたことに伴い、社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規程記載例」)の「5取引時確認等の措置等」及び、貸金業者向けの総合的な監督指針が改正されたことに伴い「8貸金業務取扱主任者」を一部改正(令和3年4月15日公表)した。
- ②「協会のシステムリスク管理態勢整備・高度化」という課題に向けて取り組みを進めるため、貸金業者がインターネット取引サービスのシステムを構築及び運用するに当たっての留意事項等を取りまとめた「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」を新設(令和3年10月29日公表)した。
- ③令和4年1月7日に開催された成年年齢引下げに関する関係閣僚会合において報告された「若年者の消費者被害等を防止するための主な施策」を受け、社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規程記載例」)の「11過剰貸付けの防止」を一部改正した。また、広告審査に係る審査基準に平仄を合わせるため「12広告の取扱い」を一部改正(令和4年2月16日公表)した。
- ④令和3年10月29日に公表した「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」を包摂したガイドラインを新設するため、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」を一部改正し、社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規程記載例」)の「19システムリスク管理態勢」を新設した。これに伴い「2法令等遵守態勢」を一部改正(令和4年2月28日公表)した。

加えて、貸金業登録の申請を検討中の貸金業者及び貸金業登録更新申請を予定中の協会未加入貸金業者45社、並びに当協会への加入申請中の貸金業者52社に対し、社内規則の策定支援又は点検を行った。

また、協会員が自社の法令等遵守状況の確認のほか、取引先等への「安全・安心」を表明できる客観的情報として、要望のあった協会員に対し、法令等遵守状況を記載した「コンプライアンスシート」を開示しており、令和3年度は2件の開示をした。

(4) 協会員からの実務相談への対応

① 電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査等に係る相談や問合せ等に適宜対応している。

協会員からの問合せ件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
社内規則等	9	16	5	2	4	4	8	9	4	14	45	81	201
広告審査等	7	4	8	2	7	4	14	11	9	3	13	3	85
法令等解釈	90	77	101	72	84	81	98	88	75	92	87	110	1,055
書式類関係	17	5	10	14	11	9	16	8	14	18	24	22	168
研修関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	32	29	17	19	11	18	14	5	19	21	8	33	226
合計	155	131	141	109	117	116	150	121	121	148	177	249	1,735

令和3年度の問合せ件数は、1,735件と前年度の1,804件に対し、69件減少（前年度比96.1%）した。

(a) 「社内規則等」

前年度より21件の増加（前年度比116.8%）の201件となった。「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」の公表、成年年齢引下げに伴う社内規則策定ガイドラインの改正により問合せが多く寄せられた。

(b) 「広告審査等」

前年度より2件減少（前年度比97.7%）の85件となった。広告を出稿する協会員の理解が浸透してきたことが要因と考えられる。

(c) 「法令等解釈」

前年度より130件の増加（前年度比114.0%）の1,055件となった。新規に加入した協会員からの問合せが多く寄せられた。

(d) 「書式類関係」

前年度より11件減少（前年度比93.8%）の168件となった。書式各種の改定が行われたが、問合せ件数は増加しなかった。

(5) 協会員への情報提供と業務支援ツールの整備

① 業務支援コンテンツの提供

協会員に対して、業務の適切性、適正性確保のためのツールとして「業務支援コンテンツ」を、協会員専用サイト内に開設している。

「業務支援コンテンツ」は、業務についての情報に容易にアクセスしやすい構成としており、「業務支援コンテンツ」の概要は下記の通り。

(a) 「業務のサポートコンテンツ」と「業務に関するよくあるご質問」に分類。

(b) 「業務のサポートコンテンツ」は「態勢整備に関する事」「研修に関する事」「協会発信情報に関する事」「判例・法令等に関する事」に分類。

(c) (b)の分類を更に13項目に分類。

(d) 「業務に関するよくあるご質問」は法律やパブリックコメント等を6項目に分類。

それぞれの項目に容易にアクセスできる仕様としている。

②業務用書式の提供及び改訂等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている書類等（以下「法定交付書類等」という。）に関し業務用書式を販売している。また、当該書式のデータを協会Webサイトに掲載しダウンロードが可能な状態で閲覧に供している。

その他、販売をしていない「法定交付書類等」についても同様にWebサイトに掲載等している。

業務用書式の改訂について「個人情報取扱同意書」は‘申込書用’と‘契約書用’の2書式を提供していたが、業務の効率化や協会員からの要望もあり2書式を統合し、‘申込書・契約書兼用’としたものを公開した。

(6)協会員への情報提供と業務支援ツールの整備

①広告出稿審査の年度別実施状況

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に基づき、協会員により新聞・雑誌、テレビ、電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を行っている。

広告出稿審査の新規申請件数

(単位:件)

媒体	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新聞・雑誌	570	866	403	351	281	455	265	226	244	281	114	86	57
電話帳	179	264	194	192	137	160	145	114	110	92	71	54	50
テレビ	92	113	103	146	106	77	73	131	135	264	149	244	214
合計	841	1,243	700	689	524	692	483	471	489	637	334	384	321
初回承認率(注)	62.1%	60.7%	72.7%	94.5%	98.3%	97.5%	93.8%	95.5%	97.1%	98.1%	97.3%	99.5%	97.8%

(注)初回承認率(初回申請で改善要請を受けることなく1回で承認された広告の割合)は“協会員の自主規制ルール理解度の目安”と考えており、平成24年度以降は4媒体平均94%以上となり、自主規制ルールが着実に浸透してきている。

②広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、本協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を行っている。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第48条に定める「放送時間帯」、「出稿本数」等を遵守しているかのモニタリング調査を行っている。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合(未承認件数/調査件数)・テレビの自主規制違反件数(全出稿件数に占める割合)

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成21年度	1.3%(192 / 14,322)	—	4件(0.09%)
平成22年度	0.9%(211 / 23,595)	13.9%(132 / 948)	1件(0.03%)
平成23年度	0.45%(86 / 19,304)	1.6%(17 / 1,053)	2件(0.05%)
平成24年度	0.04%(6 / 16,755)	0%(0 / 800)	4件(0.11%)
平成25年度	0.01(2 / 16,242)	0%(0 / 779)	0件(0%)
平成26年度	0%(0 / 16,999)	0%(0 / 752)	2件(0.07%)
平成27年度	0%(0 / 13,243)	0%(0 / 644)	2件(0.07%)
平成28年度	0%(0 / 11,667)	0%(0 / 682)	0件(0%)
平成29年度	0.10%(10 / 9,618)	0.12%(1 / 804)	13件(0.43%)
平成30年度	0.18%(15 / 8,261)	0%(0 / 863)	1件(0.03%)
令和元年度	0%(0 / 7,734)	0%(0 / 873)	1件(0.03%)
令和2年度	0.01%(1 / 6,684)	0.71%(5 / 700)	0件(0%)
令和3年度	0%(0 / 6,199)	0%(0 / 535)	2件(0.06%)

モニタリング調査を始めた平成20年度は、本協会の承認を受けずに投稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を投稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を継続的に行ってきた結果、平成24年度以降、未承認広告の割合が1%以下となっており、広告出稿状況は健全化した状態となっている。

また、広告出稿審査の対象外である貸付商品の種類（有担保貸付、事業者向貸付等）及び広告媒体（チラシ等）合計541件について、協会員からの確認依頼に対応し適正な広告出稿の支援を行った。さらに、協会員のWebサイト99社、及びインターネット広告（バナー、アフィリエイト広告等）において、多重債務者や生活困窮者に対して借入を誘引するような表現がある不適切な138サイトのモニタリング調査や個別指導を行った。

③ 広告出稿の健全化に向けた関係団体との連携

適正な広告が出稿されるための取り組みとして、公益社団法人日本広告審査機構（JARO）等の広告関係団体と連携した活動を継続するとともに、民放連と広告に関する活動状況について情報連携を行なった。

また、非協会員の新聞広告等の調査結果について、監督官庁へ情報提供を行う他、ヤミ金融やカード現金化等の悪質な業者の広告についても監視等を行い、撲滅に向け監督官庁との情報連携を行った。

(7) 反社会的勢力に係る情報の提供

反社会的勢力との関係遮断に関し、監督指針等が改正され反社情報を一元的に管理したデータベースの構築体制等が求められることとなったことを踏まえ、協会員の対応への支援として、「特定情報照会サービス」を日本信用情報機構（JICC）へ業務委託し、平成26年7月より提供している。

また、平成27年3月から事後検証の態勢整備を支援する「フィードバックサービス」を開始しているが、協会員の要望を考慮し、平成28年度からサービス対象に「法人貸付に係る連帯保証人」を追加したうえで、JICCへの債権登録件数を1,000件以上から300件以上の協会員へと利用条件の緩和を図り実施している。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
特定情報サービス利用協会員	604	603	588	569	534	529	515
フィードバックサービス利用協会員	18	30	42	59	67	68	72

(8) 支部職員への情報提供

協会内通知文、メール、オンライン会議の活用により、支部・本部間の情報共有を行い、支部における協会員支援態勢の向上に取組んだ。

- ① 金融機関等における在宅勤務について（令和3年4月5日）
- ② 借用証書に記載する契約日について（令和3年4月13日）
- ③ SNS、SMSを利用した督促について（令和3年6月22日）
- ④ 「貸金業務取扱主任者テキスト（実務の手引き）」の内容について（令和3年7月5日）
- ⑤ 個人情報保護法改正に伴う個人情報取扱同意書の運用について（令和3年9月24日）
- ⑥ 「個人情報取扱同意書（申込書・契約書兼用）」の制作・販売について（令和3年11月24日）
- ⑦ 「個人情報取扱同意書（申込書・契約書兼用）」の書き方について（令和3年11月26日）
- ⑧ 個人情報取扱同意書の個人情報保護宣言HPアドレスの記載は法定要件に該当するかの問合せについて（令和3年月26日）
- ⑨ 支部職員研修教材（帳簿・本人確認記録の保存期間）の補足について
- ⑩ 「個人情報取扱同意書（申込書・契約書兼用）」(25号-K)の販売開始時期等について（令和3年12月10日）
- ⑪ 「会員サービス管理システム」の改修について（令和4年1月5日）
- ⑫ e-GOVを利用したパブコメの検索方法について（令和4年1月6日）

- ⑬問合せ検索 CSV出力権限設定について（令和4年1月28日）
- ⑭問合せ週報配信について（令和4年1月28日）
- ⑮「貸付契約事前説明書」のひな型を改訂について（令和4年2月8日）
- ⑯成年年齢引き下げに伴う、社内規則策定ガイドライン一部改正について（令和4年2月15日）

2. 法令等違反届出状況と措置状況

(1) 協会員からの法令等違反に係る届出状況

本協会では、定款第12条の規定に基づき、協会員に対して、協会員自らによる社内調査、行政当局による立入検査、本協会の実地監査等において、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

この定款の規定に基づき、本協会発足から令和3年度末までに、協会員から提出された法令等違反届出事案の総件数は5,810件となっている。

令和3年度は、法令等違反事案として161件の届出があり、前年度(173件)より12件減少している。

次に、令和3年度における届出事案の上位5事案を内容別に見ると、

- ・ 個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が50件
- ・ 契約締結時の書面の交付（法第17条）に係る事案が21件
- ・ 変更の届出（法第8条）に係る事案が16件
- ・ 自主規制基本規則に係る事案が14件
- ・ 利息、保証料等に係る制限等（法12条の8）に係る事案が9件

となっており、これら（110件）で届出事案全体（161件）の約7割を占めている。

なお、令和3年度の届出事案の内容を前年度と比較すると、個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が22件の増、利息、保証料等に係る制限等（法12条の8）に係る事案が5件の増となっているが、その他の分類においては減少あるいは横這いとなっている。

法令等違反届出状況

(単位:件)

該当条文等	年度		平成19～28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		合計	
	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数
8条(変更の届出)	438	619	14	16	18	22	23	26	17	24	15	16	525	723		
12条の2 (業務運営に関する措置)	50	51	3	3	2	2	4	4	3	3	3	3	65	66		
12条の3 (貸金業務取扱主任者の設置)	33	34	1	1	2	2	4	4	1	1	0	0	41	42		
12条の6(禁止行為)	25	28	3	3	1	1	0	0	0	0	1	1	30	33		
12条の8 (利息、保証料等に係る制限等)	42	47	5	5	6	6	4	4	4	4	9	9	70	75		
13条(返済能力の調査)	207	273	11	12	14	15	9	12	6	6	3	4	250	322		
13条の3(基準額超過極度 方式基本契約に係る調査)	130	164	4	4	8	8	5	7	2	3	1	1	150	187		
14条(貸付条件等の揭示)	89	90	2	2	8	8	2	2	2	2	1	1	104	105		
15条(貸付条件の広告等)	112	120	5	7	6	7	2	2	4	4	0	0	129	140		
16条の2((保証)契約締結前 の書面の交付)	220	232	17	18	18	19	12	13	8	10	8	8	283	300		
17条 (契約締結時の書面の交付)	325	430	34	46	36	47	25	30	15	20	18	21	453	594		
18条(受取証書の交付)	147	186	7	8	17	23	6	7	2	5	6	6	185	235		
19条(帳簿の備付け)	167	207	12	14	13	17	10	10	4	4	2	2	208	254		
19条の2(帳簿の閲覧)	13	34	1	4	2	3	1	3	1	3	2	2	20	49		
21条(取立て行為の規制)	155	215	13	16	12	18	8	10	4	10	4	6	196	275		
22条(債権証書の返還)	58	83	3	3	4	4	5	5	3	4	1	1	74	100		
24条(債権譲渡等の規制)	33	34	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	37	38		
41条の35 (個人信用情報の提供)	444	993	33	57	81	117	40	55	26	28	27	50	651	1,300		
出資法5条2項 (高金利の処罰)	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26		
自主規制基本規則	168	225	13	17	13	19	4	5	10	12	11	14	219	292		
その他(注)	439	519	23	23	29	34	26	34	26	29	12	15	555	654		
合計(※)	3,321	4,610	205	260	291	373	190	233	139	173	125	161	4,271	5,810		

(注) その他のうち主なもの。

13条の2(過剰貸付け等の禁止)、13条の4(基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置)

(※) 合計欄の会員数は、各条項の会員数を加算したものの。

(2)協会員に対する措置状況

①法令等違反に伴う措置について

協会員から提出された「法令等違反に係る届出書」については、定款第56条に基づいて設置された「規律委員会」において個別事案ごとに審議を行ったうえで、処分等の種類によって「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て、協会員に対する措置が決定されている。

平成20年度から令和3年度までに措置を行った協会員は延べ129協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が30協会員、定款第22条に基づく勧告が22協会員、定款第5条による文書注意が77協会員となっている。

なお、措置協会員数は、平成27年度以降、一桁台で推移している。

令和3年度に措置を行った協会員数は、3協会員となっている。

なお、措置の内訳は、勧告が2協会員、文書注意が1協会員となっており、定款第21条に基づく処分とした協会員はなかった。

②書類監査に伴う措置について

本協会監査部による書類監査に応じない協会員については、上記①と同様の手続きを経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から令和3年度までに措置を行った協会員は延べ255協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が173協会員、定款第22条に基づく勧告が27協会員、定款第5条に基づく文書注意が55協会員となっている。

なお、これまでに措置を行った255協會員のうち246協會員は、本協会発足直後の平成20年度及び平成21年度に措置を行った協會員である。

令和3年度においては、平成27年度以降と同じく、措置を行った協會員はなかった。

措置状況

(単位:協会員数)

		除名	会員権停止	譴責	勧告	文書注意	計
平成20年度	法令等違反	0	5	0	4	7	16
	書類監査	0	81	26	27	55	189
	計	0	86	26	31	62	205
平成21年度	法令等違反	0	1	0	0	6	7
	書類監査	6	50	1	0	0	57
	計	6	51	1	0	6	64
平成22年度	法令等違反	3	3	2	0	10	18
	書類監査	2	5	0	0	0	7
	計	5	8	2	0	10	25
平成23年度	法令等違反	0	2	1	3	6	12
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	1	3	6	13
平成24年度	法令等違反	0	2	2	1	10	15
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	1	10	15
平成25年度	法令等違反	0	0	2	5	4	11
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	5	4	11
平成26年度	法令等違反	0	2	0	0	9	11
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	0	0	9	12
平成27年度	法令等違反	0	0	2	0	5	7
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	5	7
平成28年度	法令等違反	0	2	1	0	5	8
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	1	0	5	8
平成29年度	法令等違反	0	0	0	2	4	6
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	4	6
平成30年度	法令等違反	0	0	0	1	5	6
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	5	6
令和元年度	法令等違反	0	0	0	3	5	8
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	3	5	8
令和2年度	法令等違反	0	0	0	1	0	1
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	0	1
令和3年度	法令等違反	0	0	0	2	1	3
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	1	3
合計	法令等違反	3	17	10	22	77	129
	書類監査	8	138	27	27	55	255
	計	11	155	37	49	132	384

(3)協会員における法令等違反発生の防止

処分等の措置の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求め、不適切な事案が発生した背景、原因等についてヒアリングを行い、協会員と問題意識の共有を図った。処分等の措置は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等遵守の徹底と法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行った。

3. 個人情報の漏えい等に係る報告について

本協会は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づく認定個人情報保護団体として「個人情報保護指針」を定め、協会員において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに金融庁および本協会への報告を求めている。

令和3年度に提出のあった「個人情報の漏えい等に係る報告」は223件と、前年度に比べ70件の増加となっており、漏えい等の態様別で見ると、誤送付、メールの誤送信が増加している。

特にメールの誤送信については、多数の協会員が業務委託している先において発生した事案により、大幅に件数が増加している。

個人情報の漏えい等に係る報告

(単位:件)

漏えい等を起こした者 漏えい等の態様	令和元年度				令和2年度				令和3年度						
	従業員	配送業者	業務委託先	その他	従業員	配送業者	業務委託先	その他	従業員	配送業者	業務委託先	その他			
配送等における誤配	31	0	27	4	0	11	0	11	0	0	9	0	8	1	0
誤送付	63	56	0	7	0	45	39	0	6	0	61	56	0	5	0
メールの誤送信	10	8	0	2	0	13	13	0	0	0	70	17	0	53	0
FAX誤送信	8	8	0	0	0	10	7	0	3	0	10	8	0	2	0
誤手交	6	3	0	3	0	2	0	0	2	0	1	0	0	1	0
口頭漏えい	7	7	0	0	0	5	5	0	0	0	9	8	0	1	0
誤廃棄	18	12	0	6	0	15	14	0	1	0	9	6	0	3	0
紛失	10	6	2	2	0	26	22	3	1	0	23	17	1	3	2
不正アクセス	19	0	0	0	19	16	0	0	0	16	18	0	0	0	18
盗難	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	26	16	1	3	6	10	7	0	1	2	13	9	0	1	3
計	198	116	30	27	25	153	107	14	14	18	223	121	9	70	23

4. コンピュータシステム障害等に係る報告について

コンピュータシステムを用いて大量に業務処理を行う貸金業者においてシステム障害が発生した場合には、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、行政当局(財務局)は登録貸金業者に対し、コンピュータシステム障害等が発生した場合には、逐次に障害等に係る報告を行うよう求めており、本協会も同様の報告を求めている。

令和3年度は56件の「障害発生報告書」が提出されており、事案数は前年度とほぼ同数となっている。

コンピュータシステム障害の報告状況

(単位:件)

脅威の種類	説明	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	外部からのサイバー攻撃による障害	10	15	6	6	3	4
	コンピュータウイルスへの感染による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の意図的要因による障害	3	3	1	1	0	0
非意図的要因	ソフトウェアの不具合等による障害	12	15	4	5	6	8
	ハードウェア等物理的な不具合等による障害	1	1	2	2	5	6
	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害	27	41	16	23	10	18
	その他の非意図的要因による障害	39	61	11	15	8	16
災害や疾病	災害や疾病による障害	0	0	0	0	0	0
他分野の障害からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害	0	0	3	3	2	2
	利用する電力利用からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	利用する水道供給からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の波及による障害	0	0	1	1	2	2
その他	上記の脅威の種類以外の理由による障害	0	0	1	1	0	0
計		92	136	45	57	36	56

2 相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センター及び都道府県各支部相談窓口では、金融ADR制度における指定紛争解決機関として、「資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的に、貸金業務に対する信頼を確保して、中立公正な立場から各種相談・苦情対応、紛争解決を支援している。特に多重債務問題については、債務の原因となる失業や生活費の補てん、ギャンブル・買い物の浪費で返済困難になった等様々な相談者の状況に応じて、問題解決の方法等についての助言や情報を提供したり、再発防止を目的とした貸付自粛制度の活用及びカウンセリングによる生活再建支援を行っている。また、行政や協会員等の相談員向けのカウンセリングの手法を取り入れた相談スキル向上のための講座や、学生、高齢者等消費者を対象にした金融トラブル防止のための金融経済教育（出前講座）等の業務を推進している。

【貸金業相談・紛争解決センターの構成】

相談・紛争解決委員会

相談・紛争解決等に関する業務の中立公正かつ的確な運営を確保するために、外部有識者で構成されている。

貸金業相談・紛争解決センター

相談受付課

〈一般相談〉

「登録業者がどうか確認したい」「契約内容に不明な点がある」「身分証明書を紛失したがどうしたらよいか」などの相談を受け、適切な助言を行っている。

〈債務相談〉

「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談には、債務状況や返済能力などを把握した上で、必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介などを行っている。

〈貸付自粛制度申告受付〉

「ギャンブルがやめられない」「買い物の浪費を防ぎたい」「家族を安心させたい」等の目的で、貸付自粛制度の利用を希望する資金需要者からの申告受付や相談対応を行っている。

平成30年4月から金融庁と連携してギャンブル等依存症対策推進強化の一環として貸付自粛制度の幅広い促進の取り組みを行っている。

〈生活再建支援カウンセリング〉

「借金は整理できたが家計管理が苦手な今後の生活が不安」「依存症（ギャンブルや買い物等）が克服できない」といったケースには、再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングなどを行っている。

苦情受付課

貸金業務等のトラブルに関して、契約者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する不満足の内容の表明があった場合は、苦情としてこれを受け付け、必要に応じ事実確認・業務の是正や改善を求めている。

紛争受付課

苦情が解決しない場合、紛争解決手続（ADR）への移行申立に関する事務を行い、紛争解決手続きを実施する。また、貸金業者と手続実施基本契約締結に関する事務を行っている。

1. 概況

(1)総受付件数

総受付件数は、18,377件（対前年度増減率+13.0%）となっている。

相談・苦情のアクセス方法別では、電話18,041件、次いでメール283件、来協（支部含む）25件、文書19件、FAX8件となっている。

メール相談が急増した理由は、従来、聴覚障がいや言語障がいがある方を対象にしていたが、資金需要者への相談機会拡充策として一般の方を対象とした受付を令和3年5月から開始したためである。

紛争については、紛争申立書の提出が1件となっている。

（単位：件、%）

分類	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
電話		21,544	20,107	16,177	18,041	(98.2%)	1,864	+11.5%
メール		3	6	13	283	(1.5%)	270	+2076.9%
来協		94	95	31	25	(0.2%)	-6	-19.4%
文書		40	53	24	19	(0.1%)	-5	-20.8%
FAX		21	15	16	8	(0.0%)	-8	-50.0%
紛争申立書		10	4	6	1	(0.0%)	-5	-83.3%
総受付件数		21,712	20,280	16,267	18,377	(100%)	2,110	+13.0%

(2)受付状況

「相談」は、18,367件（対前年度増減率+13.1%）となっている。

内訳は、「一般相談」4,107件（対前年度増減率-1.9%）、「多重債務関連相談」5,000件（対前年度増減率+12.8%）、「協会員等相談窓口案内（誤認電話）」9,260件（対前年度増減率+21.5%）となっている。

「苦情」は、9件（対前年度増減率-52.6%）となっている。（苦情処理状況は、46ページを参照）

「紛争」は、1件（対前年度増減率-83.3%）となっている。（紛争解決手続（ADR）受理状況は、48ページを参照）

（単位：件、%）

分類	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
相談	一般相談	5,232	4,872	4,187	4,107	(22.3%)	-80	-1.9%
	多重債務関連相談	6,960	6,275	4,432	5,000	(27.2%)	568	+12.8%
	協会員等相談窓口案内 （誤認電話）	9,484	9,109	7,623	9,260	(50.4%)	1,637	+21.5%
	小計	21,676	20,256	16,242	18,367	(99.9%)	2,125	+13.1%
	苦情	26	20	19	9	(0.1%)	-10	-52.6%
	紛争	10	4	6	1	(0.0%)	-5	-83.3%
	合計	21,712	20,280	16,267	18,377	(100%)	2,110	+13.0%

2. 相談

▶ 「相談」の定義

貸金業務等に関連し、協会に助言等を求めるものを「一般相談」という。これに対し、貸付自粛、返済困難、ヤミ金融関連及び自己破産等、経済的窮状または返済困難に陥っている場合など、状況の改善のための助言等を求めるものを「多重債務関連相談」とし、また、業者の相談窓口と誤認して当協会に架電があった場合を「協会員等相談窓口案内（誤認電話）」として分類している。

分類		定義
一般相談	融資関連	融資先紹介依頼・必要書類・借入一本化等の融資関連 借入限度額・返済内容・契約内容等に関する相談
	信用情報関連	信用情報の開示、登録等に関する相談
	身分証明書等の紛失等	身分証明書の紛失や盗難における対処等に関する相談
	業者等の連絡先	貸金業者の相談窓口等の案内 貸金業者の登録の有無や廃業の確認等についての照会
	帳簿の開示	取引履歴や契約内容等の開示及び閲覧に関する相談
	その他	貸金業・クレジット・銀行等に関する相談
分類		定義
多重債務関連相談	貸付自粛・本人	制度に関する本人からの相談
	貸付自粛・本人以外	制度に関する本人以外（家族等）からの相談
	返済困難	支出増、収入減等に起因する返済相談及び自己破産・調停・民事再生手続き等 債務整理に関する相談
	ヤミ金融・違法業者	ヤミ金融、違法業者に関する相談
協会員等相談窓口案内 （誤認電話）		業者の相談窓口と誤認して本協会に入電した場合の協会員の窓口案内や音声応答等の操作等の助言

(1)相談受付状況

①相談概要

①一般相談

受付件数は、4,107件（対前年度増減率-1.9%）となっている。

「業者等の連絡先」が300件減少しているが、その主な理由は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、業者のコールセンター等に電話がつかない等の相談が4～6月に急増したが、その後改善されたので、令和3年度の相談は減少したと考えている。

②多重債務関連相談

受付件数は、5,000件（対前年度増減率+12.8%）となっている。

「貸付自粛・本人」「貸付自粛・本人以外」が、合計438件増加しているが、その主な理由は、ギャンブル等依存対策としての貸付自粛制度に関する周知を、関係団体と連携した活動を行っていることから周知が拡充し、増加したと考えている。なお、「本人以外」の相談には、借金の立替払いが限界となった家族から、債務者のかわりに貸付自粛登録の受付をして欲しい等の相談が多い。

「返済困難」が、174件増加しているが、その主な理由は、令和2年度と比べて収入減によるものは変わらないが、支出増、特にギャンブル、買い物等の浪費による返済困難を原因とする相談が増えている。

③協会員等相談窓口案内（誤認電話）について

「協会員等相談窓口案内（誤認電話）」が、1,637件増加しているが、その主な理由は、特定の協会員の誤認電話が大幅に増加したことが原因であり、当該協会員サイトの相談窓口の案内表示について改善指導したところ、令和4年3月は、前月より大幅に減少した。

(単位:件、%)

分類	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
一般相談	融資関連	1,738	1,660	1,384	1,523	(8.3%)	139	+10.0%
	信用情報関連	474	497	434	351	(1.9%)	-83	-19.1%
	身分証明書等の紛失等	204	121	138	145	(0.8%)	7	+5.1%
	業者等の連絡先	1,357	1,165	1,099	799	(4.4%)	-300	-27.3%
	帳簿の開示	26	11	6	3	(0.0%)	-3	-50.0%
	その他	1,433	1,418	1,126	1,286	(7.0%)	160	+14.2%
小計		5,232	4,872	4,187	4,107	(22.4%)	-80	-1.9%
多重債務関連相談	貸付自粛・本人	1,861	1,907	1,262	1,448	(7.9%)	186	+14.7%
	貸付自粛・本人以外	3,440	2,859	1,829	2,081	(11.3%)	252	+13.8%
	返済困難	1,203	1,168	993	1,167	(6.4%)	174	+17.5%
	ヤミ金融・違法業者	456	341	348	304	(1.6%)	-44	-12.6%
小計		6,960	6,275	4,432	5,000	(27.2%)	568	+12.8%
協会員等相談窓口案内(誤認電話)		9,484	9,109	7,623	9,260	(50.4%)	1,637	+21.5%
相談合計		21,676	20,256	16,242	18,367	(100%)	2,125	+13.1%

2 相談者属性

相談者の性別割合は、男性の方がやや多い傾向がある。

相談者の年代別割合は、40～50歳代が、他の年代より多い傾向がある。

10歳代を除くすべての年代において、協会員等相談窓口案内(誤認電話)の電話が半数以上を占めている。

返済困難の相談は、50歳代に多い傾向がある。

70歳以上の相談では、融資をしてくれる業者を紹介して欲しい旨の相談が多い傾向がある。

※若年層に関する相談については、36ページ「5 若年層に関する相談状況」参照

【相談者(性別)】

(単位:件、%)

性別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年度対比	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
男性	11,209	(51.7%)	10,585	(52.3%)	8,749	(53.9%)	9,990	(54.4%)	1,241	+14.2%
女性	10,464	(48.3%)	9,670	(47.7%)	7,492	(46.1%)	8,375	(45.6%)	883	+11.8%
不明*	3	(0%)	1	(0%)	1	(0%)	2	(0%)	1	100%
合計	21,676	(100%)	20,256	(100%)	16,242	(100%)	18,367	(100%)	2,125	+13.1%

※「不明」とは、メールや文書及び企業からの相談

【相談者(年代別)】

(単位:件、%)

年代	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年度対比	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
10歳代	35	(0.4%)	22	(0.3%)	20	(0.3%)	11	(0.2%)	-9	-45.0%
20歳代	1,215	(13.9%)	893	(12.8%)	736	(14.0%)	682	(13.3%)	-54	-7.3%
30歳代	1,325	(15.2%)	1,087	(15.6%)	880	(16.7%)	936	(18.3%)	56	+6.4%
40歳代	1,545	(17.7%)	1,210	(17.3%)	978	(18.6%)	1,100	(21.5%)	122	+12.5%
50歳代	1,747	(20.0%)	1,390	(19.9%)	961	(18.3%)	1,050	(20.5%)	89	+9.3%
60歳代	1,417	(16.2%)	1,102	(15.8%)	830	(15.8%)	696	(13.6%)	-134	-16.1%
70歳以上	1,453	(16.6%)	1,283	(18.3%)	855	(16.3%)	648	(12.6%)	-207	-24.2%
合計	8,737	(100%)	6,987	(100%)	5,260	(100%)	5,123	(100%)	-137	-2.6%

※年齢の聞き取りができた件数のみ集計

【相談者（年代別相談分類・令和3年度）】

（単位：件、％）

分類 年代	融資関連	信用情報 関連	身分証明 書等の 紛失等	業者等の 連絡先	帳簿の 開示	貸付自粛・ 本人	貸付自粛・ 本人以外	返済困難	ヤミ金融・ 違法業者	協会員等 相談窓口案内 (誤認電話)	その他	合計
10歳代	1	0	1	2	0	0	0	1	0	3	3	11
20歳代	22	8	5	99	0	46	10	70	8	393	21	682
30歳代	41	7	3	138	0	46	42	78	6	545	30	936
40歳代	57	18	6	166	0	38	53	75	11	629	47	1,100
50歳代	58	10	4	116	0	14	87	109	9	583	60	1,050
60歳代	47	10	4	135	0	12	37	58	2	354	37	696
70歳以上	51	3	3	129	0	5	27	37	5	361	27	648
合計	277	56	26	785	0	161	256	428	41	2,868	225	5,123

※年齢の聞き取りができた件数のみ集計

③相談内容詳細

①一般相談（33ページ図表参照）

一般相談の内、「融資関連」1,523件は、個別取引等に関連する「契約」855件と、新規・追加融資に関連する「融資」668件となっている。

これらの相談には適切な助言及び他機関の相談窓口を案内している。他機関への紹介件数は165件であり、主な紹介先窓口は信用情報機関49件、法テラス34件等であった。

【融資関連（他機関への紹介先）】

（単位：件）

他機関への 紹介先	信用情報 機関	法テラス	弁護士会・ 司法書士会	社会福祉 協議会	都道府県 ・市町村	裁判所	クレジット カウンセリング 協会	日本 クレジット 協会	金融庁 財務局	その他	合計
件数	49	34	20	18	12	8	5	4	3	12	165

②多重債務関連相談（33ページ図表参照）

i. 返済困難に関する相談

多重債務関連相談のうち、「返済困難」の相談は1,167件である。

相談者の属性は、本人からの相談が約7割をしめている。

相談者の性別割合は、男性の方がやや多い傾向がある。

返済困難の原因として、「支出の増加」によるものが447件あり、内コロナ関連相談は17件であった。

「収入の減少」によるものは542件あり、内コロナ関連相談は165件であった。

「支出の増加」、「収入の減少」以外の178件は、「カウンセリング関連」の相談であった。（コロナ関連相談については、35ページ「④新型コロナウイルス関連相談受付状況」参照）

返済困難の相談には適切な助言及び他機関の相談窓口を案内している。他機関への紹介件数は213件であり、主な紹介先窓口は、法テラス89件、クレジットカウンセリング協会53件等であった。

ii. ヤミ金融・違法業者に関する相談（38ページ「(2)ヤミ金融・違法業者」参照）

iii. 貸付自粛に関する相談（39ページ「(3)貸付自粛制度 ①貸付自粛の相談・問合せ」参照）

【返済困難（相談者）】 (単位：件、%)

相談者	件数	割合
本人	794	(68.0%)
親族	248	(21.3%)
配偶者	105	(9.0%)
その他	20	(1.7%)
合計	1,167	(100%)

【返済困難（性別）】 (単位：件、%)

性別	件数	割合
男性	615	(52.7%)
女性	552	(47.3%)
合計	1,167	(100%)

【返済困難（原因）】 (単位：件、%)

	主な原因	件数	割合	内コロナ関連
支出増	住宅ローン返済	3	(0.3%)	0
	浪費癖	212	(18.2%)	9
	病気・ケガによる治療費	18	(1.5%)	1
	冠婚葬祭・事故等	18	(1.5%)	0
	その他※1	196	(16.8%)	7
	小計	447	-	17
収入減	病気・ケガによる就労困難	107	(9.2%)	10
	失業・リストラ	165	(14.1%)	122
	その他※2	270	(23.1%)	33
	小計	542	-	165
	カウンセリング関連	178	(15.3%)	7
合計		1,167	(100%)	189

※1「支出増（その他）」…生活費や教育費の補てん、副業資金等

※2「収入減（その他）」…給料・賞与の減少、介護による休職等

【返済困難（他機関への紹介先）】 (単位：件)

他機関への紹介先	法テラス	クレジット カウンセリング 協会	弁護士会・ 司法書士会	都道府県 ・市町村	精神保健 福祉センター	裁判所	社会福祉 協議会	日本 クレジット 協会	その他	合計
件数	89	53	40	8	8	4	3	2	6	213

◎返済困難相談受付時の債務状況（1,167件の内、債務額不明を除いた相談744件が対象）

債務額として一番多かったのは、「100万未満」272件（36.6%）で、平均債務額は、3,025,645円であった。債務の主たる原因として一番多かったのは、「生活資金不足」186件（21.0%）であった。

【債務額】 (単位：件、%)

100万未満	100万以上 200万未満	200万以上 300万未満	300万以上 400万未満	400万以上 500万未満	500万以上	合計
272	166	106	65	36	99	744
36.6%	22.3%	14.2%	8.7%	4.8%	13.3%	100%

【債務の主たる原因】 (単位：件、%)

生活資金不足	収入の減少	住宅・土地の費用	名義貸し・保証人	ギャンブル	買い物	予期せぬ出費
186	70	7	4	155	145	20
21.0%	7.9%	0.8%	0.5%	17.5%	16.3%	2.3%
事業費運転資金	遊興費飲食・交際費	借金返済	教育費資格取得費	その他	合計	未聴取無回答
28	116	55	12	89	887	525
3.2%	13.1%	6.2%	1.4%	10.0%	100.0%	45.0%

※重複する原因があるため債務件数とは異なる。

4 新型コロナウイルス関連相談受付状況

令和3年度に受付した新型コロナウイルス関連の相談件数は305件（総受付件数の1.7%）であり、1月から再度増加傾向がみられる。内訳は、失業・収入減等による「返済困難」が189件（62.0%）と最も多く、次いで、収入減のため融資を受けたい等の「融資関連」が51件（16.7%）となっている。なお、令和2年12月1日から施行された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」に関連する相談は、89件（29.2%）であった。

【新型コロナウイルス関連相談受付状況（令和3年度）】

（単位：件、％）

	令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月	計		
相談件数	16,242	1,499	1,436	1,549	1,384	1,434	1,607	1,585	1,742	1,450	1,599	1,458	1,624	18,367		
コロナ関連相談	547	26	27	32	31	22	31	22	21	14	25	28	26	305	1.7%	
内訳	返済困難	245	13	18	16	21	11	22	13	12	9	16	21	17	189	62.0%
	融資関連	69	4	4	6	4	5	4	4	4	2	7	3	4	51	16.7%
	貸付自粛	42	1		4		1	3	1	3		1	2	1	17	5.6%
	業者等の連絡先	126		2	1	2							1		6	2.0%
	ヤミ金融・違法業者	9		1			2		1	1					5	1.6%
	信用情報関連	14		1											1	0.3%
	その他*	42	8	1	5	4	3	2	3	1	3	1	1	4	36	11.8%
	（内コロナ特則関連）	(30)	(9)	(10)	(8)	(8)	(7)	(7)	(9)	(4)	(5)	(8)	(9)	(5)	(89)	(29.2%)

※「その他」…コロナ特則の手続きに関する問い合わせ、貸金業以外の相談等

《相談事例》

▶ 返済困難

- ・コロナ禍の影響で収入が減り、消費者金融やカード会社の返済ができなくなってきた。自分としては支払う意思はあるのだが、何かよい解決方法はないか。
- ・今まで借入れを繰り返していたが、コロナ禍の影響で休職となり収入がない。過去、親に肩代わりしてもらったこともあり、これ以上借入れを繰り返したくないので、カウンセリングを希望したい。

▶ 融資関連

- ・コロナ禍の影響で収入が減り、生活費のため1社からは少額借りることができたが、他社からは断られてしまった。どこか借りることができる場所はないか。

⇒ 協会の対応

返済困難の相談に対しては、業者との相談方法に対する助言や債務整理についての情報提供などを適宜行なうとともに、コロナ特則について案内している。なお、協会員に対し、コロナ特則等の対応について、丁寧かつ適切な対応をするようWebサイトや機関誌で要請しているが、各協会員が適切な対応を行っているので、相談から苦情に移行する事案は発生していない。

⑤ 若年層に関する相談状況

令和3年度の24歳までの若年層に関する相談（誤認電話は除く）は、9,107件中527件あり、うち290件（55.0％）は、貸付自粛に関する相談であった。

本人からの相談は226件で、貸付自粛及び返済困難に関する相談が多かった。

家族・親族からの相談は284件で、貸付自粛に関する相談が多かった。

令和4年4月からの成年年齢引下げで懸念される若年者層の金融に係るトラブル防止に対する取組みについては、50ページ「(2)成年年齢引下げに係る金融トラブル防止に対する取組み」、52ページ「**③**消費生活センター相談員との「情報・意見交換会」の開催」、52ページの「**④**国民生活センター相談員との「実務担当者意見交換会」の開催」等の取組を行っている。

（単位：件、％）

相談分類	件数	（割合）	相談者		
			本人	家族・親族	その他
貸付自粛	290	(55.0%)	68	217	5
返済困難	92	(17.5%)	68	23	1
融資関連	50	(9.5%)	28	17	5
ヤミ金融・違法業者	15	(2.8%)	12	3	0
身分証明書等の紛失等	10	(1.9%)	6	3	1
業者等の連絡先	8	(1.5%)	8	0	0
信用情報関連	7	(1.4%)	4	2	1
その他	55	(10.4%)	32	19	4
合計	527	(100%)	226	284	17

※相談者及び相談対象者の年齢の聴き取りができた件数のみ集計

《相談事例》

【事例1】(貸付自粛・母親から息子(17歳)の相談)

令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられることを聞いたが、親が知らない間に息子にお金を借りられると困るので、成人(18歳)になる前に貸付自粛登録の申告手続きをしたいが、どのようにしたらよいか。

【事例2】(貸付自粛・母親から息子(21歳)の相談)

息子が消費者金融から借入れをしていることが発覚した。借入れ用途はパチンコ。息子は結婚しており、このままだと生活ができなくなるかと心配している。本人と今後のことを話し合い貸付自粛登録することに同意してくれたので、登録の手続き方法と本人確認書類のことで教えて欲しい。

【事例3】(返済困難・本人(22歳)からの相談)

友達との遊興費や課金ゲーム等で借金癖がある。自分ではどうにかしたいと思っているので相談したい。

【事例4】(返済困難・母親から息子(21歳)の相談)

息子は大学生で、発達障害の特徴があり、衝動が抑えきれず、すぐ借金をするため、私が何回か立て替えたことがある。息子へどう接したらよいかわからないので、カウンセリングをお願いしたい。

【事例5】(融資関連・本人(21歳)からの相談)

大学の友達から、「儲かる話がある。マルチ商法ではないから大丈夫。」と言われて喫茶店へ連れていかれ、ある男性から暗号資産による投資を説明された。初期費用50万円は、学生ローンから借りること、借り入れ目的を投資ではなく、英会話の授業料という名目で申込みするよう指示されたので、50万円を借りて、暗号資産への投資目的で手渡した。その後心配になり、解約しようと消費者センターに相談したら、クーリングオフができると説明を受けたので書面を送ったが、解約を拒否された。どうしたらよいか。

【協会の適切な対応による好事例】

協会の窓口での適切なアドバイスにより、若年者の情報商材詐欺被害を未然防止できたことについて、消費生活センターより、ご家族から感謝されたという事例が寄せられました。

【消費生活センターからのお礼】

学生の親御さんから以下のような電話がありました。

「うちの子供(大学生)が、消費者金融会社3社に融資申し込みをしたところ、そのうち1社から審査確認の電話で、利用目的を聞かれ、PCを使って何かやるという話(おそらく情報商材による儲け話)をしたところ、事例などで注意を受け、よく考えてから契約してくださいと言われ、家族と相談して情報商材の購入をやめることにしました。消費者金融会社の担当者の方が注意してくれたおかげで被害にあわずに済みました。」

消費生活センターとしても日頃から協会の啓発活動を支部の皆さまから聞いておりましたので、消費者金融会社が適切な対応してくれたおかげで被害の防止ができたことを大変ありがたく思っています。消費生活センターとしてもお礼を申し上げます。

(2)ヤミ金融・違法業者

受付件数は304件（対前年度増減率-12.6%）となっている。

「ヤミ金融・違法業者／被害あり」の相談は、121件（対前年度増減率-4.0%）となっており、取締り機関である警察に届出するよう誘導し、被害の拡大防止を図っている。

「ヤミ金融・違法業者／被害なし」の相談は、183件（対前年度増減率-17.6%）となっており、違法なヤミ金融業者等の狡猾さ、手口等を注意喚起し、被害の未然防止を図っている。

接触媒体については、「自らネット検索」が、携帯電話やSNSの普及に伴い78件と最も多く、次いで「メール勧誘」が59件、「電話勧誘」が43件等となっている。

屋号等を用いていない個人間融資と思われる相談は、304件中31件であった。

違法なヤミ金融等については、業者名、手口等を聴取し、関係機関との情報共有を実施している。

①受付件数

(単位:件、%)

分類	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
ヤミ金融・違法業者／被害あり※1		155	108	126	121	(39.8%)	-5	-4.0%
ヤミ金融・違法業者／被害なし※2		301	233	222	183	(60.2%)	-39	-17.6%
合計		456	341	348	304	(100%)	-44	-12.6%

※1「ヤミ金融・違法業者／被害あり」…金銭支払いやカード類・携帯電話等物品を送付した場合

※2「ヤミ金融・違法業者／被害なし」…上記以外（嫌がらせ等の精神的被害を含む）

ヤミ金融・違法業者相談304件の男女別については、男性が約70%を占めている。

年齢を聴取することができた相談者128人を集計したところ、相談件数及び被害件数ともに30～40歳代が多く、全体の半数弱を占めている。

ヤミ金融との接触端緒としては、自らネット検索78件（25.7%）、メール勧誘59件（19.4%）となっている。

ヤミ金融かどうかについての相談があった場合は、登録業者との見分け方を周知している。

②性別

(単位:件、%)

性別	件数	(割合)
男性	207	(68.1%)
女性	97	(31.9%)
合計	304	(100%)

③年代別

(単位:件、%)

年代別	相談件数	(割合)	被害あり件数	(割合)
20歳代	25	(19.5%)	10	(17.2%)
30歳代	27	(21.1%)	13	(22.4%)
40歳代	33	(25.8%)	14	(24.1%)
50歳代	25	(19.5%)	9	(15.5%)
60歳代	12	(9.4%)	8	(13.8%)
70歳以上	6	(4.7%)	4	(6.9%)
合計	128	(100.0%)	58	(100.0%)

※年齢の聞き取りができた件数のみ集計

④接触媒体

(単位:件、%)

接触媒体	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
自らネット検索		114	76	106	78	(25.7%)	-28	-26.4%
メール勧誘		32	20	26	59	(19.4%)	33	+126.9%
電話勧誘		26	25	34	43	(14.1%)	9	+26.5%
FAX勧誘		94	68	36	17	(5.6%)	-19	-52.8%
DM等勧誘		42	40	26	12	(3.9%)	-14	-53.8%
口コミ・紹介等		9	6	3	9	(3.0%)	6	+200.0%
不明		139	106	117	86	(28.3%)	-31	-26.5%
合計		456	341	348	304	(100%)	-44	-12.6%

(3)貸付自粛制度

「貸付自粛制度」とは、日本貸金業協会の設立当初から多重債務問題解決の一環として浪費癖を持つなどの理由で貸付自粛を受けたいとの本人からの申告を受け、自粛対象者である旨の情報を個人信用情報機関に登録を依頼し、当該個人信用情報機関の会員が、その情報を受けて貸付けの自粛を促す取組みを行っている制度である。平成31年3月29日から「一般社団法人全国銀行協会」(個信センター)が当協会と連携して貸付自粛制度を開始している。なお、平成30年4月から金融庁と連携してギャンブル等依存症対策推進強化の一環として貸付自粛制度の幅広い促進の取組みを行っている。

① 貸付自粛の相談・問合せ

相談・問合せ件数:3,529件(対前年度増減率+14.2%)
 本人からの相談・問合せ:1,448件(対前年度増減率+14.7%)
 本人以外から相談・問合せ:2,081件(対前年度増減率+13.8%)

前年度から相談・問合せが増加した理由は、ギャンブル等依存対策としての貸付自粛制度に関する周知を、関係団体と連携した活動を行っていることから周知が拡充し、増加したと考えている。

令和元年度の相談・問合せ件数4,766件から、令和2年度3,091件に大きく減少した理由は、令和2年4月から貸付自粛のWeb申告を開始することに伴い協会Webサイトを改修し、貸付自粛制度について詳細に確認できるようになったことから減少したと考えている。

相談種別としては、「登録」に関する相談では、「本人以外」からの相談が多く、「撤回」に関する相談では、「本人」からの相談が多い。

「本人以外」からの相談は、母親からの相談が一番多く、相談対象者としては、息子に関する相談が多い。

貸付自粛についての相談にはギャンブル等依存症に関連する相談が含まれることから、状況に応じて生活再建支援カウンセリングを案内している。(43ページ「(4)生活再建支援カウンセリング」参照)

(参考)個人信用情報機関である

- ・日本信用情報機構(JICC)〈消費者金融系〉
- ・シー・アイ・シー(CIC)〈信販・クレジット系〉
- ・全国銀行個人信用情報センター(個信センター)〈銀行系〉の3機関が貸付自粛情報登録の運用を実施。

①相談件数

(単位:件、%)

相談者	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
本人		1,861	1,907	1,262	1,448	(41.0%)	186	+14.7%
本人以外		3,440	2,859	1,829	2,081	(59.0%)	252	+13.8%
合計		5,301	4,766	3,091	3,529	(100%)	438	+14.2%

②相談種別

(単位:件、%)

相談種別	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
登録	本人	687	666	387	415	(11.8%)	28	+7.2%
	本人以外	2,425	1,805	1,017	1,325	(37.5%)	308	+30.3%
撤回	本人	713	633	428	455	(12.9%)	27	+6.3%
	本人以外	139	102	59	72	(2.0%)	13	+22.0%
問合せ	本人	461	608	447	578	(16.4%)	131	+29.3%
	本人以外	876	952	753	684	(19.4%)	-69	-9.2%
合計		5,301	4,766	3,091	3,529	(100%)	438	+14.2%

③本人以外相談・相談者 (単位:件、%)

相談者	相談件数	(割合)
母	628	(30.2%)
妻	452	(21.7%)
家族・親族	411	(19.8%)
父	328	(15.8%)
夫	40	(1.8%)
その他	222	(10.7%)
合計	2,081	(100%)

④本人以外相談・相談対象者 (単位:件、%)

相談対象者	相談件数	(割合)
息子	764	(36.7%)
家族・親族	464	(22.3%)
夫	449	(21.6%)
娘	139	(6.7%)
妻	39	(1.8%)
その他	226	(10.9%)
合計	2,081	(100%)

②個人信用情報機関への登録状況

協会の個人信用情報機関への登録件数は2,337件(対前年度増減率+8.7%)となっている。「一般社団法人全国銀行協会」(個信センター)の登録件数521件を合算すると2,858件(対前年度増減率+13.0%)となっている。

(単位:件)

分類	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
協会	登録	2,532	2,070	2,150	2,337	(69.5%)	187	+8.7%
	撤回	875	875	987	1,028	(30.5%)	41	+4.2%
計		3,407	2,945	3,137	3,365	(100%)	228	+7.3%
個信センター	登録	平成31年3月30日から貸付自粛制度を開始	647	380	521	(75.8%)	141	+37.1%
	撤回		115	132	166	(24.2%)	34	+25.8%
計			762	512	687	(100%)	175	+34.2%
登録		2,532	2,717	2,530	2,858	(70.5%)	328	+13.0%
撤回		875	990	1,119	1,194	(29.5%)	75	+6.7%
合計		3,407	3,707	3,649	4,052	(100%)	403	+11.0%

協会の貸付自粛登録者の年代別では、20～30歳代の登録申告者が多い傾向がある。

【年代別登録申告者受付状況】(個信センターを除く)

(単位:件)

登録申告者年代	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
10歳代		12	9	15	21	(0.9%)	6	+40.0%
20歳代		657	587	637	761	(32.6%)	124	+19.5%
30歳代		634	532	604	648	(27.7%)	44	+7.3%
40歳代		601	430	426	418	(17.9%)	-8	-1.9%
50歳代		316	266	254	275	(11.8%)	21	+8.3%
60歳代		201	159	147	132	(5.6%)	-15	-10.2%
70歳代		111	87	67	82	(3.5%)	15	+22.4%
合計		2,532	2,070	2,150	2,337	(100%)	187	+8.7%

協会の個人信用情報機関への貸付自粛登録受付件数2,337件の都道府県別上位は、「東京都」235件、「大阪府」216件、「愛知県」143件、「兵庫県」141件、「神奈川県」135件、「福岡県」127件等となっており、人口の多い地域にほぼ比例している。

(参考) 都道府県別登録申告者受付状況 (個信センターを除く) (単位: 件)

北海道	107	埼玉県	122	岐阜県	25	鳥取県	15	大分県	33
青森県	12	千葉県	107	静岡県	50	島根県	14	宮崎県	20
岩手県	14	東京都	235	愛知県	143	岡山県	45	鹿児島県	21
宮城県	36	神奈川県	135	三重県	32	広島県	66	福岡県	127
秋田県	15	新潟県	15	滋賀県	29	山口県	43	佐賀県	18
山形県	35	山梨県	10	京都府	38	徳島県	22	長崎県	25
福島県	21	長野県	16	大阪府	216	香川県	30	沖縄県	27
茨城県	28	富山県	19	兵庫県	141	愛媛県	52	合計	2,337
栃木県	17	石川県	21	奈良県	23	高知県	9		
群馬県	33	福井県	21	和歌山県	13	熊本県	41		

③ Web 申告受付による変化

利用者の利便性の拡充及び業務の効率化を図る目的から、令和2年4月よりWeb申告を実施したところWebによる登録・撤回が増加、来協及び郵送による申告が減少し、業務の効率化が図られるとともに新型コロナウイルス感染予防対策の効果もあった。

① 登録受付状況 (個信センターを除く) (単位: 件、%)

登録 (合計)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年度対比	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	増減	増減率
全体	2,070	(100%)	2,150	(100%)	2,337	(100%)	187	+8.7%
Web	0	-	1,330	(61.9%)	1,549	(66.3%)	219	+16.5%
来協	574	(27.7%)	174	(8.1%)	174	(7.4%)	0	0%
郵送	1,496	(72.3%)	646	(30.0%)	614	(26.3%)	-32	-5.0%

② 撤回受付状況 (個信センターを除く) (単位: 件、%)

登録 (合計)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年度対比	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	増減	増減率
全体	875	(100%)	987	(100%)	1,028	(100%)	41	+4.2%
Web	0	-	725	(73.5%)	834	(81.1%)	109	+15.0%
来協	419	(47.9%)	115	(11.6%)	76	(7.4%)	-39	-33.9%
郵送	456	(52.1%)	147	(14.9%)	118	(11.5%)	-29	-19.7%

④ 貸付自粛制度申告者の状況

貸付自粛登録・撤回時に、制度を知った経緯、登録の目的、ギャンブルの種類、撤回の理由、撤回時の生活改善状況の聞き取り調査を行っており、貸付自粛を登録することで登録目的の問題が改善されたことが確認でき、多重債務問題解決のための効果があったと考えている。

① 貸付自粛制度登録の目的 (個信センターを除く) (単位: 件、%)

登録の目的	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
				増減	増減率
ギャンブル等を止められない	900	1,114	(47.7%)	214	+23.8%
遊興費を使いすぎてしまう	552	514	(22.0%)	-38	-6.9%
過剰に買い物をしてしまう	342	346	(14.8%)	4	+1.2%
その他(借金防止・再登録等)	356	363	(15.5%)	7	+2.0%
合計	2,150	2,337	(100%)	187	+8.7%

②貸付自粛制度を知った経緯（個信センターを除く）（単位：件、%）

知った経緯	件数	(割合)
家族からの紹介	571	(49.3%)
協会ホームページ	343	(29.6%)
以前に登録したことがある	137	(11.8%)
消費者センター・行政等からの紹介	48	(4.2%)
貸金業者等からの紹介	28	(2.4%)
その他（医師、弁護士、司法書士等）	31	(2.7%)
合計	1,158	(100%)

※ギャンブルを理由とした登録者（1,114人）からの聞き取り結果（複数選択あり）

③ギャンブルを起因とする登録者状況（個信センターを除く）（単位：件、%）

	登録件数	ギャンブル登録者	性別		ギャンブル種類（複数選択含む）						合計
			男性	女性	パチンコ	競馬	ポロトス	競輪	オレトス	その他※1	
令和3年度	2,337	1,114	1,076	38	828	340	255	156	7	64	1,650
(構成比)※2		(47.7%)	(96.6%)	(3.4%)	(50.2%)	(20.6%)	(15.5%)	(9.5%)	(0.4%)	(3.8%)	(100%)
令和2年度	2,150	900	875	25	733	246	166	89	3	40	1,277
(構成比)※2		(41.9%)	(97.2%)	(2.8%)	(57.4%)	(19.3%)	(13.0%)	(7.0%)	(0.2%)	(3.1%)	(100%)

※1 その他とは、宝くじ、オンラインカジノ等 ※2 ギャンブル種類の構成比は複数選択を含む合計に対する比率

④貸付自粛制度撤回の理由（個信センターを除く）（単位：件、%）

撤回申告の理由	撤回件数	(割合)
住宅ローン等の新規契約のため	332	(32.3%)
クレジットカードが必要となった	227	(22.1%)
再登録のため	176	(17.1%)
登録の必要がなくなった	172	(16.7%)
生活資金が必要となった	103	(10.0%)
その他・無回答	18	(1.8%)
合計	1,028	(100%)

⑤貸付自粛制度撤回時の生活改善状況（個信センターを除く）（単位：件、%）

貸付自粛登録時の目的	撤回件数	生活改善ができた	生活改善に取組中	未改善	改善率
ギャンブルがやめられない	573	453	116	4	79.1%
遊興費を使いすぎる	170	143	27	1	84.1%
過剰に買い物をしてしまう	125	105	19	0	84.0%
その他（借金防止、悪用防止等）	112	70	38	3	62.5%
合計	980	771	200	8	78.7%

※協会受付、撤回申告者1,028人からランダムにヒアリングしたため撤回件数とは異なる。（登録目的不明・無回答等48件）

(4)生活再建支援カウンセリング

▶「生活再建支援カウンセリング」の定義

「借金は整理できたが、家計管理が苦手な今後の生活が不安」「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）が治らない」といったケースには、多重債務の再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っている。

金銭や家計管理の実行を支援する「生活再建支援カウンセリング」は、協会独自の取り組みである。

多重債務問題は家族を巻き込む問題でもあるところから、本人のために親族や配偶者は立ち直るための重要なキーパーソンである場合が多く、家族を含めたカウンセリングを行っている。

カウンセリングを担当する相談員は、産業カウンセラー、認定心理士、心理相談員、FP技能士、消費生活相談員等の資格を持つ職員を中心に、一定の研修を受けた職員が行っている。

※産業カウンセラー3名、認定心理士2名、心理相談員3名、FP技能士2名、消費生活相談員1名（重複あり）

相談者との信頼関係を元に、心理カウンセリングを通じて、家計管理の改善実行や債務の原因となった問題行動の改善に取り組んでいる。（相談料は無料）

令和3年度のカウンセリング方法は、コロナ禍の影響で、来協による面接は実施せず、電話、及び試験的に一部オンラインで実施をした。

カウンセリングを終了した相談者からは、多重債務防止の効果があるとの言葉をいただいている。

1 受付状況

新規相談者35人、前年度から繰り越した継続相談者25人、合計60人の相談者に対し、電話及びオンラインによるカウンセリング相談を257回（電話224回、オンライン33回）実施した。

（単位：人、回、%）

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年度対比			
	人数	相談回数	人数	相談回数	人数	相談回数	人数	相談回数	人数		相談回数	
新規・継続									増減	増減率	増減	増減率
新規相談者	30	102	41	160	40	156	35	135	-5	-12.5%	-21	-13.5%
継続相談者	40	177	25	86	22	61	25	122	3	+13.6%	61	100%
相談者合計	70	279	66	246	62	217	60	257	-2	-3.2%	40	18.4%

2 新規相談者の属性等について

新規相談者35人のうち債務者本人は24人（68.6%）、配偶者7人（20.0%）、親族4人（11.4%）となっている。年代別では、「債務者本人」は、40歳代が多く、「配偶者・親族」では、30歳代が多かった。

（単位：人、%）

性別	債務者本人	(割合)	配偶者・親族	(割合)	合計	(割合)
男性	17	(70.8%)	1	(9.1%)	18	(51.4%)
女性	7	(29.2%)	10	(90.9%)	17	(48.6%)
合計	24	(100%)	11	(100%)	35	(100%)

（単位：人、%）

年代別	債務者本人	(割合)	配偶者・親族	(割合)	合計	(割合)
20歳代	6	(25.0%)	0	(0%)	6	(17.1%)
30歳代	7	(29.2%)	4	(36.4%)	11	(31.4%)
40歳代	9	(37.5%)	3	(27.3%)	12	(34.3%)
50歳代	2	(8.3%)	3	(27.3%)	5	(14.3%)
60歳代	0	(0%)	1	(9.1%)	1	(2.9%)
合計	24	(100%)	11	(100%)	35	(100%)

債務の原因は、「ギャンブル癖」「遊興費・飲食費・交際費」各8人（各33.3%）、「買い物」4人（16.7%）、「生活費の補てん」1人（4.2%）、「その他（アダルトサイト・FX等）」3人（12.5%）となっている。

債務者本人の清算経験有無は、「清算あり」19人（79.2%）、「清算なし」5人（20.8%）となっており、約8割が再発している。

清算経験あり19人の内訳は、「親族による肩代わり」13人（68.4%）、「自己資金（貯金）」4人（21.1%）、「任意整理」「法的整理」各1人（各5.3%）となっている。

(単位：人、%)

債務の原因		
(債務者本人24人)	人数	(割合)
ギャンブル癖	8	(33.3%)
遊興費・飲食費・交際費	8	(33.3%)
買い物	4	(16.7%)
生活費の補てん	1	(4.2%)
その他	3	(12.5%)
合計	24	(100%)

(単位：人、%)

清算経験有無		
(債務者本人24人)	人数	(割合)
あり	19	(79.2%)
なし	5	(20.8%)
合計	24	(100%)



(単位：人、%)

清算経験あり		
(債務者本人19人)	人数	(割合)
親族による肩代わり	13	(68.4%)
自己資金（貯金）	4	(21.0%)
任意整理	1	(5.3%)
法的整理	1	(5.3%)
合計	19	(100%)

相談時の「債務の有無」については、「債務あり」23人、「債務なし」1人（相談前に精算を含む）であった。

債務あり相談者23人の債務件数は、「2～3件」8人、「6件以上」6人等で、債務額は、「300万以上」10人、「1～50万未満」「100～200万未満」各4人等となっている。

(単位：人)

債務の有無	
債務あり	23
債務なし	1
合計	24



(単位：人)

債務件数	
2～3件	8
6件以上	6
1件	5
4～5件	4
合計	23

(単位：人)

債務額	
300万以上	10
1～50万未満	4
100～200万未満	4
200～300万未満	3
50～100万未満	2
合計	23

3 終了結果

カウンセリング終了者29人。うち、16人に改善の結果確認ができた。

(単位：人)

終了者の改善内容	前年度以前継続者	令和3年度受付者
問題行動が改善された	7	1
家族関係が改善された	7	0
家計状況が改善された	0	1
合計	14	2

結果は最も順位の高い項目を集計した。

改善の結果が確認できた終了者16人の内、2人が当年度の新規相談者で、残り14人が前年度以前からの継続相談者である。

11人は相談者の都合により途中で中断、2人は不可抗力のため未確認である。

カウンセリングの相談期間は大体1年程度を目安としているが、長い人で数年かかるケースもある。

4 カウンセリング事例（令和3年度最終分）

①【本人（20代男性）・浪費（飲食）による借金の相談】

知人とともに貸付自粛登録を行う為に来協。その際、担当職員にカウンセリングの案内を受け、希望された。借金の原因は飲食費。

まずは現状を把握する為に、家計簿をつけることと、どのように飲みに行きたくなくなってしまうのかの観察記録を依頼。カウンセリングでは観察記録を基に、必ず振り返りを行い、行きたくなくなった場合でも行かずに済む対策を考えて実行してもらった。徐々に自分の欲求をコントロールできるようになり、その後定着したことからカウンセリングを終了した。
(面接回数5回 終了までの期間1年8か月・途中コロナ禍で中断)

②【配偶者（40代女性）・夫の浪費による借金の相談】

ネットで協会のカウンセリングを知り相談した。預貯金の使い込みと借金を含めこれまで300万円使い、今回はカードの借金も発覚したので弁護士に債務整理を頼むことにした。

夫も並行面接を行っていたが、「債務整理をしたのでもう借金はできないし、態度を改めるから」という理由で先にカウンセリングを終了することとなった。

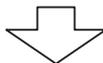
借金の原因は「買い物」というだけで詳しくは教えてもらえず、今後夫とどのように関わっていけばいいかの対策を目的としたカウンセリングの継続を妻から希望された。

カウンセリングでは、妻が夫に対する自分の怒りを抑えられなかったが感情の高まりを自らほぐし、夫への言葉のかけ方を改善する等の対策を実行したところ、夫と円滑なコミュニケーションが取れるようになり、夫婦関係が改善したので終了とした。借金の原因である浪費の内容は分からないが、無理に追求しない、そのうち話してくれるかもという考えをもてるようになったとのこと。
(面接回数10回 終了までの期間10か月)

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

5 アンケート調査による相談者の声

生活再建支援カウンセリングを終了した本人及び家族からのアンケート調査を行っている。



⇒家族の根本的な病気に気づかせてもらい、病院での診療を受けることができました。話を聞いてもらい、気持ちが楽になり、対処の仕方を学ぶことができました。

⇒小さなことをひとつひとつ聞いてくれたことがありがたかったです。必要な事項を親身になって時間を割いていただきありがとうございました。1点しか見つめられない状態でしたが、それを大切なところに焦点をあわせられるようにもっていただきました。

⇒カウンセラーに励ましていただき、1年間でかなり問題を改善することができました。そして、なにより気持ちが楽になりました。本当にありがとうございました。

⇒相談先がなく困っていましたが、親身に相談に対応していただき、長年の心配がなくなりました。大変ありがとうございました。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

3. 苦情

▶「苦情」の定義

「貸金業務等に関し、その契約者による当該貸金業務等を行った者に対する不満足の表明」としており、苦情申立人の申出・主張の内容に従って分類している。

(1)苦情処理状況

「苦情」受付件数は、9件（対前年度増減率-52.6%）であった。

「苦情」が減少した要因としては、説明不足や認識のずれ等が原因で苦情となった事務処理・請求業務について顧客対応が適切に行われた結果と考えている。

協会が平成22年10月の指定紛争解決機関（金融ADR）開設以降、最も少ない年間の受付件数となった。

※事務処理（4件）→事務処理ミス及び電話対応時の曖昧な説明等

※請求業務（3件）→第三者へ請求内容連絡、弁護士委任後の請求等

（単位：件、%）

分類	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
事務処理		6	5	8	4	(44.5%)	-4	-50.0%
請求業務		1	2	6	3	(33.3%)	-3	-50.0%
帳簿の開示		3	1	0	1	(11.1%)	1	-
個人情報		1	0	0	1	(11.1%)	1	-
契約内容		4	4	3	0	(0%)	-3	-100%
クレジットカード等不正使用		8	8	2	0	(0%)	-2	-100%
融資関連		2	0	0	0	(0%)	0	-
過払金		1	0	0	0	(0%)	0	-
合計		26	20	19	9	(100%)	-10	-52.6%

(2)終了件数

令和3年度において、苦情処理手続きを終了した9件（令和2年度からの繰越事案1件含む）の手続き終了までの所要日数は、「1か月未満」が7件（77.8%）、「1か月以上3か月未満」「3か月以上6か月未満」が各1件（各11.1%）となっている。なお、令和4年度への繰越事案は1件となった。

（単位：件）

処理結果	苦情処理手続段階における所要日数別内訳				合計
	1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	
(苦情として)解決	5	1	1	0	7
紛争への移行	1	0	0	0	1
打ち切り	1	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0
合計	7	1	1	0	9

(3)主な苦情事例

【事務処理】

A社（以下相手方）でクレジットとキャッシングを利用していた。〇月末に一括返済するため、相手方に連絡し返済総額を確認し、振込を完了した。ところが、翌月毎月分が引き落とされていたため、カスタマーセンターに連絡した。翌日カスタマーセンター担当者から回答があり、引き落としがあることについて説明をしなかったことへの謝罪があったが、私が、口座からお金を抜いておかないから引き落とされたというニュアンスで言われ、私が悪いような言い分に憤慨した。返金してくれることになったが、相手方へ私が遅れたら損害金を取られるのであるから同条件で損害金を付して返金して欲しいと訴えた。しかし、損害金を付しての返還はできかねるとの回答であり納得のいく対応でない。協会から指導してほしい。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

(4)業態別苦情件数

業態別苦情件数は、受付件数9件の内、7件が消費者向無担保貸金業者及びクレジット会社等であった。（事務処理ミスや電話対応時の曖昧な説明等の苦情が多かったため）

（単位：件、％）

業態	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
消費者向無担保貸金業者		10	5	9	3	(33.4%)	-6	-66.7%
クレジットカード会社		2	8	3	2	(22.2%)	-1	-33.3%
消費者向住宅向貸金業者		2	1	2	2	(22.2%)	0	0%
流通・メーカー系会社		6	3	0	2	(22.2%)	2	-
信販会社		2	1	2	0	(0%)	-2	-100%
消費者向有担保貸金業者		0	0	2	0	(0%)	-2	-100%
事業者向貸金業者		4	2	1	0	(0%)	-1	-100%
合計		26	20	19	9	(100%)	-10	-52.6%

【参考】

《苦情件数の減少について》

電話担当者の初期対応による苦情の改善を図るため、平成28年度より協会員向けに「カウンセリング的手法を用いた顧客対応研修」を実施し、顧客対応のための支援を行ってきた結果、苦情件数は大幅に減少し、協会員の顧客対応窓口整備が整って来たことが浸透している。

また、相談者から寄せられる不満足の原因には誤解や思い違い等によるものもあり、協会員の担当者と連携をとって事実確認を行った結果、下記の事例のように苦情の申し立てに至らずに済むケースもある。

【苦情に至らなかった不満足の原因】

（単位：件、％）

分類	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)
融資関連		38	12	17	16	(50.0%)
返済困難		1	0	3	4	(12.5%)
信用情報関連		5	1	2	1	(3.1%)
帳簿の開示		1	0	2	0	(0%)
その他(※)		16	9	12	11	(34.4%)
合計		61	22	36	32	(100%)

※その他は、システム上の手続きや電話応答の不満足等

《苦情に至らなかった不満足の表明事例》

【申立て内容】

14万円の借入れがあり、毎月の返済額は8千円である。キャッシング利用枠が15万円だったので、あとで引き出せると思い10万円分振込で入金した。アプリで確認すると、総合的な判断により新規融資は利用を停止しているというメッセージが出たので、相手方に確認したところ、規約により利用できないとのことであった。誤って入金したものであり、生活費で必要なので、一か月分の返済額を差し引いた金額を返金してもらいたい。

【貸金業者確認回答】

総合的な判断により新規融資の利用停止となっていることは一か月前に通知している。また、申出人は、誤入金と主張しているが、誤入金防止のため、入金の際は最後に承諾ボタンがありワンステップおいているので、10万円の返済意思があったことを確認をしている。したがって誤入金では無いので返金できないということを申出人に説明したいとのことであった。

【協会の対応】

相手方貸金業者に対して、規約及び返金できない理由を、申出人にわかりやすい説明をするよう要請したところ、その後、申出人から相手方からの説明で納得したとの連絡があったので苦情とせず、協会の対応については了承を得た。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

4. 紛争

▶ 「紛争」の定義

契約者等と貸金業者との間の紛争につき、紛争解決委員（弁護士）が中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解による解決を図るものをいう。

(1)紛争解決手続（ADR）受理状況

「紛争」受付件数は、1件（対前年度増減率-83.3%）であった。

「紛争」が減少した要因としては、クレジットカード等不正使用の事案がなかったことによる。

「契約内容」1件→住宅ローンの審査期間の遅延によるローン特約期間の超過によって違約金が発生した。

（単位：件、%）

分類	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(割合)	前年度対比	
							増減	増減率
契約内容		2	2	0	1	(100%)	1	-
クレジットカード等不正使用		2	2	5	0	(0%)	-5	-100%
融資関連		1	0	1	0	(0%)	-1	-100%
個人情報		3	0	0	0	(0%)	0	-
事務処理		1	0	0	0	(0%)	0	-
その他		1	0	0	0	(0%)	0	-
合計		10	4	6	1	(100%)	-5	-83.3%

(2)終了件数

令和3年度において、令和2年度からの繰越事案1件を加えた2件について紛争解決手続を実施し2件手続を終了した。なお、令和4年度への繰越事案はなかった。

（単位：件）

処理結果	苦情処理手続段階における所要日数別内訳				合計
	1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	
和解	0	0	2	0	2
取下げ	0	0	0	0	0
見込みなし	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	0	2

(3)紛争事例

【契約内容】

申立人は住宅ローンの審査に関する不足書類等の提出を最短で行っていたが、相手方がローン特約の期限を超過して審査の回答を出したことで、ローン特約期間の超過による違約金が発生したので、この違約金の補償を求めたい。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

【参考】

《紛争解決業務に係る所要期間等の年度別推移》

4年間（平成30年度～令和3年度）の終結までの期間については、24件中17件（70.8%）は、規則上の標準処理期間6か月以内に終結している。

標準処理期間の6か月を超えて終結した7件の要因については、録音の反訳書作成や残高・経緯の認識相違の確認等の事実確認に時間がかかったものが3件、発生場所や海外で資料等の取り寄せ・提出等に時間がかかったものが2件、コロナの影響で聴聞日を延期したものが1件、その他1件であった。

4年間（平成30年度～令和3年度）の終結までの平均処理期間は、事案個別事情はあるものの平均4.8か月となっている。

4年間（平成30年度～令和3年度）の終結件数24件の和解件数は、13件（54.2%）となっている。

不調で終了した11件の要因は、クレジットカード暗証番号取引が6件、信用情報機関と貸金業者の運用ルールに基づき信用情報の抹消に応じられないものが3件、和解の意向はあるものの和解金額の認識の隔たりが大きく双方が歩み寄れなかったものが1件、担保ローンの担保に対する金融商品取引法違反という「貸金業関連紛争」に該当しないものが1件であった。

4年間（平成30年度～令和3年度）の標準処理期間内での終結件数17件の和解件数は、10件（58.8%）となっている

（単位：件、%）

対象期間と計数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
(1)終結件数	11件	5件	6件	2件	24件
(2)終結までの期間別件数（構成比）					
1か月未満	0件	0件	0件	0件	0件
1か月以上～3か月未満	2件	2件	0件	0件	4件
3か月以上～6か月未満	5件	1件	5件	2件	13件
6か月以上～	4件	2件	1件	0件	7件
(3)処理期間内外の件数（構成比）（※）					
標準処理期間（6か月）内	7件	3件	5件	2件	17件
標準処理期間（6か月）外	4件	2件	1件	0件	7件
(4)平均処理期間（月数）	4.9月	5.0月	3.7月	5.5月	（平均）4.8月
(5)紛争解決手続担当の組数又は人数	3人	3人	3人	3人	（平均）3人
(6)紛争解決手続担当（紛争解決委員等）の一組（合議制）又は一人（単独制）当たりの処理件数（紛争解決手続終結件数/組数又は人数）	3.7件	1.7件	2.0件	1.0件	（平均）2.1件
(7)和解件数（和解率）	5件（45.5%）	3件（60.0%）	3件（50.0%）	2件（100%）	13件（54.2%）
うち処理期間6か月未満での和解件数（和解率）	5件（71.4%）	1件（33.3%）	2件（40.0%）	2件（100%）	10件（58.8%）
うち処理期間6か月以上での和解件数（和解率）	0件（0%）	2件（100%）	1件（100%）	0件（-）	3件（42.9%）

※標準処理期間内外に、規程上の処理がなされた件数（構成比）。

5. 貸付自粛制度の周知活動及び成年年齢引下げに係る取組み

(1) 貸付自粛制度の周知活動

ギャンブル等依存症防止対策を推進している行政機関、公営競技団体及びパチンコホール組合、ギャンブル等依存関連相談団体等に対して周知活動を実施。

→都道府県の消費生活センター500か所へ貸付自粛制度周知ポスターを配付。

→公営競技団体等と定期的な意見交換会を行い周知活動を推進。

- ・ 地方競馬全国協会（NAR） ・ 一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
- ・ 公益社団法人 全国競輪施行者協議会 ・ 全国小型自動車競走施行者協議会
- ・ 全日本遊技事業協同組合連合会

→ギャンブル等依存対策関連相談団体との意見交換等。

- ・ 依存問題の支援に携わる団体とのオンライン勉強会 ・ ギャンブル依存予防回復支援センター
- ・ ギャンブル依存症家族の会 ・ 船橋北病院、藍里病院 ・ NEXUS(株)

→その他

貸付自粛に係る問合せのあった団体や機関に対して、説明と関係資料（貸付自粛ポスター、貸金業相談・紛争解決センターリーフレット等）の配付を実施。

(2) 成年年齢引下げに係る金融トラブル防止に対する取組み

令和4年4月1日からの成年年齢引下げに伴い、若年者が金融トラブルに巻き込まれないための若年者向け啓発資料配布及び行政・協会員等との意見交換、情報共有を実施。

→若年者の金融トラブル防止に特化したミニパンフレットを作成し、機関紙等で配布方法等を広く周知。

→教育機関（大学等）に、金融トラブル防止ミニパンフレット等を配付。

→近隣に教育機関が多数存在する東京都内の自動車教習所を中心に、入校式等で金融トラブル防止ミニパンフレット等の配付を依頼。

→消費者センターや協会員等と意見交換会を実施し、若年者の金融トラブル事例について情報共有。

→情報商材等被害者から手口等について情報収集。

→懸念される若年者層の金融に係るトラブルに対応するため、専任の相談員を配置した「若年者金融トラブルホットライン」の開設準備。

→大手コンビニチェーンに、金融トラブル防止ミニパンフレットを設置依頼。

→教育研修部と連携し、大学、専門学校、高等学校等で、金融トラブル事例と防止策等をテーマとした出前講座を実施。

→その他

成年年齢引下げに関する問合せがあった団体や機関に対して、説明と金融トラブル防止ミニパンフレット等の配付を実施。

6. 広報・講演等活動状況

(1)消費生活相談員等向け講座

消費者啓発課との連携事業として、貸金業相談・紛争解決センターから職員を派遣し講演活動を実施した。

講座	センター職員による講演回数
<p><u>消費生活相談員等向け講座</u></p> <p>消費生活相談員等の相談対応スキルの向上を目的とした各研修会でカウンセリング的手法を活用した相談スキル及び家計管理支援の方法等の出前講座（リモート含）を実施した。なお、財務局相談員向け講座は、Web会議システムを利用したリモートで実施した。（延べ23団体 202名受講）</p>	19回

※実施先団体等については、67ページ [相談員向け] 参照。（19回、21回を除く）



消費生活センター相談員向け出前講座



消費生活相談員向けリモート講座

(2)その他活動

1 行政・警察当局等との連携

多重債務問題やヤミ金融等違法業者問題の状況把握と適切な対応を図るため、北海道地区の登録行政庁（財務局・道庁）、警察本部、消費生活センターを訪問して情報提供・意見交換を行った。また、毎月、警視庁生活経済課へヤミ金融関連情報を提供した。

2 財務局との「意見交換会」の開催

令和3年8月26日（相談に苦慮する事例、最近多い事例について）、12月20日（ギャンブル等依存症の疑いのある方からの相談について）、令和4年2月21日（返済意思のない相談や自殺リスクのある相談者、高齢者の相談等の対応について）、3月14日（債務整理に関する相談対応について）、以上各テーマに関する財務局相談員との意見交換会をWeb会議で4回開催した。



3 消費生活センター相談員との「情報・意見交換会」の開催

令和3年10月26日（九州地区）、10月28日（近畿地区）、11月12日・16日（東京地区）、消費生活センター相談員との「情報・意見交換会」（通算9回）をWebで開催し、資金需要者等の利益の保護を図るために、情報の共有化と緊密な連携を図った。内容は、協会の活動及び業界の動向について説明し、成年年齢引下げに伴う若年層の金融トラブル防止に関する取組み等について意見交換を行った。



4 国民生活センター相談員との「実務担当者意見交換会」の開催

令和3年8月25日、令和4年1月25日、国民生活センター相談員との「実務担当者意見交換会」（通算13回）をWebで開催し、資金需要者等への相談を的確に行うために情報の共有化及び相互連携を図った。内容は、協会の活動状況や今後の取組みなどについて説明し、情報商材によるトラブル事例や成年年齢引下げに伴う若年層の金融トラブル防止に関する取組等について意見交換を行った。



5 協会員との「情報・意見交換会」の開催

令和3年10月5日、協会員15社のお客さま相談関係部署責任者との「協会員との意見交換会」（通算6回）を、対面及びWebで開催し、資金需要者等への相談を的確に行うために情報の共有化及び相互連携を図った。内容は、協会の活動状況や今後の取組みなどについて説明し、消費者相談内容の傾向や従業員に対するカスタマーハラスメント等について意見交換を行った。



6 「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加

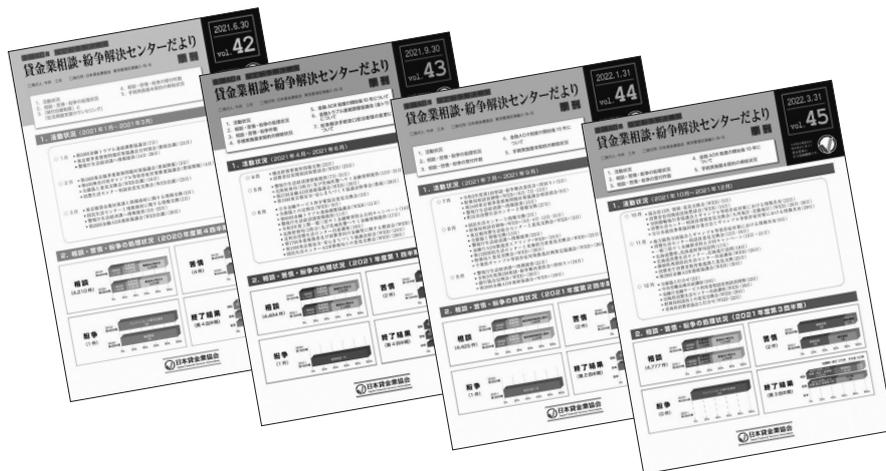
東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」（上期：令和3年6月14～20日、下期：11月15～21日）に参加し、Webサイト等でヤミ金融被害防止に向けた消費者への啓発活動を行った。

7 「ギャンブル等依存症問題啓発週間」での取り組み

ギャンブル等依存症対策基本法で定める「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（令和3年5月14日～20日）に、協会Webサイトへ「ギャンブル等依存度チェック」を設置し、ギャンブル等依存症を相談する窓口の案内を行った。

8 「貸金業相談・紛争解決センターだより(季刊)」の発行

手続実施基本契約を締結した加入貸金業者向けに「貸金業相談・紛争解決センターだより」を年4回発行し、苦情・紛争解決事案に関する情報等のフィードバックを行った。



9 指定紛争解決機関(ADR)の会議体について

指定紛争解決機関：日本貸金業協会・全国銀行協会・信託協会・生命保険協会・日本損害保険協会・保険オンブズマン・日本少額短期保険協会・証券・金融商品あっせん相談センター(8団体)

「金融ADR連絡協議会」は、年4回(令和3年5月20日、9月29日、11月30日、令和4年3月23日)開催され、「円滑な紛争解決手続の提供に向けた取組・工夫」、「今後の課題等の整理・確認と現時点での対応等について」、「苦情・紛争の未然防止に資する情報提供」、「苦情・紛争に関する情報における利活用の工夫」等について意見交換を行った。

また、「金融トラブル連絡調整協議会」は、年2回(令和3年6月11日、令和4年1月14日)開催され、「各指定紛争解決機関の業務実施状況」、「相談・苦情等への的確な対応・手続に向けた取組」、「金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況」等について意見交換を行った。

[表紙]

日本貸金業協会
こんなトラブルに
巻き込まれていませんか!?
困った時の相談先
トラブルに巻き込まれたら慌てず相談を
一人でも悩まないで!
0570-051-051
188
#9110
貸付自粛制度をご存知ですか?
問もなく成人する皆さんへ
2022年4月1日より、成年年齢が18歳に
引き下げられます。
成年になると未成年者取消権(※)がなくな
ることから、18歳・19歳の方たちは悪質
業者の嗜好のターゲットになると考え
られます。十分にご注意ください。
※未成年者が法定代理人(親権者や未成年後見人)の同意
を得ないでした契約は、法定代理人や本人が取り消し
することができます。

[中面]

自分ですべて決めた。
もう借りない。増やさない。
ご存知ですか?
貸付自粛制度
ギャンブル… 買い物… 浪費… 過度の遊興…
ついお金を借りすぎてしまう
そんな方に
貸付自粛制度とは
ご本人が自らに浪費の習慣があることや
ギャンブル等依存症によりご本人やその家
族の生活に支障を生じさせるおそれがある
こと、その他の理由により、自らを自粛対象
者とする旨を個人信用情報機関に登録し、
一定期間、個人信用情報機関の会員に対し
て提供する制度です。
申告できるのは
ご本人のみです。
申告の方針、詳しくは印書等
をご覧ください。お電話にて
お問合せください。
登録可能な個人信用情報機関は以下のとおりです。
■(株)日本信用情報機構(JICC)
■(株)シーアイシー(CIC)
■ 全国銀行個人信用情報センター
お問合わせ先
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
0570-051-051
受付時間 9:00~17:00
※受付時間外は、PCからメールでお問合せください。
全国銀行協会 金融トラブル相談センター
0120-540-558
受付時間 9:00~18:00、18:00~17:00
※受付時間外は、PCからメールでお問合せください。

金融トラブル被害防止に関する啓発ミニパンフレット

全国銀行協会と共同作成した「貸付自粛制度周知ポスター」

3 監査の実施

1. 令和3年度監査計画

(1) 監査方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施するが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局等の関係機関と引き続きより緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、本協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

(2) 監査の重点事項

令和3年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ① 法令等遵守状況
- ② 経営管理機能の発揮状況（第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む）
- ③ 返済能力調査の適切性（若年者に対する貸付けに係る返済能力調査の適切性を含む）
- ④ 不動産向け貸付けの審査態勢
- ⑤ 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況
- ⑥ システムリスク管理態勢の整備状況（情報セキュリティ管理態勢を含む）
- ⑦ 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

(3) 監査対象協会員等

- ① 実地監査 一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分配慮したうえで実施する。
- ② 書類監査 令和3年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度（令和4年度）に貸金業者登録の満了日を迎える協会員とし、令和3年度下期に行う。
また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

2. 監査の手法等

(1) 実地監査

① 対象協会員

一般監査は、協会員自らの内部管理態勢の整備・充実に支援するとの観点から、当局検査や協会監査の実施状況、協会員の規模や業務内容等を総合的に勘案して対象協会員を選定、実施した。

また、特別監査は、監督官庁から要請があった協会員及び協会が監査結果等に基づき改善報告等を求めた協会員を対象に実施した。

② 事前調査等

監査実施通知書に貸金業務に関する質問書を同封し、契約書ひな型等関係資料とともに返送を受け、さらに、電話によるヒアリングなどを加えて業務内容等の把握に努めた。

また、担当監査員は、対象協会員に係る調査・確認結果とこれを踏まえた主要監査項目と検証事項、着

眼点等を取りまとめ、監査部門全員が参加する「監査情報報告会」に提出、同報告会から意見・アドバイス等を受けて監査に臨んだ。

③本調査等

「監査ガイドライン」(実地監査マニュアル)に基づき法令等順守状況及び内部管理態勢の整備状況を検証した。また、指摘事項については、発生原因まで掘り下げて検証し、改善措置及び再発防止策に係る改善指導を行った。

また、対象協会員が適切な業務運営の確保のために独自に取り組んでいる良い事例については、対象協会員の協力のもと、関係資料も含め積極的に収集した。

④その他

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査で指摘した事例については、解説を付して「指摘事例集」として取りまとめて協会員に周知した。また、協会員の内部管理態勢の整備・充実に資するため、実地監査で収集した良い事例についても、取りまとめて協会員に周知した。

(2)書類監査

書類監査報告書の設問については、本来の目的であるモニタリングに重点を置き、業務運営上の基本的事項について、簡潔な質問をして回答を得る方式とすることに努めた。

定期書類監査の設問数は、態勢整備編29問、貸付実務編26問、法令改正編7問で、合計62問とし、個別(新規)監査の設問数は、態勢整備編34問、貸付実務編18問、法令改正編6問で、合計58問とした。

なお、改善指導については、設問に対し未整備、未実施と回答した協会員には、架電及び郵送等により改善指導を実施した。

①定期書類監査

令和4年度に貸金業者登録の満了日を迎える356協会員のうち、廃業等の7協会員を除く349協会員に実施した。

(スケジュール)

- a. 令和4年1月17日 定期書類監査実施通知書発出
- b. 令和4年2月18日 定期書類監査報告書提出期限
- c. 令和4年4月15日 定期書類監査結果通知書発出

②個別(新規)書類監査

当協会に新規加入から概ね6ヵ月が経過した38協会員に実施した。

- a. 令和3年4月23日 12協会員に実施
- b. 令和3年7月26日 6協会員に実施
- c. 令和3年11月25日 10協会員に実施
- d. 令和4年2月25日 10協会員に実施

3. 監査結果について

■実地監査

(1)監査結果の概要

令和3年度の実地監査は、2回の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響があり、86協会員(内訳：一般監事80会員、特別監査6会員 前年度53協会員)に対して実施した。業態別では消費者向けが53会員(構成比61.6%)、事業者向けが33会員(同38.4%)であった。

実地監査の結果、指摘があった会員は21会員(前年度19会員)で、その割合は24.4%(同35.8%)であった。指摘件数の合計は36件(同34件)で、実施した1会員当たりの指摘件数は0.4件(同0.6件)、指摘があった1会員当たりの指摘件数は1.7件(同1.8件)であった。

指摘事項については、「契約締結前・契約締結時書面関係(貸金業法第16条の2及び第17条)」及び「利息、保証料にかかる制限等(貸金業法第12条の8)」が多く、指導事項では、「ホームページの記載事項」、

「マネロン・テロ資金供与対策」、「反社会的勢力に対する態勢整備」及び「社内規則の策定」に関するものが多く見受けられた。

①実施協会員数等

実施協会員数 (A)	86協会員	指摘有協会員の発生率 (B/A)	24.4%
指摘有の協会員数 (B)	21協会員		

②指摘件数等

区分	指摘項目	指摘事項	法令等違反事項	改善事項	指導事項
一般監査	貸金業法	34件	7件	27件	
	自主規制関連	2件	0件	2件	
	その他法令	0件	0件	0件	
小計	指摘件数	36件	7件	29件	240件
特別監査	貸金業法	0件	0件	0件	
	自主規制関連	0件	0件	0件	
	その他法令	0件	0件	0件	
小計	指摘件数	0件	0件	0件	11件
合計	指摘件数 (C)	36件	7件	29件	251件
指摘有の協会員数* (D)		21会員	6会員	20会員	78会員
実施した1協会員当たりの指摘件数 (C/A)		0.4件	0.1件	0.3件	2.9件
指摘有の1協会員当たりの指摘件数 (C/D)		1.7件	1.2件	1.5件	3.2件

* 「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した会員が5会員あるため、合計数は一致しない。

- ・「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。
- ・「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。
- ・「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

《参考》実地監査結果の年度別推移

実施年度 (和暦)		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
実施協会員数 (A)		102	105	123	119	131	119	101	101	53	86
監査 結果 (1)	指摘有の協会員数 (B)	39	43	48	53	72	36	33	26	19	21
	指摘有協会員の 発生率 (B/A)	38.2%	41.0%	39.0%	44.5%	55.0%	30.3%	32.7%	25.7%	35.8%	24.4%
監査 結果 (2)	指摘件数 (C)	103	85	88	117	140	64	58	56	34	36
	実施した1協会員当たりの 指摘件数 (C/A)	1.0	0.8	0.7	1.0	1.1	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4
	指摘有の1協会員当たりの 指摘件数 (C/B)	2.6	2.0	1.8	2.2	1.9	1.8	1.8	2.2	1.8	1.7

(2)指摘内容 (法令等違反事項及び改善事項)

(単位:件)

法令等	概要	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
		法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項
貸金8条	変更の届出	—	—	1	1	—	—
貸金12条の4	証明書の携帯等	—	—	—	—	—	1
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	2	4	2	5	—	2
貸金13条	返済能力の調査	1	2	1	1	4	—
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	—	1	—	1	2	—
貸金16条	誇大広告の禁止等	—	—	—	—	—	—
貸金16条の2	契約締結前書面の交付	2	8	2	3	6	8
貸金17条	契約締結時書面の交付	2	8	2	10	3	16
貸金18条	受取証書の交付	—	1	—	1	—	3
貸金19条	帳簿の備付け	—	2	—	—	—	2
貸金20条	特定公正証書に係る制限	—	—	—	1	—	—
貸金21条	取立て行為の規制	—	1	—	2	—	3
貸金22条	債権証書の返還	—	—	—	—	—	1
貸金23条	標識の掲示	—	—	—	—	—	1
貸金24条	債権譲渡等の規制	—	—	—	—	—	—
貸金24条の6の2	開始等の届出	—	—	—	—	—	—
貸金41条の35	個人信用情報の提供	—	—	—	—	—	—
貸金41条の36	指定信用情報機関への個人信用情報の提供等に係る同意の取得等	—	—	—	—	1	—
貸金業法計 (A)		7	27	8	25	16	37
自主11条	社内態勢整備	—	—	—	—	1	—
自主31条	法人であることの確認	—	—	—	—	—	—
自主32条	返済能力の確認	—	2	—	—	—	1
自主規制基本規則計 (B)		—	2	—	—	1	1
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	—	—	—	1	—	1
その他法令計 (C)		—	—	—	1	—	1
総計 (A+B+C)		7	29	8	26	17	39

貸 金：貸金業法

自 主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収：犯罪による収益の移転防止に関する法律

(3)指導事項

(単位:件)

概要	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1. ホームページの記載事項 ・貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示等) ・ホームページのアドレスが登録申請の内容と相違している。 ・協会番号の表示が協会推奨方式と相違している。等	49	28	54
2. 反社会的勢力に対する態勢 ・反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。 ・反社情報データベースが構築されていない。 ・特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。等	30	22	43
3. 社内規則の策定 ・法令改正に伴う社内規則の改訂がされていない。等	29	22	36
4. 届出事項 ・立入検査に係る届出書が提出されていない。等	19	15	19
5. 貸付条件表の掲示内容 ・貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。 ・担保に関し、保証人についての記載がない。等	4	3	18
6. 研修(周知徹底) ・実施記録を作成・保存していない。等	14	15	14
7. 取引時確認記録 ・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の作成漏れ、記載漏れ。 ・法人との取引において、実質的支配者の取引時確認記録を作成していない。等	6	9	12
8. 内部監査 ・内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。等	15	6	11
9. 業務検証 ・業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。等	8	6	7
10. 個人情報の安全管理措置 ・個人情報の取得に際して、書面等による同意を得ていない。 ・個人情報の取得の同意書面の同意項目が不足している。等	2	5	5
11. マネロン・テロ資金供与対策 ・特定事業者作成書面等を作成していない。等	46	19	5
12. 個人情報保護宣言の公表 ・個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。等	4	2	3
13. 借入れの意思の確認 ・借入申込書の記載項目が不足している。等	2	-	3
14. 従業者名簿 ・従業者名簿と従業者証明書の番号が相違している。等	1	2	2
15. 指定紛争解決機関の名称の公表 ・指定紛争解決機関の名称を公表していない。	7	1	2
16. 貸金業者登録票 ・登録有効期間の表示に誤りがある。等	-	1	2
17. 加入指定信用情報機関の名称の公表 ・加入指定信用情報機関の名称を公表していない。	5	1	1
18. 従業者証明書	-	-	1
19. その他 ・交渉経過の記録に軽微な不備がある。 ・催告書面に軽微な不備がある。 ・代理店管理に不備がある。等	10	3	19
総計	251	160	257

(4)実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

①法令等遵守態勢

- ・当会員は協会の新着情報配信サービスの情報を随時確認しており、社内規則等についてタイムリーに改定を行うなど態勢整備に努めている。(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者5名未満)

②業務検証

- ・当会員は社内態勢整備に関するモニタリングシートを作成のうえ、半期に一回全部署の業務実施状況を点検している。点検結果は内部管理部門の責任者が態勢整備状況を検証のうえ経営会議に報告し、適正な業務運営確保に努めている。(クレジットカード会社 貸金業務従事者50名未満)

③資金需要者保護

- ・当会員は若年者への契約に当たり名義借りやマルチ商法について独自に作成した注意喚起文書を基に説明し、また利用目的を適正に申告するよう促すなど金融トラブル防止に努めている。
(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者5名未満)

④社員教育等

- ・当会員は少規模事業者であるが、貸金業務取扱主任者が年間研修計画を作成し、毎月1回の頻度で貸付審査業務、個人情報の安全管理措置等について業務研修を実施している。
更に、業務が適正に行われているか定期的にモニタリングを実施するなど、内部管理態勢の整備に努めている。
(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者5名未満)
- ・当会員はコンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、年間を通して各種研修を実施している。具体的には月1回以上勉強会を実施することとしており、犯罪収益移転防止法等の周知や協会の苦情相談実績に基づく事例及び対応策について説明している。
(クレジットカード会社 貸金業務従事者20名未満)

(5)実地監査協会の詳細

①登録行政庁別の実施協会員数

登録行政庁	令和3年度		令和2年度	
	協会員数	数構成比	協会員数	構成比
財務局長登録	18 協会員	20.9%	7 協会員	13.2%
都道府県知事登録	68 協会員	79.1%	46 協会員	86.8%
合計	86 協会員	100.0%	53 協会員	100.0%

②業態区分別の実施協会員数

業態区分	令和3年度		令和2年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
1: 消費者向無担保貸金業者	29 協会員	33.7%	14 協会員	26.4%
2: 消費者向有担保貸金業者	5 協会員	5.8%	6 協会員	11.3%
3: 消費者向住宅向貸金業者	2 協会員	2.3%	8 協会員	15.1%
4: 事業者向貸金業者	30 協会員	34.9%	16 協会員	30.2%
5: 手形割引業者	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
6: クレジットカード会社	15 協会員	17.4%	3 協会員	5.7%
7: 信販会社	2 協会員	2.3%	0 協会員	0.0%
8: 流通・メーカー系会社	0 協会員	0.0%	1 協会員	1.9%
9: 建設・不動産業者	3 協会員	3.5%	2 協会員	3.8%
10: 質屋	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
11: リース会社	0 協会員	0.0%	3 協会員	5.7%
12: 日賦貸金業者	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
13: 非営利特例対象法人	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
合計	86 協会員	100.0%	53 協会員	100.0%

③資本金別の実施協会員数

資本金	令和3年度		令和2年度	
	協会員数	数構成比	協会員数	構成比
1億円以上	17 協会員	19.8%	19 協会員	35.8%
5千万円以上～1億円未満	31 協会員	36.0%	16 協会員	30.2%
2千万円以上～5千万円未満	17 協会員	19.8%	6 協会員	11.3%
2千万円未満	19 協会員	22.1%	10 協会員	18.9%
個人事業者	2 協会員	2.3%	2 協会員	3.8%
合計	86 協会員	100.0%	53 協会員	100.0%

④融資残高別の実施協会員数

融資残高	令和3年度		令和2年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
100億円以上	5 協会員	5.8%	7 協会員	13.2%
50億円以上～100億円未満	1 協会員	1.2%	1 協会員	1.9%
1億円以上～50億円未満	45 協会員	52.3%	26 協会員	49.1%
5千万円以上～1億円未満	7 協会員	8.1%	8 協会員	15.1%
5千万円未満	28 協会員	32.6%	11 協会員	20.8%
合計	86 協会員	100.0%	53 協会員	100.0%

②書類監査

(1)監査結果の概要

令和3年4月1日付で公表した「令和3年度監査計画について」に基づき、令和4年1月17日から定期書類監査を実施した。

令和3年度については、前年度に引き続き令和4年度に貸金業者登録有効期間の満了日を迎える協会員を対象（1会員あたり3年に1回の頻度）に定期書類監査を実施し、併せて、社内規則の点検も実施した。

また、新たに協会加入した協会員を対象に協会員の業務の適正な運営を確保するため、個別に書類監査を概ね6ヵ月経過した協会員に実施した。

定期書類監査の結果、指摘事項が14協会員・指摘件数16件となり、個別（新規）書類監査の結果は、指摘事項はなかった。

(2)定期書類監査

①監査対象協会員

協会員区分	発出協会員
協会員数	356協会員

※発出協会員…貸金業者登録満了日が令和4年4月1日から翌年3月31日に到来する協会員

②監査報告書・社内規則提出状況

提出状況	協会員数	割合
提出数	349 協会員	98.0%
（廃業等）	7 協会員	2.0%
合計	356 協会員	100.0%

（内訳 廃業5件、病气2件）

※監査通知発送日 令和4年1月17日（提出締切 令和4年2月18日）

③点検結果

イ.定期書類監査報告書

評価	協会員数	構成比	指摘件数
指摘事項のある協会員	14 協会員	4.0%	16件
指摘事項のない協会員	335 協会員	96.0%	—
合計	349 協会員	100.0%	—

※主な指摘事項は、「取引時確認方法」の理解不足、反社会的勢力に関するデータの未整備となります。

ロ.社内規則

評価	協会員数	割合
不適格	112 協会員	32.1%
適格	237 協会員	67.9%
合計	349 協会員	100.0%

※指摘事項は、点検対象とした社内規則が最新の関係法令等の改正に未対応、又は対応不十分となります。

※不適格な社内規則は、当該協会員に架電及び郵送等により改善指導を完了しています。

(3)個別書類監査

評価	4月発出	7月発出	11月発出	2月発出	計
実施件数	12協会員	6協会員	10協会員	10協会員	38協会員
指摘事項のある協会員	0協会員	0協会員	0協会員	0協会員	0協会員
指摘件数	0件	0件	0件	0件	0件

※新たに協会に加入した38協会員に対し、新規加入業者向けに法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する個別監査報告書を策定し実施しました。

※指摘事項については、令和3年度実施分はありませんでした。

(4)指摘内容

(単位:件)

	法令等	指摘の概要	令和3年度指摘件数
			定期書類監査
貸金業法等	貸金8条	貸金業に係る登録事項の変更等	1
	施行令3条の2	貸金業者の最低純資産額	2
	監Ⅱ-2-6(1)②イ	反社会的勢力に関するデータベースの構築	3
	監Ⅱ-2-9(2)⑤(注)	旧氏及び名の使用	1
	金融分野G第18条1項	「個人情報保護宣言」の公表	1
貸金業法計			8
個別			定期書類監査
	個別5.3条2項(2)号(後注2)	取引時確認等の措置等(対面による被保険者証のマスクング)	3
	個別5.3条2項(2)号(後注2)	取引時確認等の措置等(非対面による被保険者証のマスクング)	5
	自主規制基本規則(社内規則策定ガイドライン)計		8
計			16

貸金：貸金業法
 施行令：貸金業法施行令
 監：貸金業者向けの総合的な監督指針
 金融分野G：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
 個別：社内規則策定ガイドライン

<ご参考>主な指摘事項にかかる点検内容

点検29	反社会的勢力による被害の防止	
反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していますか。	1.構築している	
	2.構築していない	
点検60	被保険者証の提示による本人確認等の措置(対面)	
被保険者等記号・番号等にマスクングが施されていない写しを受けた場合には保険者等記号・番号等にマスクングを施していますか。	1.マスクングを行っている	
	2.マスクングを行っていない	
点検61	被保険者証の提示による本人確認等の措置(郵送)	
被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスクングを施すよう求めていますか。	1.求めている	
	2.求めない	

【参考】令和3年度監査計画

令和3年度の監査計画は、令和2年度監査における監査結果及び貸金業界を取り巻く状況などを考慮して策定した（令和3年4月1日公表）。

(1) 監査の基本方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

(2) 監査の重点項目

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ① 法令等遵守状況
- ② 経営管理機能の発揮状況（第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む）
- ③ 返済能力調査の適切性（若年者に対する貸付けに係る返済能力調査の適切性を含む）
- ④ 不動産向け貸付けの審査態勢
- ⑤ 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況
- ⑥ システムリスク管理態勢の整備状況（情報セキュリティ管理態勢を含む）
- ⑦ 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

(3) 監査対象協会員等

- ① 実地監査 一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分配慮したうえで実施する。
- ② 書類監査 令和3年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度（令和4年度）に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和3年度下期に行う。
また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

◎ 令和3年度監査計画に基づく監査項目

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ① 経営管理等
- ② 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）
- ③ 反社会的勢力による被害の防止
- ④ 顧客等に関する情報管理態勢
- ⑤ 外部委託
- ⑥ 取引時確認、疑わしい取引の届出
- ⑦ 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
- ⑧ 貸金業務取扱主任者

- ⑨ 禁止行為
- ⑩ 利息・保証料等に係る制限等
- ⑪ 契約に係る説明態勢
- ⑫ 過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む）
- ⑬ 広告に関する規制
- ⑭ 書面の交付義務
- ⑮ 取立行為規制
- ⑯ 帳簿の備付け等（証明書の携帯等を含む）
- ⑰ 債権譲渡等
- ⑱ 営業店登録
- ⑲ 過払金支払
- ⑳ システムリスク管理態勢
- ㉑ 非営利特例対象法人

※下線…本年度の監査の重点事項に係る監査項目

◎「監査に関する業務規則」

（監査計画）

第3条本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

Ⅱ. 貸金戦略部門

1 広報活動

1. 積極的な広報の実施

広く業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

(1) 広報誌「JFSA」の刊行

学識経験者からの寄稿のほか、協会活動や業界動向等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員をはじめ関係行政や消費生活センター等、各号それぞれ約2,700先に配布した。



広報誌「JFSA」

(2) 「JFSA NEWS」の刊行

法令遵守に資する記事や、業界動向、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。



「JFSA NEWS」

(3) 協会 Web サイトの改修

閲覧者の操作性、視認性等のユーザビリティ向上を目的とし、協会 Web サイトトップ画面を改修した。

(4) 協会 Web サイトを通じた情報発信の充実

- ① 金融庁等行政当局からの周知要請に基づき、成年年齢引下げ、サイバーセキュリティ及び新型コロナウイルス感染症対策に関する事項などについて、協会 Web サイトを通じて協会員等へ周知を行った。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を政府の基本的対処方針等を踏まえて改訂し、協会員に対し再周知した。

(5) マスコミへの適時・適切な対応

- ① マスコミからの取材に適時・適切に対応し、正確な情報の発信に努めた。
- ② 金融専門紙に会長メッセージや協会活動の記事を寄稿し、協会活動及び貸金業界の動向を広報した。

(6) ポスター掲示による業界イメージの向上

業界イメージ向上を目的としたポスターを新規加入協会員等に配布した。

2. 消費者啓発活動 ～啓発資料の充実化及び出前講座の推進～

本協会では、設立以来、資金需要者等の利益の保護の促進のため、金融に係る知識の普及・啓発活動を行っており、「消費者教育の推進に関する法律」が平成24年12月に施行されて以降は、行政及び関係団体との連携を深めながらより幅広い消費者啓発活動を力強く推し進めている。

2022年4月には民法改正により成年年齢が引き下げられることから、若年者向け予防教育、金融トラブル未然防止等の金融経済教育の機会拡充を図り、公正で持続可能な消費者市民社会への実現に向けた

活動を行っている。

高齢化が加速する中、高齢者の安全で安心な暮らしを守るため、高齢者本人やその家族、見守りに携わる地域のサポーター等の金融リテラシー向上は喫緊の課題であり、特殊詐欺等による金融被害防止と対処法への取り組みも積極的に行っている。

コロナ禍の影響により多重債務者の増加も懸念されることから、多重債務者救済の相談体制の充実及び多重債務者発生防止にも引き続き注力している。

(1)消費者向け出前講座の実施

コロナ禍の影響を考慮し、対面、オンライン同時配信、対面とオンラインの併用、動画収録など依頼者の要望に沿った方式で講座開催を行った。

消費者の金融経済教育推進のため、高等学校や大学の授業、教職員向け研修、若手職員研修、市民講座等に講師を派遣し、「金融トラブルの事例と防止策」「ローンの特徴と役割」「若年者の消費者被害への対応について」等の講義を行った。

また、東京都産業労働局金融部貸金業対策課が主催する資金需要者セミナー(出前講座)に講師を派遣した。大学生・専門学校生・高校生及び高齢者に対し、それぞれの世代が陥りやすい金融トラブルの事例の紹介と被害防止のためのポイントの説明を行い、注意を呼び掛けた。

(2)相談員向け出前講座の実施

行政の相談員等の相談対応スキルの向上を目的とし、「多重債務相談における対応実務」「カウンセリングを活用した相談対応について」「貸付自粛制度及び相談対応技法について」等をテーマとした研修を実施した。コロナ禍でも、オンライン同時配信による研修方式も併用し遠隔地の受講ニーズにも対応する研修の拡充を行った。

(3)協会員向け出前講座の実施

協会員の依頼を受け、法令遵守体制の整備に関する研修を実施した。

(4)幅広いニーズに対応するための金融経済教育ツールの作成

①若年者向け啓発資料の制作

令和2年度に東京都と共同制作した若年者向け啓発動画「金融トラブルに巻き込まれないために」を増刷し、教育機関や消費生活センター等に無償配布を実施した。同動画教材の短編版DVDを別途制作し出前講座で上映するほか、必要に応じて行政機関等に提供した。

契約の原則、ローン・クレジットの基礎知識、金融トラブル防止のための知識等の学習を目的とした冊子「金融トラブル防止のためのQ & A BOOK」を若年者が体系的に金融リテラシーを身に付けることができるよう、家計管理や契約の意味、消費者被害の救済措置に関する情報等をより詳しく解説した内容に改訂し、教育委員会や消費生活センター等に配布した。

②高齢者の金融被害防止のための啓発資料

高齢者被害の多い特殊詐欺の事例(オレオレ詐欺・還付金詐欺等)と被害防止のポイントをドラマ仕立てで紹介した啓発動画を東京都と共同制作し、高齢者や地域の見守りサポーター向けの出前講座において活用した。

(5)マスメディア・Webコンテンツを活用した金融経済教育の推進

①日本教育新聞への広告出稿

成年年齢引き下げを見据え、高校生を対象とした消費者啓発活動の拡大を図るため、日本教育新聞の記事下に啓発資料の無償配布及び出前講座案内に関する広告を掲載し、全国の高等学校教育関係者に本協会の取組みを周知した。

②YouTubeチャンネルの開設・インストリーム広告の配信

成年年齢引き下げの対応施策の一環として、若年者の身近な情報源であるYouTubeに公式チャンネル

「JFSAチャンネル」を開設し、若年者向け啓発動画公開を開始した。多くの若年者を当該チャンネルに誘導することを目的に18歳から24歳を対象にYouTube インストリーム広告の配信を実施した。

③若年者向けWebサイトの充実化

協会Webサイト内の若年者向け専用ページをリニューアルし、契約の原則について解説するとともに、悪質商法の事例紹介や対応策を紹介した。個人間融資や給与ファクタリング等のヤミ金融の危険性や名義貸しや特殊詐欺の受け子・出し子等の高収入アルバイト（闇バイト）の違法性についても触れ、注意喚起した。

(6)令和3年度出前講座実施実績

【消費者向け】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	4月2日	川崎市内企業 新入社員研修	FX等の投資によるトラブル防止	6
2	5月6日	明治大学国際日本学部	ローン・クレジットの基礎知識、個人信用情報	52
3	6月10日	明治大学国際日本学部	金融トラブルの事例と防止策、クラウドファンディングについて	44
4	10月4日	【町田市消費生活センター主催】 玉川大学農学部	消費トラブルやその回避法、トラブルに巻き込まれた場合の解決法など	133
5	10月6日	八王子市消費生活センター	～高齢者を被害から守るために～ 金融トラブル事例と防止策	13
6	10月13日	八王子市消費生活センター	～高齢者を被害から守るために～ 金融トラブル事例と防止策	16
7	11月1日	【町田市消費生活センター主催】 玉川大学農学部	消費トラブルやその回避法、トラブルに巻き込まれた場合の解決法など	101
8	11月2日	八王子市消費生活センター	外国人講座 金融トラブルに巻き込まれないために	8
9	11月2日	八王子市消費生活センター	～高齢者を被害から守るために～ 金融トラブル事例と防止策	11
10	11月4日	日本大学商学部	ローンの特徴と役割	28
11	11月5日	【SMBCコンシューマーファイナンス株式会社共同企画】 広島都市学園大学	若者に被害が多い金融トラブルについて	40
12	11月10日	八王子市消費生活センター	大学教職員向け消費者教育研修会 成年年齢引き下げに関するトラブル事例および対処方針	11
13	11月11日	八王子市消費生活センター	18歳になった君へ 消費生活の落とし穴	8
14	11月17日	八王子市消費生活センター	～高齢者を被害から守るために～ 金融トラブル事例と防止策	23
15	11月19日	創価大学学生部学生課奨学金係	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	54
16	11月24日	【兵庫県西播磨消費者センター主催】 兵庫県立伊和高等学校	金融の基礎知識（お金の付き合い方）	16
17	12月1日	八王子市消費生活センター	～高齢者を被害から守るために～ 金融トラブル事例と防止策	34
18	12月8日	八王子市消費生活センター	～高齢者を被害から守るために～ 金融トラブル事例と防止策	12
19	12月8日	【兵庫県西播磨消費者センター主催】 兵庫県立山の学校	金融被害に遭わないために	6
20	12月15日	中国労働金庫 広島東支店	多重債務の現状について	30
21	12月15日	【東北財務局主催】 公益財団法人宮城県老人クラブ連合会	振り込め詐欺などの金融犯罪被害未然防止及び適切な収支管理	72
22	2月16日	明星大学 学生サポートセンター	成年年齢引き下げに関するトラブル事例および対処方針	35
23	2月中旬	【八王子市消費生活センター主催】 東京都立南多摩中等教育学校	成年年齢引き下げ講座【動画収録方式】	300
24	2月22日	【アコム株式会社主催】 関西大学	若年者の消費者被害への対応について	10
25	2月28日	山北町	若者が巻き込まれる可能性が高い消費生活問題	3
26	3月10日	中野区消費生活センター	新社会人向け給与明細の見方	16
計				1,082

【東京都主催 資金需要者セミナー】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	4月28日	板橋中央看護専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	80
2	9月16日	日本医歯薬専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	34
3	10月6日	東京都立羽村高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	188
4	11月10日	東京都立農業高校定時制	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	63
5	12月2日	日本ウェルネス保育専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	50
6	12月2日	日本ウェルネス保育専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	
7	12月10日	新宿医療専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	74
8	12月10日	新宿医療専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	
9	12月10日	新宿医療専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	
10	12月21日	早稲田美容専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	484
11	1月14日	東京スポーツ・レクリエーション専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	12
12	2月20日	日本医歯薬専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	24
13	3月23日	東京富士大学	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	200
14	3月27日	日本医歯薬専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	25
15	3月27日	日本医歯薬専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	10
計				1,244

【相談員向け】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	6月19日	足利市消費生活センター	多重債務相談における対応実務	5
2	6月25日	京都府消費生活安全センター	多重債務相談者への対応について	23
3	7月6日	九州財務局	カウンセリングを活用した相談対応について	4
4	7月7日	北海道財務局	カウンセリングを活用した相談対応について	4
5	7月13日	東北財務局	カウンセリングを活用した相談対応について	3
6	7月13日	東北財務局	カウンセリングを活用した相談対応について	3
7	8月3日	関東財務局	カウンセリングを活用した相談対応について	4
8	8月4日	関東財務局	カウンセリングを活用した相談対応について	4
9	8月12日	関東財務局	カウンセリングを活用した相談対応について	4
10	8月31日	北陸・東海・近畿・四国・福岡財務(支)局(5局合同)	カウンセリングを活用した相談対応について	6
11	10月20日	栃木県消費生活センター	家計管理支援の進め方について	11
12	11月25日	静岡県西部県民生活センター	貸金業の基礎知識と多重債務相談への対応	12
13	11月29日	八王子市消費生活センター	多重債務問題相談対応	17
14	12月5日	依存の問題の支援に携わる人たちの勉強会	昨今の借金問題事情 ～日本貸金業協会で行っている生活再建のための取り組みの実際～	28
15	12月10日	中央労働金庫 星川支店	金融トラブル防止策と多重債務相談者への対応方法	27
16	12月13日	金融庁金融サービス利用者相談室	貸金業法に係る金融相談員研修の一環	3
17	12月16日	宮崎県消費生活センター	貸付自粛制度及び相談対応技法について	18
18	1月17日	流山市コミュニティ課	生活困窮者・多重債務者とは	14
19	1月26日	一般財団法人消費科学センター	成年年齢引き下げに関するトラブル事例および対処方針	10
20	2月9日	川崎市消費者行政センター	実際の相談状況、事例、生活再建支援へ向けてのカウンセリング手法など	12
21	3月9日	公益社団法人全国消費生活相談員協会	成年年齢引き下げに係る相談対応について	160
計				372

【協会員向け講座】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	10月15日	アコム株式会社	不祥事案の原因とリスク管理【動画収録方式】	150
計				150

※過去の実績につきましては、日本貸金業協会 Web サイト（一般のみなさま TOP ⇒ 金融・金銭教育 ⇒ 講師派遣・出前講座制度のご案内）をご覧ください。

2 調査・研究活動

(1)調査研究活動の概要

資金需要者に対する資金供給が円滑になされていること、及び貸金業者の経営実態などについての調査を次のとおり行った。

実施機関	実施内容	対象	公表
令和3年5月12日～ 令和3年6月4日	若年層の顧客に対する貸付方針・ 取組状況等について	消費者向貸付を行っている 協会員547者	令和3年10月15日
令和3年11月12日～ 令和3年12月6日	若年層の顧客に対する貸付方針・ 取組状況等について	消費者向貸付を行っている 協会員539者	令和4年2月16日
令和3年10月25日～ 令和3年11月8日	資金需要者向け調査	借入経験のある個人・ 事業者	令和4年3月18日
令和3年12月24日～ 令和4年1月31日	貸金業者向け調査	協会員・非協会員	令和4年4月28日
令和3年4月～ 令和4年3月	月次実態調査 (※令和4年3月末現在50社)	協会員	毎月公表

(2)関係機関との協働した取組

- ①資金需要者向け調査において、株式会社日本信用情報機構と協働して調査を行った。
- ②貸金業者向け調査において、日本銀行と協働して調査を行った。

(3)調査結果の公表

- ①統計資料としての公共性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施した各アンケート調査結果を取りまとめ、「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」や「資金需要者等の借入意識や借入行動に関する調査結果報告」、「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」として公表した。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「月次統計資料」の公表を行った。
- ③令和2年度の協会活動や統計情報、貸金業の課題等を掲載した「令和2年度年次報告書」を令和3年8月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

Ⅲ. 自主規制・貸金戦略部門

1 研修活動

1. 集合研修の実施

改正個人情報保護法の実務対応をテーマにしたコンプライアンス研修会を、東京（10月8日）、大阪（10月19日）、名古屋（10月21日）、福岡（11月5日）の4か所で開催した。

右崎大輔弁護士（片岡総合法律事務所）が講師として登壇し、協会員・非協会員合計で221社、236名が受講した。

目次	
1	令和3年度改正法の概要
2	ルールの体系及び執行スケジュール
3	異議対応ポイント～実務の隅に於いて
(1)	債権放棄の準備性阻害～債権放棄の執行要否(0.1)
(2)	債権放棄～個人情報保護の確保
(3)	債権放棄～匿名加工情報等の取扱い
(4)	債権放棄～匿名加工情報・匿名加工データの提供による情報漏洩・利用の企業実態の把握
(5)	債権放棄～匿名加工情報の匿名加工データの提供による情報漏洩・利用の防止
(6)	匿名加工情報の提供～匿名加工データの公表等取扱い、匿名加工データの提供方法/第三者提供の禁止
(7)	匿名加工情報の提供
(8)	匿名加工情報の提供
4	参考～令和3年度改正法の概要

研修会配布資料の目次ページ



東京会場(2021年10月8日)



大阪会場(2021年10月19日)



名古屋会場(2021年10月21日)



福岡会場(2021年11月5日)

[研修会場で行ったアンケートに寄せられたコメント]

(1)研修内容について

- ・ 具体的な検討事項を豊富にお示しいただいたので、自社の検討の参考になりました。
- ・ 改正部分に関し、実務的視点より対応策が考えられており、自社にて取り入れていく内容、対応策として取り組むべき事項がわかりました。
- ・ 具体的事例を交えて解説いただいたので理解しやすかった。また、図解で示されていたので分かり易く考え方の整理に役立った。
- ・ 内容が濃く、良かったが、実例をもう少し欲しかったです。

(2)その他

- ・コロナ感染予防対策が万全に実施されていて、安心して受講できました。今後も集合研修会を積極的に行っていただきたい。
- ・機会(回数)を増やしてほしい。
- ・今回の研修会参加は各社1名であったが、オンライン配信があり、助かる。
- ・オンライン(リアルタイム)での研修会の実施をして欲しい。
- ・貸金業同業者と実務についての意見交換のようなものがあれば良いと思っている。
- ・ある程度、業態別に分けた研修が良い。全般は理解する必要はあるが、業態ごとに何が重要かという論点は異なると思われるため。

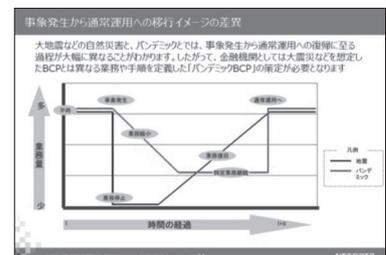
2. 動画配信による研修の実施

有識者や弁護士の講義をオンデマンド配信するサービス(「JFSA オンデマンド研修」)において、令和3年度は以下の10本を配信した。いずれも当協会が独自に企画・制作したもの。新法・法令改正・企業における事業継続上の課題・金融行政等をテーマに、時宜を得た情報を企業経営に資する講義として提供した。

①「金融機関のパンデミック対策」～自社の従業員が感染したら～

新型コロナウイルス変異株の感染拡大の状況を踏まえ、企業におけるパンデミック対策を他業態の例を用いて解説する動画(約61分)。

- 講師 株式会社NTTデータ経営研究所パートナー
金融政策コンサルティングユニット長 大野博堂氏
- 配信開始日 令和3年4月1日



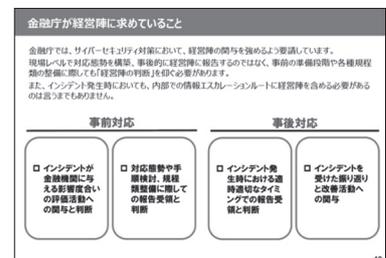
講義資料(一部)

②「サイバーセキュリティ対策は経営責任」

～明日は自社がサイバー攻撃の対象に～

コロナ禍で起きているサイバー攻撃の実例を用いて注意を喚起するとともに、金融当局がサイバーセキュリティ対策に関して経営陣に何を求めているかを解説する動画(約91分)。

- 講師 株式会社NTTデータ経営研究所パートナー
金融政策コンサルティングユニット長 大野博堂氏
- 配信開始日 令和3年6月1日



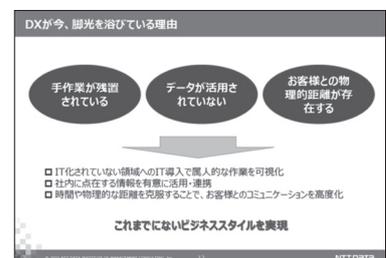
講義資料(一部)

③「これからの時代を勝ち残る企業へ」

～経営としてモデル変革を実現する鍵はDXにあり～

デジタルトランスフォーメーション(DX)の金融機関における導入事例や、導入時における課題を解説する動画(約80分)。

- 講師 株式会社NTTデータ経営研究所パートナー
金融政策コンサルティングユニット長 大野博堂氏
- 配信開始日 令和3年8月2日



講義資料(一部)

④「記者の視点からみた「企業不祥事と危機管理」」

新聞記者が企業不祥事の取材を通して知りえた生々しい事例をジャーナリストの視点で語る動画(約79分)。

- 講師 毎日新聞社経済プレミア編集部 今沢真氏
- 配信開始日 令和3年9月17日

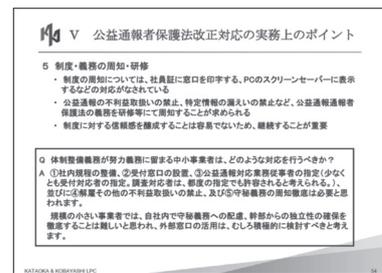
⑩「改正公益通報者保護法の実務対応」

2022年6月施行の改正公益通報者保護法について、消費者庁が示した指針等に触れつつ必要な体制整備に向けた実務対応を解説する動画(約100分)。

※感染拡大の影響で中止したテーマ別研修会で予定していた講義を収録して配信。

○講師 片岡綜合法律事務所 近藤克樹弁護士

○配信開始日 令和4年2月24日



講義資料(一部)

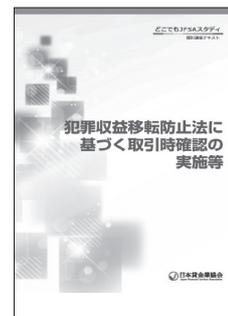
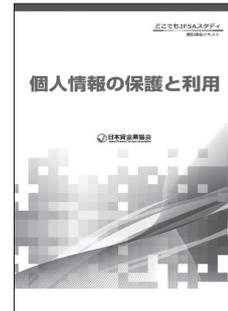
3. eラーニングによる研修の実施

貸金実務を適正に行うにあたって習得が必要な法令等を学習するeラーニングを、年度を通して協会員に提供し、139協会員、2,464名が受講した。

このサービスは、当協会が平成24年から「学習支援プログラム『JFSA-Learning』」の名称で協会員に提供しているものだが、多様なニーズに対応していくため、令和4年1月にマルチデバイス対応の新たなeラーニングシステムに入れ替えた。講座のラインナップも増やすなどしてサービスを向上させ、名称も親しみやすい「どこでもJFSAスタディ」に改めた。

● 講座のラインナップ

- 基礎講座 / 貸金業の基礎実務
- 重点講座 / コンプライアンス編 新設講座
- 重点講座 / 貸付業務編 新設講座
- 重点講座 / 債権管理業務編 新設講座
- 個別講座 / 個人情報の保護と利用
- 個別講座 / 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の実施等



「どこでもJFSAスタディ」電子テキスト

Ⅳ. 主任者資格部門

1 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録

1. 業務の概要

本協会は、平成21年6月18日に貸金業務取扱主任者資格試験の指定試験機関として内閣総理大臣の指定を受け、令和3年度は16回目となる資格試験を実施した。

また、登録講習機関として令和3年度は、平成30年度に主任者登録を更新した者及び新たに主任者登録を受けた者で更新時期を迎える者を主たる対象者として、会場講習又は令和2年7月から導入しているeラーニング講習の選択方式により貸金業務取扱主任者講習を実施した。会場講習は感染防止対策を講じたうえで、全国10地域で29回、eラーニング講習は10回実施した。

主任者活動の支援を目的として、講習教材、関係法令集等の電子書籍を受講者専用サイト（マイページ）の主任者ライブラリーに掲載した。

さらに、金融庁長官からの委任に基づき主任者登録事務を円滑かつ確実に実施した。

■ 貸金業務取扱主任者制度と貸金業者の責務

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法の完全施行時（平成22年6月）から、国家資格である資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を、営業所または事務所ごとに法令で定める数（貸金業の業務に従事する者50名につき貸金業務取扱主任者が1名以上の割合になるよう）配置し、貸金業の業務に従事する者に対する助言・指導等を通じて貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度に改正されました。

貸金業者は、貸金業務取扱主任者がその果たすべき役割及び貸金業務取扱主任者の権限等（①役職員に対し助言・指導を行うこと、②役職員は、貸金業務取扱主任者の助言・指導が法令等に反している場合等の例外事由に該当しない限り、貸金業務取扱主任者の助言を尊重し、指導に従う義務があること、③役職員が正当な理由なく、貸金業務取扱主任者の助言を尊重せず、指導に従わなかった場合の措置）を記載した貸金業務取扱主任者に関する社内規則等を、当該貸金業者の事業規模・特性に応じて策定しなければなりません。

また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内規則等を役職員に周知徹底するとともに、貸金業務取扱主任者自身に対し、その役割及び果たすべき責務等を自覚させるための指導を行わなければなりません。

更に、貸金業者は、貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢が整備されているか、内部管理部門等による定期的な点検等によりその状況を把握・検証し、その結果に基づき態勢の見直しを行うなどの実効性を確保する必要があります。

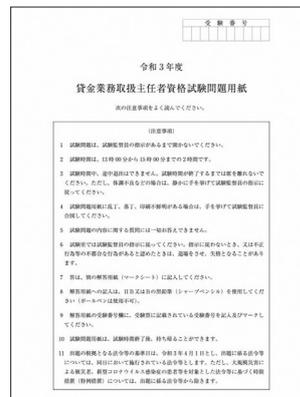


2. 資格試験の実施

全国17試験地（23会場）において、入念な新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、令和3年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。

(1) 試験の実施結果

試験日	令和3年11月21日（日）
試験地及び会場数	全国17試験地・23会場
受験申込者数	11,926人
受験者数	10,491人
受験率	88.0%
合格者数	3,373人
合格率	32.2%
合格基準点	50問中31問正解
合格発表日	令和4年1月11日（火）



(2) 合格者の概要 (n=3,373)

① 年齢別構成

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
構成比	29.9%	27.2%	23.7%	16.7%	2.5%
合格率	33.7%	31.4%	31.4%	30.9%	42.5%

② 男女別構成

	男性	女性
構成比	63.2%	36.8%
合格率	32.9%	31.0%

※平均年齢 38.4歳

③ 試験地別構成

	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	神奈川	高崎	名古屋	金沢
構成比	1.4%	2.9%	4.8%	42.6%	5.6%	7.6%	1.6%	7.2%	0.6%

	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
構成比	10.3%	2.3%	2.4%	1.7%	1.2%	6.8%	0.5%	0.5%

(注) 小数点以下第2位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0%にならないことがある。

(3) 試験結果の推移

(単位：人、点)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
試験日	平成21年8月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年2月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月
申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169
受験率	96.5%	93.3%	74.4%	89.5%	89.2%	89.2%	87.6%	86.8%	88.1%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%	25.8%	28.1%	24.5%
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30

	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	(累計)
試験日	平成27年11月	平成28年11月	平成29年11月	平成30年11月	令和元年11月	令和2年11月	令和3年11月	—
申込者数	11,585	11,639	11,680	11,420	11,460	11,885	11,926	231,780
受験者数	10,186	10,139	10,214	9,958	10,003	10,533	10,491	206,672
受験率	87.9%	87.1%	87.4%	87.2%	87.3%	88.6%	88.0%	89.2%
合格者数	3,178	3,095	3,317	3,132	3,001	3,567	3,373	92,366
合格率	31.2%	30.5%	32.5%	31.5%	30.0%	33.9%	32.2%	—
合格基準点	31	30	34	32	29	33	31	—

(4)科目別設問形式別出題数の推移

	設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		計
		適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	
第1回試験	4択	10	18	7	4	3	2	1	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	組合せ	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	12	18	8	4	3	2	2	1	25	25	50
第2回試験	4択	14	16	5	6	2	2	0	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	組合せ	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	全体	14	16	6	6	3	2	2	1	25	25	50
第3回試験	4択	9	17	8	5	1	2	0	2	18	26	44
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
	組合せ	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	4
	全体	12	17	8	5	3	2	1	2	24	26	50
第4回試験	4択	10	18	7	4	1	2	1	0	19	24	43
	個数	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
	穴埋め	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2
	組合せ	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3
	全体	12	18	9	4	2	2	3	0	26	24	50
第5回試験	4択	6	11	6	6	1	1	0	0	13	18	31
	個数	2	0	1	0	1	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
	組合せ	6	1	2	0	1	0	1	0	10	1	11
	全体	15	12	9	6	4	1	3	0	31	19	50
第6回試験	4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
	全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50
第7回試験	4択	7	11	6	8	0	2	1	1	14	22	36
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	1	0	2	0	1	0	9	0	9
	全体	16	11	7	8	3	2	2	1	28	22	50
第8回試験	4択	4	14	9	6	1	3	1	1	15	24	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	1	0	1	0	6	0	6
	全体	13	14	9	6	2	3	2	1	26	24	50
第9回試験	4択	7	12	8	7	2	3	2	1	19	23	42
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	15	12	8	7	2	3	2	1	27	23	50
第10回試験	4択	8	12	9	6	3	2	1	2	21	22	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	9	6	3	2	1	2	28	22	50
第11回試験	4択	8	12	8	7	4	1	2	1	22	21	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	8	7	4	1	2	1	29	21	50
第12回試験	4択	9	11	9	6	3	2	1	2	22	21	43
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50
第13回試験	4択	7	11	8	7	3	2	1	2	19	22	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	8	7	3	2	1	2	28	22	50
第14回試験	4択	9	9	8	7	3	2	2	1	22	19	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	18	9	8	7	3	2	2	1	31	19	50
第15回試験	4択	7	11	9	6	3	2	0	2	19	21	40
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50
第16回試験	4択	4	13	8	7	3	2	1	1	16	23	39
	個数	4	0	0	0	0	0	0	1	0	5	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	全体	14	13	8	7	3	2	2	1	27	23	50

※各科目共、「適切」な問題の後に「適切でない」問題を出题している。
 ※出題問題及び正答は、本協会 Web サイトに掲載している。

(5)試験結果開示サービスの利用

令和3年度試験結果に関する受験者からの開示請求件数は、令和4年3月31日現在2,529件となった。

※再度受験する方の学習支援のため、自身の試験結果（①得点、②順位、③50問の正答、④50問の選択肢番号及び正誤）をインターネット経由で無料で照会できるサービスを実施している。

3. 登録講習の実施

(1)講習の実施

①会場講習開催日別実施結果

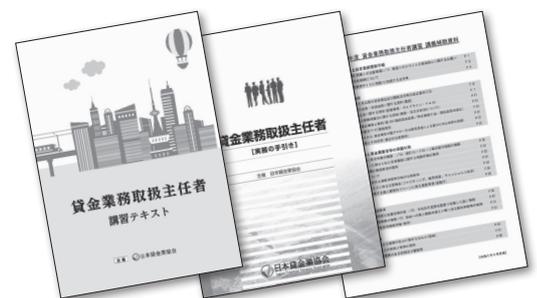
(単位：人、%)

実施日	実施場所	受講申込者数	受講者数	受講率	修了者数	実施日	実施場所	受講申込者数	受講者数	受講率	修了者数
5月27日(木)	東京	156	153	98.1	153	9月21日(火)	大阪	138	136	98.6	136
6月3日(木)	東京	147	147	100.0	147	10月5日(火)	広島	38	37	97.4	37
6月10日(木)	東京	142	139	97.9	139	10月7日(木)	東京	152	149	98.0	149
6月15日(火)	大阪	141	140	99.3	140	10月14日(木)	大阪	98	97	99.0	97
6月17日(木)	福岡	106	103	97.2	103	10月20日(水)	仙台	74	73	98.6	73
6月24日(木)	沖縄	50	49	98.0	49	10月26日(火)	東京	161	158	98.1	158
7月2日(金)	名古屋	100	99	99.0	99	10月28日(木)	名古屋	57	56	98.2	56
7月7日(水)	札幌	105	105	100.0	105	11月9日(火)	東京	149	146	98.0	146
7月13日(火)	広島	65	64	98.5	64	11月30日(火)	高松	31	29	93.5	29
8月17日(火)	金沢	44	41	93.2	41	12月2日(木)	福岡	46	45	97.8	45
8月24日(火)	高松	48	45	93.8	45	12月7日(火)	東京	90	87	96.7	87
8月26日(木)	東京	154	153	99.4	153	12月21日(火)	東京	64	63	98.4	63
9月2日(木)	東京	143	143	100.0	143	1月20日(木)	大阪	55	53	96.4	53
9月7日(火)	東京	152	151	99.3	151	1月27日(木)	東京	82	82	100.0	82
9月9日(木)	福岡	77	76	98.7	76	令和3年度計(29回)		2,865	2,819	98.4	2,819

②開催場所別実施結果

(単位：人、%)

開催場所	実施回数	受講者数	修了者数	構成比率
札幌	1	105	105	0.8
仙台	1	73	73	0.6
東京	12	1,571	1,571	12.1
名古屋	2	155	155	1.2
金沢	1	41	41	0.3
大阪	4	426	426	3.3
高松	2	74	74	0.6
広島	2	101	101	0.8
福岡	3	224	224	1.7
沖縄	1	49	49	0.4
eラーニング	(10)	10,192	10,192	78.3
計(10地域)	29	13,011	13,011	-



※令和2年度からeラーニング講習を実施。

③受講者の受講回数別内訳 ※ ()は構成比率

初回	2回目	3回目	4回以上	受講者計
1,683 (12.9%)	1,449 (11.1%)	3,317 (25.5%)	6,562 (50.4%)	13,011

※当年度に2回以上受講した者を含む。

④会場講習カリキュラム

時限	時間	講習科目	主な内容
	9:00～		受付開始
【10分】	9:30～9:40		受講説明
1時限 【70分】	9:40～10:50	貸金業に関する 法令に関する科目 その1	<ul style="list-style-type: none"> ■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【10分】	10:50～11:00		休憩
2時限 【50分】	11:00～11:50	貸金業に関する 法令に関する科目 その2	<ul style="list-style-type: none"> ■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【60分】	11:50～12:50		昼食休憩
3時限 【80分】	12:50～14:10	貸金業に関する 法令に関する科目 その3	<ul style="list-style-type: none"> ■民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する直近の改正内容の解説 ■資金需要者等の保護に関する解説 ■財務及び会計に関する解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	14:10～14:30		休憩
4時限 【80分】	14:30～15:50	実務に関する科目 その1	<ul style="list-style-type: none"> ■貸付けに関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【20分】	15:50～16:10		休憩
5時限 【80分】	16:10～17:30	実務に関する科目 その2	<ul style="list-style-type: none"> ■債権管理に関する実務動向の解説 ■債権回収に関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	17:30～17:50		修了証明書の交付等

⑤講習教材

令和3年度講習では、会場講習・eラーニング講習ともに、①講習テキスト、②実務の手引き、③令和3年度講義補助資料、④関係資料集Ⅰ、⑤関係資料集Ⅱ、⑥講義用ビデオを講習教材として用いた。(④⑤は希望者のみ配布)

上記③④⑤は令和3年度用講習教材として新規に作成、①②⑥は令和2～4年度講習共通の教材。

⑥会場講習における質疑応答

3時限目と5時限目の講義では理解度テストと質疑応答の時間を設けており、受講者からの質問票による質問に対し会場講師が適切に回答を行った。

(2)令和4年度講習の開催計画の公表と受講対象者への案内

受講対象者（主任者登録の更新対象者）への案内書面の発送等

<p>○更新対象者(5,929名)へのご案内</p> <p>令和4年度登録講習の受講対象者(※)に対し「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と令和4年度登録講習に関するご案内」書面を発送。</p> <p>※受講対象者とは</p> <p>令和元年11月1日～令和2年10月31日に主任者登録を受けた方(令和4年10月31日～令和5年10月30日に有効期限を迎える方)</p>	<p>(発送日)</p> <p>1月31日(月)</p>
<p>○講習受講要領の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度講習受講要領の公表 受講申込書類(冊子)の郵送請求の受付・発送を開始。 	<p>2月21日(月)</p>
<p>○受講申込の受付の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講申込の受付(インターネット申込・「郵送申込の予約」とも) 団体申込の予約手続き(団体申込に必要な団体情報の登録は予め登録可) 	<p>3月1日(火)</p>

※令和3年12月17日、登録更新対象者のうちマイページ登録者(2,607名)に、通知文郵送のため住所等の変更があれば届出願いたい旨のメール案内を送信。

※同日、団体申込責任者(1,502名)に、団体所属の対象者への上記内容の周知をメールにて依頼した。

※新型コロナウイルス感染症への対策として、講習受講要領及び受講票に受講時の注意事項等を記載し周知することとした。

4. 主任者登録の実施

(1)主任者登録に関する事務手続等の周知

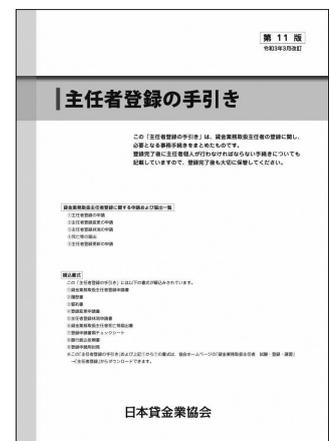
- 令和3年度講習受講者全員に「主任者登録の手引き」を配布し、登録更新申請手続き等を周知した。
- 令和3年度試験合格者に合格証書及び主任者登録の申請書類等を発送し、主任者登録申請手続きを周知するとともに、問合せ窓口において問合せに対応した。

(2)主任者登録に関する事務処理状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの主任者登録に関する事務処理件数は以下の通り。

(単位:件)

登録申請書受理件数	14,365
登録完了通知発送件数	3,187
更新完了通知発送件数	10,471
登録拒否件数	0
登録変更件数	1,786
登録取消件数	0
登録抹消件数	3,282



(3)主任者の登録と更新の状況

令和4年3月31日末現在、登録を受けた貸金業務取扱主任者数は26,630名である。

(単位:件)

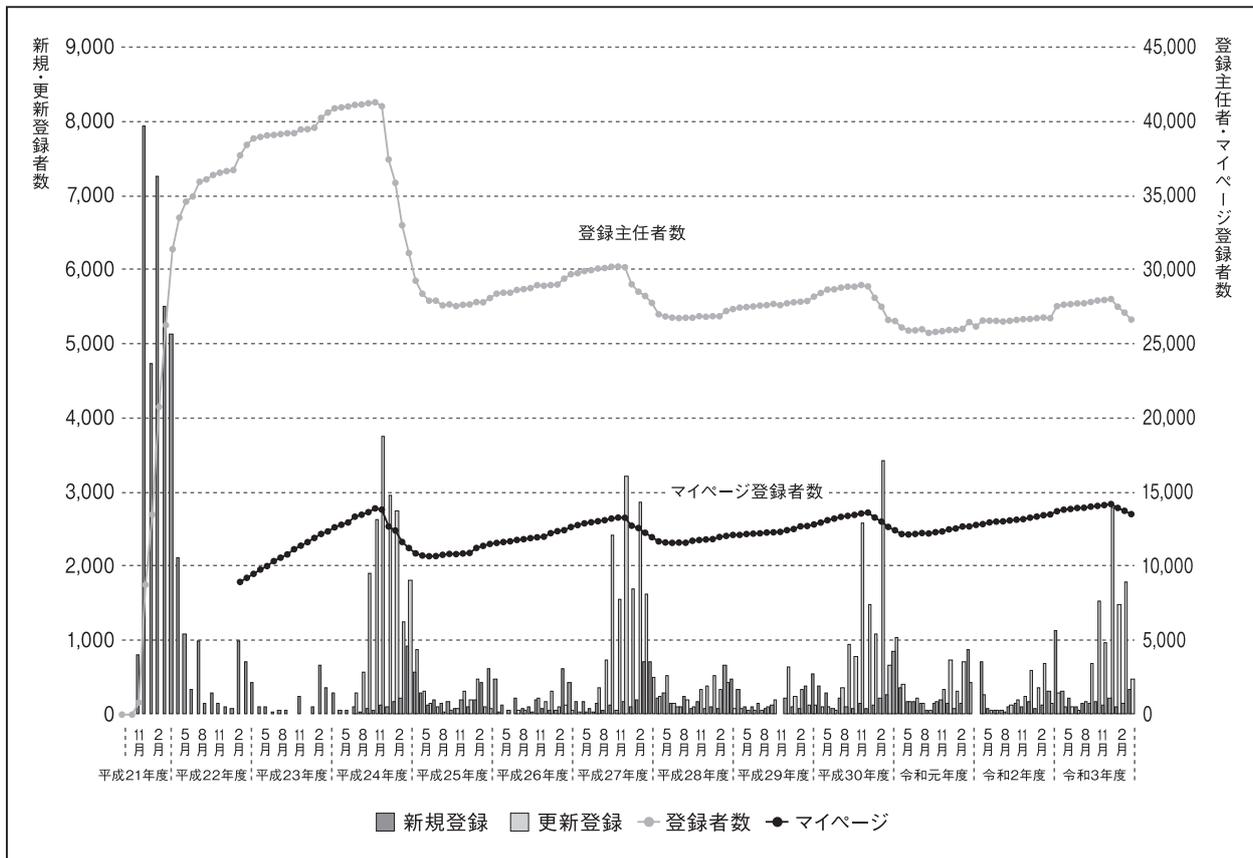
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
登録件数(更新以外)	20,749	16,952	2,525	1,697	3,510	2,706	2,439
更新件数	0	0	0	16,127	4,561	1,234	14,649
登録抹消件数	1	6	3	8,935	8,702	1,111	3,611

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録件数(更新以外)	2,928	2,203	2,559	3,407	1,959	3,187
更新件数	3,869	2,026	11,740	4,775	2,812	10,471
登録抹消件数	3,939	1,530	3,834	3,555	1,692	3,282

※主任者登録の有効期間は3年と定められており、登録の更新を受けない場合、当該主任者登録は有効期間の満了をもって抹消される。

貸金業務取扱主任者数の推移

(単位:人)



(4)マイページ登録の推進と主任者活動支援情報の提供

①マイページ登録の推進

主任者登録の変更に係る事務手続きの簡素化及び主任者活動支援のための情報提供手段として、マイページ登録を推進した。

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末
登録主任者数	37,708名	40,219名	32,988名	27,796名	29,391名	28,219名
マイページ登録者数	8,945名	12,179名	11,641名	11,375名	12,433名	12,258名
登録率	23.7%	30.3%	35.3%	40.9%	42.3%	43.4%

	平成29年3月末	平成30年3月末	令和元年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末
登録主任者数	27,208名	27,881名	26,606名	26,458名	26,725名	26,630名
マイページ登録者数	12,046名	12,716名	12,654名	12,685名	13,495名	13,516名
登録率	44.3%	45.6%	47.6%	47.9%	50.5%	50.8%

②マイページ掲載資料の拡充

主任者活動の支援策として主任者から要望が多い事項について、平成25年9月からマイページ（主任者専用サイト）に関係資料の掲載を開始し不定期で更新を行っている。

平成29年度末に、スマートフォン等モバイル端末から外部リンク先情報の照会・取得を可能とする機能を追加した。

令和3年度の更新では、講習テキスト等を電子書籍として受講者専用サイトに「主任者Library」として掲載した。講習受講者は受講年度から3年間、電子書籍が掲載された受講者専用サイトの利用が可能となる。

X. 各種建議要望

1 令和4年度税制改正要望

貸金業界の適切な資金供給機能の確保と資金需要者保護のために

新型コロナウイルス感染拡大や急速な情報化社会の進展により、資金需要者等の生活様式や事業環境は大きく変化しており、多様な資金需要に応える身近な金融機関としての貸金業者の存在価値は、以前にも増して高まってきている。

しかし、一方で、貸金業者は、我が国の金融構造において、消費者及び事業者に利便性の高い金融商品を提供することにより、預金取扱金融機関を補完する重要な役割を果たしているものの、事業業態や事業規模により、収益性の悪化や集客力の低下といった様々な問題や課題を抱え、貸金業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、経済・社会環境の変化に対応した持続可能なビジネスモデルへの転換が求められている。

また、昨今では、サイバーセキュリティ対策やデジタル化推進など、システム整備の重要性も高まってきており、その取組みに関わる費用負担も経営に大きな負荷となっている。

このような状況下において、将来にわたり、資金需要者のニーズに継続的に応えるためには、貸金業界特有の利息返還に係る繰越控除やみなし利息の消費税の課税については、貸金業界の実情に即した税制改正が必要と考える。また、新型コロナウイルス感染拡大やサイバーセキュリティ対策やデジタル化推進といった環境変化に対しては、大胆な期間限定の税制優遇措置が必要である。

以上の観点から、貸金業界の適切な資金供給機能の確保と資金需要者保護のために7項目の税制改正要望を提出する。

(1)利息返還に係る欠損金繰越控除の特例措置の適用

平成18年1月の最高裁判所の判決以降、利息返還請求は著しく増加し、最近では既に完済した過去の債務者からの請求もあり、今なお終息が見られず累計の損失額は、業界全体として7兆円を超えている。

これら返還した利息は、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行ったものであるが、現行の税法では、既納法人税の還付などを求めることができない。加えて、資本金1億円超の法人は欠損金の繰越控除限度額が50%であることから、税負担の不公平感は大きなものとなっている。

このような実態を踏まえ、租税救済措置（政策減税）として、利息返還に係る損失について、通常の欠損金とは別に利息返還、元本毀損額の損失分の全額の欠損金繰越控除を認めていただきたい。

(2)欠損金繰越控除制度の見直し

①繰越控除限度額の撤廃および繰越期間の延長

欠損金繰越控除制度は、企業の事業年度ごとの課税負担を平準化し、安定した経営に資する効果があると考えられているが、資本金1億円超の法人の繰越控除限度額は50%となっており、事業規模が大きい法人ほど不利な税制となっている。

一方で、繰越期間は10年に延長されたが、海外の状況を見ると繰越期間を無制限とする先進国が多い中で我が国の10年間はまだまだ短いと言えよう。

これらのことから、控除額縮小による不公平感を解消させ、本制度の実効性を高めるため、欠損金繰越控除については、繰越控除限度額を撤廃した上で繰越期間を無制限とすることを要望する。

②欠損金繰越控除制度の拡充

令和3年度の税制改正において、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年度に生じたDX等への積極的な投資における欠損金については投資額の範囲で100%の控除が認められた。このような欠損金繰越控除の特例は有効な施策であり、更なる拡充が求められる。経済発展及び企業の経営の安定化のためにも対象事業年度の延長及び今回の条件以外の場合でも同様の欠損金繰越控除を認めていただきたい。

(3)個人の貸金業者の活動を支援し、事業継続を促進するための税の優遇措置

個人の貸金業者は、自己の個人資産を有効に活用して、我が国の企業の過半数を占める小規模事業者、特に個人事業主の資金需要を満たしているが、様々な環境変化等により近年その数は減少している。

我が国の経済を活性化させるためには、地域に根ざした小規模事業者の一層の活躍が必要であり、そのためには個人の貸金業者の事業継続性に資することが必要であると考えます。

このような実態を踏まえ、個人事業主（貸金業者含む）の事業継続性に資する視点から以下の、次の2点を要望する。

- ①欠損金の繰越控除期間を3年から5年に延長
- ②事業所得の損失補填を目的とした不動産の譲渡所得と事業の損失の損益通算を認める

(4)破産・民事再生債権の貸倒引当金の見直し

個人の債務者が破産手続や民事再生手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計処理は全額損失に計上している。

一方、税務処理では、50%損金処理となっているため、会計実務と税務実務の齟齬を解消すべく、税務上の貸倒引当金の繰入限度額を50%から100%に引き上げることを要望する。

(5)小規模貸金業者のデジタル化推進のための措置

貸金業者の7割余りを占める小規模貸金業者にとっては、コンピューターやWebサイト、サーバーなどへの不正アクセスを防止し、情報の流出を防ぐためのシステム対応が、その事業規模に比して過大な負担となっている。

このような実情を踏まえ、小規模貸金業者の様々なシステム構築に関する費用負担を軽減するため、中小企業投資促進税制の対象業種に貸金業を加えていただきたい。

(6)みなし利息の消費税の非課税措置

消費税法では、利子を対価とする金銭の貸付け等は非課税取引である。一方利息制限法では、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は利息とみなすとなっている。

このみなし利息については、「役務の提供の対価であり、消費税法上、金銭の貸付けの対価としての「利子」に該当しないので、課税の対象となる。」とされている。（国税庁Webサイト 質疑応答事例 消費税金銭の貸付け時に収受する契約締結料及び事務手数料 より）

この二法の齟齬を解消すべく、利息制限法上のみなし利息についても非課税取引とすることを要望する。

(7)貸金業者が行う金銭の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税非課税措置

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、一定の金融機関が行う一定の金銭貸付けに関わる消費貸借契約書の内、令和4年3月31日までに作成されるものについて印紙税が非課税となっている。しかし、一定の金融機関には、貸金業者は含まれていない。特定事業者が、少しでも幅広く非課税で融資を受けることができるよう、一定の金融機関に貸金業者を含めるとともに、更なる非課税措置の期間延長を要望する。

第3章 総会・理事会・会議・委員会・協議会・役員等

1. 総会（書面による議決権行使）

令和3年6月16日、第14回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第1号 令和2年度事業報告書承認に関する件	⋮	[令和2年度監査報告]
第2号 令和2年度財務諸表及び財産目録承認に関する件	⋮	第3号 令和3年度事業計画書(案)承認に関する件
	⋮	第4号 令和3年度予算書(案)承認に関する件
	⋮	第5号 役員(理事)選任に関する件

2. 理事会

本年度中、理事会を12回開催し、協会への入退会、役員(理事)候補者・各会議体委員の選任、支部事務所の移転、本部組織の改編、「貸付自粛対応に関する規則」等の一部改正、令和4年度事業計画及び収支予算(案)等、本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。なお、通常開催はオンライン会議併用で実施した。

(1)第1回理事会(令和3年4月28日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号議案 令和2年度事業報告書(案)承認に関する件
- 第4号議案 令和2年度決算報告書(案)承認に関する件
- 第5号議案 負担金未納の貸金業者(非会員)に対する
手続実施基本契約の解除に関する件
- 第6号議案 自主規制会議委員選任に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他報告
 - ・代議員選出方法の見直しについて
 - ・情報セキュリティ方針等の制定について
 - ・第14回定時総会の開催の件

(2)第2回理事会(令和3年5月19日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 役員(理事)候補者選任に関する件
- 第3号議案 令和2年度決算報告書一部修正(案)承認に関する件
- 第4号議案 令和3年度収支予算一部修正(案)承認に関する件
- 第5号議案 第14回定時総会に付議すべき議案に関する件
- 第6号議案 代議員の書面による議決権の行使を認める件
- 第7号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件
- 第8号議案 研修委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他報告
 - ・令和2年度第13回定時総会議案書の誤りについて

(3)第3回理事会(令和3年6月16日)

①審議事項

- 第1号議案 自主規制会議議長選任に関する件
- 第2号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第3号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第4号議案 利益相反取引に関する件

②報告事項

- i 貸金戦略会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii その他報告
 - ・令和3年度 理事会開催予定について

(4)第4回理事会(令和3年7月21日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号議案 自主規制会議委員選任に関する件
- 第4号議案 貸金戦略会議委員選任に関する件

②報告事項

- i 貸金戦略会議報告
- ii 総務委員会報告

- iii 相談・紛争解決委員会報告
- iv その他報告
 - ・令和2年度第13回定時総会議案書の誤りについて
(最終報告)

(5)第5回理事会(令和3年8月18日)(書面による会議)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

(6)第6回理事会(令和3年9月15日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本部組織の改編及びこれに伴う事務局運営規則の一部改正に関する件
- 第3号議案 支部事務所移転に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

(7)第7回理事会(令和3年10月20日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v 試験委員会報告
- vi その他報告
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の改訂について

(8)第8回理事会(令和3年11月17日)(書面による会議)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 貸金戦略会議報告
- ii 総務委員会報告

(9)第9回理事会(令和3年12月15日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他報告
 - ・第15回(令和4年)定時総会の開催日時及び会場について
 - ・令和4年度 理事会開催予定について

(10)第10回理事会(令和4年1月19日)(書面による会議)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 貸金戦略会議報告
- ii 総務委員会報告

(11)第11回理事会(令和4年2月16日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v 試験委員会報告

(12)第12回理事会(令和4年3月16日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号議案 令和4年度事業計画(案)承認に関する件
- 第4号議案 令和4年度収支予算(案)承認に関する件
- 第5号議案 代議員選挙実施要領に関する件
- 第6号議案 代議員候補者の承認に関する件
- 第7号議案 常務執行役の選任承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

(1)自主規制会議 11回（令和3年4月28日、5月19日、7月21日、8月20日（書面による会議）、9月14日、10月19日、11月19日（書面による会議）、12月14日、令和4年1月21日（書面による会議）、2月16日、3月15日 ※通常開催はオンライン会議併用）開催

- ①各種法令等の改正及びシステムリスク管理態勢の整備、高度化等の課題などを踏まえて、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及び「個人情報保護指針」の一部改正（意見募集手続きを含む）について審議した。
- ②各種法令等の改正を踏まえて、「社内規則策定ガイドライン」の一部改正（システムリスク管理態勢、成年年齢引下げ対応等を含む。）について審議した。
- ③システムリスク管理態勢の整備、高度化等の観点から「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」の策定について審議した。
- ④「規律委員会」委員長、副委員長及び委員の選任の同意について審議した。
- ⑤法令等違反届出事案について、措置を審議した。

(2)貸金戦略会議 12回（令和3年4月21日、5月12日、6月9日（書面による会議）、7月14日、8月10日（書面による会議）、9月8日（書面による会議）、10月13日、11月10日、12月8日、令和4年1月12日（書面による会議）、2月9日、3月9日 ※通常開催はオンライン会議併用）開催

- ①社会環境の変化に伴う資金需要者の多様性と貸金業者の資金供給機能や金融経済教育向上等の視点から「資金需要者等の借入意識や借入行動に関する調査」の実施及び公表について審議した。
- ②貸金業者の実情に即した視点から貸金業者の動向や抱えている問題、課題等を把握するため、「貸金業者の経営実態等に関する調査」の実施及び公表について審議した。
- ③令和4年4月1日以降の民法改正に伴い、成年年齢引下げに向けた調査を金融庁と連携して実施し、公表することについて審議した。
- ④令和4年度税制改正要望を策定のうえ、政府等に建議要望することについて審議した。
- ⑤資金需要者等を取り巻く環境や生活様式の変化等に鑑み、書面中心の手続きのデジタル化及び簡素化を軸とした「貸金業務の見直し案」の進め方について審議した。

(3)総務委員会 12回（令和3年4月22日、5月13日、6月10日（書面による会議）、7月15日（書面による会議）、8月12日（書面による会議）、9月9日、10月14日（書面による会議）、11月11日（書面による会議）、12月9日（書面による会議）、令和4年1月13日（書面による会議）、2月10日、3月10日（書面による会議） ※通常開催はオンライン会議併用）開催

協会への入退会、令和2年度事業報告書及び決算報告書（案）、令和4年度予算編成方針、令和4年度事業計画及び収支予算（案）、本部組織の改編及びこれに伴う事務局運営規則の一部改正、財務部会委員の選任、支部事務所移転、代議員選挙実施要領等について、理事会に付議又は報告した。

(4)相談・紛争解決委員会 3回（令和3年7月5日、9月24日、令和4年1月17日 ※全て書面による会議）開催

負担金未納業者に対する措置に関する件、「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正に関する件の理事会への発議について審議するとともに、紛争解決事案の進捗等について報告した。

(5)試験委員会 2回（令和3年9月15日、12月16日）開催

令和3年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、試験委員会規則の一部変更、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、令和4年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

4. 委員会等

- (1) 自主ルール委員会 12回 (令和3年4月13日 (書面による会議)、5月11日 (書面による会議)、6月8日 (書面による会議)、7月9日 (書面による会議)、8月10日 (書面による会議)、9月7日、10月12日、11月9日 (書面による会議)、12月6日 (書面による会議)、令和4年1月17日、2月5日、3月7日 (書面による会議) ※通常開催はオンライン会議併用)開催
- (2) 広告審査小委員会 12回 (令和3年4月15日、5月20日 (書面による会議)、6月17日 (書面による会議)、7月15日 (書面による会議)、8月19日 (書面による会議)、9月16日 (書面による会議)、10月21日、11月18日 (書面による会議)、12月16日 (書面による会議)、令和4年1月20日、2月17日 (書面による会議)、3月17日 ※通常開催はオンライン会議併用)開催
- (3) 規律委員会 6回 (令和3年5月26日、7月28日、10月1日、11月26日、令和4年1月28日、3月30日 ※全てオンライン会議併用)開催
- (4) 研修委員会 3回 (令和3年5月19日、7月19日、令和4年3月9日 ※全てオンライン会議併用)開催
- (5) 企画調査委員会 9回 (令和3年4月7日、5月10日、7月5日、10月4日、11月2日、12月1日、令和4年1月5日、2月2日、3月2日 ※全てオンライン会議併用)開催
- (6) 人事推薦合同委員会 2回 (令和3年5月6日、令和4年3月9日 ※全て書面による会議)開催
- (7) 財務部会 2回 (令和3年4月22日 (書面による会議)、令和4年2月10日 ※通常開催はオンライン会議併用)開催

5. 行政との意見交換会

- (1) 金融庁 (総合政策局、企画市場局、監督局) 3回 (令和3年4月28日、10月20日、令和4年3月1日 ※全てオンライン会議併用)開催
- (2) 関東財務局 1回 (令和3年11月18日)開催

6. 役員等の異動

(1) 会長、副会長の就退任

- ① 令和3年6月16日付新任 副会長 : 家森信善

(2) 公益理事の就退任

- ① 令和3年6月16日付退任 長友英資
 ② 令和3年6月16日付新任 宮野谷篤、家森信善

(3) 常務執行役の就退任

- ① 令和3年4月1日付再任 遠藤清一
 ② 令和4年3月31日付退任 遠藤清一

第2編

財務報告

第1章 令和3年度 財務諸表及び財産目録

令和3年度決算においては、全会計（一般会計と4特別会計）合計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）と、各会計別にそれぞれ内訳表を作成している。また、財産目録を作成している。

なお、収支計算書についても参考として作成している。

1. 貸借対照表

(1)資産の部

流動資産合計は、8億8,994万7千円で、前年度に比べ8,987万2千円の増加となった。この主な要因は、収入が概ね予算通りで着地した一方、新型コロナウイルス感染症の影響により事業計画に掲げた施策の一部がやむなく未実施・未達成となったことにより経費が未消化となり、「現金預金」が前年度に比べ1億330万7千円増加したことによるものである。

固定資産合計は、33億3,281万3千円で、前年度比568万円の増加となった。この主な要因は、加入金が繰入される「基金（預金）」が880万円増加、「ソフトウェア（リース資産）」が登録講習のeラーニングシステム導入などで1,634万9千円増加した一方、「什器備品（リース資産）」は減価償却が進んだことなどにより1,774万9千円減少したことによるものである。

固定資産の大宗を占める「長期活動目的特定資産（預金）」は前年度と変わらず26億8,417万8千円で、資産合計は42億2,276万円、前年度に比べ9,555万3千円の増加となった。

(2)負債の部

流動負債合計は、1億6,570万5千円で、前年度に比べ6,565万4千円減少となった。この主な要因は、登録講習受講料の「前受金」が、3年に1度のピークであった前年度に比べ大幅に受講申込者が減少したことにより、6,953万3千円減少したことによるものである。

固定負債合計は4億1,877万1千円で、前年度に比べ529万円の増加となった。この主な要因は、「退職給付引当金」が783万6千円増加したことなどによるものであり、負債合計は5億8,447万7千円で、前年度に比べ6,036万4千円の減少となった。

(3)正味財産の部

正味財産合計は36億3,828万3千円で、前年度に比べ1億5,591万7千円増加となった。

①貸借対照表(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	843,709	740,402	103,307
現金	1,675	1,658	17
普通預金	842,033	738,743	103,289
未収会費・加入金	612	979	△ 367
未収金	14,957	14,820	136
前払費用	13,863	13,853	10
前払金	1,154	2,306	△ 1,152
仮払金	135	-	135
貯蔵品	7,929	24,115	△ 16,185
棚卸商品	7,585	3,597	3,987
流動資産合計	889,947	800,074	89,872
2. 固定資産			
(1) 基金			
基金(預金)	275,710	266,910	8,800
基金合計	275,710	266,910	8,800
(2) 特定資産			
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	2,684,178	-
退職給付引当資産(預金)	170,646	170,759	△ 112
特定資産合計	2,854,825	2,854,938	△ 112
(3) その他固定資産			
建物附属設備	5,258	6,959	△ 1,700
什器備品	14,345	13,720	625
ソフトウェア	0	230	△ 230
電話加入権	298	298	-
敷金	107,851	108,153	△ 301
ソフトウェア(リース資産)	19,321	2,971	16,349
什器備品(リース資産)	55,202	72,951	△ 17,749
その他固定資産合計	202,278	205,285	△ 3,007
固定資産合計	3,332,813	3,327,133	5,680
資産合計	4,222,760	4,127,207	95,553
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	102,320	105,738	△ 3,417
仮受金	1,072	714	358
前受金	42,826	112,360	△ 69,533
前受会費	82	240	△ 158
源泉所得税預り金	5,355	5,271	83
社会保険料等預り金	333	196	136
未払消費税等	10,226	3,360	6,866
未払法人税等	3,489	3,479	10
流動負債合計	165,705	231,360	△ 65,654
2. 固定負債			
リース未払金	75,444	77,990	△ 2,545
退職給付引当金	343,327	335,491	7,836
固定負債合計	418,771	413,481	5,290
負債合計	584,477	644,841	△ 60,364
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	275,710	266,910	8,800
(うち基金への充当額)	(275,710)	(266,910)	(8,800)
2. 指定正味財産			
寄付金(指定寄付)	2,684,178	2,684,178	-
(うち特定資産への充当額)	(2,684,178)	(2,684,178)	(-)
3. 一般正味財産			
一般正味財産	678,394	531,276	147,117
(うち特定資産への充当額)	(170,646)	(170,759)	(△ 112)
正味財産合計	3,638,283	3,482,365	155,917
負債及び正味財産合計	4,222,760	4,127,207	95,553

②貸借対照表内訳表(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引等消去	合 計
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金預金	607,240	13,997	117,271	16,473	88,726	-	843,709
現金	622	505	34	78	435	-	1,675
普通預金	606,618	13,492	117,236	16,395	88,290	-	842,033
未収会費・加入金	612	-	-	-	-	-	612
未収金	3,927	11,029	-	-	-	-	14,957
前払費用	13,863	-	-	-	-	-	13,863
前払金	331	-	-	-	822	-	1,154
仮払金	135	-	-	-	-	-	135
貯蔵品	-	-	-	-	7,929	-	7,929
棚卸商品	-	7,585	-	-	-	-	7,585
他会計未収金	60,939	-	112,000	-	-	△ 172,939	-
流動資産合計	687,051	32,612	229,271	16,473	97,478	△ 172,939	889,947
2. 固定資産							
(1) 基金							
基金(預金)	275,710	-	-	-	-	-	275,710
基金合計	275,710	-	-	-	-	-	275,710
(2) 特定資産							
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
退職給付引当資産(預金)	170,646	-	-	-	-	-	170,646
特定資産合計	2,854,825	-	-	-	-	-	2,854,825
(3) その他固定資産							
建物附属設備	4,925	-	333	-	-	-	5,258
什器備品	12,915	-	1,430	-	-	-	14,345
ソフトウェア	0	-	-	-	-	-	0
電話加入権	298	-	-	-	-	-	298
敷金	107,851	-	-	-	-	-	107,851
ソフトウェア(リース資産)	669	-	-	-	18,652	-	19,321
什器備品(リース資産)	46,286	-	4,623	-	4,292	-	55,202
その他固定資産合計	172,945	-	6,388	-	22,944	-	202,278
固定資産合計	3,303,481	-	6,388	-	22,944	-	3,332,813
資産合計	3,990,532	32,612	235,659	16,473	120,422	△ 172,939	4,222,760
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	86,819	4,089	2,790	2,877	5,744	-	102,320
仮受金	-	2	62	70	937	-	1,072
前受金	-	190	-	-	42,636	-	42,826
前受会費	82	-	-	-	-	-	82
源泉所得税預り金	5,355	-	-	-	-	-	5,355
社会保険料等預り金	333	-	-	-	-	-	333
未払消費税等	10,226	-	-	-	-	-	10,226
未払法人税等	3,489	-	-	-	-	-	3,489
一般会計未払金	-	28,330	8,877	2,472	21,259	△ 60,939	-
他会計未払金	-	-	-	112,000	-	△ 112,000	-
流動負債合計	106,305	32,612	11,730	117,420	70,577	△ 172,939	165,705
2. 固定負債							
リース未払金	47,624	-	4,757	-	23,063	-	75,444
退職給付引当金	343,327	-	-	-	-	-	343,327
固定負債合計	390,951	-	4,757	-	23,063	-	418,771
負債合計	497,256	32,612	16,487	117,420	93,640	△ 172,939	584,477
III 正味財産の部							
1. 基金							
基金	275,710	-	-	-	-	-	275,710
(うち基金への充当額)	(275,710)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(275,710)
2. 指定正味財産							
寄付金(指定寄付)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
(うち特定資産への充当額)	(2,684,178)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2,684,178)
3. 一般正味財産							
一般正味財産	533,386	-	219,171	△ 100,946	26,781	-	678,394
(うち特定資産への充当額)	(170,646)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(170,646)
正味財産合計	3,493,275	-	219,171	△ 100,946	26,781	-	3,638,283
負債及び正味財産合計	3,990,532	32,612	235,659	16,473	120,422	△ 172,939	4,222,760

2. 正味財産増減計算書

経常収益計は18億7,429万3千円となり、前年度に比べ1億8,992万2千円増加となった。うち一般会計の大半を占める「受取会費」は14億2,753万7千円で前年度に比べ1,773万4千円増収、「紛争解決手続収益」は5,634万9千円となった。

特別会計については、「試験受験料収益」は1億137万1千円、令和3年度が3年に一度の主任者登録更新のピークの年であったため、「登録手数料収益」は4,536万9千円で前年度に比べ2,739万2千円増収、「講習受講料収益」は2億1,319万7千円で1億4,464万1千円増収となった。

経常費用は、事業費は13億1,557万2千円で、前年度に比べ6,591万円の増加となった。この主な要因も3年ごとのピーク年度であった登録講習特別会計と主任者登録特別会計での増加によるもので、「委託費」が登録講習運営等のため2,038万3千円、「諸謝金」は研修講師等で609万7千円それぞれ増加した他、同様の事情で「会場費」、「通信運搬費」、「支払手数料」も増加となった。

管理費については、4億811万5千円で、前年度に比べ1,209万1千円減少となった。この主な要因は、管理部門の「給料手当」、「退職給付費用」が減少した一方、「租税公課」で登録講習受講料収入の大幅増収に対応する消費税が増加したことなどによるものである。

経常費用計は、17億2,368万7千円となり、前年度に比べ5,381万9千円増加となった。

この結果、当期経常増減額は1億5,060万6千円のプラス、うち一般会計については9,058万1千円のプラスとなった。

「法人税・住民税および事業税」を差引後、「当期一般正味財産増減額」は1億4,711万7千円のプラス、「基金」については加入金繰入により880万円のプラスとなり、正味財産期末残高は36億3,828万3千円で、前年度に比べ1億5,591万7千円の増加となった。

①正味財産増減計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基金運用益	5	10	△ 4
基金受取利息	5	10	△ 4
② 特定資産運用益	32	57	△ 24
特定資産受取利息	32	57	△ 24
③ 受取会費	1,427,537	1,409,803	17,734
受取会費	1,427,537	1,409,803	17,734
④ 行政事務協力収益	3,432	3,323	108
行政事務受託収益	3,352	3,192	159
証紙収益	80	131	△ 50
⑤ 貸付自粛受託収益	5,332	4,406	926
貸付自粛受託収益	4,688	3,761	926
貸付自粛システム利用料収益	644	644	-
⑥ 紛争解決手続収益	56,349	59,582	△ 3,232
紛争解決手続負担金収益	56,333	59,550	△ 3,216
紛争解決手続手数料収益	16	32	△ 16
⑦ 物品販売収益	5,446	3,363	2,082
物品販売収益	5,446	3,363	2,082
⑧ 特定情報利用料収益	11,006	10,746	260
特定情報利用料収益	11,006	10,746	260
⑨ 試験受験料収益	101,371	101,022	348
試験受験料収益	101,371	101,022	348
⑩ 登録手数料収益	45,369	17,977	27,392
主任者登録手数料収益	45,369	17,977	27,392
⑪ 講習受講料収益	213,197	68,555	144,641
主任者講習受講料収益	213,197	68,555	144,641
⑫ 支援金収益	5,000	5,000	-
教育・講演活動等支援金収益	5,000	5,000	-
⑬ 雑収益	212	524	△ 311
受取利息	10	40	△ 29
雑収益	202	483	△ 281
経常収益計	1,874,293	1,684,371	189,922
(2) 経常費用			
① 事業費	1,315,572	1,249,661	65,910
給料手当	619,371	613,529	5,841
臨時雇賃金(人材派遣料)	18,762	21,199	△ 2,436
退職給付費用	40,136	31,359	8,776
福利厚生費	96,976	96,380	595
物品仕入費用	4,482	2,165	2,316
物品破棄費用	-	891	△ 891
委託費	181,588	161,205	20,383
諸謝金	28,144	22,046	6,097
広報費	12,462	10,455	2,006
カウンセリング賛助会費	61,000	61,000	-
会場費	22,875	15,156	7,719
印刷製本費	11,505	11,666	△ 160
会議費	2,000	2,396	△ 396
旅費交通費	11,661	8,772	2,889
通信運搬費	37,461	31,845	5,616
租税公課	35	30	5
新聞図書費	249	240	9
消耗備品費	345	452	△ 107
消耗品費	3,678	4,004	△ 325
システム開発費	1,457	-	1,457
情報収集研修費	1,233	931	302
リース料	6,536	5,439	1,097
支払手数料	14,296	8,255	6,041
光熱水料費	3,857	4,303	△ 445
賃借料	79,284	79,112	171
保守費	53,031	48,331	4,700
諸団体費	427	485	△ 58

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
修繕費	170	3,263	△ 3,092
事務所費	2,220	2,111	109
雑費	318	2,631	△ 2,313
② 管理費	408,115	420,206	△ 12,091
役員等報酬	79,118	80,733	△ 1,615
給料手当	109,112	123,262	△ 14,149
退職給付費用	5,260	14,553	△ 9,292
福利厚生費	26,773	29,122	△ 2,349
諸謝金	2,072	1,548	524
顧問料	6,039	5,874	165
印刷製本費	540	426	114
委託費	2,684	1,700	983
会議費	2,899	2,603	295
旅費交通費	1,677	1,962	△ 285
通信運搬費	11,769	8,995	2,774
租税公課	14,719	5,387	9,331
新聞図書費	289	280	8
消耗備品費	31	-	31
消耗品費	3,208	4,825	△ 1,617
情報収集研修費	4,031	2,723	1,308
リース料	140	160	△ 20
支払手数料	2,964	3,147	△ 182
光熱水料費	3,234	3,108	126
賃借料	89,936	89,936	-
保険料	632	612	20
保守費	365	1,105	△ 740
諸団体費	-	6	△ 6
修繕費	346	1,128	△ 782
事務所費	2,336	2,336	-
慶弔費	273	352	△ 79
減価償却費	36,535	33,218	3,317
リース支払利息	872	946	△ 74
雑費	248	147	100
経常費用計	1,723,687	1,669,868	53,819
評価損益等調整前当期経常増減額	150,606	14,503	136,102
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	150,606	14,503	136,102
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	150,606	14,503	136,102
法人税、住民税及び事業税	3,489	3,479	10
当期一般正味財産増減額	147,117	11,024	136,092
一般正味財産期首残高	531,276	520,251	11,024
一般正味財産期末残高	678,394	531,276	147,117
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	2,684,178	-
指定正味財産期末残高	2,684,178	2,684,178	-
III 基金増減の部			
① 基金受入額	8,800	8,800	-
基金受入額	8,800	8,800	-
当期基金増減額	8,800	8,800	-
基金期首残高	266,910	258,110	8,800
基金期末残高	275,710	266,910	8,800
IV 正味財産期末残高	3,638,283	3,482,365	155,917

②正味財産増減計算書内訳表(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引等消去	合 計
1 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基金運用益	5	-	-	-	-	-	5
基金受取利息	5	-	-	-	-	-	5
② 特定資産運用益	32	-	-	-	-	-	32
特定資産受取利息	32	-	-	-	-	-	32
③ 受取会費	1,427,537	-	-	-	-	-	1,427,537
受取会費	1,427,537	-	-	-	-	-	1,427,537
④ 行政事務協力収益	3,432	-	-	-	-	-	3,432
行政事務受託収益	3,352	-	-	-	-	-	3,352
証紙収益	80	-	-	-	-	-	80
⑤ 貸付自粛受託収益	5,332	-	-	-	-	-	5,332
貸付自粛受託収益	4,688	-	-	-	-	-	4,688
貸付自粛システム利用料収益	644	-	-	-	-	-	644
⑥ 紛争解決手続収益	56,349	-	-	-	-	-	56,349
紛争解決手続負担金収益	56,333	-	-	-	-	-	56,333
紛争解決手続手数料収益	16	-	-	-	-	-	16
⑦ 物品販売収益	-	5,446	-	-	-	-	5,446
物品販売収益	-	5,446	-	-	-	-	5,446
⑧ 特定情報利用料収益	-	11,006	-	-	-	-	11,006
特定情報利用料収益	-	11,006	-	-	-	-	11,006
⑨ 試験受験料収益	-	-	101,371	-	-	-	101,371
試験受験料収益	-	-	101,371	-	-	-	101,371
⑩ 登録手数料収益	-	-	-	45,369	-	-	45,369
主任者登録手数料収益	-	-	-	45,369	-	-	45,369
⑪ 講習受講料収益	-	-	-	-	213,197	-	213,197
主任者講習受講料収益	-	-	-	-	213,197	-	213,197
⑫ 支援金収益	5,000	-	-	-	-	-	5,000
教育・講演活動等支援金収益	5,000	-	-	-	-	-	5,000
⑬ 雑収益	59	-	45	102	5	-	212
受取利息	7	-	1	-	1	-	10
雑収益	52	-	44	102	4	-	202
経常収益計	1,497,749	16,453	101,416	45,471	213,202	-	1,874,293
(2) 経常費用							
① 事業費	1,009,678	20,451	96,156	35,548	153,736	-	1,315,572
給付手当	566,844	8,062	14,821	3,705	25,937	-	619,371
臨時雇賃金(人材派遣料)	18,762	-	-	-	-	-	18,762
退職給付費用	40,136	-	-	-	-	-	40,136
福利厚生費	88,768	1,335	2,290	572	4,008	-	96,976
物品仕入費用	-	4,482	-	-	-	-	4,482
委託費	44,421	5,633	61,457	19,898	50,177	-	181,588
諸謝金	18,929	-	880	85	8,250	-	28,144
広報費	12,462	-	-	-	-	-	12,462
カウンセリング賛助会費	61,000	-	-	-	-	-	61,000
会場費	-	-	-	-	22,875	-	22,875
印刷製本費	2,654	-	3,237	1,484	4,128	-	11,505
会議費	1,870	-	129	-	-	-	2,000
旅費交通費	8,525	-	237	8	2,890	-	11,661
通信運搬費	15,097	218	6,007	6,485	9,653	-	37,461
租税公課	25	9	-	-	-	-	35
新聞図書費	226	-	23	-	-	-	249
消耗備品費	345	-	-	-	-	-	345
消耗品費	2,405	-	397	117	757	-	3,678
システム開発費	1,457	-	-	-	-	-	1,457
情報収集研修費	1,233	-	-	-	-	-	1,233
リース料	5,301	-	76	339	819	-	6,536
支払手数料	1,078	-	13	136	13,067	-	14,296
光熱水料費	3,620	24	70	17	123	-	3,857
賃借料	71,351	685	2,016	529	4,701	-	79,284
保守費	40,109	-	4,439	2,140	6,342	-	53,031
諸団体費	427	-	-	-	-	-	427
修繕費	137	-	33	-	-	-	170
事務所費	2,220	-	-	-	-	-	2,220
雑費	264	-	24	27	1	-	318

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引等消去	合 計
② 管理費	397,489	-	4,000	263	6,361	-	408,115
役員等報酬	79,118	-	-	-	-	-	79,118
給料手当	109,112	-	-	-	-	-	109,112
退職給付費用	5,260	-	-	-	-	-	5,260
福利厚生費	26,773	-	-	-	-	-	26,773
諸謝金	2,072	-	-	-	-	-	2,072
顧問料	6,039	-	-	-	-	-	6,039
印刷製本費	540	-	-	-	-	-	540
委託費	2,684	-	-	-	-	-	2,684
会議費	2,899	-	-	-	-	-	2,899
旅費交通費	1,677	-	-	-	-	-	1,677
通信運搬費	11,769	-	-	-	-	-	11,769
租税公課	14,719	-	-	-	-	-	14,719
新聞図書費	289	-	-	-	-	-	289
消耗備品費	31	-	-	-	-	-	31
消耗品費	3,208	-	-	-	-	-	3,208
情報収集研修費	4,031	-	-	-	-	-	4,031
リース料	140	-	-	-	-	-	140
支払手数料	2,964	-	-	-	-	-	2,964
光熱水料費	3,234	-	-	-	-	-	3,234
貸借料	89,936	-	-	-	-	-	89,936
保険料	632	-	-	-	-	-	632
保守費	365	-	-	-	-	-	365
修繕費	346	-	-	-	-	-	346
事務所費	2,336	-	-	-	-	-	2,336
慶弔費	273	-	-	-	-	-	273
減価償却費	26,237	-	3,887	262	6,147	-	36,535
リース支払利息	544	-	112	1	213	-	872
雑費	248	-	-	-	-	-	248
経常費用計	1,407,168	20,451	100,157	35,812	160,097	-	1,723,687
評価損益等調整前当期経常増減額	90,581	△ 3,998	1,258	9,659	53,105	-	150,606
評価損益等計	-	-	-	-	-	-	-
当期経常増減額	90,581	△ 3,998	1,258	9,659	53,105	-	150,606
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	-	-	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用							
経常外費用計	-	-	-	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-	-	-
他会計振替前当期一般正味財産増減額	90,581	△ 3,998	1,258	9,659	53,105	-	150,606
他会計振替額	△ 3,998	3,998	-	-	-	-	-
他会計からの繰入額	-	3,998	-	-	-	△ 3,998	-
他会計への繰出額	3,998	-	-	-	-	△ 3,998	-
税引前当期一般正味財産増減額	86,582	-	1,258	9,659	53,105	-	150,606
法人税、住民税及び事業税	3,489	-	-	-	-	-	3,489
当期一般正味財産増減額	83,093	-	1,258	9,659	53,105	-	147,117
一般正味財産期首残高	450,292	-	217,913	△ 110,606	△ 26,323	-	531,276
一般正味財産期末残高	533,386	-	219,171	△ 100,946	26,781	-	678,394
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
指定正味財産期末残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
III 基金増減の部							
① 基金受入額	8,800	-	-	-	-	-	8,800
基金受入額	8,800	-	-	-	-	-	8,800
当期基金増減額	8,800	-	-	-	-	-	8,800
基金期首残高	266,910	-	-	-	-	-	266,910
基金期末残高	275,710	-	-	-	-	-	275,710
IV 正味財産期末残高	3,493,275	-	219,171	△ 100,946	26,781	-	3,638,283

3. 財務諸表に対する注記

(1)重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日,平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については最終仕入原価法による。

②固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

③引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

④リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンスリースについては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による。

⑤消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2)特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金) (注1)	2,684,178	-	-	2,684,178
退職給付引当資産 (預金) (注2)	170,759	39,000	39,112	170,646
合 計	2,854,938	39,000	39,112	2,854,825

(注1) 長期活動目的特定資産については、旧各協会等からの寄付のうち、将来の活動のために留保しておく資産である。

(注2) 退職給付引当資産については、将来の退職給付のために留保した資産である。

(3)特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産か らの充当額)	(うち一般正味財産か らの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金)	2,684,178	(2,684,178)	-	-
退職給付引当資産 (預金)	170,646	-	-	(170,646)
合 計	2,854,825	(2,684,178)	-	(170,646)

(4)固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。(単位:千円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	34,189	28,930	5,258
什器備品	40,273	25,927	14,345
ソフトウェア	4,205	4,205	0
什器備品(リース資産)	139,349	84,147	55,202
ソフトウェア(リース資産)	36,781	17,460	19,321
合 計	254,800	160,672	94,128

(5)未収会費・加入金の内訳

(単位:千円)

未収会費	令和3年度上期以前	126
	令和3年度下期	486
	合計	612

※退会・除名・廃業・不更新・取消業者に係る未収会費・加入金は含まない。

(6)基金の増減額及びその残高

基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金(預金)(注)	266,910	8,800	-	275,710

(注)基金については、会員の加入金であり、定款第66条の定め及び経理規則第31条に基づき、基金として受け入れている。

4. 附属明細書

(1)基金及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

(2)引当金の明細

(単位:千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	335,491	45,397	37,560	-	343,327

5. 財産目録

財産目録（令和4年3月31日現在）

（単位：千円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金				843,709
現金		手元保管	運転資金として	1,675
普通預金		三菱UFJ銀行他	運転資金として	842,033
未収会費・加入金		会費等未収分	会費の未収分	612
未収金		特定情報利用料等未収分	特定情報利用料等の未収分	14,957
前払費用		本・支部家賃前払分等	本・支部事務所の令和4年4月分賃借料等	13,863
前払金		講習会場前払分等	令和4年度講習受講会場の前払分等	1,154
仮払金		旅費仮払分	職員の旅費仮払分	135
貯蔵品		講習用教材在庫分	講習受講用教材の在庫分	7,929
棚卸商品		法令集等在庫分	法令集等の在庫分	7,585
流動資産合計				889,947
(固定資産)				
基金				
基金(預金)		加入金振替分(みずほ銀行)	本協会の業務運営を円滑にするための資産	275,710
特定資産				
長期活動目的特定資産(預金)		寄付分	旧各協会等からの寄付金	2,684,178
退職給付引当資産(預金)		三井住友信託銀行	退職給付引当金見合の引当資産	170,646
その他固定資産				
建物附属設備		本部間仕切工事等	本部間仕切工事等	5,258
什器備品		本部書庫設備等	本部書庫設備等	14,345
ソフトウェア		会員サービス管理システム(改修)	会員サービス管理システム(改修)	0
電話加入権		支部電話加入権	支部の電話加入権	298
敷金		本・支部事務所敷金等	本・支部事務所敷金等	107,851
ソフトウェア(リース資産)		会員サービス管理システム	会員サービス管理システム	19,321
什器備品(リース資産)		本部サーバ等	本部サーバ等	55,202
固定資産合計				3,332,813
資産合計				4,222,760
(流動負債)				
未払金		費用等未払分	職員賞与・委託費用等の未払分	102,320
仮受金		講習未受講者等の仮受分	講習未受講者等の仮受分	1,072
前受金		講習受講料前受分	令和4年度講習受講料の前受分	42,826
前受会費		上期会費前受分	令和4年度上期会費の前受分	82
源泉所得税預り金		源泉所得税預り金等	職員・弁護士等の給与・報酬支給に伴う源泉所得税等	5,355
社会保険料等預り金		社会保険料預り金等	職員の社会保険料等の預り分	333
未払消費税等		消費税未払分	消費税の未払分	10,226
未払法人税等		法人税未払分	法人住民税均等割の未払分	3,489
流動負債合計				165,705
(固定負債)				
リース未払金		クライアントPC等未払分	クライアントPC等のリース債務	75,444
退職給付引当金		役員退職給付引当分	役員に対する退職金の引当分	343,327
固定負債合計				418,771
負債合計				584,477
正味財産				3,638,283

6. 収支計算書(参考)

① 収支計算書(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基金運用収入	-	5	△ 5	
② 特定資産運用収入	65	32	32	
③ 加入金収入	8,000	8,800	△ 800	
④ 会費収入	1,428,000	1,427,537	462	
⑤ 行政事務受託収入	3,120	3,432	△ 312	
⑥ 貸付自粛受託収入	6,324	5,332	991	
⑦ 紛争解決手続収入	58,100	56,349	1,750	
⑧ 物品販売収入	4,300	5,446	△ 1,146	
⑨ 特定情報利用料収入	9,856	11,006	△ 1,150	
⑩ 試験受験料収入	96,900	101,371	△ 4,471	
⑪ 登録手数料収入	44,100	45,369	△ 1,269	
⑫ 講習受講料収入	219,105	213,197	5,907	
⑬ 支援金収入	5,000	5,000	-	
⑭ 雑収入	204	212	△ 8	
事業活動収入計	1,883,074	1,883,093	△ 19	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	1,414,415	1,343,494	70,920	
② 管理費支出	400,495	367,836	32,658	
③ 法人税、住民税及び事業税	3,479	3,489	△ 10	
事業活動支出計	1,818,389	1,714,820	103,568	
事業活動収支差額	64,685	168,273	△ 103,588	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	29,662	39,112	△ 9,450	
② 敷金戻り収入	1,729	621	1,108	
投資活動収入計	31,391	39,733	△ 8,342	
2. 投資活動支出				
① 基金取得支出	8,000	8,800	△ 800	
② 特定資産取得支出	37,000	39,000	△ 2,000	
③ 固定資産等取得支出	-	4,359	△ 4,359	
④ 敷金支出	4,000	319	3,680	
投資活動支出計	49,000	52,479	△ 3,479	
投資活動収支差額	△ 17,609	△ 12,745	△ 4,863	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	-	-	-	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	-	-	-	
財務活動収支差額	-	-	-	
IV 予備費支出				
当期収支差額	2,000	-	2,000	
当期収支差額	45,076	155,527	△ 110,451	
前期繰越収支差額	568,713	568,713	-	
次期繰越収支差額	613,789	724,241	△ 110,451	

②収支計算書内訳表(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	一般会計			事業特別会計			資格試験特別会計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	5	△ 5	-	-	-	-	-	-
② 特定資産運用収入	65	32	32	-	-	-	-	-	-
③ 加入金収入	8,000	8,800	△ 800	-	-	-	-	-	-
④ 会費収入	1,428,000	1,427,537	462	-	-	-	-	-	-
⑤ 行政事務受託収入	3,120	3,432	△ 312	-	-	-	-	-	-
⑥ 貸付自粛受託収入	6,324	5,332	991	-	-	-	-	-	-
⑦ 紛争解決手続収入	58,100	56,349	1,750	-	-	-	-	-	-
⑧ 物品販売収入	-	-	-	4,300	5,446	△ 1,146	-	-	-
⑨ 特定情報利用料収入	-	-	-	9,856	11,006	△ 1,150	-	-	-
⑩ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	96,900	101,371	△ 4,471
⑪ 登録手数料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑫ 講習受講料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑬ 支援金収入	5,000	5,000	-	-	-	-	-	-	-
⑭ 雑収入	204	59	144	-	0	0	-	45	△ 45
⑮ 他会計からの繰入金収入	-	-	-	-	3,998	△ 3,998	-	-	-
事業活動収入計	1,508,813	1,506,549	2,263	14,156	20,451	△ 6,295	96,900	101,416	△ 4,516
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	1,086,223	1,027,757	58,465	27,944	20,451	7,492	94,262	99,424	△ 5,162
② 管理費支出	400,495	367,836	32,658	-	-	-	-	-	-
③ 法人税、住民税及び事業税	3,479	3,489	△ 10	-	-	-	-	-	-
事業活動支出計	1,490,197	1,399,083	91,113	27,944	20,451	7,492	94,262	99,424	△ 5,162
事業活動収支差額	18,616	107,466	△ 88,850	△ 13,788	-	△ 13,788	2,638	1,991	646
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	29,662	39,112	△ 9,450	-	-	-	-	-	-
② 敷金戻り収入	1,729	621	1,108	-	-	-	-	-	-
投資活動収入計	31,391	39,733	△ 8,342	-	-	-	-	-	-
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	8,000	8,800	△ 800	-	-	-	-	-	-
② 特定資産取得支出	37,000	39,000	△ 2,000	-	-	-	-	-	-
③ 固定資産等取得支出	-	4,359	△ 4,359	-	-	-	-	-	-
④ 敷金支出	4,000	319	3,680	-	-	-	-	-	-
⑤ 他会計への繰入金支出	-	3,998	△ 3,998	-	-	-	-	-	-
投資活動支出計	49,000	56,477	△ 7,477	-	-	-	-	-	-
投資活動収支差額	△ 17,609	△ 16,744	△ 864	-	-	-	-	-	-
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出									
当期収支差額	1,007	90,722	△ 89,715	△ 13,788	-	△ 13,788	638	1,991	△ 1,353
前期繰越収支差額	490,024	490,024	-	-	-	-	215,549	215,549	-
次期繰越収支差額	491,031	580,746	△ 89,715	△ 13,788	-	△ 13,788	216,187	217,540	△ 1,353

(単位:千円)

科 目	主任者登録特別会計			登録講習特別会計			合 計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	-	-	-	-	-	-	5	△ 5
② 特定資産運用収入	-	-	-	-	-	-	65	32	32
③ 加入金収入	-	-	-	-	-	-	8,000	8,800	△ 800
④ 会費収入	-	-	-	-	-	-	1,428,000	1,427,537	462
⑤ 行政事務受託収入	-	-	-	-	-	-	3,120	3,432	△ 312
⑥ 貸付自粛受託収入	-	-	-	-	-	-	6,324	5,332	991
⑦ 紛争解決手続収入	-	-	-	-	-	-	58,100	56,349	1,750
⑧ 物品販売収入	-	-	-	-	-	-	4,300	5,446	△ 1,146
⑨ 特定情報利用料収入	-	-	-	-	-	-	9,856	11,006	△ 1,150
⑩ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	96,900	101,371	△ 4,471
⑪ 登録手数料収入	44,100	45,369	△ 1,269	-	-	-	44,100	45,369	△ 1,269
⑫ 講習受講料収入	-	-	-	219,105	213,197	5,907	219,105	213,197	5,907
⑬ 支援金収入	-	-	-	-	-	-	5,000	5,000	-
⑭ 雑収入	-	102	△ 102	-	5	△ 5	204	212	△ 8
⑮ 他会計からの繰入金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業活動収入計	44,100	45,471	△ 1,371	219,105	213,202	5,902	1,883,074	1,883,093	△ 19
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	37,222	35,817	1,404	168,764	160,043	8,720	1,414,415	1,343,494	70,920
② 管理費支出	-	-	-	-	-	-	400,495	367,836	32,658
③ 法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-	-	-	3,479	3,489	△ 10
事業活動支出計	37,222	35,817	1,404	168,764	160,043	8,720	1,818,389	1,714,820	103,568
事業活動収支差額	6,878	9,654	△ 2,776	50,341	53,159	△ 2,818	64,685	168,273	△ 103,588
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	-	-	-	-	-	-	29,662	39,112	△ 9,450
② 敷金戻り収入	-	-	-	-	-	-	1,729	621	1,108
投資活動収入計	-	-	-	-	-	-	31,391	39,733	△ 8,342
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	-	-	-	-	-	-	8,000	8,800	△ 800
② 特定資産取得支出	-	-	-	-	-	-	37,000	39,000	△ 2,000
③ 固定資産等取得支出	-	-	-	-	-	-	-	4,359	△ 4,359
④ 敷金支出	-	-	-	-	-	-	4,000	319	3,680
⑤ 他会計への繰入金支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-
投資活動支出計	-	-	-	-	-	-	49,000	52,479	△ 3,479
投資活動収支差額	-	-	-	-	-	-	△ 17,609	△ 12,745	△ 4,863
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出									
当期収支差額	6,878	9,654	△ 2,776	50,341	53,159	△ 2,818	45,076	155,527	△ 110,451
前期繰越収支差額	△ 110,600	△ 110,600	-	△ 26,258	△ 26,258	-	568,713	568,713	-
次期繰越収支差額	△ 103,722	△ 100,946	△ 2,776	24,082	26,900	△ 2,818	613,789	724,241	△ 110,451

7. 収支計算書に対する注記

(1)資金の範囲

資金の範囲には、現金、普通預金、未収会費・加入金、未収金、前払費用、前払金、仮払金、貯蔵品、棚卸商品、未払金、仮受金、前受金、前受会費、源泉所得税預り金、社会保険料等預り金、未払消費税等、未払法人税等を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記(2)に記載するとおりである。

(2)次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：千円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	1,658	1,675
普 通 預 金	738,743	842,033
未 収 会 費 ・ 加 入 金	979	612
未 収 金	14,820	14,957
前 払 費 用	13,853	13,863
前 払 金	2,306	1,154
仮 払 金	-	135
貯 蔵 品	24,115	7,929
棚 卸 商 品	3,597	7,585
合 計	800,074	889,947
未 払 金 (注1)	105,738	102,320
仮 受 金	714	1,072
前 受 金	112,360	42,826
前 受 会 費	240	82
源 泉 所 得 税 預 り 金	5,271	5,355
社 会 保 険 料 等 預 り 金	196	333
未 払 消 費 税 等	3,360	10,226
未 払 法 人 税 等	3,479	3,489
合 計	231,360	165,705
次 期 繰 越 収 支 差 額	568,713	724,241

(注1) 未払金期末残高には、未払賞与相当額(前期61百万円、当期61百万円)が含まれる。

第3編 資料



第1章 統計資料(金融庁・月次統計・公知情報等)

金融庁 貸金業関係資料

1. 貸金業者数の推移等

(1)各年度末の推移

貸金業者数の長期的な推移

(単位:社)

	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末
財務局登録	929	839	762	702	664	580	473	409	349	330
都道府県登録	25,352	22,869	17,243	13,534	11,168	8,535	5,705	3,648	2,240	2,020
合計	26,281	23,708	18,005	14,236	11,832	9,115	6,178	4,057	2,589	2,350
	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末
財務局登録	315	302	299	292	285	285	281	275	271	268
都道府県登録	1,902	1,811	1,712	1,634	1,580	1,485	1,435	1,372	1,367	1,313
合計	2,217	2,113	2,011	1,926	1,865	1,770	1,716	1,647	1,638	1,581

(注) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(2)財務局、都道府県別

財務局、都道府県別貸金業者数

(単位:社)

令和4年3月末		令和4年3月末		令和4年3月末	
関東財務局	130	東北財務局	20	四国財務局	10
東京都	564	宮城県	20	香川県	5
神奈川県	34	岩手県	4	徳島県	6
埼玉県	22	福島県	2	愛媛県	18
千葉県	16	秋田県	7	高知県	9
山梨県	3	青森県	6	小計	38
栃木県	6	山形県	2	四国管内合計	48
茨城県	4	小計	41	九州財務局	10
群馬県	10	東北管内合計	61	熊本県	14
新潟県	4	東海財務局	21	大分県	7
長野県	6	愛知県	52	宮崎県	10
小計	669	静岡県	29	鹿児島県	7
関東管内合計	799	三重県	13	小計	38
近畿財務局	33	岐阜県	11	九州管内合計	48
大阪府	121	小計	105	福岡財務支局	16
京都府	23	東海管内合計	126	福岡県	71
兵庫県	27	北陸財務局	7	佐賀県	4
奈良県	7	富山県	7	長崎県	11
和歌山県	6	石川県	7	小計	86
滋賀県	5	福井県	3	福岡管内合計	102
小計	189	小計	17	沖縄総合事務局	3
近畿管内合計	222	北陸管内合計	24	沖縄県	46
北海道財務局	5	中国財務局	13	小計	46
北海道	36	広島県	21	沖縄管内合計	49
小計	36	山口県	9		
北海道管内合計	41	岡山県	15	財務局計	268
		鳥取県	2	都道府県計	1,313
		島根県	1	総合計	1,581
		小計	48		
		中国管内合計	61		

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

2. 貸付残高の推移

(1) 消費者向、事業者向別の貸付残高

貸付残高の推移

(単位：億円)

	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末
消費者向貸付残高	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191	157,281	126,477	95,519
事業者向貸付残高	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707	221,186	172,880	165,225
合計	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898	378,467	299,357	260,745
	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
消費者向貸付残高	78,315	67,790	62,287	60,148	60,627	62,179	64,882	69,233	73,207	70,954
事業者向貸付残高	167,731	164,696	167,082	161,511	158,622	160,118	170,200	182,928	194,844	258,669
合計	246,048	232,488	229,371	221,660	219,252	222,298	235,084	252,163	268,053	329,625

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2) 業態別の貸付残高

貸付残高の推移

(単位：億円)

	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
消費者向無担保貸金業者	117,403 (0.6%)	108,601 (-7.5%)	89,659 (-17.4%)	72,853 (-18.7%)	53,497 (-26.6%)	36,600 (-31.6%)	30,792 (-15.9%)	26,995 (-12.3%)	25,909 (-4.0%)	25,544 (-1.4%)	26,540 (3.9%)	27,004 (1.7%)	28,001 (3.7%)	29,543 (5.5%)	31,355 (6.1%)	29,882 (-4.7%)
消費者向有担保貸金業者	1,285 (-29.6%)	2,408 (87.4%)	1,653 (-31.4%)	1,933 (16.9%)	1,351 (-30.1%)	1,861 (37.7%)	1,460 (-21.5%)	1,492 (2.2%)	1,568 (5.1%)	1,553 (-1.0%)	1,545 (-0.5%)	1,355 (-12.3%)	1,803 (33.1%)	2,064 (14.5%)	3,333 (61.5%)	3,863 (15.9%)
消費者向住宅向貸金業者	9,183 (59.7%)	7,154 (-22.1%)	6,992 (-2.3%)	6,158 (-11.9%)	5,719 (-7.1%)	6,282 (9.8%)	6,031 (-4.0%)	6,358 (5.4%)	6,358 (0.0%)	6,529 (2.7%)	7,139 (9.3%)	7,665 (7.4%)	7,383 (-3.7%)	8,295 (12.4%)	8,738 (5.3%)	8,898 (1.8%)
事業者向貸金業者	160,580 (-16.9%)	177,810 (10.7%)	178,547 (0.4%)	168,546 (-5.6%)	121,551 (-27.9%)	115,275 (-5.2%)	112,852 (-2.1%)	112,014 (-0.7%)	111,642 (-0.3%)	84,507 (-24.3%)	82,435 (-2.5%)	71,467 (-13.3%)	79,721 (11.5%)	87,588 (9.9%)	87,060 (-0.6%)	98,765 (13.4%)
手形割引業者	2,206 (-7.5%)	2,348 (6.4%)	1,597 (-32.0%)	961 (-39.8%)	770 (-19.9%)	615 (-20.1%)	644 (4.7%)	593 (-7.9%)	556 (-6.2%)	515 (-7.4%)	479 (-7.0%)	477 (-0.4%)	473 (-0.8%)	413 (-12.7%)	378 (-8.5%)	305 (-19.3%)
クレジットカード会社	23,345 (58.7%)	25,413 (8.9%)	26,334 (3.6%)	24,635 (-6.5%)	22,381 (-9.1%)	18,817 (-15.9%)	15,908 (-15.5%)	13,783 (-13.4%)	13,524 (-1.9%)	17,073 (26.2%)	16,050 (-6.5%)	20,104 (25.3%)	20,774 (3.3%)	23,097 (11.2%)	32,197 (39.4%)	76,002 (136.1%)
信販会社	53,504 (0.8%)	57,293 (7.1%)	55,509 (-3.1%)	54,434 (-1.9%)	46,746 (-14.1%)	38,532 (-17.6%)	32,923 (-14.6%)	28,371 (-13.8%)	26,602 (-6.2%)	26,608 (0.0%)	27,783 (4.4%)	29,997 (8.0%)	31,877 (6.3%)	35,057 (10.0%)	36,831 (5.1%)	36,024 (-2.2%)
流通・メーカー系会社	6,552 (-5.1%)	6,631 (1.2%)	4,044 (-39.0%)	4,317 (6.8%)	8,463 (96.0%)	7,559 (-10.7%)	6,107 (-19.2%)	7,964 (30.4%)	8,761 (10.0%)	7,990 (-8.8%)	8,082 (1.2%)	8,791 (8.8%)	7,554 (-14.1%)	8,235 (9.0%)	7,739 (-6.0%)	8,154 (5.4%)
建設・不動産業者	5,432 (-1.4%)	6,010 (10.6%)	5,731 (-4.6%)	4,962 (-13.4%)	3,800 (-23.4%)	2,368 (-37.7%)	2,268 (-4.2%)	2,207 (-2.7%)	2,259 (2.4%)	2,785 (23.3%)	2,685 (-3.6%)	2,702 (0.6%)	3,207 (18.7%)	3,022 (-5.8%)	3,329 (10.2%)	3,367 (1.1%)
質屋	198 (-17.5%)	251 (26.8%)	141 (-43.8%)	132 (-6.4%)	113 (-14.4%)	90 (-20.4%)	63 (-30.0%)	66 (4.8%)	62 (-6.1%)	57 (-8.1%)	44 (-22.8%)	46 (4.5%)	42 (-8.7%)	44 (4.8%)	47 (6.8%)	48 (2.1%)
リース会社	33,495 (3.4%)	42,496 (26.9%)	44,543 (4.8%)	39,435 (-11.5%)	34,891 (-11.5%)	32,730 (-6.2%)	36,988 (13.0%)	32,639 (-11.8%)	32,081 (-1.7%)	48,449 (51.0%)	46,406 (-4.2%)	52,625 (13.4%)	54,149 (2.9%)	54,739 (1.1%)	56,995 (4.1%)	64,266 (12.8%)
日賦貸金業者	672 (1.8%)	307 (-54.3%)	142 (-53.7%)	95 (-33.1%)	69 (-27.4%)	2 (-97.1%)	0 (-100.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
非営利特例対象法人	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (-)	6 (-14.3%)	2 (-66.7%)	44 (2,100.0%)	43 (-2.3%)	59 (37.2%)	61 (3.4%)	96 (57.4%)	61 (-36.5%)	46 (-24.6%)	46 (0.0%)
合計	413,858 (-4.5%)	436,727 (5.5%)	414,898 (-5.0%)	378,467 (-8.8%)	299,357 (-20.9%)	260,745 (-12.9%)	246,048 (-5.6%)	232,488 (-5.5%)	229,371 (-1.3%)	221,660 (-3.4%)	219,252 (-1.1%)	222,298 (1.4%)	235,084 (5.8%)	252,163 (7.3%)	268,053 (6.3%)	329,625 (23.0%)

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) カッコ内の数字は対前年伸び率(%)。

(注3) 億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(参考)貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上(全国事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分超)のものうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの(⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する)
⑦信販会社	包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けているもの(⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する)
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の一般社団法人等、自動車関係の一般社団法人等に加盟しているもの(関係会社が同法人に加盟している場合も含む)または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの(関係会社が同協会等に加盟している場合も含む)(⑨、⑩と重複する場合には⑧が優先する)
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟しているもの(⑩と重複する場合には⑨が優先する)
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの(⑧、⑨、⑩と重複する場合には⑩が優先する)
⑪リース会社	公益社団法人リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの(⑧～⑩と重複する場合には⑫が優先する)
⑬非営利特例対象法人	上記にかかわらず、非営利特例対象法人として貸金業登録されているもの

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(3)財務局・都道府県別の貸付残高（令和3年3月末）

財務局・都道府県別の貸付残高

（単位：億円）

	業者数 (社)	消費者向 貸付残高	事業者向 貸付残高	合計
関東財務局	125	54,605	141,251	195,856
東京都	419	2,271	72,370	74,642
神奈川県	32	55	6,825	6,881
埼玉県	18	288	43	331
千葉県	16	1	31	32
山梨県	4	1	2	3
栃木県	6	24	4	28
茨城県	3	3	7	10
群馬県	9	3	404	408
新潟県	5	1	12	14
長野県	5	2	20	23
小計	517	2,653	79,723	82,378
関東管内合計	642	57,259	220,974	278,234
近畿財務局	33	8,524	845	9,369
大阪府	118	449	16,256	16,705
京都府	22	29	11	41
兵庫県	30	19	302	322
奈良県	7	7	17	25
和歌山県	7	12	5	17
滋賀県	4	0	0	0
小計	188	518	16,592	17,111
近畿管内合計	221	9,042	17,438	26,481
北海道財務局	5	418	1,816	2,234
北海道	38	302	373	676
小計	38	302	373	676
北海道管内合計	43	721	2,189	2,910
東北財務局	20	101	1	102
宮城県	21	6	39	46
岩手県	4	9	0	10
福島県	2	0	1	1
秋田県	7	2	4	7
青森県	6	15	0	16
山形県	2	0	1	2
小計	42	35	48	84
東北管内合計	62	137	49	187
東海財務局	21	1,854	10,210	12,064
愛知県	50	676	4,631	5,307
静岡県	27	38	228	266
三重県	14	16	0	16
岐阜県	10	1	31	33
小計	101	732	4,892	5,624
東海管内合計	122	2,586	15,102	17,689

	業者数 (社)	消費者向 貸付残高	事業者向 貸付残高	合計
北陸財務局	7	21	12	33
富山県	8	1	178	180
石川県	5	1	16	17
福井県	5	1	1	3
小計	18	4	197	201
北陸管内合計	25	25	209	235
中国財務局	14	91	539	631
広島県	24	27	70	98
山口県	8	13	11	25
岡山県	13	7	17	25
鳥取県	2	0	2	2
島根県	1	0	0	0
小計	48	49	103	152
中国管内合計	62	141	642	784
四国財務局	10	207	8	215
香川県	3	1	9	11
徳島県	5	1	8	10
愛媛県	17	17	22	40
高知県	9	29	26	56
小計	34	50	67	118
四国管内合計	44	257	75	333
九州財務局	10	141	20	161
熊本県	14	8	58	67
大分県	5	5	27	33
宮崎県	10	12	42	54
鹿児島県	6	13	37	51
小計	35	39	166	206
九州管内合計	45	181	186	367
福岡財務支局	17	378	1,003	1,382
福岡県	61	128	710	839
佐賀県	3	0	0	1
長崎県	14	16	12	28
小計	78	146	723	869
福岡管内合計	95	524	1,726	2,251
沖縄総合事務局	3	34	0	34
沖縄県	41	41	73	115
小計	41	41	73	115
沖縄管内合計	44	76	73	149
財務局計	265	66,378	155,708	222,087
都道府県計	1,140	4,576	102,961	107,538
総合計	1,405	70,954	258,669	329,625

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 業者数は、業務報告書提出業者（1,632）のうち、貸付残高のない業者（227）を除いたものである。

(注3) 億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

3. 業態別貸付金利(令和3年3月末)

業態別貸付金利

業態	業者数(社)	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高(億円)	構成比	金利	うち無担保残高(億円)	金利	残高(億円)	構成比	金利	残高(億円)	構成比	金利
消費者向無担保貸金業者	333	28,413	40.0%	14.86%	27,747	14.99%	1,468	0.6%	6.94%	29,882	9.1%	14.47%
うち大手	7	25,615	36.1%	14.80%	25,054	14.95%	1,314	0.5%	6.73%	26,929	8.2%	14.41%
うち大手以外	326	2,798	3.9%	15.38%	2,693	15.34%	154	0.1%	8.74%	2,953	0.9%	15.03%
消費者向有担保貸金業者	65	2,551	3.6%	1.95%	11	14.79%	1,311	0.5%	1.72%	3,863	1.2%	1.87%
消費者向住宅向貸金業者	32	7,636	10.8%	2.74%	11	2.06%	1,261	0.5%	3.43%	8,898	2.7%	2.84%
事業者向貸金業者	521	489	0.7%	5.57%	96	8.97%	98,275	38.0%	1.26%	98,765	30.0%	1.28%
手形割引業者	58	1	0.0%	12.99%	0	14.30%	303	0.1%	9.25%	305	0.1%	9.28%
クレジットカード会社	122	3,315	4.7%	13.75%	3,216	14.17%	72,686	28.1%	0.29%	76,002	23.1%	0.88%
信販会社	92	24,750	34.9%	7.74%	12,171	13.65%	11,273	4.4%	1.59%	36,024	10.9%	5.82%
流通・メーカー系会社	18	59	0.1%	3.98%	10	15.52%	8,094	3.1%	0.54%	8,154	2.5%	0.56%
建設・不動産業者	77	403	0.6%	6.15%	1	9.17%	2,964	1.1%	3.57%	3,367	1.0%	3.88%
質屋	14	2	0.0%	14.80%	1	16.66%	45	0.0%	3.09%	48	0.0%	3.75%
リース会社	54	3,308	4.7%	1.72%	9	2.84%	60,958	23.6%	1.46%	64,266	19.5%	1.48%
日賦貸金業者	1	-	-	-	-	-	0	0.0%	17.70%	0	0.0%	17.70%
非営利特例対象法人	18	20	0.0%	2.22%	20	2.22%	26	0.0%	2.30%	46	0.0%	2.26%
合計	1,405	70,954	100.0%	9.82%	43,298	14.53%	258,669	100.0%	1.11%	329,625	100.0%	2.98%

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 「金利」は「平均約定金利」である。

(注3) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注4) 業者数は、業務報告書提出業者(1,632)のうち、貸付残高のない業者(227)を除いたものである。

(注5) 億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

4. 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（令和3年3月末）

業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高

業態	業者数 (社)	消費者向貸付						事業者向貸付			合計	
		件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	うち 無担保件数 (件)	うち 無担保残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)
消費者向無担保 貸金業者	333	5,755,065	28,413	494	5,714,269	27,747	486	48,976	1,468	2,997	5,804,041	29,882
うち大手	7	4,888,142	25,615	524	4,870,093	25,054	514	42,748	1,314	3,074	4,930,890	26,929
うち大手以外	326	866,923	2,798	323	844,176	2,693	319	6,228	154	2,473	873,151	2,953
消費者向有担保 貸金業者	65	34,613	2,551	7,370	4,191	11	262	2,385	1,311	54,969	36,998	3,863
消費者向住宅向 貸金業者	32	54,448	7,636	14,024	1,423	11	773	4,287	1,261	29,415	58,735	8,898
事業者向貸金業者	521	47,488	489	1,030	42,018	96	228	71,413	98,275	137,615	118,901	98,765
手形割引業者	58	161	1	621	139	0	496	12,780	303	2,371	12,941	305
クレジットカード 会社	122	1,589,391	3,315	209	1,588,538	3,216	202	24,140	72,686	301,102	1,613,531	76,002
信販会社	92	9,918,000	24,750	250	9,771,846	12,171	125	323,800	11,273	3,481	10,241,800	36,024
流通・メーカー系 会社	18	8,813	59	669	8,161	10	123	2,699	8,094	299,889	11,512	8,154
建設・不動産業者	77	6,413	403	6,284	818	1	122	6,287	2,964	47,145	12,700	3,367
質屋	14	1,259	2	159	1,227	1	81	201	45	22,388	1,460	48
リース会社	54	23,059	3,308	14,346	2,132	9	422	13,748	60,958	443,395	36,807	64,266
日賦貸金業者	1	-	-	-	-	-	-	93	0	161	93	0
非営利特例対象 法人	18	1,437	20	1,392	1,437	20	1,392	433	26	6,005	1,870	46
合計	1,405	17,440,147	70,954	407	17,136,199	43,298	253	511,242	258,669	50,596	17,951,389	329,625

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 業者数は、業務報告書提出業者（1,632）のうち、貸付残高のない業者（227）を除いたものである。

(注3) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注4) 「件数」は各業者分を単純合計したもの（延べ数）。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。

(注5) 億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

5. 消費者向無担保貸金業者の貸付残高(令和3年3月末)

(1) 貸付金利別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高(貸付金利別)

金利	該当業者数(社)		消費者向無担保貸付残高				1件当たり 平均貸付 残高(千円)
	構成比	残高(億円)	構成比	件数(件)	構成比		
28%超	2	0.6%	0	0.0%	34	0.0%	559
26%超~28%以下	0	—	—	—	—	—	—
24%超~26%以下	2	0.6%	0	0.0%	164	0.0%	159
22%超~24%以下	5	1.5%	2	0.0%	1,850	0.0%	108
20%超~22%以下	3	0.9%	0	0.0%	491	0.0%	136
18%超~20%以下	51	15.3%	84	0.3%	49,905	0.9%	168
16%超~18%以下	180	54.1%	1,416	5.1%	509,778	8.9%	278
14%超~16%以下	41	12.3%	23,187	83.6%	4,552,421	79.7%	509
12%超~14%以下	11	3.3%	2,155	7.8%	542,516	9.5%	397
10%超~12%以下	5	1.5%	22	0.1%	10,957	0.2%	201
8%超~10%以下	7	2.1%	3	0.0%	443	0.0%	677
6%超~8%以下	4	1.2%	232	0.8%	32,107	0.6%	723
4%超~6%以下	6	1.8%	3	0.0%	313	0.0%	958
2%超~4%以下	12	3.6%	635	2.3%	12,044	0.2%	5,272
2%以下	4	1.2%	2	0.0%	1,246	0.0%	161
合計	333	100.0%	27,747	100.0%	5,714,269	100.0%	486

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(2) 貸付残高規模別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高(貸付残高規模別)

貸付残高規模	該当業者数(社)		消費者向無担保貸付残高				1件当たり 平均貸付 残高(千円)
	構成比	残高(億円)	構成比	件数(件)	構成比		
5,000億円超	2	0.6%	15,025	54.1%	2,875,801	50.3%	522
1,000億円超~5,000億円以下	3	0.9%	9,333	33.6%	1,954,726	34.2%	477
500億円超~1,000億円以下	1	0.3%	581	2.1%	10,811	0.2%	5,374
100億円超~500億円以下	9	2.7%	1,758	6.3%	515,815	9.0%	341
50億円超~100億円以下	4	1.2%	285	1.0%	66,235	1.2%	430
10億円超~50億円以下	16	4.8%	394	1.4%	131,354	2.3%	300
5億円超~10億円以下	20	6.0%	139	0.5%	53,360	0.9%	260
1億円超~5億円以下	75	22.5%	157	0.6%	66,562	1.2%	236
5,000万円超~1億円以下	50	15.0%	35	0.1%	16,816	0.3%	208
1,000万円超~5,000万円以下	112	33.6%	34	0.1%	21,325	0.4%	159
1,000万円以下	41	12.3%	1	0.0%	1,464	0.0%	68
合計	333	100.0%	27,747	100.0%	5,714,269	100.0%	486

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

6. 事業者向貸金業者の貸付残高（令和3年3月末）

(1) 貸付金利別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	該当業者数（社）		事業者向貸付残高				1件当たり 平均貸付残高 （百万円）
	構成比	残高（億円）	構成比	件数（件）	構成比		
28%超	2	0.4%	2	0.0%	4	0.0%	55.8
26%超～28%以下	0	—	—	—	—	—	—
24%超～26%以下	0	—	—	—	—	—	—
22%超～24%以下	0	—	—	—	—	—	—
20%超～22%以下	1	0.2%	4	0.0%	46	0.1%	9.5
18%超～20%以下	2	0.4%	0	0.0%	51	0.1%	0.0
16%超～18%以下	12	2.3%	10	0.0%	853	1.2%	1.2
14%超～16%以下	69	13.2%	155	0.2%	2,132	3.0%	7.3
12%超～14%以下	45	8.6%	650	0.7%	19,362	27.3%	3.4
10%超～12%以下	40	7.7%	980	1.0%	12,528	17.7%	7.8
8%超～10%以下	45	8.6%	2,161	2.2%	1,363	1.9%	158.5
6%超～8%以下	28	5.4%	646	0.7%	615	0.9%	105.0
4%超～6%以下	48	9.2%	993	1.0%	1,983	2.8%	50.1
2%超～4%以下	80	15.4%	7,120	7.2%	25,541	36.0%	27.9
2%以下	149	28.6%	85,524	87.0%	6,394	9.0%	1337.6
合計	521	100.0%	98,251	100.0%	70,872	100.0%	138.6

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約24億円）を除いている。

（注3）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2) 貸付残高規模別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	該当業者数（社）		事業者向貸付残高				1件当たり 平均貸付残高 （百万円）
	構成比	残高（億円）	構成比	件数（件）	構成比		
5,000億円超	5	1.0%	50,450	51.3%	1,763	2.5%	2,861.6
1,000億円超～5,000億円以下	10	1.9%	20,937	21.3%	23,200	32.7%	90.2
500億円超～1,000億円以下	14	2.7%	9,864	10.0%	1,438	2.0%	686.0
100億円超～500億円以下	49	9.4%	12,419	12.6%	30,044	42.4%	41.3
50億円超～100億円以下	21	4.0%	1,451	1.5%	339	0.5%	428.0
10億円超～50億円以下	97	18.6%	2,387	2.4%	6,326	8.9%	37.7
5億円超～10億円以下	52	10.0%	390	0.4%	1,879	2.7%	20.8
1億円超～5億円以下	108	20.7%	286	0.3%	3,577	5.0%	8.0
5,000万円超～1億円以下	53	10.2%	37	0.0%	978	1.4%	3.8
1,000万円超～5,000万円以下	80	15.4%	23	0.0%	1,238	1.7%	1.9
1,000万円以下	32	6.1%	1	0.0%	90	0.1%	1.6
合計	521	100.0%	98,251	100.0%	70,872	100.0%	138.6

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約24億円）を除いている。

（注3）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

7. 貸金業者の行政処分件数の推移

貸金業者の行政処分件数の推移

(単位:件)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				計
						4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
財務局登録貸金業者	業務改善 (法第24条の6の3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県登録貸金業者	業務改善 (法第24条の6の3)	12	8	4	1	1	1	0	0	2
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	4	8	3	3	1	0	0	0	1
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	16	17	9	4	2	1	0	0	3
計	業務改善 (法第24条の6の3)	12	8	4	1	1	1	0	0	2
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	4	8	3	3	1	0	0	0	1
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	16	17	9	4	2	1	0	0	3

(注1) 表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。

(注2) 令和元年度は平成31年4月を含む。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数

(1)内容別

貸金業に係る苦情等件数（内容別）

（単位：件）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	計	計	計	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
苦情等受付件数	7,676	5,560	4,768	4,747	1,146	1,091	912	644	3,793
うち無登録業者に係るもの	2,346	1,681	998	1,171	218	226	121	105	670
取立て行為	159	105	69	67	21	14	22	13	70
契約内容	104	63	54	35	8	5	1	4	18
金利	42	18	18	13	2	1	1	6	10
年金担保	0	4	0	0	0	0	0	0	0
帳簿の開示	24	25	20	26	5	1	2	3	11
過剰貸付け	7	1	2	1	0	0	1	0	1
行政当局詐称、登録業者詐称	22	5	9	5	0	0	0	0	0
保証契約	6	4	1	0	0	0	0	0	0
広告・勧誘（詐称以外）	70	159	66	38	7	12	7	4	30
その他	411	276	277	213	45	29	27	25	126
苦情計	845	660	516	398	88	62	61	55	266
債務整理等	753	263	210	162	106	108	62	90	366
金利	62	55	50	39	5	15	7	3	30
相談先	256	460	221	291	50	56	65	99	270
登録確認（無登録の疑いあり）	2,344	1,621	998	1,171	218	226	121	105	670
制度改正要望	35	9	10	35	3	4	2	23	32
法令等解釈	568	535	557	569	150	137	128	73	488
その他	2,813	1,957	2,206	2,082	526	483	466	196	1,671
相談・照会計	6,831	4,900	4,252	4,349	1,058	1,029	851	589	3,527

（注1）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。

（注2）令和元年度は平成31年4月を含む。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2)受付先別

貸金業に係る苦情等件数（受付先別）

（単位：件）

区分	平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計
苦情等受付件数	1,096	1,873	4,707	7,676	934	1,561	3,065	5,560	971	1,455	2,342	4,768	1,223	1,641	1,883	4,747	819	1,446	1,528	3,793
うち無登録業者に係るもの	618	301	1,427	2,346	288	210	1,183	1,681	189	281	528	998	260	243	668	1,171	85	156	429	670
取立て行為	28	38	93	159	18	25	62	105	9	28	32	69	3	17	47	67	1	39	30	70
契約内容	24	6	74	104	11	10	42	63	6	8	40	54	2	14	19	35	1	15	2	18
金利	12	4	26	42	5	2	11	18	3	4	11	18	3	2	8	13	1	5	4	10
年金担保	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帳簿の開示	0	3	21	24	0	11	14	25	0	6	14	20	0	6	20	26	0	6	5	11
過剰貸付け	4	3	0	7	0	0	1	1	0	2	0	2	0	0	1	1	0	1	0	1
行政当局詐称、登録業者詐称	2	2	18	22	0	0	5	5	0	5	4	9	1	1	3	5	0	0	0	0
保証契約	0	1	5	6	2	1	1	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
広告・勧誘（詐称以外）	45	8	17	70	103	4	52	159	37	2	27	66	27	3	8	38	13	8	9	30
その他	32	114	265	411	3	65	208	276	7	60	210	277	27	64	122	213	16	63	47	126
苦情計	147	179	519	845	142	118	400	660	62	115	339	516	63	107	228	398	32	137	97	266
債務整理等	8	122	623	753	28	18	217	263	12	63	135	210	21	48	93	162	2	228	136	366
金利	4	24	34	62	17	26	12	55	12	19	19	50	9	15	15	39	3	11	16	30
相談先	25	186	45	256	174	201	85	460	123	53	45	221	179	64	48	291	171	63	36	270
登録確認（無登録の疑いあり）	595	419	1,330	2,344	252	359	1,010	1,621	189	281	528	998	260	243	668	1,171	85	156	429	670
制度改正要望	9	18	8	35	4	4	1	9	1	6	3	10	27	5	3	35	27	0	5	32
法令等解釈	219	46	303	568	184	65	286	535	188	94	275	557	228	80	261	569	185	100	203	488
その他	89	879	1,845	2,813	133	770	1,054	1,957	384	824	998	2,206	436	1,079	567	2,082	314	751	606	1,671
相談・照会計	949	1,694	4,188	6,831	792	1,443	2,665	4,900	909	1,340	2,003	4,252	1,160	1,534	1,655	4,349	787	1,309	1,431	3,527

（注）令和元年度は平成31年4月を含む。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

日本貸金業協会 月次統計資料

1. 概要

(1)月次統計資料

月次統計資料として、以下の資料を公表している。

統計名	更新時期	概要
協会の状況	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	加盟協会員数の推移等
相談・苦情・紛争の状況	(前月末実績を)毎月20日～25日頃	日本貸金業協会設置の貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数やその内容内訳
月次実態調査	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	特定の協会員の協力を得て作成している貸金市場の動向調査

(2)月次実態調査

月次実態調査とは、特定の協会員の協力を得て、その動向を月次で調査・分析した統計資料であり、全協会員の貸付残高の70%以上のカバレッジを確保している。

業態	協力社数	カバレッジ	対象事業者
消費者金融業態	14社	83.4%	・消費者向無担保貸金業者 ・消費者向有担保貸金業者 ・消費者向住宅向貸金業者 等
クレジット業態等	24社	94.8%	・クレジットカード会社 ・信販会社 ・流通・メーカー系会社
事業者金融業態	12社	28.3%	・事業者向貸金業者 ・リース会社 ・手形割引業者 等
全体	50社	76.6%	—

(注1) カバレッジは、各協力社の令和3年3月末時点での貸付残高を、全協会員1,035社(令和3年3月末)の貸付残高で(各業態別に)除した割合を示す。

(注2) 協力社数は、令和3年4月末時点での数値。

2. 協会員数

(1)協会員数と加入率

協会員数と加入率の推移

(単位:社)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	9月	3月												
月末協会員数	3,561	2,990	2,525	2,100	1,670	1,560	1,486	1,410	1,362	1,312	1,279	1,246	1,241	1,214
登録貸金業者数	7,564	6,178	4,909	4,057	2,828	2,589	2,455	2,350	2,280	2,217	2,160	2,113	2,076	2,011
協会加入率	47.1%	48.4%	51.4%	51.8%	59.1%	60.3%	60.5%	60.0%	59.7%	59.2%	59.2%	59.0%	59.8%	60.4%
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	9月	3月												
月末協会員数	1,241	1,214	1,168	1,148	1,136	1,106	1,091	1,086	1,071	1,053	1,049	1,044	1,029	1,021
登録貸金業者数	2,076	2,011	1,894	1,866	1,819	1,771	1,745	1,716	1,680	1,647	1,652	1,638	1,601	1,581
協会加入率	59.8%	60.4%	61.7%	61.6%	62.5%	62.5%	62.5%	63.3%	63.8%	63.9%	63.5%	63.7%	64.3%	64.6%

(注) 登録貸金業者数の出典:金融庁「貸金業関係資料」

(2)財務局・都道府県知事別の協会員数

財務局・都道府県知事別の協会員数と加入率（令和4年3月）

（単位：社）

	協会員数	登録業者数	加入率
関東財務局	118	130	90.8%
東京都	246	564	43.6%
神奈川県	26	34	76.5%
埼玉県	9	22	40.9%
千葉県	10	16	62.5%
山梨県	3	3	100.0%
栃木県	6	6	100.0%
茨城県	4	4	100.0%
群馬県	9	10	90.0%
新潟県	2	4	50.0%
長野県	2	6	33.3%
小計	317	669	47.4%
合計	435	799	54.4%
近畿財務局	33	33	100.0%
大阪府	81	121	66.9%
京都府	22	23	95.7%
兵庫県	16	27	59.3%
奈良県	5	7	71.4%
和歌山県	4	6	66.7%
滋賀県	5	5	100.0%
小計	133	189	70.4%
合計	166	222	74.8%
北海道財務局	5	5	100.0%
北海道	29	36	80.6%
小計	29	36	80.6%
合計	34	41	82.9%
東北財務局	20	20	100.0%
宮城県	14	20	70.0%
岩手県	4	4	100.0%
福島県	2	2	100.0%
秋田県	6	7	85.7%
青森県	3	6	50.0%
山形県	2	2	100.0%
小計	31	41	75.6%
合計	51	61	83.6%
東海財務局	21	21	100.0%
愛知県	31	52	59.6%
静岡県	23	29	79.3%
三重県	9	13	69.2%
岐阜県	7	11	63.6%
小計	70	105	66.7%
合計	91	126	72.2%
北陸財務局	7	7	100.0%
富山県	5	7	71.4%
石川県	2	7	28.6%
福井県	3	3	100.0%
小計	10	17	58.8%
合計	17	24	70.8%
中国財務局	13	13	100.0%
広島県	16	21	76.2%
山口県	8	9	88.9%
岡山県	10	15	66.7%
鳥取県	2	2	100.0%
島根県	1	1	100.0%
小計	37	48	77.1%
合計	50	61	82.0%
四国財務局	10	10	100.0%
香川県	3	5	60.0%
徳島県	5	6	83.3%
愛媛県	8	18	44.4%
高知県	7	9	77.8%
小計	23	38	60.5%
合計	33	48	68.8%
九州財務局	10	10	100.0%
熊本県	11	14	78.6%
大分県	4	7	57.1%
宮崎県	6	10	60.0%
鹿児島県	4	7	57.1%
小計	25	38	65.8%
合計	35	48	72.9%
福岡財務支局	13	16	81.3%
福岡県	37	71	52.1%
佐賀県	2	4	50.0%
長崎県	11	11	100.0%
小計	50	86	58.1%
合計	63	102	61.8%
沖縄総合事務局	3	3	100.0%
沖縄県	43	46	93.5%
小計	43	46	93.5%
合計	46	49	93.9%
財務局計	253	268	94.4%
都道府県計	768	1,313	58.5%
総合計	1,021	1,581	64.6%

（注）「登録業者数」は金融庁公表の数値。

財務局・都道府県知事別の協会員数の推移(令和元年度～令和3年度の各3月末)

(単位:社)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
関東財務局	115	115	118
東京都	237	250	246
神奈川県	25	25	26
埼玉県	10	9	9
千葉県	14	12	10
山梨県	5	4	3
栃木県	7	7	6
茨城県	4	4	4
群馬県	8	9	9
新潟県	3	3	2
長野県	2	2	2
小計	315	325	317
合計	430	440	435
近畿財務局	35	35	33
大阪府	87	85	81
京都府	25	24	22
兵庫県	18	16	16
奈良県	4	4	5
和歌山県	4	4	4
滋賀県	5	5	5
小計	143	138	133
合計	178	173	166
北海道財務局	5	5	5
北海道	30	29	29
小計	30	29	29
合計	35	34	34
東北財務局	21	20	20
宮城県	16	15	14
岩手県	4	4	4
福島県	2	2	2
秋田県	7	6	6
青森県	4	3	3
山形県	3	2	2
小計	36	32	31
合計	57	52	51
東海財務局	22	21	21
愛知県	31	34	31
静岡県	23	23	23
三重県	10	10	9
岐阜県	7	7	7
小計	71	74	70
合計	93	95	91

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
北陸財務局	7	7	7
富山県	7	5	5
石川県	3	2	2
福井県	5	4	3
小計	15	11	10
合計	22	18	17
中国財務局	15	14	13
広島県	22	19	16
山口県	9	8	8
岡山県	10	9	10
鳥取県	3	2	2
島根県	1	1	1
小計	45	39	37
合計	60	53	50
四国財務局	10	10	10
香川県	3	3	3
徳島県	5	5	5
愛媛県	8	8	8
高知県	7	7	7
小計	23	23	23
合計	33	33	33
九州財務局	10	10	10
熊本県	12	11	11
大分県	4	4	4
宮崎県	5	5	6
鹿児島県	4	4	4
小計	25	24	25
合計	35	34	35
福岡財務支局	14	15	13
福岡県	39	37	37
佐賀県	2	2	2
長崎県	13	13	11
小計	54	52	50
合計	68	67	63
沖縄総合事務局	3	3	3
沖縄県	39	42	43
小計	39	42	43
合計	42	45	46
財務局計	257	255	253
都道府県計	796	789	768
総合計	1,053	1,044	1,021

第1編 協会活動報告

第2編 財務報告

第3編 資料

3. 貸付残高・貸付件数

(1)業態別貸付残高・貸付件数の推移

業態別貸付残高とシェアの推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		50社												
業態 消費者金融	令和2年度	3,407,681	3,392,473	3,348,708	3,309,335	3,295,404	3,294,437	3,294,791	3,304,762	3,293,441	3,278,777	3,286,441	3,293,777	
	令和3年度	3,296,624	3,305,423	3,291,777	3,294,996	3,297,448	3,314,520	3,317,493	3,334,921	3,319,947	3,321,958	3,328,746	3,352,622	
	前年同月比	-3.3%	-2.6%	-1.7%	-0.4%	0.1%	0.6%	0.7%	0.9%	0.8%	1.3%	1.3%	1.8%	
業態 事業者金融	令和2年度	669,161	669,652	646,716	653,495	649,828	841,999	616,265	613,305	612,933	838,215	639,758	645,219	
	令和3年度	853,139	857,776	881,016	864,465	843,212	897,530	826,053	821,459	889,914	818,106	910,168	929,637	
	前年同月比	27.5%	28.1%	36.2%	32.3%	29.8%	6.6%	34.0%	33.9%	45.2%	-2.4%	42.3%	44.1%	
業態等 クレジット	令和2年度	7,091,602	7,188,401	7,959,512	7,778,729	7,685,036	7,381,472	7,263,497	7,315,974	7,693,373	8,028,601	8,040,907	7,394,711	
	令和3年度	7,314,848	7,423,490	7,438,293	7,469,278	7,507,324	7,479,900	7,501,044	7,892,849	8,111,576	8,092,481	8,140,161	8,016,282	
	前年同月比	3.1%	3.3%	-6.5%	-4.0%	-2.3%	1.3%	3.3%	7.9%	5.4%	0.8%	1.2%	8.4%	
全体	令和2年度	11,168,445	11,250,525	11,954,936	11,741,560	11,630,268	11,517,908	11,174,553	11,234,041	11,599,747	12,145,594	11,967,105	11,333,707	
	令和3年度	11,464,611	11,586,689	11,611,086	11,628,739	11,647,983	11,691,950	11,644,590	12,049,228	12,321,437	12,232,545	12,379,075	12,298,542	
	前年同月比	2.7%	3.0%	-2.9%	-1.0%	0.2%	1.5%	4.2%	7.3%	6.2%	0.7%	3.4%	8.5%	
業態別シェア	令和2年度	消費者金融業態	30.5%	30.2%	28.0%	28.2%	28.3%	28.6%	29.5%	29.4%	28.4%	27.0%	27.5%	29.1%
		事業者金融業態	6.0%	6.0%	5.4%	5.6%	5.6%	7.3%	5.5%	5.5%	5.3%	6.9%	5.3%	5.7%
		クレジット業態等	63.5%	63.9%	66.6%	66.2%	66.1%	64.1%	65.0%	65.1%	66.3%	66.1%	67.2%	65.2%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	令和3年度	消費者金融業態	28.8%	28.5%	28.4%	28.3%	28.3%	28.3%	28.5%	27.7%	26.9%	27.2%	26.9%	27.3%
		事業者金融業態	7.4%	7.4%	7.6%	7.4%	7.2%	7.7%	7.1%	6.8%	7.2%	6.7%	7.4%	7.6%
		クレジット業態等	63.8%	64.1%	64.1%	64.2%	64.5%	64.0%	64.4%	65.5%	65.8%	66.2%	65.8%	65.2%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社											
業態 消費者金融	令和2年度	5,303,457	5,280,765	5,197,512	5,143,699	5,132,234	5,129,582	5,142,108	5,169,503	5,130,963	5,141,944	5,154,958	5,171,844
	令和3年度	5,187,170	5,218,399	5,202,198	5,204,242	5,220,492	5,236,173	5,262,934	5,297,634	5,259,767	5,267,833	5,293,988	5,316,418
	前年同月比	-2.2%	-1.2%	0.1%	1.2%	1.7%	2.1%	2.3%	2.5%	2.5%	2.4%	2.7%	2.8%
業態 事業者金融	令和2年度	63,012	61,866	60,196	59,061	58,350	57,867	55,038	54,884	54,782	56,705	56,332	54,848
	令和3年度	54,407	54,308	54,509	54,383	54,480	54,499	52,176	52,136	52,326	52,429	54,727	53,809
	前年同月比	-13.7%	-12.2%	-9.4%	-7.9%	-6.6%	-5.8%	-5.2%	-5.0%	-4.5%	-7.5%	-2.8%	-1.9%
業態等 クレジット	令和2年度	98,721,206	98,661,155	98,612,890	98,634,435	98,680,785	98,580,121	98,980,080	99,254,892	99,219,914	99,280,281	99,545,423	99,693,711
	令和3年度	99,889,076	100,047,443	100,151,008	100,321,736	100,462,333	100,721,534	100,884,598	100,875,434	101,365,859	101,622,611	101,956,682	102,258,326
	前年同月比	1.2%	1.4%	1.6%	1.7%	1.8%	2.2%	1.9%	1.6%	2.2%	2.4%	2.4%	2.6%
全体	令和2年度	104,087,675	104,003,786	103,870,598	103,837,195	103,871,369	103,767,570	104,177,226	104,479,279	104,405,659	104,478,930	104,756,713	104,920,403
	令和3年度	105,130,653	105,320,150	105,407,715	105,580,361	105,737,305	106,012,206	106,199,708	106,225,204	106,677,952	106,942,873	107,305,397	107,628,553
	前年同月比	1.0%	1.3%	1.5%	1.7%	1.8%	2.2%	1.9%	1.7%	2.2%	2.4%	2.4%	2.6%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

(2)消費者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社											
業態 消費者金融	令和2年度	3,201,729	3,186,982	3,147,258	3,113,738	3,103,971	3,104,440	3,107,531	3,118,966	3,109,878	3,093,653	3,100,261	3,103,890
	令和3年度	3,106,028	3,114,948	3,099,649	3,099,163	3,099,392	3,113,088	3,117,065	3,131,482	3,113,783	3,113,729	3,119,289	3,137,545
	前年同月比	-3.0%	-2.3%	-1.5%	-0.5%	-0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.1%	0.6%	0.6%	1.1%
業態 事業者金融	令和2年度	233,813	232,637	231,331	230,494	230,259	229,917	229,652	229,811	228,992	228,603	227,129	226,394
	令和3年度	226,621	225,816	223,886	222,601	220,805	219,553	218,496	217,425	216,145	214,973	213,531	212,443
	前年同月比	-3.1%	-2.9%	-3.2%	-3.4%	-4.1%	-4.5%	-4.9%	-5.4%	-5.6%	-6.0%	-6.0%	-6.2%
業態等 クレジット	令和2年度	2,675,394	2,636,048	2,609,970	2,559,781	2,543,381	2,547,648	2,511,729	2,529,796	2,529,065	2,533,697	2,596,944	2,522,178
	令和3年度	2,489,866	2,538,444	2,510,908	2,504,916	2,505,229	2,518,055	2,526,294	2,544,535	2,519,546	2,520,240	2,524,142	2,507,359
	前年同月比	-6.9%	-3.7%	-3.8%	-2.1%	-1.5%	-1.2%	0.6%	0.6%	-0.4%	-0.5%	-2.8%	-0.6%
全体	令和2年度	6,110,936	6,055,667	5,988,559	5,904,013	5,877,611	5,882,005	5,848,912	5,878,573	5,867,936	5,855,953	5,924,334	5,852,462
	令和3年度	5,822,515	5,879,208	5,834,442	5,826,680	5,825,427	5,850,696	5,861,854	5,893,443	5,849,473	5,848,942	5,856,962	5,857,347
	前年同月比	-4.7%	-2.9%	-2.6%	-1.3%	-0.9%	-0.5%	0.2%	0.3%	-0.3%	-0.1%	-1.1%	0.1%

業態別貸付件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社											
業態 消費者金融	令和2年度	5,274,654	5,252,145	5,170,265	5,116,760	5,105,541	5,103,048	5,115,735	5,143,123	5,104,752	5,115,832	5,128,857	5,145,744
	令和3年度	5,161,262	5,192,511	5,176,349	5,178,390	5,194,622	5,210,281	5,237,039	5,270,682	5,232,800	5,240,827	5,267,043	5,289,372
	前年同月比	-2.1%	-1.1%	0.1%	1.2%	1.7%	2.1%	2.4%	2.5%	2.5%	2.4%	2.7%	2.8%
業態 事業者金融	令和2年度	15,766	15,583	15,478	15,384	15,301	15,198	15,086	15,024	14,932	14,795	14,689	14,585
	令和3年度	14,521	14,360	14,295	14,197	14,080	13,979	13,868	13,714	13,621	13,504	13,423	13,308
	前年同月比	-7.9%	-7.8%	-7.6%	-7.7%	-8.0%	-8.0%	-8.1%	-8.7%	-8.8%	-8.7%	-8.6%	-8.8%
業態等 クレジット	令和2年度	98,548,721	98,489,144	98,441,382	98,463,247	98,509,670	98,409,240	98,808,675	99,083,232	99,047,904	99,108,168	99,373,782	99,521,682
	令和3年度	99,716,770	99,875,145	99,978,117	100,148,150	100,287,919	100,547,469	100,709,869	100,699,390	101,188,679	101,443,231	101,775,868	102,074,761
	前年同月比	1.2%	1.4%	1.6%	1.7%	1.8%	2.2%	1.9%	1.6%	2.2%	2.4%	2.4%	2.6%
全体	令和2年度	103,839,141	103,756,872	103,627,125	103,595,391	103,630,512	103,527,486	103,939,496	104,241,379	104,167,588	104,238,795	104,517,328	104,682,011
	令和3年度	104,892,553	105,082,016	105,168,761	105,340,737	105,496,621	105,771,729	105,960,776	105,983,786	106,435,100	106,697,562	107,056,334	107,377,441
	前年同月比	1.0%	1.3%	1.5%	1.7%	1.8%	2.2%	1.9%	1.7%	2.2%	2.4%	2.4%	2.6%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

(単位：百万円、件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	
貸付残高 (百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	令和2年度	4,232,253	4,170,189	4,087,566	3,995,587	3,965,912	3,957,604	3,950,373	3,969,740	3,936,065	3,934,568	3,937,269	3,896,473
		令和3年度	3,854,544	3,908,685	3,878,646	3,856,685	3,853,418	3,872,429	3,872,874	3,899,943	3,848,079	3,847,585	3,846,984	3,853,338
		前年同月比	-8.9%	-6.3%	-5.1%	-3.5%	-2.8%	-2.2%	-2.0%	-1.8%	-2.2%	-2.2%	-2.3%	-1.1%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	令和2年度	101,343	100,615	99,645	98,644	97,752	98,498	97,578	97,143	97,191	96,357	95,080	95,112
		令和3年度	93,564	95,484	94,738	94,968	95,167	96,238	96,570	97,018	97,772	98,383	98,393	99,300
		前年同月比	-7.7%	-5.1%	-4.9%	-3.7%	-2.6%	-2.3%	-1.0%	-0.1%	0.6%	2.1%	3.5%	4.4%
	住宅向貸付	令和2年度	1,777,339	1,784,863	1,801,348	1,809,782	1,813,947	1,825,903	1,800,961	1,811,691	1,834,680	1,825,028	1,891,985	1,860,877
		令和3年度	1,874,406	1,875,039	1,861,059	1,875,027	1,876,842	1,882,030	1,892,411	1,896,482	1,903,623	1,902,975	1,911,585	1,904,708
		前年同月比	5.5%	5.1%	3.3%	3.6%	3.5%	3.1%	5.1%	4.7%	3.8%	4.3%	1.0%	2.4%
有残件数 (件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	令和2年度	103,655,921	103,573,713	103,442,547	103,409,719	103,444,089	103,339,866	103,750,793	104,051,455	103,975,226	104,047,128	104,318,369	104,488,397
		令和3年度	104,697,622	104,886,578	104,973,063	105,143,592	105,298,657	105,572,550	105,760,749	105,782,898	106,233,102	106,495,422	106,853,304	107,174,611
		前年同月比	1.0%	1.3%	1.5%	1.7%	1.8%	2.2%	1.9%	1.7%	2.2%	2.4%	2.4%	2.6%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	令和2年度	18,650	17,494	17,324	17,162	16,941	16,824	16,678	16,572	16,434	16,352	15,110	14,965
		令和3年度	14,833	14,754	14,660	14,586	14,496	14,425	14,321	14,250	14,173	14,112	14,061	14,005
		前年同月比	-20.5%	-15.7%	-15.4%	-15.0%	-14.4%	-14.3%	-14.1%	-14.0%	-13.8%	-13.7%	-6.9%	-6.4%
	住宅向貸付	令和2年度	164,570	165,665	167,254	168,510	169,482	170,796	172,025	173,352	175,928	175,315	183,849	178,649
		令和3年度	180,098	180,684	181,038	182,559	183,468	184,754	185,706	186,638	187,825	188,028	188,969	188,825
		前年同月比	9.4%	9.1%	8.2%	8.3%	8.3%	8.2%	8.0%	7.7%	6.8%	7.3%	2.8%	5.7%

(注)「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

(3)事業者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社											
業態 消費者金融	令和2年度	205,952	205,491	201,450	195,597	191,433	189,997	187,261	185,796	183,563	185,124	186,180	189,887
	令和3年度	190,595	190,475	192,128	195,833	198,056	201,432	200,428	203,439	206,165	208,229	209,457	215,078
	前年同月比	-7.5%	-7.3%	-4.6%	0.1%	3.5%	6.0%	7.0%	9.5%	12.3%	12.5%	12.5%	13.3%
業態 事業者金融	令和2年度	435,348	437,015	415,385	423,001	419,569	612,081	386,612	383,494	383,940	609,612	412,629	418,825
	令和3年度	626,518	631,960	657,130	641,864	622,407	677,977	607,557	604,033	673,769	603,133	696,636	717,194
	前年同月比	43.9%	44.6%	58.2%	51.7%	48.3%	10.8%	57.1%	57.5%	75.5%	-1.1%	68.8%	71.2%
業態等 クレジット	令和2年度	4,416,208	4,552,352	5,349,542	5,218,948	5,141,655	4,833,824	4,751,768	4,786,178	5,164,308	5,494,904	5,443,963	4,872,533
	令和3年度	4,824,982	4,885,046	4,927,385	4,964,362	5,002,094	4,961,845	4,974,750	5,348,313	5,592,030	5,572,240	5,616,019	5,508,923
	前年同月比	9.3%	7.3%	-7.9%	-4.9%	-2.7%	2.6%	4.7%	11.7%	8.3%	1.4%	3.2%	13.1%
全体	令和2年度	5,057,509	5,194,858	5,966,377	5,837,546	5,752,657	5,635,903	5,325,641	5,355,468	5,731,812	6,289,640	6,042,771	5,481,245
	令和3年度	5,642,096	5,707,481	5,776,644	5,802,059	5,822,557	5,841,253	5,782,735	6,155,786	6,471,964	6,383,602	6,522,112	6,441,195
	前年同月比	11.6%	9.9%	-3.2%	-0.6%	1.2%	3.6%	8.6%	14.9%	12.9%	1.5%	7.9%	17.5%

業態別貸付件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社											
業態 消費者金融	令和2年度	28,803	28,620	27,247	26,939	26,693	26,534	26,373	26,380	26,211	26,112	26,101	26,100
	令和3年度	25,908	25,888	25,849	25,852	25,870	25,892	25,895	26,952	26,967	27,006	26,945	27,046
	前年同月比	-10.1%	-9.5%	-5.1%	-4.0%	-3.1%	-2.4%	-1.8%	2.2%	2.9%	3.4%	3.2%	3.6%
業態 事業者金融	令和2年度	47,246	46,283	44,718	43,677	43,049	42,669	39,952	39,860	39,850	41,910	41,643	40,263
	令和3年度	39,886	39,948	40,214	40,186	40,400	40,520	38,308	38,422	38,705	38,925	41,304	40,501
	前年同月比	-15.6%	-13.7%	-10.1%	-8.0%	-6.2%	-5.0%	-4.1%	-3.6%	-2.9%	-7.1%	-0.8%	0.6%
業態等 クレジット	令和2年度	172,485	172,011	171,508	171,188	171,115	170,881	171,405	171,660	172,010	172,113	171,641	172,029
	令和3年度	172,306	172,298	172,891	173,586	174,414	174,065	174,729	176,044	177,180	179,380	180,814	183,565
	前年同月比	-0.1%	0.2%	0.8%	1.4%	1.9%	1.9%	1.9%	2.6%	3.0%	4.2%	5.3%	6.7%
全体	令和2年度	248,534	246,914	243,473	241,804	240,857	240,084	237,730	237,900	238,071	240,135	239,385	238,392
	令和3年度	238,100	238,134	238,954	239,624	240,684	240,477	238,932	241,418	242,852	245,311	249,063	251,112
	前年同月比	-4.2%	-3.6%	-1.9%	-0.9%	-0.1%	0.2%	0.5%	1.5%	2.0%	2.2%	4.0%	5.3%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

(単位：百万円、件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	
貸付残高 (百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	令和2年度	258,700	262,815	242,036	188,603	186,524	237,309	179,232	178,991	181,168	550,881	203,518	191,938
		令和3年度	247,091	247,185	261,384	246,575	253,788	252,080	233,888	236,350	302,635	230,758	296,766	272,125
		前年同月比	-4.5%	-5.9%	8.0%	30.7%	36.1%	6.2%	30.5%	32.0%	67.0%	-58.1%	45.8%	41.8%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	令和2年度	733,349	732,082	996,491	854,192	852,144	992,227	822,738	830,936	833,406	1,003,219	865,788	878,049
		令和3年度	695,800	696,105	903,014	1,062,449	1,048,471	1,104,255	1,044,479	1,042,826	1,042,805	1,051,004	1,113,164	1,134,404
		前年同月比	-5.1%	-4.9%	-9.4%	24.4%	23.0%	11.3%	27.0%	25.5%	25.1%	4.8%	28.6%	29.2%
	営業貸付 その他	令和2年度	4,065,460	4,199,961	4,727,849	4,794,751	4,713,989	4,406,367	4,323,672	4,345,541	4,717,238	4,735,540	4,973,465	4,411,259
		令和3年度	4,699,205	4,764,191	4,612,246	4,493,036	4,520,297	4,484,919	4,504,368	4,876,609	5,126,525	5,101,841	5,112,183	5,034,667
		前年同月比	15.6%	13.4%	-2.4%	-6.3%	-4.1%	1.8%	4.2%	12.2%	8.7%	7.7%	2.8%	14.1%
有残件数 (件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	令和2年度	228,778	227,268	224,085	222,984	222,269	221,601	221,214	221,303	221,437	221,890	221,155	220,199
		令和3年度	220,304	220,222	220,819	221,522	222,489	222,215	222,563	224,956	226,204	228,508	230,560	232,430
		前年同月比	-3.7%	-3.1%	-1.5%	-0.7%	0.1%	0.3%	0.6%	1.7%	2.2%	3.0%	4.3%	5.6%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	令和2年度	16,069	15,925	15,738	15,256	15,033	14,957	12,999	13,076	13,092	14,716	14,698	14,671
		令和3年度	14,246	14,343	14,516	14,574	14,650	14,738	12,847	12,955	13,142	13,296	15,030	15,214
		前年同月比	-11.3%	-9.9%	-7.8%	-4.5%	-2.5%	-1.5%	-1.2%	-0.9%	0.4%	-9.7%	2.3%	3.7%
	営業貸付 その他	令和2年度	3,687	3,721	3,650	3,564	3,555	3,526	3,517	3,521	3,542	3,529	3,532	3,522
		令和3年度	3,550	3,569	3,619	3,528	3,545	3,524	3,522	3,507	3,506	3,507	3,473	3,468
		前年同月比	-3.7%	-4.1%	-0.8%	-1.0%	-0.3%	-0.1%	0.1%	-0.4%	-1.0%	-0.6%	-1.7%	-1.5%

(注1)「その他営業貸付」とは、貸金業法における“貸付”のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。
 (注2)「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

4. 月間貸付金額・契約数

(1)消費者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社											
業態 消費者金融	令和2年度	135,424	111,841	124,482	123,948	128,454	146,095	141,320	143,932	140,843	116,343	130,213	179,905
	令和3年度	145,837	139,310	138,193	128,604	128,324	138,553	131,188	134,408	132,336	112,599	116,878	162,268
	前年同月比	7.7%	24.6%	11.0%	3.8%	-0.1%	-5.2%	-7.2%	-6.6%	-6.0%	-3.2%	-10.2%	-9.8%
業態 事業者金融	令和2年度	1,206	1,034	1,495	1,868	2,030	2,278	2,591	2,795	2,378	2,305	2,124	3,148
	令和3年度	2,849	2,075	2,227	548	1,119	1,769	1,914	1,711	1,756	1,444	2,077	2,778
	前年同月比	136.2%	100.7%	48.9%	-70.7%	-44.9%	-22.3%	-26.1%	-38.8%	-26.2%	-37.4%	-2.2%	-11.8%
業態等 クレジット	令和2年度	113,947	108,091	97,609	86,479	89,361	110,234	112,548	114,874	102,549	97,300	100,816	137,118
	令和3年度	116,961	114,691	107,583	103,395	102,638	117,121	113,439	119,807	105,280	102,447	104,163	134,469
	前年同月比	2.6%	6.1%	10.2%	19.6%	14.9%	6.2%	0.8%	4.3%	2.7%	5.3%	3.3%	-1.9%
全体	令和2年度	250,577	220,966	223,586	212,296	219,845	258,607	256,459	261,600	245,769	215,948	233,153	320,171
	令和3年度	265,647	256,076	248,002	232,547	232,081	257,443	246,541	255,926	239,372	216,490	223,118	299,515
	前年同月比	6.0%	15.9%	10.9%	9.5%	5.6%	-0.5%	-3.9%	-2.2%	-2.6%	0.3%	-4.3%	-6.5%

業態別月間契約数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社	50社	50社	50社	50社							
業態 消費者金融	令和2年度	66,069	48,102	42,956	48,002	60,131	72,735	76,403	77,451	65,931	71,942	74,640	94,097
	令和3年度	83,941	88,037	75,645	74,436	81,590	89,637	88,712	88,234	72,150	78,156	78,183	99,939
	前年同月比	27.1%	83.0%	76.1%	55.1%	35.7%	23.2%	16.1%	13.9%	9.4%	8.6%	4.7%	6.2%
業態 事業者金融	令和2年度	66	61	97	100	114	122	124	126	135	103	102	156
	令和3年度	126	96	112	22	67	86	91	81	91	63	91	107
	前年同月比	90.9%	57.4%	15.5%	-78.0%	-41.2%	-29.5%	-26.6%	-35.7%	-32.6%	-38.8%	-10.8%	-31.4%
業態等 クレジット	令和2年度	603,143	527,652	604,358	680,036	677,232	744,762	705,105	838,704	761,661	683,697	805,913	925,941
	令和3年度	782,296	699,530	680,993	683,152	655,627	796,856	711,243	912,676	1,034,617	755,500	777,615	951,048
	前年同月比	29.7%	32.6%	12.7%	0.5%	-3.2%	7.0%	0.9%	8.8%	35.8%	10.5%	-3.5%	2.7%
全体	令和2年度	669,278	575,815	647,411	728,138	737,477	817,619	781,632	916,281	827,727	755,742	880,655	1,020,194
	令和3年度	866,363	787,663	756,750	757,610	737,284	886,579	800,046	1,000,991	1,106,858	833,719	855,889	1,051,094
	前年同月比	29.4%	36.8%	16.9%	4.0%	0.0%	8.4%	2.4%	9.2%	33.7%	10.3%	-2.8%	3.0%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	34.8%	34.4%	35.8%	34.4%	35.4%	34.9%	35.7%	35.5%	35.2%	33.9%	34.5%	35.2%
令和3年度	35.9%	35.6%	36.0%	35.3%	35.7%	35.1%	35.7%	36.3%	34.8%	33.9%	35.3%	34.6%
前年同月差	1.1%	1.2%	0.2%	0.9%	0.3%	0.2%	0.0%	0.8%	-0.4%	0.0%	0.8%	-0.6%

(注1)成約率は、消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率（当月契約数/当月申込数）。

(注2)前年同月差は、令和3年度の成約率から令和2年度の成約率を単純減算したものの。

(2)事業者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社	50社	50社	50社								
業態 消費者金融	令和2年度	11,942	7,719	7,733	6,284	6,543	9,143	9,771	8,054	11,559	8,168	8,235	17,646
	令和3年度	9,176	8,827	12,152	13,286	10,512	13,985	9,746	12,513	14,546	9,885	10,488	17,174
	前年同月比	-23.2%	14.3%	57.1%	111.4%	60.7%	53.0%	-0.3%	55.4%	25.8%	21.0%	27.4%	-2.7%
業態 事業者金融	令和2年度	29,645	27,689	18,748	25,738	25,904	32,351	28,118	26,159	25,394	32,927	24,261	26,248
	令和3年度	29,983	31,731	38,587	47,847	34,060	37,744	28,272	26,674	48,656	23,789	55,922	58,619
	前年同月比	1.1%	14.6%	105.8%	85.9%	31.5%	16.7%	0.5%	2.0%	91.6%	-27.8%	130.5%	123.3%
業態等 クレジット	令和2年度	1,026,929	1,118,799	1,998,179	2,069,358	2,000,115	1,714,900	1,608,021	1,620,407	1,972,962	886,656	806,852	508,710
	令和3年度	1,554,646	1,571,527	1,635,692	1,589,471	739,100	749,720	662,348	754,649	1,023,366	786,318	826,663	807,298
	前年同月比	51.4%	40.5%	-18.1%	-23.2%	-63.0%	-56.3%	-58.8%	-53.4%	-48.1%	-11.3%	2.5%	58.7%
全体	令和2年度	1,068,516	1,154,208	2,024,660	2,101,380	2,032,561	1,756,393	1,645,910	1,654,620	2,009,915	927,751	839,347	552,605
	令和3年度	1,593,805	1,612,085	1,686,430	1,650,604	783,672	801,449	700,366	793,837	1,086,568	819,992	893,074	883,091
	前年同月比	49.2%	39.7%	-16.7%	-21.5%	-61.4%	-54.4%	-57.4%	-52.0%	-45.9%	-11.6%	6.4%	59.8%

業態別月間契約数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社
業態 消費者金融	令和2年度	350	201	236	210	190	246	254	222	276	231	252	355
	令和3年度	280	245	326	337	304	344	328	362	410	327	318	462
	前年同月比	-20.0%	21.9%	38.1%	60.5%	60.0%	39.8%	29.1%	63.1%	48.6%	41.6%	26.2%	30.1%
業態 事業者金融	令和2年度	206	121	199	158	150	178	174	169	224	180	191	207
	令和3年度	173	156	199	161	233	226	218	219	239	216	258	297
	前年同月比	-16.0%	28.9%	0.0%	1.9%	55.3%	27.0%	25.3%	29.6%	6.7%	20.0%	35.1%	43.5%
業態等 クレジット	令和2年度	1,025	848	1,226	919	942	1,009	1,131	987	1,227	917	978	1,285
	令和3年度	993	1,069	1,142	980	939	1,019	1,014	997	1,161	971	980	1,365
	前年同月比	-3.1%	26.1%	-6.9%	6.6%	-0.3%	1.0%	-10.3%	1.0%	-5.4%	5.9%	0.2%	6.2%
全体	令和2年度	1,581	1,170	1,661	1,287	1,282	1,433	1,559	1,378	1,727	1,328	1,421	1,847
	令和3年度	1,446	1,470	1,667	1,478	1,476	1,589	1,560	1,578	1,810	1,514	1,556	2,124
	前年同月比	-8.5%	25.6%	0.4%	14.8%	15.1%	10.9%	0.1%	14.5%	4.8%	14.0%	9.5%	15.0%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

5. 平均約定金利

消費者向貸付種別毎の平均約定金利の長期推移

平成30年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	53社											
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.84%	14.79%	14.96%	14.84%	14.82%	14.79%	14.81%	14.24%	14.28%	14.95%	14.88%	14.83%
有担保貸付 (住宅向を除く)	6.23%	6.16%	6.16%	6.14%	6.11%	6.00%	6.20%	6.11%	6.08%	6.11%	6.08%	6.22%
住宅向貸付	2.46%	2.49%	2.44%	2.48%	2.45%	2.42%	2.47%	2.42%	2.46%	2.44%	2.35%	2.48%
全体	11.78%	11.74%	11.79%	11.68%	11.62%	11.56%	11.58%	11.13%	11.10%	11.57%	11.45%	11.37%

令和元年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	54社	54社	54社	54社	54社	53社						
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.83%	14.84%	14.92%	15.00%	14.87%	14.86%	14.86%	14.85%	14.98%	14.96%	15.00%	14.94%
有担保貸付 (住宅向を除く)	6.32%	6.33%	6.26%	6.21%	6.20%	6.13%	6.11%	6.04%	6.03%	6.01%	5.97%	5.90%
住宅向貸付	2.05%	2.44%	2.39%	2.44%	2.38%	2.34%	2.39%	2.33%	2.36%	2.33%	2.27%	2.35%
全体	11.77%	11.40%	11.41%	11.45%	11.31%	11.25%	11.27%	11.24%	11.26%	11.23%	11.20%	11.12%

令和2年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	52社	51社	51社	51社	51社							
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.86%	14.85%	14.89%	14.84%	14.82%	14.77%	14.78%	14.82%	14.86%	14.86%	14.92%	14.88%
有担保貸付 (住宅向を除く)	5.87%	5.83%	5.85%	5.78%	5.78%	5.20%	5.15%	5.14%	5.09%	5.07%	5.04%	4.99%
住宅向貸付	2.28%	2.33%	2.27%	2.32%	2.30%	2.26%	2.32%	2.26%	2.33%	2.31%	2.22%	2.38%
全体	11.02%	10.97%	10.90%	10.80%	10.73%	10.66%	10.66%	10.67%	10.65%	10.66%	10.64%	10.60%

令和3年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50社											
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.89%	14.91%	14.94%	14.90%	14.89%	14.87%	14.90%	14.92%	14.89%	14.86%	14.91%	14.87%
有担保貸付 (住宅向を除く)	4.99%	4.90%	4.89%	4.82%	4.82%	4.74%	4.73%	4.67%	4.63%	4.61%	4.60%	4.49%
住宅向貸付	2.29%	2.35%	2.28%	2.34%	2.31%	2.28%	2.34%	2.27%	2.33%	2.29%	2.19%	2.39%
全体	10.59%	10.65%	10.62%	10.57%	10.55%	10.51%	10.54%	10.54%	10.49%	10.45%	10.43%	10.49%

6. 店舗数

業態別店舗数の推移

(単位：店)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
消費者金融業態	有人店舗数	令和2年度	123	124	123	123	123	123	117	117	116	116	116	117
		令和3年度	118	103	117	102	116	117	114	115	116	117	116	117
		前年同月比	-4.1%	-16.9%	-4.9%	-17.1%	-5.7%	-4.9%	-2.6%	-1.7%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
	無人店舗数	令和2年度	3,844	3,837	3,831	3,824	3,822	3,802	3,786	3,758	3,736	3,713	3,700	3,693
		令和3年度	3,685	3,672	3,654	3,637	3,620	3,602	3,590	3,579	3,555	3,528	3,496	3,482
		前年同月比	-4.1%	-4.3%	-4.6%	-4.9%	-5.3%	-5.3%	-5.2%	-4.8%	-4.8%	-5.0%	-5.5%	-5.7%
	合計	令和2年度	3,967	3,961	3,954	3,947	3,945	3,925	3,903	3,875	3,852	3,829	3,816	3,810
		令和3年度	3,803	3,775	3,771	3,739	3,736	3,719	3,704	3,694	3,671	3,645	3,612	3,599
		前年同月比	-4.1%	-4.7%	-4.6%	-5.3%	-5.3%	-5.2%	-5.1%	-4.7%	-4.7%	-4.8%	-5.3%	-5.5%
事業者金融業態	有人店舗数	令和2年度	81	81	80	80	80	99	74	74	74	77	59	48
		令和3年度	68	68	68	68	68	68	62	62	62	68	68	68
		前年同月比	-16.0%	-16.0%	-15.0%	-15.0%	-15.0%	-31.3%	-16.2%	-16.2%	-16.2%	-11.7%	15.3%	41.7%
	無人店舗数	令和2年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		前年同月比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	令和2年度	81	81	80	80	80	99	74	74	74	77	59	48
		令和3年度	68	68	68	68	68	68	62	62	62	68	68	68
		前年同月比	-16.0%	-16.0%	-15.0%	-15.0%	-15.0%	-31.3%	-16.2%	-16.2%	-16.2%	-11.7%	15.3%	41.7%
クレジット業態等	有人店舗数	令和2年度	493	492	492	474	472	475	473	476	477	476	486	463
		令和3年度	463	457	462	462	458	430	423	423	423	425	425	420
		前年同月比	-6.1%	-7.1%	-6.1%	-2.5%	-3.0%	-9.5%	-10.6%	-11.1%	-11.3%	-10.7%	-12.6%	-9.3%
	無人店舗数	令和2年度	341	324	323	323	317	316	314	312	307	306	297	288
		令和3年度	280	274	268	266	266	266	257	248	242	235	226	212
		前年同月比	-17.9%	-15.4%	-17.0%	-17.6%	-16.1%	-15.8%	-18.2%	-20.5%	-21.2%	-23.2%	-23.9%	-26.4%
	合計	令和2年度	834	816	815	797	789	791	787	788	784	782	783	751
		令和3年度	743	731	730	728	724	696	680	671	665	660	651	632
		前年同月比	-10.9%	-10.4%	-10.4%	-8.7%	-8.2%	-12.0%	-13.6%	-14.8%	-15.2%	-15.6%	-16.9%	-15.8%
全体	有人店舗数	令和2年度	697	697	695	677	675	697	664	667	667	669	661	628
		令和3年度	649	628	647	632	642	615	599	600	601	610	609	605
		前年同月比	-6.9%	-9.9%	-6.9%	-6.6%	-4.9%	-11.8%	-9.8%	-10.0%	-9.9%	-8.8%	-7.9%	-3.7%
	無人店舗数	令和2年度	4,185	4,161	4,154	4,147	4,139	4,118	4,100	4,070	4,043	4,019	3,997	3,981
		令和3年度	3,965	3,946	3,922	3,903	3,886	3,868	3,847	3,827	3,797	3,763	3,722	3,694
		前年同月比	-5.3%	-5.2%	-5.6%	-5.9%	-6.1%	-6.1%	-6.2%	-6.0%	-6.1%	-6.4%	-6.9%	-7.2%
	合計	令和2年度	4,882	4,858	4,849	4,824	4,814	4,815	4,764	4,737	4,710	4,688	4,658	4,609
		令和3年度	4,614	4,574	4,569	4,535	4,528	4,483	4,446	4,427	4,398	4,373	4,331	4,299
		前年同月比	-5.5%	-5.8%	-5.8%	-6.0%	-5.9%	-6.9%	-6.7%	-6.5%	-6.6%	-6.7%	-7.0%	-6.7%

7. 信用保証残高、件数

信用保証残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社											
対する信用保証 金融機関の貸付に	令和2年度	7,988,923	8,051,881	7,966,154	7,886,144	7,856,919	7,861,267	7,869,750	7,887,403	7,883,400	7,876,953	7,875,997	7,916,780
	令和3年度	7,953,276	7,980,962	7,988,353	7,994,993	8,004,175	8,042,981	8,084,469	8,125,435	8,140,066	8,148,445	8,168,869	8,202,893
	前年同月比	-0.4%	-0.9%	0.3%	1.4%	1.9%	2.3%	2.7%	3.0%	3.3%	3.4%	3.7%	3.6%

信用保証件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		50社											
対する信用保証 金融機関の貸付に	令和2年度	8,283,791	8,237,234	8,132,027	8,015,039	7,955,954	7,930,901	7,903,585	7,882,080	7,839,169	7,782,724	7,763,331	7,738,049
	令和3年度	7,729,332	7,710,825	7,691,112	7,652,108	7,631,345	7,626,427	7,619,671	7,615,730	7,583,905	7,543,669	7,541,442	7,525,750
	前年同月比	-6.7%	-6.4%	-5.4%	-4.5%	-4.1%	-3.8%	-3.6%	-3.4%	-3.3%	-3.1%	-2.9%	-2.7%

8. 利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額

業態別の利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社
利息返還金	消費者金融業態	令和2年度	4,631	5,154	5,700	4,484	5,095	6,698	5,947	5,585	9,754	6,739	6,754	7,656
		令和3年度	5,471	4,690	7,011	4,955	4,886	6,681	4,535	4,610	6,964	4,223	4,281	6,921
		前年同月比	18.1%	-9.0%	23.0%	10.5%	-4.1%	-0.3%	-23.7%	-17.5%	-28.6%	-37.3%	-36.6%	-9.6%
	事業者金融業態	令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和3年度	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		前年同月比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クレジット業態等	令和2年度	3,538	3,198	3,222	3,121	3,279	2,993	3,355	3,205	3,701	3,500	3,576	3,800
		令和3年度	3,621	3,804	4,013	3,879	3,939	3,555	3,876	3,384	3,499	3,520	3,524	3,679
		前年同月比	2.3%	18.9%	24.6%	24.3%	20.2%	18.8%	15.5%	5.6%	-5.5%	0.6%	-1.5%	-3.2%
	合計	令和2年度	8,169	8,352	8,922	7,605	8,373	9,691	9,302	8,790	13,455	10,239	10,330	11,456
		令和3年度	9,095	8,494	11,024	8,834	8,825	10,236	8,412	7,994	10,463	7,743	7,806	10,599
		前年同月比	11.3%	1.7%	23.6%	16.2%	5.4%	5.6%	-9.6%	-9.1%	-22.2%	-24.4%	-24.4%	-7.5%
利息返還に伴う元本毀損額	消費者金融業態	令和2年度	419	536	658	576	523	692	826	650	791	617	562	748
		令和3年度	567	501	727	554	544	638	536	563	696	456	498	608
		前年同月比	35.1%	-6.6%	10.4%	-3.9%	4.0%	-7.7%	-35.0%	-13.4%	-12.0%	-26.0%	-11.5%	-18.7%
	事業者金融業態	令和2年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
		前年同月比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クレジット業態等	令和2年度	602	414	512	583	542	531	636	524	597	542	565	655
		令和3年度	585	540	653	615	653	568	656	586	580	559	513	623
		前年同月比	-2.9%	30.5%	27.5%	5.5%	20.4%	6.9%	3.2%	11.8%	-2.8%	3.1%	-9.2%	-4.9%
	合計	令和2年度	1,021	950	1,170	1,159	1,065	1,223	1,461	1,174	1,388	1,159	1,127	1,403
		令和3年度	1,151	1,041	1,379	1,169	1,197	1,206	1,192	1,149	1,276	1,016	1,012	1,232
		前年同月比	12.7%	9.6%	17.9%	0.8%	12.4%	-1.4%	-18.4%	-2.1%	-8.1%	-12.4%	-10.2%	-12.2%
全体	令和2年度	9,190	9,302	10,092	8,764	9,439	10,914	10,764	9,964	14,843	11,399	11,457	12,859	
	令和3年度	10,246	9,535	12,404	10,003	10,022	11,442	9,604	9,143	11,739	8,758	8,818	11,831	
	前年同月比	11.5%	2.5%	22.9%	14.1%	6.2%	4.8%	-10.8%	-8.2%	-20.9%	-23.2%	-23.0%	-8.0%	

公知情報等・その他統計データ

1. 指定信用情報機関への情報登録状況

株式会社日本信用情報機構(JICC)への登録状況

		登録人数(万人)			登録件数(万件)			登録残高 合計額(億円)	
		登録人数(万人)	5件以上の 借入利用者(万人)	全体人数に 対する割合	登録件数(万件)	5件以上の 借入利用者(万件)	登録残高 合計額(億円)	5件以上の 借入利用者(億円)	
平成28年	1月	1,124	13	1.2%	1,707	69	74,159	2,552	
	2月	1,130	13	1.2%	1,714	69	74,483	2,565	
	3月	1,127	13	1.2%	1,707	68	74,457	2,544	
	4月	1,127	13	1.2%	1,706	68	74,470	2,532	
	5月	1,083	10	0.9%	1,613	53	71,443	1,951	
	6月	1,078	10	0.9%	1,606	52	71,312	1,934	
	7月	1,070	10	0.9%	1,593	51	70,840	1,916	
	8月	1,074	10	0.9%	1,599	52	71,234	1,936	
	9月	1,074	10	0.9%	1,598	52	71,501	1,936	
	10月	1,076	10	0.9%	1,602	52	71,876	1,958	
	11月	1,082	10	0.9%	1,610	53	72,359	1,968	
	12月	1,067	10	0.9%	1,588	51	71,903	1,944	
平成29年	1月	1,067	10	0.9%	1,588	51	72,125	1,949	
	2月	1,068	10	0.9%	1,589	52	72,426	1,962	
	3月	1,066	10	0.9%	1,585	51	72,564	1,954	
	4月	1,066	9.4	0.9%	1,586	50.4	72,698	1,972	
	5月	1,075	9.5	0.9%	1,597	50.8	73,155	1,982	
	6月	1,071	9.4	0.9%	1,591	50.5	73,157	1,964	
	7月	1,064	9.1	0.9%	1,581	49.5	72,749	1,941	
	8月	1,065	9.1	0.9%	1,581	49.6	72,844	1,943	
	9月	1,070	9.2	0.9%	1,589	49.9	73,440	1,970	
	10月	1,075	9.2	0.9%	1,598	50.0	74,056	1,999	
	11月	1,076	9.4	0.9%	1,600	50.2	74,378	2,014	
	12月	1,067	9.1	0.9%	1,587	49.4	74,299	2,014	
平成30年	1月	1,068	9.1	0.9%	1,588	49.5	74,580	2,022	
	2月	1,070	9.2	0.9%	1,591	49.8	75,074	2,054	
	3月	1,071	9.3	0.9%	1,592	49.9	75,075	2,055	
	4月	1,077	9.4	0.9%	1,603	50.4	76,154	2,130	
	5月	1,079	9.5	0.9%	1,607	50.7	76,349	2,141	
	6月	1,078	9.4	0.9%	1,606	50.3	76,712	2,148	
	7月	1,080	9.3	0.9%	1,608	50.3	76,997	2,158	
	8月	1,075	9.3	0.9%	1,603	50.6	77,245	2,167	
	9月	1,083	9.5	0.9%	1,616	51.3	78,136	2,201	
	10月	1,089	9.6	0.9%	1,626	52.0	78,451	2,232	
	11月	1,089	9.7	0.9%	1,629	52.2	78,887	2,246	
	12月	1,082	9.6	0.9%	1,617	51.3	78,957	2,234	
令和元年	1月	1,079	9.6	0.9%	1,614	51.6	79,179	2,236	
	2月	1,083	9.6	0.9%	1,620	51.6	79,843	2,268	
	3月	1,083	9.7	0.9%	1,621	52.0	80,595	2,320	
	4月	1,090	9.8	0.9%	1,632	52.5	81,314	2,402	
	5月	1,092	10.0	0.9%	1,637	53.3	81,785	2,432	
	6月	1,093	10.0	0.9%	1,638	53.5	82,238	2,436	
	7月	1,089	9.6	0.9%	1,626	51.4	82,123	2,367	
	8月	1,083	9.6	0.9%	1,619	51.4	82,415	2,360	
	9月	1,096	9.8	0.9%	1,639	52.2	83,570	2,412	
	10月	1,092	9.8	0.9%	1,634	52.4	83,821	2,425	
	11月	1,096	9.9	0.9%	1,642	53.2	84,598	2,448	
	12月	1,095	10.0	0.9%	1,641	53.3	85,042	2,470	
令和2年	1月	1,085	10.0	0.9%	1,628	53.5	85,177	2,486	
	2月	1,091	10.2	0.9%	1,639	54.4	84,726	2,542	
	3月	1,091	10.3	0.9%	1,643	55.2	85,707	2,602	
	4月	1,077	10.2	0.9%	1,623	54.7	85,473	2,573	
	5月	1,068	10.1	0.9%	1,610	54.1	85,343	2,568	
	6月	1,064	9.9	0.9%	1,601	53.3	85,247	2,564	
	7月	1,043	9.6	0.9%	1,567	51.2	84,470	2,494	
	8月	1,038	9.5	0.9%	1,558	50.7	84,513	2,483	
	9月	1,040	9.6	0.9%	1,561	51.1	84,760	2,504	
	10月	1,035	9.5	0.9%	1,552	50.7	84,957	2,494	
	11月	1,043	9.7	0.9%	1,566	51.8	85,709	2,533	
	12月	1,031	9.4	0.9%	1,545	50.5	85,434	2,483	
令和3年	1月	1,023	9.4	0.9%	1,534	50.2	85,491	2,463	
	2月	1,027	9.5	0.9%	1,540	51.0	86,003	2,490	
	3月	1,027	9.6	0.9%	1,542	51.4	86,515	2,523	
	4月	1,024	9.6	0.9%	1,536	51.6	86,470	2,516	
	5月	1,023	9.7	0.9%	1,537	52.2	87,143	2,613	
	6月	1,025	9.8	1.0%	1,539	52.3	87,528	2,620	
	7月	1,015	9.7	1.0%	1,525	51.9	87,514	2,595	
	8月	1,018	9.8	1.0%	1,531	52.7	87,934	2,628	
	9月	1,017	10.0	1.0%	1,531	53.4	88,369	2,652	
	10月	1,018	10.0	1.0%	1,533	53.9	88,817	2,674	
	11月	1,028	10.3	1.0%	1,550	55.3	89,591	2,718	
	12月	1,016	10.1	1.0%	1,530	54.0	89,166	2,657	
令和4年	1月	1,014	10.2	1.0%	1,529	54.8	89,423	2,685	
	2月	1,017	10.4	1.0%	1,536	55.8	89,488	2,658	
	3月	1,016	10.5	1.0%	1,535	56.2	89,835	2,673	

(注1) 各月の数値は、月末時点における「残高あり」の数値。

(注2) 登録人数は、名寄せベース。

(注3) 平成29年4月から小数点1位までを表示する。

出典：株式会社日本信用情報機構

株式会社シー・アイ・シー（CIC）への登録状況

	月	登録状況			登録残高			
		登録人数(万人)	5件以上の借入利用者(万人)	全体人数に対する割合	登録件数(万件)	5件以上の借入利用者(万件)	合計額(億円)	
平成27年	1月	1,176	15	1.3%	1,759	85	77,894	3,191
	2月	1,173	15	1.3%	1,755	85	78,022	3,164
	3月	1,165	15	1.3%	1,738	82	77,475	3,066
	4月	1,168	15	1.3%	1,741	81	77,604	3,036
	5月	1,170	15	1.3%	1,741	81	77,806	3,017
	6月	1,171	14	1.2%	1,742	80	78,016	2,971
	7月	1,162	14	1.2%	1,722	77	77,737	2,880
	8月	1,159	14	1.2%	1,717	76	77,755	2,863
	9月	1,158	14	1.2%	1,714	75	77,994	2,833
	10月	1,162	14	1.2%	1,718	75	78,275	2,833
	11月	1,163	14	1.2%	1,721	75	78,568	2,831
	12月	1,158	13	1.1%	1,710	73	78,466	2,774
平成28年	1月	1,147	13	1.1%	1,691	72	78,111	2,730
	2月	1,146	13	1.1%	1,691	73	78,288	2,768
	3月	1,145	13	1.1%	1,689	72	77,956	2,752
	4月	1,147	13	1.1%	1,690	72	78,079	2,747
	5月	1,149	13	1.1%	1,693	72	78,187	2,754
	6月	1,153	13	1.1%	1,699	72	78,531	2,762
	7月	1,149	13	1.1%	1,690	70	78,543	2,713
	8月	1,146	13	1.1%	1,686	70	78,624	2,716
	9月	1,148	13	1.1%	1,689	70	79,101	2,724
	10月	1,150	13	1.1%	1,693	71	79,526	2,749
	11月	1,161	13	1.1%	1,715	74	80,640	2,890
	12月	1,156	13	1.1%	1,705	72	80,649	2,851
平成29年	1月	1,145	13	1.1%	1,687	71	80,336	2,813
	2月	1,144	13	1.1%	1,687	71	80,583	2,817
	3月	1,145	13	1.1%	1,687	71	80,855	2,818
	4月	1,148	13	1.1%	1,691	71	81,150	2,829
	5月	1,150	13	1.1%	1,694	71	81,410	2,840
	6月	1,154	13	1.1%	1,700	71	81,890	2,845
	7月	1,146	13	1.1%	1,685	69	81,779	2,788
	8月	1,145	12	1.0%	1,684	69	81,907	2,785
	9月	1,149	13	1.1%	1,691	69	82,485	2,827
	10月	1,151	13	1.1%	1,695	69	83,011	2,844
	11月	1,154	13	1.1%	1,701	70	83,584	2,891
	12月	1,150	12	1.0%	1,688	67	83,762	2,805
平成30年	1月	1,140	12	1.1%	1,673	66	83,574	2,786
	2月	1,142	12	1.1%	1,678	66	83,959	2,834
	3月	1,144	12	1.0%	1,682	67	84,674	2,873
	4月	1,148	12	1.0%	1,685	66	85,372	2,891
	5月	1,153	12	1.0%	1,694	66	85,860	2,923
	6月	1,156	12	1.0%	1,700	66	86,484	2,947
	7月	1,149	12	1.0%	1,688	65	86,631	2,935
	8月	1,149	12	1.0%	1,690	66	87,117	2,963
	9月	1,154	12	1.0%	1,698	66	87,967	3,004
	10月	1,158	12	1.0%	1,707	67	88,711	3,047
	11月	1,162	12	1.0%	1,715	68	89,523	3,100
	12月	1,159	12	1.0%	1,710	67	89,899	3,083
令和元年	1月	1,151	12	1.0%	1,698	67	89,763	3,083
	2月	1,149	12	1.0%	1,697	67	90,280	3,129
	3月	1,151	12	1.0%	1,703	68	91,141	3,197
	4月	1,154	12	1.0%	1,707	68	91,816	3,265
	5月	1,160	12	1.1%	1,719	69	92,397	3,330
	6月	1,165	12	1.1%	1,728	70	93,096	3,353
	7月	1,153	12	1.0%	1,707	68	92,846	3,284
	8月	1,151	12	1.0%	1,705	68	93,223	3,287
	9月	1,154	12	1.0%	1,711	68	94,104	3,316
	10月	1,157	13	1.1%	1,715	68	94,780	3,323
	11月	1,161	13	1.1%	1,724	69	95,615	3,377
	12月	1,157	13	1.1%	1,718	69	96,036	3,367
令和2年	1月	1,149	12	1.0%	1,706	68	96,010	3,342
	2月	1,150	13	1.1%	1,710	69	96,800	3,403
	3月	1,149	13	1.1%	1,712	70	97,765	3,461
	4月	1,142	13	1.1%	1,704	70	98,532	3,496
	5月	1,131	13	1.1%	1,687	69	98,233	3,467
	6月	1,123	12	1.1%	1,672	67	98,117	3,435
	7月	1,107	12	1.1%	1,642	64	97,522	3,350
	8月	1,088	11	1.0%	1,610	61	96,803	3,228
	9月	1,086	11	1.0%	1,607	61	97,248	3,234
	10月	1,087	11	1.0%	1,608	61	97,448	3,248
	11月	1,088	11	1.0%	1,612	63	98,136	3,312
	12月	1,084	11	1.0%	1,605	62	98,210	3,272
令和3年	1月	1,073	11	1.0%	1,588	61	97,865	3,232
	2月	1,066	11	1.0%	1,581	61	98,068	3,247
	3月	1,065	11	1.0%	1,581	62	98,252	3,285
	4月	1,066	11	1.0%	1,582	62	98,687	3,296
	5月	1,067	11	1.0%	1,584	62	98,970	3,297
	6月	1,063	12	1.1%	1,582	63	99,119	3,303
	7月	1,057	11	1.0%	1,571	62	99,166	3,277
	8月	1,055	11	1.0%	1,569	62	99,419	3,286
	9月	1,054	12	1.1%	1,571	63	99,910	3,301
	10月	1,057	12	1.1%	1,576	64	100,523	3,325
	11月	1,059	12	1.1%	1,581	65	100,233	3,357
	12月	1,058	12	1.1%	1,580	65	100,508	3,349
令和4年	1月	1,049	12	1.1%	1,565	64	100,021	3,310
	2月	1,048	12	1.1%	1,566	65	99,963	3,312
	3月	1,047	12	1.1%	1,567	66	100,252	3,346

(注1) 各月の数値は、毎月20日時点における「残高あり」の数値。
 (注2) 平成26年1月に新信用情報データベースが稼働したことから、名寄せが精緻化され、一時的に5件以上の借入利用者の登録人数及び登録件数、登録残高合計額が増加している。

出典：株式会社シー・アイ・シー

2. 金融機関の貸出残高

預金取扱金融機関・公的金融機関の貸出残高の推移

(単位:億円)

	預金取扱金融機関の貸出残高				公的金融機関の貸出残高			全体
	住宅貸付	消費者信用	企業・政府等向け	合計	住宅貸付	消費者信用・企業・政府等向け	合計	
平成28年度	1,597,155	178,406	5,513,795	7,289,356	225,982	2,008,617	2,234,599	9,523,955
平成29年度	1,638,946	184,374	5,651,610	7,474,930	224,530	1,972,725	2,197,255	9,672,185
平成30年度	1,681,541	185,691	5,787,694	7,654,926	225,569	1,933,348	2,158,917	9,813,843
令和元年度	1,725,531	184,994	6,081,328	7,991,853	227,910	1,904,757	2,132,667	10,124,520
令和2年度	1,771,668	176,424	6,266,468	8,214,560	229,665	2,203,008	2,432,673	10,647,233
令和3年度	1,814,653	174,674	6,306,875	8,296,202	229,266	2,155,979	2,385,245	10,681,447

(注) 資金循環統計については、新たに入手した基礎資料や制度変更を反映した遡及改定値を毎年3月に公表しています。

出典: 日本銀行

3. 生命保険協会加盟会社の貸付状況

(単位:百万円)

		保険約款貸付			一般貸付							合計	
		契約約款貸付	保険料振替貸付		企業貸付	国・国際機関・政府関係機関貸付	公共団体・公企業貸付	住宅ローン	消費者ローン	その他		うち非居者貸付	
平成29年 3月末 (全41社合計)	金額	2,938,637	2,669,412	269,212	31,132,840	26,338,941	1,048,137	1,856,576	1,142,815	587,254	159,091	34,071,487	2,672,810
	構成比	8.6%	7.8%	0.8%	91.4%	77.3%	3.1%	5.4%	3.4%	1.7%	0.5%	100.0%	7.8%
平成30年 3月末 (全41社合計)	金額	2,889,229	2,629,515	259,700	30,083,883	25,445,445	928,185	1,922,392	1,118,744	554,108	114,988	32,973,124	3,109,865
	構成比	8.8%	8.0%	0.8%	91.2%	77.2%	2.8%	5.8%	3.4%	1.7%	0.3%	100.0%	9.4%
令和元年 3月末 (全41社合計)	金額	2,865,247	2,610,520	254,711	29,013,333	24,182,090	1,072,292	2,005,102	1,102,110	542,511	109,208	31,878,593	3,568,333
	構成比	9.0%	8.2%	0.8%	91.0%	75.9%	3.4%	6.3%	3.5%	1.7%	0.3%	100.0%	11.2%
令和2年 3月末 (全42社合計)	金額	2,861,471	2,616,348	245,109	27,337,151	23,308,611	281,726	1,999,017	1,096,757	543,594	107,425	30,198,633	3,802,837
	構成比	9.5%	8.7%	0.8%	90.5%	77.2%	0.9%	6.6%	3.6%	1.8%	0.4%	100.0%	12.6%
令和3年 3月末 (全42社合計)	金額	2,687,848	2,457,834	229,996	26,898,409	23,111,069	65,409	1,955,875	1,083,851	557,390	124,799	29,586,270	4,303,005
	構成比	9.1%	8.3%	0.8%	90.9%	78.1%	0.2%	6.6%	3.7%	1.9%	0.4%	100.0%	14.5%
令和4年 3月末 (全42社合計)	金額	2,551,978	2,329,336	222,628	26,613,422	22,622,556	290,739	1,924,954	1,080,792	575,532	118,831	29,165,412	4,788,623
	構成比	8.8%	8.0%	0.8%	91.2%	77.6%	1.0%	6.6%	3.7%	2.0%	0.4%	100.0%	16.4%

出典: 一般社団法人生命保険協会

4. リース取扱高の状況

企業規模別リース取扱高の推移

(単位：億円)

企業規模分類	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年度比 R3/R2
	取 扱 高 ス	構 成 比											
1 大企業(資本金1億円超の法人)	18,715	37.3%	17,125	35.1%	17,345	34.6%	19,719	37.0%	17,035	37.1%	14,963	35.5%	87.8%
上場企業等	8,999	17.9%	7,642	15.7%	8,224	16.4%	8,934	16.8%	7,483	16.3%	6,148	14.6%	82.2%
2 中小企業(資本金1億円以下の法人、個人事業者)	25,655	51.1%	25,696	52.7%	26,637	53.1%	26,996	50.6%	23,294	50.7%	21,287	50.5%	91.4%
3 官公庁・その他	5,832	11.6%	5,937	12.2%	6,148	12.3%	6,616	12.4%	5,581	12.2%	5,936	14.1%	106.3%
合計	50,203	100.0%	48,759	100.0%	50,129	100.0%	53,331	100.0%	45,910	100.0%	42,186	100.0%	91.9%

出典：公益社団法人リース事業協会

業種別リース取扱高の推移

(単位：億円)

業種分類	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年度比 R3/R2	
	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比		
1 農業・林業・漁業・鉱業	801	1.6%	569.0	1.2%	608	1.2%	566.4	1.1%	512.3	1.1%	495	1.2%	96.7%	
2 建設業	2,944	5.9%	3,001.0	6.2%	2,937	5.9%	3,373.2	6.3%	3,126.5	6.8%	2,982	7.1%	95.4%	
3 製造業	9,509	18.9%	8,644.0	17.7%	9,299	18.6%	9,901.8	18.6%	7,744.2	16.9%	7,026	16.7%	90.7%	
	食品等製造業	1,482	3.0%	1,384.0	2.8%	1,329	2.7%	1,411.9	2.6%	1,046.8	2.3%	1,128	2.7%	107.7%
	繊維・木材・パルプ等製造業	739	1.5%	771.0	1.6%	719	1.4%	718.5	1.3%	560.3	1.2%	506	1.2%	90.4%
	化学・石油・プラスチック製品等製造業	943	1.9%	793.0	1.6%	827	1.7%	884.8	1.7%	820.4	1.8%	728	1.7%	88.7%
	鉄鋼・非鉄・金属製品等製造業	1,086	2.2%	1,144.0	2.3%	1,447	2.9%	1,405.3	2.6%	1,215.6	2.6%	979	2.3%	80.5%
	生産用・電気・情報通信・輸送等機械器具製造業 その他の製造業	4,158	8.3%	3,476.0	7.1%	3,804	7.6%	4,203.4	7.9%	3,082.9	6.7%	2,734	6.5%	88.7%
4 非製造業	31,297	62.3%	30,944.0	63.5%	31,502	62.8%	33,789.4	63.4%	28,974.5	63.1%	26,304	62.4%	90.8%	
	電気・ガス・熱供給・水道業	671	1.3%	1,322.0	2.7%	853	1.7%	740.2	1.4%	787.3	1.7%	411	1.0%	52.3%
	情報通信業	2,419	4.8%	2,652.0	5.4%	2,617	5.2%	3,205.5	6.0%	3,551.8	7.7%	3,145	7.5%	88.5%
	運輸業・郵便業	2,931	5.8%	2,840.0	5.8%	3,170	6.3%	3,431.0	6.4%	2,803.7	6.1%	2,620	6.2%	93.4%
	卸売業・小売業	8,972	17.9%	8,768.0	18.0%	8,615	17.2%	8,438.0	15.8%	6,925.2	15.1%	6,501	15.4%	93.9%
	金融業・保険業	1,197	2.4%	1,104.0	2.3%	1,381	2.8%	1,604.7	3.0%	1,330.4	2.9%	1,416	3.4%	106.4%
	不動産業・物品賃貸業	3,083	6.1%	2,648.0	5.4%	2,705	5.4%	3,080.7	5.8%	2,553.7	5.6%	2,210	5.2%	86.5%
	宿泊業・飲食サービス業	1,082	2.2%	1,141.0	2.3%	1,147	2.3%	1,364.5	2.6%	883.7	1.9%	764	1.8%	86.5%
	医療・福祉	3,428	6.8%	3,618.0	7.4%	3,432	6.8%	3,601.7	6.8%	3,005.6	6.5%	2,855	6.8%	95.0%
	その他サービス	7,513	15.0%	6,851.0	14.0%	7,582	15.1%	8,323.2	15.6%	7,133.2	15.5%	6,382	15.1%	89.5%
5 公務・その他	5,648	11.3%	5,601.0	11.5%	5,783	11.5%	5,700.7	10.7%	5,552.5	12.1%	5,379	12.7%	96.9%	
合計	50,202	100.0%	48,759.0	100.0%	50,129	100.0%	53,331.5	100.0%	45,910.0	100.0%	42,186	100.0%	91.9%	

出典：公益社団法人リース事業協会

5. 多重債務に関する相談の状況

国民生活センター(PIO-NET)に寄せられた多重債務に関する相談件数

(単位:件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	25,334	23,656	20,735	13,530(前年同期13,442)

(注)相談件数は令和3年12月31日現在(消費生活センター等からの経由相談は含まれていません)。

出典:独立行政法人国民生活センター

日本司法支援センター(法テラス)における代理援助件数の推移

【民事法律扶助】代理援助事件の事件別内訳

(単位:件)

	家事事件	多重債務事件	その他事件	合計	多重債務事件が占める割合
平成27年度	34,694	51,780	20,884	107,358	48.2%
平成28年度	35,544	53,447	19,592	108,583	49.2%
平成29年度	35,137	60,582	19,051	114,770	52.8%
平成30年度	35,940	61,686	18,204	115,830	53.3%
令和元年度	35,223	59,781	17,233	112,237	53.3%
令和2年度	33,860	54,819	16,951	105,630	51.9%

出典:日本司法支援センター

6. 多重債務に関するカウンセリングの実施状況

多重債務者に対するカウンセリング実施件数

(1)内容別のカウンセリング実施状況

(単位:件)

	電話相談件数	他機関案内		電話回答・助言		カウンセリング受付		カウンセリング(面接相談)			
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	新規カウンセリング件数	新規カウンセリング		
									介入	弁護士会等紹介	その他
平成27年度	3,804	1,366	35.9%	1,436	37.7%	1,002	26.3%	844	406	224	214
平成28年度	3,723	1,280	34.4%	1,336	35.9%	1,107	29.7%	929	418	226	285
平成29年度	4,971	1,671	33.6%	1,713	34.5%	1,587	31.9%	1,248	551	373	324
平成30年度	6,042	2,368	39.2%	1,969	32.6%	1,705	28.2%	1,378	610	392	376
令和元年度	5,470	2,270	41.5%	1,719	31.4%	1,481	27.1%	1,151	479	322	350
令和2年度	4,029	1,774	44.0%	1,462	36.3%	793	19.7%	632	261	163	208
令和3年度	4,081	1,659	40.7%	1,321	32.4%	1,101	27.0%	912	385	255	272

(注1)「割合」は、電話相談件数に対する数値。

(注2)協会では、電話相談に応じた時点で明らかに自己破産・個人再生相当と認められる案件については、速やかにその解決を図るため、弁護士会等に相談するよう勧めている。このため、実際に協会のカウンセリングに至った案件は、任意整理の可能性の高いものに偏っている。

(注3)他機関案内には、相談内容に応じて弁護士会の相談センターや日本司法支援センター(法テラス)などを案内したものの他、他機関の電話番号等の案内などの件数も含んでいる。

(注4)カウンセリング受付件数(受付ベース)と新規カウンセリング件数(実施ベース)の差は、申し込みのキャンセルや受付年度と実施年度のタイムラグによって生じている。

出典:公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(2)地域別のカウンセリングの受付とその処理結果（令和3年3月末日現在）

（単位：件）

		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
東京	電話相談件数	1,570	-	1,846	-	1,687	-	1,252	-	1,267	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	521	100.0%	517	100.0%	447	100.0%	262	100.0%	376	100.0%
		介入	234	44.9%	225	43.5%	186	41.6%	128	48.9%	172	45.7%
		弁護士会等紹介	173	33.2%	172	33.3%	148	33.1%	66	25.2%	103	27.4%
		助言で完結等	114	21.9%	120	23.2%	113	25.3%	68	26.0%	101	26.9%
福岡	電話相談件数	421	-	525	-	360	-	301	-	316	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	88	100.0%	101	100.0%	50	100.0%	39	100.0%	59	100.0%
		介入	25	28.4%	37	36.6%	18	36.0%	12	30.8%	13	22.0%
		弁護士会等紹介	33	37.5%	33	32.7%	9	18.0%	10	25.6%	13	22.0%
		助言で完結等	30	34.1%	31	30.7%	23	46.0%	17	43.6%	33	55.9%
名古屋	電話相談件数	582	-	394	-	351	-	283	-	269	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	86	100.0%	73	100.0%	87	100.0%	42	100.0%	71	100.0%
		介入	65	75.6%	49	67.1%	55	63.2%	30	71.4%	43	60.6%
		弁護士会等紹介	7	8.1%	3	4.1%	16	18.4%	10	23.8%	14	19.7%
		助言で完結等	14	16.3%	21	28.8%	16	18.4%	2	4.8%	14	19.7%
仙台	電話相談件数	333	-	297	-	194	-	170	-	204	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	118	100.0%	91	100.0%	81	100.0%	29	100.0%	64	100.0%
		介入	38	32.2%	38	41.8%	33	40.7%	16	55.2%	24	37.5%
		弁護士会等紹介	46	39.0%	28	30.8%	27	33.3%	4	13.8%	20	31.3%
		助言で完結等	34	28.8%	25	27.5%	21	25.9%	9	31.0%	20	31.3%
大阪	電話相談件数	-	-	998	-	845	-	662	-	642	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	-	-	252	100.0%	197	100.0%	122	100.0%	138	100.0%
		介入	-	-	82	32.5%	48	24.4%	20	16.4%	36	26.1%
		弁護士会等紹介	-	-	72	28.6%	40	20.3%	39	32.0%	56	40.6%
		助言で完結等	-	-	98	38.9%	109	55.3%	63	51.6%	46	33.3%
広島	電話相談件数	275	-	257	-	264	-	198	-	221	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	65	100.0%	57	100.0%	43	100.0%	32	100.0%	58	100.0%
		介入	33	50.8%	30	52.6%	16	37.2%	6	18.8%	23	39.7%
		弁護士会等紹介	15	23.1%	14	24.6%	13	30.2%	15	46.9%	12	20.7%
		助言で完結等	17	26.2%	13	22.8%	14	32.6%	11	34.4%	23	39.7%
新潟	電話相談件数	128	-	85	-	107	-	41	-	44	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	39	100.0%	33	100.0%	32	100.0%	0	-	0	-
		介入	9	23.1%	12	36.4%	12	37.5%	0	-	0	-
		弁護士会等紹介	13	33.3%	11	33.3%	9	28.1%	0	-	0	-
		助言で完結等	17	43.6%	10	30.3%	11	34.4%	0	-	0	-
静岡	電話相談件数	155	-	182	-	168	-	106	-	133	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	46	100.0%	49	100.0%	34	100.0%	16	100.0%	37	100.0%
		介入	32	69.6%	32	65.3%	22	64.7%	8	50.0%	15	40.5%
		弁護士会等紹介	5	10.9%	9	18.4%	9	26.5%	2	12.5%	12	32.4%
		助言で完結等	9	19.6%	8	16.3%	3	8.8%	6	37.5%	10	27.0%
熊本	電話相談件数	45	-	39	-	87	-	57	-	50	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	3	100.0%	4	100.0%	5	100.0%	6	100.0%	3	100.0%
		介入	3	100.0%	4	100.0%	1	20.0%	2	33.3%	1	33.3%
		弁護士会等紹介	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%	2	33.3%	1	33.3%
		助言で完結等	0	0.0%	0	0.0%	3	60.0%	2	33.3%	1	33.3%
福島・他	電話相談件数	1,462	-	1,419	-	1,407	-	959	-	935	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	282	100.0%	453	100.0%	372	100.0%	84	100.0%	106	100.0%
		介入	112	39.7%	183	40.4%	136	36.6%	39	28.6%	58	54.7%
		弁護士会等紹介	81	28.7%	122	26.9%	90	24.2%	15	26.2%	24	22.6%
		助言で完結等	89	31.6%	148	32.7%	146	39.2%	30	45.1%	24	22.6%
全体	電話相談件数	4,971	-	6,042	-	5,470	-	4,029	-	4,081	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	1,248	100.0%	1,378	100.0%	1,151	100.0%	632	100.0%	912	100.0%
		介入	551	44.2%	610	44.3%	479	41.6%	261	41.3%	385	42.2%
		弁護士会等紹介	373	29.9%	392	28.4%	322	28.0%	163	25.8%	255	28.0%
		助言で完結等	324	26.0%	376	27.3%	350	30.4%	208	32.9%	272	29.8%

(注1) 「福島・他」には、福島及び高松、金沢、沖縄、横浜、さいたま、岐阜、松山、前橋、宮崎、三重、長野を含む。

(注2) カウンセリング受付件数と新規カウンセリング件数の差は、申込のキャンセルや受付年度と実施年度のタイムラグによって生じている。

(注3) 大阪センターは、平成30年1月 5日 から業務を開始している。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

7. 自己破産の状況

自己破産申請件数

(単位:件)

	自然人の自己破産申請件数		法人・その他の自己破産申請件数		合計
平成26年度	65,189	7,723	72,912		
平成27年度	63,856	7,220	71,076		
平成28年度	64,871	6,967	71,838		
平成29年度	67,630	6,869	74,499		
平成30年度	71,543	6,471	78,014		
令和元年度	72,307	6,522	78,829		
令和2年度	72,329	6,577	78,906		

出典:最高裁判所

8. 自殺者の動向

男女別の自殺者数

(単位:人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人数	割合												
男性	16,681	69.4%	15,121	69.1%	14,826	69.5%	14,290	68.6%	14,078	69.8%	14,055	66.7%	13,939	66.4%
女性	7,344	30.6%	6,776	30.9%	6,495	30.5%	6,550	31.4%	6,091	30.2%	7,026	33.3%	7,068	33.6%
合計	24,025	100.0%	21,897	100.0%	21,321	100.0%	20,840	100.0%	20,169	100.0%	21,081	100.0%	21,007	100.0%

出典:警察庁

年齢別の自殺者

(単位:人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人数	割合												
~19歳	554	2.3%	520	2.4%	567	2.7%	599	2.9%	659	3.3%	777	3.7%	750	3.6%
20~29歳	2,352	9.8%	2,235	10.2%	2,213	10.4%	2,154	10.3%	2,117	10.5%	2,521	12.0%	2,611	12.4%
30~39歳	3,087	12.8%	2,824	12.9%	2,703	12.7%	2,596	12.5%	2,526	12.5%	2,610	12.4%	2,554	12.2%
40~49歳	4,069	16.9%	3,739	17.1%	3,668	17.2%	3,498	16.8%	3,426	17.0%	3,568	16.9%	3,575	17.0%
50~59歳	3,979	16.6%	3,631	16.6%	3,593	16.9%	3,575	17.2%	3,435	17.0%	3,425	16.2%	3,618	17.2%
60歳~	9,883	41.1%	8,871	40.5%	8,521	40.0%	8,366	40.1%	7,953	39.4%	8,126	38.5%	7,860	37.4%
不詳	101	0.4%	77	0.4%	56	0.3%	52	0.2%	53	0.3%	54	0.3%	39	0.2%
合計	24,025	100.0%	21,897	100.0%	21,321	100.0%	20,840	100.0%	20,169	100.0%	21,081	100.0%	21,007	100.0%

出典:警察庁

原因別の自殺者数

(単位:人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人数	割合												
遺書有り	17,981	74.8%	16,297	74.4%	15,930	74.7%	15,551	74.6%	14,922	74.0%	15,127	71.8%	15,093	71.8%
家庭問題	3,641	15.2%	3,337	15.2%	3,179	14.9%	3,147	15.1%	3,039	15.1%	3,128	14.8%	3,200	15.2%
健康問題	12,145	50.6%	11,014	50.3%	10,778	50.6%	10,423	50.0%	9,861	48.9%	10,195	48.4%	9,860	46.9%
経済生活問題	4,082	17.0%	3,522	16.1%	3,464	16.2%	3,432	16.5%	3,395	16.8%	3,216	15.3%	3,376	16.1%
勤務問題	2,159	9.0%	1,978	9.0%	1,991	9.3%	2,018	9.7%	1,949	9.7%	1,918	9.1%	1,935	9.2%
男女問題	801	3.3%	764	3.5%	768	3.6%	715	3.4%	726	3.6%	799	3.8%	797	3.8%
学校問題	384	1.6%	319	1.5%	329	1.5%	354	1.7%	355	1.8%	405	1.9%	370	1.8%
その他	1,342	5.6%	1,148	5.2%	1,172	5.5%	1,081	5.2%	1,056	5.2%	1,221	5.8%	1,302	6.2%
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遺書無し	6,044	25.2%	5,600	25.6%	5,391	25.3%	5,289	25.4%	5,247	26.0%	5,954	28.2%	5,914	28.2%
自殺者総数	24,025	100.0%	21,897	100.0%	21,321	100.0%	20,840	100.0%	20,169	100.0%	21,081	100.0%	21,007	100.0%

(注1) 自殺者の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

(注2) 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる要因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数(令和2年は15,127人、令和3年は15,093人)とは一致しない。

出典:警察庁

9. ヤミ金融事犯の検挙状況

ヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検挙事件数	442	528	743	718	639	592	502
無登録・高金利事犯	140	139	135	130	118	106	85
ヤミ金融関連事犯	302	389	608	588	521	486	417
検挙人員	608	662	881	814	724	701	598
無登録・高金利事犯	267	257	236	207	191	197	167
ヤミ金融関連事犯	341	405	645	607	533	504	431
検挙法人数	6	4	9	3	2	5	8
無登録・高金利事犯	4	2	7	2	1	5	8
ヤミ金融関連事犯	2	2	2	1	1	0	0
被害人員	20,946	24,231	13,044	14,469	10,529	17,417	117,689
無登録・高金利事犯	20,588	23,824	12,793	14,233	10,343	17,279	117,566
ヤミ金融関連事犯	358	407	251	236	186	138	123
被害額	160億9,086万円	131億9,526万円	91億3,852万円	35億9,160万円	67億1,464万円	43億4,327万円	94億340万円
無登録・高金利事犯	160億8,387万円	131億7,766万円	91億3,836万円	35億1,972万円	67億1,068万円	43億4,169万円	94億290万円
ヤミ金融関連事犯	699万円	1760万円	16万円	7188万円	396万円	158万円	50万円

(注) 被害額は1万円未満切り捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

出典：警察庁

10. 被保護世帯数及び被保護実人員の状況

生活保護受給者数の推移（各年度末）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保護世帯数(千世帯)	1,622	1,635	1,641	1,639	1,636	1,635	1,642	1,643
被保護実人員(千人)	2,174	2,164	2,145	2,116	2,090	2,067	2,053	2,036

(注1) 令和3年4月以降は概数。

(注2) 保護停止中を含む。

出典：厚生労働省

11. 正規・非正規の職員・従業員の雇用状況

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数（役員を除く雇用者数）— 全体

(単位：万人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
正規の職員・従業員	3,317	62.5%	3,367	62.5%	3,423	62.7%	3,476	62.1%	3,494	61.7%	3,529	62.8%	3,555	63.3%
非正規の職員・従業員	1,986	37.5%	2,023	37.5%	2,036	37.3%	2,120	37.9%	2,165	38.3%	2,090	37.2%	2,064	36.7%
全体	5,303	100.0%	5,391	100.0%	5,460	100.0%	5,596	100.0%	5,660	100.0%	5,620	100.0%	5,620	100.0%

出典：総務省 統計局

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数(役員を除く雇用者数) — 男女別 (単位:万人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
従業員 正規の職員・ 非正規の 職員・従業員	男子	2,272	68.5%	2,287	67.9%	2,310	67.5%	2,339	67.3%	2,334	66.8%	2,336	66.2%	2,334	65.7%
	女子	1,045	31.5%	1,080	32.1%	1,114	32.5%	1,137	32.7%	1,160	33.2%	1,193	33.8%	1,221	34.3%
	合計	3,317	100.0%	3,367	100.0%	3,423	100.0%	3,476	100.0%	3,494	100.0%	3,529	100.0%	3,555	100.0%
全体	男子	2,908	54.8%	2,938	54.5%	2,957	54.2%	3,008	53.8%	3,024	53.4%	3,001	53.4%	2,986	57.1%
	女子	2,395	45.2%	2,453	45.5%	2,503	45.8%	2,588	46.2%	2,635	46.6%	2,619	46.6%	2,634	42.9%
	合計	5,303	100.0%	5,391	100.0%	5,460	100.0%	5,596	100.0%	5,660	100.0%	5,620	100.0%	5,620	100.0%

出典:総務省 統計局

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数(役員を除く雇用者数) — 年齢別 (単位:万人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
正規の職員・ 従業員	15～24歳	242	7.3%	254	7.5%	263	7.7%	271	7.8%	275	7.9%	277	7.8%	276	7.8%
	25～34歳	777	23.4%	782	23.2%	783	22.9%	792	22.8%	788	22.6%	794	22.5%	803	22.6%
	35～44歳	942	28.4%	933	27.7%	929	27.1%	915	26.3%	891	25.5%	873	24.7%	860	24.2%
	45～54歳	803	24.2%	836	24.8%	866	25.3%	901	25.9%	926	26.5%	946	26.8%	963	27.1%
	55～64歳	461	13.9%	463	13.8%	473	13.8%	486	14.0%	500	14.3%	520	14.7%	528	14.9%
	65歳以上	93	2.8%	99	2.9%	109	3.2%	111	3.2%	114	3.3%	120	3.4%	125	3.5%
	合計	3,317	100.0%	3,367	100.0%	3,423	100.0%	3,476	100.0%	3,494	100.0%	3,529	100.0%	3,555	100.0%
非正規の職員・ 従業員	15～24歳	229	11.5%	240	11.9%	240	11.8%	273	12.9%	285	13.2%	268	12.8%	263	12.7%
	25～34歳	291	14.7%	281	13.9%	274	13.5%	264	12.5%	260	12.0%	244	11.7%	233	11.3%
	35～44歳	395	19.9%	386	19.1%	372	18.3%	371	17.5%	359	16.6%	332	15.9%	320	15.5%
	45～54歳	388	19.5%	400	19.8%	413	20.3%	425	20.0%	437	20.2%	430	20.6%	432	20.9%
	55～64歳	414	20.8%	415	20.5%	421	20.7%	429	20.2%	436	20.1%	426	20.4%	423	20.5%
	65歳以上	268	13.5%	301	14.9%	316	15.5%	358	16.9%	389	18.0%	390	18.7%	394	19.1%
	合計	1,986	100.0%	2,023	100.0%	2,036	100.0%	2,120	100.0%	2,165	100.0%	2,090	100.0%	2,064	100.0%
全体	15～24歳	471	8.9%	494	9.2%	503	9.2%	543	9.7%	560	9.9%	545	9.7%	539	9.6%
	25～34歳	1,069	20.2%	1,063	19.7%	1,057	19.4%	1,056	18.9%	1,048	18.5%	1,037	18.5%	1,036	18.4%
	35～44歳	1,338	25.2%	1,320	24.5%	1,301	23.8%	1,286	23.0%	1,250	22.1%	1,205	21.4%	1,180	21.0%
	45～54歳	1,191	22.5%	1,236	22.9%	1,279	23.4%	1,326	23.7%	1,363	24.1%	1,376	24.5%	1,395	24.8%
	55～64歳	874	16.5%	878	16.3%	894	16.4%	916	16.4%	935	16.5%	947	16.9%	951	16.9%
	65歳以上	360	6.8%	400	7.4%	426	7.8%	469	8.4%	503	8.9%	510	9.1%	519	9.2%
	合計	5,303	100.0%	5,391	100.0%	5,460	100.0%	5,596	100.0%	5,660	100.0%	5,620	100.0%	5,620	100.0%

出典:総務省 統計局

年齢階層別の平均給与

(単位:万円)

年齢/性別	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計
19歳以下	157	106	130	155	132	111	162	114	137	160	111	135	146	115	129
20-24歳	274	240	258	279	262	243	284	249	267	278	248	264	277	242	260
25-29歳	382	308	351	393	361	318	404	326	370	403	328	369	393	319	362
30-34歳	456	314	403	461	407	315	470	315	410	470	321	410	458	309	400
35-39歳	511	299	432	517	442	313	528	314	448	529	313	445	518	311	437
40-44歳	562	301	459	569	468	308	581	319	476	582	318	476	571	317	470
45-49歳	632	299	493	630	496	310	635	313	502	629	324	499	621	321	498
50-54歳	660	295	504	677	519	302	682	322	529	679	320	525	656	319	514
55-59歳	649	287	493	669	516	298	686	298	520	686	301	518	668	311	518
60-64歳	479	228	378	508	396	232	537	242	416	522	254	411	521	257	415
65-69歳	387	194	306	393	314	203	410	211	326	406	211	324	421	208	332
70歳以上	367	206	298	353	288	208	382	206	306	343	205	282	357	191	285
全体平均	521	280	421	532	432	287	545	293	441	540	296	436	532	293	433
正規雇用	540	373	487	548	377	494	560	386	504	561	389	503	550	384	496
非正規雇用	228	148	172	229	151	175	236	154	180	226	152	175	228	153	176

(注1) この調査は、各年12月31日現在の源泉徴収義務者(民間の事業所に限る)に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としている。

(注2) 「正規」とは、役員、青色事業専従者及び非正規を除く給与所得者をいう。

「非正規」とは、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等をいう。

「給与」とは、各年における1年間の支給総額(給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。)で、通勤手当等の非課税分は含まない。

「平均給与」とは、給与支給総額を給与所得者数で除したものである。

出典:国税庁「民間給与実態統計調査結果」

12. 規模別企業倒産状況

中小企業・小規模企業の倒産件数

(単位:件)

		令和3年 4月	令和3年 5月	令和3年 6月	令和3年 7月	令和3年 8月	令和3年 9月	令和3年 10月	令和3年 11月	令和3年 12月	令和4年 1月	合計
小規模企業	件数	445	424	483	446	400	472	460	423	450	435	4,438
	構成比	91.0%	92.0%	89.9%	91.0%	89.1%	92.2%	89.8%	90.4%	89.8%	90.2%	90.6%
中小企業	件数	489	461	536	489	449	512	511	468	501	482	4,898
	構成比	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	100.0%	100.0%	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%
全倒産 件数	件数	489	461	537	490	449	512	512	468	501	482	4,901

(注1) 令和4年2月度以降はデータ未公表。

(注2) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

(注3) 「中小企業」「小規模企業」は中小企業基本法の定義に基づく。

出典:株式会社帝国データバンク

中小企業の定義

業種	従業員数	資本金
製造業・その他	300人以下	または 3億円以下
卸売業	100人以下	または 1億円以下
小売業	50人以下	または 5,000万円以下
サービス業	100人以下	または 5,000万円以下

小規模企業の定義

業種	従業員数
製造業・その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

倒産主因別件数と構成比の推移

(単位:件)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年度比	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比(ポイント)
販売不振	6,575	80.5%	6,613	79.8%	6,230	77.3%	6,566	77.4%	5,615	76.8%	4,505	76.1%	-19.8%	-0.7%
輸出不振	11	0.1%	5	0.1%	5	0.1%	1	0.0%	2	0.0%	4	0.1%	100.0%	0.1%
売掛金回収難	72	0.9%	63	0.8%	51	0.6%	67	0.8%	36	0.5%	14	0.2%	-61.1%	-0.3%
不良債権の累積	26	0.3%	23	0.3%	16	0.2%	20	0.2%	14	0.2%	16	0.3%	14.3%	0.1%
業績不振	99	1.2%	80	1.0%	98	1.2%	69	0.8%	59	0.8%	35	0.6%	-40.7%	-0.2%
不況型合計	6,783	83.1%	6,784	81.9%	6,400	79.4%	6,723	79.3%	5,726	78.3%	4,574	77.3%	-20.1%	-1.0%
放漫経営	121	1.5%	136	1.6%	156	1.9%	155	1.8%	151	2.1%	117	2.0%	-22.5%	-0.1%
設備投資の失敗	54	0.7%	53	0.6%	44	0.5%	57	0.7%	43	0.6%	29	0.5%	-32.6%	-0.1%
その他の経営計画の失敗	147	1.8%	190	2.3%	278	3.5%	297	3.5%	294	4.0%	262	4.4%	-10.9%	0.4%
その他	1,059	13.0%	1,122	13.5%	1,179	14.6%	1,248	14.7%	1,100	15.0%	934	15.8%	-15.1%	0.8%
合計	8,164	100.1%	8,285	99.9%	8,057	99.9%	8,480	100.0%	7,314	100.0%	5,916	100.0%	-19.1%	0.0%

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典:株式会社帝国データバンク

倒産件数と負債総額の推移

	件数(件)		負債総額(百万円)	
		前年度比		前年度比
平成20年度	13,234	16.8%	13,670,927	147.1%
平成21年度	13,306	4.9%	6,810,147	-42.8%
平成22年度	11,658	-12.4%	6,936,604	1.9%
平成23年度	11,369	-2.5%	3,463,733	-50.1%
平成24年度	11,129	-2.1%	3,774,294	9.0%
平成25年度	10,332	-7.2%	2,757,543	-26.9%
平成26年度	9,180	-11.1%	1,867,800	-32.3%
平成27年度	8,517	-7.2%	2,010,808	7.7%
平成28年度	8,164	-4.1%	1,991,683	-1.0%
平成29年度	8,376	2.6%	2,454,884	23.3%
平成30年度	8,063	-3.7%	1,625,552	-33.8%
令和元年度	8,480	5.3%	1,218,789	-21.6%
令和2年度	7,314	-13.8%	1,217,469	0.1%
令和3年度	5,916	-19.1%	1,182,871	-2.8%
4月	489	-35.5%	79,990	-50.5%
5月	461	60.1%	166,447	134.0%
6月	537	-33.4%	72,583	-42.6%
7月	490	-42.1%	73,440	-30.0%
8月	449	-31.5%	94,621	36.3%
9月	512	-15.0%	91,425	34.5%
10月	512	-20.9%	96,727	44.5%
11月	468	-16.9%	81,497	-14.4%
12月	501	-9.2%	97,559	-32.7%
1月	482	-4.7%	67,970	-25.5%
2月	428	-3.2%	78,066	0.4%
3月	587	-9.4%	182,582	30.4%

出典:株式会社帝国データバンク

負債件数額別の倒産件数と構成比

(単位:件)

		令和3年 4月	令和3年 5月	令和3年 6月	令和3年 7月	令和3年 8月	令和3年 9月	令和3年 10月	令和3年 11月	令和3年 12月	令和4年 1月	令和4年 2月	令和4年 3月	合計
5,000万円未満	件数	297	281	309	305	259	326	310	277	294	294	245	349	3,546
	構成比	60.7%	61.0%	57.5%	62.2%	57.7%	63.7%	60.5%	59.2%	58.7%	61.0%	57.2%	59.5%	59.9%
5,000万円以上 1億円未満	件数	76	57	92	77	59	48	68	68	66	69	59	93	832
	構成比	15.5%	12.4%	17.1%	15.7%	13.1%	9.4%	13.3%	14.5%	13.2%	14.3%	13.8%	15.8%	14.1%
1億円以上 5億円未満	件数	88	102	109	80	89	101	101	98	116	94	96	99	1,173
	構成比	18.0%	22.1%	20.3%	16.3%	19.8%	19.7%	19.7%	20.9%	23.2%	19.5%	22.4%	16.9%	19.8%
5億円以上 10億円未満	件数	15	10	13	15	18	24	14	14	9	14	16	21	183
	構成比	3.1%	2.2%	2.4%	3.1%	4.0%	4.7%	2.7%	3.0%	1.8%	2.9%	3.7%	3.6%	3.1%
10億円以上 50億円未満	件数	10	8	13	12	22	8	16	10	12	10	9	18	148
	構成比	2.0%	1.7%	2.4%	2.4%	4.9%	1.6%	3.1%	2.1%	2.4%	2.1%	2.1%	3.1%	2.5%
50億円以上 100億円未満	件数	2	2	1	1	2	4	2	0	2	1	3	3	23
	構成比	0.4%	0.4%	0.2%	0.2%	0.4%	0.8%	0.4%	0.0%	0.4%	0.2%	0.7%	0.5%	0.4%
100億円以上	件数	1	1	0	0	0	1	1	1	2	0	0	4	11
	構成比	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.7%	0.2%
合計	件数	489	461	537	490	449	512	512	468	501	482	428	587	5,916
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典:株式会社帝国データバンク

資本金別の倒産件数と構成比

(単位:件)

		令和3年 4月	令和3年 5月	令和3年 6月	令和3年 7月	令和3年 8月	令和3年 9月	令和3年 10月	令和3年 11月	令和3年 12月	令和4年 1月	令和4年 2月	令和4年 3月	合計
個人経営	件数	88	78	102	102	76	117	102	97	83	86	52	115	1,098
	構成比	18.0%	16.9%	19.0%	20.8%	16.9%	22.9%	19.9%	20.7%	16.6%	17.8%	12.1%	19.6%	18.6%
1,000万円未満	件数	241	238	249	220	208	215	249	243	251	235	222	284	2,855
	構成比	49.3%	51.6%	46.4%	44.9%	46.3%	42.0%	48.6%	51.9%	50.1%	48.8%	51.9%	48.4%	48.3%
1,000万円以上 5,000万円未満	件数	141	124	167	149	151	156	138	115	149	149	135	160	1,734
	構成比	28.8%	26.9%	31.1%	30.4%	33.6%	30.5%	27.0%	24.6%	29.7%	30.9%	31.5%	27.3%	29.3%
5,000万円以上 1億円未満	件数	13	14	12	16	8	17	19	7	13	10	16	19	164
	構成比	2.7%	3.0%	2.2%	3.3%	1.8%	3.3%	3.7%	1.5%	2.6%	2.1%	3.7%	3.2%	2.8%
1億円以上	件数	6	7	7	3	6	7	4	6	5	2	3	9	65
	構成比	1.2%	1.5%	1.3%	0.6%	1.3%	1.4%	0.8%	1.3%	1.0%	0.4%	0.7%	1.5%	1.1%
合計	件数	489	461	537	490	449	512	512	468	501	482	428	587	5,916
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注1) 株式会社帝国バンクの統計に基づき日本貸金業協会で作成。

(注2) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典:株式会社帝国データバンク

13. 国内物価指数の状況

消費者物価指数の推移

	年度平均指数	前年度比		月平均指数	前月比	前年同月比
平成22年度	94.7	-0.4%	令和3年4月	99.1	-0.8%	-1.1%
平成23年度	94.6	-0.1%	令和3年5月	99.4	0.3%	-0.8%
平成24年度	94.4	-0.3%	令和3年6月	99.5	0.1%	-0.5%
平成25年度	95.2	0.9%	令和3年7月	99.7	0.2%	-0.3%
平成26年度	98.0	2.9%	令和3年8月	99.7	0.0%	-0.4%
平成27年度	98.2	0.2%	令和3年9月	100.1	0.4%	0.2%
平成28年度	98.2	-0.1%	令和3年10月	99.9	-0.2%	0.1%
平成29年度	98.9	0.7%	令和3年11月	100.1	0.2%	0.6%
平成30年度	99.6	0.7%	令和3年12月	100.1	0.0%	0.8%
令和元年度	100.1	0.5%	令和4年1月	100.3	0.3%	0.5%
令和2年度	99.9	-0.2%	令和4年2月	100.7	0.4%	0.9%
令和3年度	100	0.1%	令和4年3月	101.1	0.4%	1.2%

出典:総務省 統計局

国内企業物価指数総平均の推移(平成27年基準)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
物価指数(%)	102.5%	99.1%	96.7%	99.3%	101.5%	101.6%	100.2%	107.5%

(注)企業物価指数は、長期の時系列データを利用するユーザーの利便性を考慮して、基準を跨いで指数系列を接続する接続指数を作成している。平成27年基準接続指数は、平成27年基準の品目分類編成をベースに過去に遡及して接続する接続指数であり、基本分類指数および参考指数の類別以上(ないしはそれに準ずる上位分類)、品目を対象として作成している。

出典:日本銀行

14. 完全失業者数と完全失業率の状況

完全失業者数と完全失業率の推移(原数値)

(単位:万人)

	平成21年3月		平成22年3月		平成23年3月		平成24年3月		平成25年3月		平成26年3月		平成27年3月	
	人数	失業率												
男性	196	5.1%	221	5.8%	199	5.2%	190	5.0%	181	4.8%	150	4.0%	142	3.8%
女性	140	5.1%	130	4.7%	122	4.5%	117	4.3%	101	3.6%	98	3.5%	88	3.1%
合計	335	5.1%	350	5.3%	322	4.9%	307	4.7%	280	4.3%	246	3.8%	228	3.5%

	平成28年3月		平成29年3月		平成30年3月		平成31年3月末		令和2年3月		令和3年3月		令和4年3月	
	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率
男性	132	3.5%	111	3.0%	103	2.7%	106	2.8%	107	2.8%	115	3.0%	107	2.8%
女性	84	3.0%	77	2.7%	69	2.3%	68	2.2%	69	2.3%	75	2.4%	73	2.4%
合計	216	3.3%	188	2.8%	174	2.5%	175	2.5%	177	2.6%	189	2.7%	180	2.6%

出典:総務省 統計局

付録

貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について

長期化するコロナ禍による経済活動の低迷やデジタル化の急速な進展など、貸金業界を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。日本貸金業協会は、こうした状況を踏まえ、資金需要者等及び貸金業者の実態を把握することで、貸金業者に求められている資金供給機能や社会的役割等を明確にして資金需要者等の利益の保護を図るとともに、貸金業の健全な発展に寄与する取組み等の検討に資するため、資金需要者等の借入状況や借入意識の変化、行動変容などについて調査を行い、貸金業者の経営実態等についても調査を行いました。

調査概要

I. 資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査（資金需要者向け調査）

(1)調査方法	インターネット調査法（スマートフォン等を利用したモバイルリサーチ）
(2)調査対象	調査会社が保有する全国18歳以上のインターネットモニター会員
(3)調査期間	令和3年10月25日から令和3年11月8日
(4)調査主体	日本貸金業協会 業務企画部
(5)主な調査項目 (個人・事業者共通)	<ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症拡大による資金需要者等への影響 新しい生活様式や事業環境への影響・変化 等 ②資金需要者等を取り巻く環境の変化について 家計収支・生活習慣・消費行動・事業収支・事業環境 等 ③デジタル化の進展がもたらす借入行動等への影響・変化 生活習慣やライフスタイルへの影響・変化 デジタル化の進展が及ぼす借入手段等の変化 ④資金需要者等の借入意識や借入行動、セーフティネットの認知度等について ⑤資金需要者等の借入できなかった際の行動・影響 ⑥貸金業者からの借入に関する満足度・今後の利用意向 ⑦資金需要者等の借入に関する知識・スキル（金融リテラシー） ⑧社会問題となり得る可能性のある行動 ヤミ金融やSNSを使った個人間融資などの認知・利用状況 等

<個人向け調査>

【プレ調査】 回収サンプル数 31,519名

【本調査（貸金業者からの借入経験のある個人）】

回収サンプル数：2,000名（借入経験のある専業主婦（主夫）を含む）

<貸金業者からの借入残高あり> 1,000名 <貸金業者からの借入残高なし> 1,000名

※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、現時点において借入残高がある個人及び消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、借入経験があり、かつ現時点において借入残高がない個人

※基本サンプル2,000名は、性別及び年齢を株式会社日本信用情報機構の統計データにより割付

<事業者向け調査>

<p>【プレ調査】 回収サンプル数22,138名</p>
<p>【本調査（貸金業者からの借入経験のある事業者）】 回収サンプル数：1,500名（個人事業主：1,115名 小規模企業経営者：385名）</p> <p>※貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入をしたことがある個人事業主の借入利用者と、本人が経営する会社または所属する会社において貸金業者から事業性資金の借入をしたことがある小規模企業経営者の借入利用者 ※小規模企業経営者の事業規模については、「中小企業基本法第2条第5項」の規定等に基づいて該当する事業者を抽出 ※回収サンプルには、基本サンプル1,000名の他に、追加サンプルとして特定業種（「卸売業：92名」、「小売業：248名」、「宿泊・飲食サービス業：160名」）の事業者500名を含む</p>

Ⅱ. 貸金業者の経営実態等に関する調査（貸金業者向け調査）

(1)調査方法	郵送及び電子メールによる調査
(2)調査対象	貸金業者 ※日本貸金業協会の協会員、及び非協会員（日本貸金業協会と金融ADR手続実施基本契約を締結している貸金業者）
(3)調査期間	令和3年12月24日から令和4年1月31日
(4)調査票発送数	貸金業者 1,572業者 ・協会員：1,014業者 / 非協会員：558業者 ※令和3年11月末時点（発送直後に「廃業・不更新」となったものを除く）
(5)主な調査項目	<p>①貸金市場の実像と動態 貸付金種別残高 属性（職業、年収、年齢、性別 他）別の貸付件数 事業規模別貸付先の資金用途別残高 事業者向貸付（業種別、年商別、資本金別）件数 等</p> <p>②貸金業者の収益構造 直近3期の期末時点での収益、事業コスト 主な資金調達先や資金繰りの変化 等 貸倒損失や利息返還の状況</p> <p>③貸金業者の課題と取組み 貸金業者における経営の重要課題 相談内容の傾向と変化 カウンセリングの実施状況 等</p> <p>④貸金業者の今後の見通し 今後の見通しと事業を継続する上での課題や問題点 等</p>

<調査回答事業者標本構成>

- (1) 有効回答数：貸金業者 892 業者
（協会員：708 業者／非協会員：184 業者）
- (2) 有効回答率（有効回答数／発送数）：56.7%（前年比0.8ポイント減）
※協会員：69.8%（前年比1.6ポイント減）
※非協会員：32.9%（前年比0.1ポイント減）

属性		有効回答業者数(社)	構成比
事業規模 (法人/個人)	法人貸金業者(資本金5億円以上)	141	15.8%
	法人貸金業者(資本金1億円以上5億円未満)	134	15.0%
	法人貸金業者(資本金1億円未満)	506	56.8%
	個人貸金業者	111	12.4%
	不明	—	—%
	合計	892	100.0%
業態区分	消費者向無担保貸金業者	233	26.1%
	消費者向有担保貸金業者	73	8.2%
	事業者向貸金業者	303	34.0%
	クレジットカード・信販会社	183	20.5%
	リース・証券会社・他	92	10.3%
	非営利特例対象法人等	8	0.9%
	不明	—	—%
	合計	892	100.0%
企業グループ 系列	日本の企業グループ・系列に属している	404	45.3%
	海外の企業グループ・系列に属している	29	3.3%
	何れの企業グループ・系列にも属していない	436	48.8%
	不明	23	2.6%
	合計	892	100.0%

■業態区分

[消費者向無担保貸金業者] 消費者向無担保貸金業者 [クレジットカード・信販会社] クレジットカード会社 信販会社 流通・メーカー系会社等
 [消費者向有担保貸金業者] 消費者向有担保貸金業者 消費者向住宅向貸金業者等 [リース・証券会社・他] リース会社 証券会社 投資事業有限責任組合等
 [事業者向貸金業者] 事業者向貸金業者 手形割引業者 建設・不動産業者等 [非営利特例対象法人等] 非営利特例対象法人 一般社団法人 一般財団法人 等

■企業グループ・系列

「企業グループ・系列」とは、20%以上の議決権を所有している会社、ないしは出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務、営業、事業の方針の決定に重要な影響を与えることができる関係会社や、核となる有力企業のもとに形成された、グループ化された長期的取引関係のある企業等を指します。

属性		有効回答業者数(社)	構成比
主な貸付	主に消費者向貸付を取扱っている	474	53.1%
	主に事業者向貸付を取扱っている	418	46.9%
	うち、関係会社向貸付のみ取扱っている	-30	-3.3%
	不明	—	—%
	合計	892	100.0%
貸付残高	1,000億円以上	25	2.8%
	100億円以上～1,000億円未満	64	7.2%
	10億円以上～100億円未満	137	15.4%
	1億円以上～10億円未満	292	32.6%
	1億円未満	225	25.2%
	貸付残高なし	95	10.7%
	不明	54	6.1%
	合計	892	100.0%
所在地域	北海道・東北	73	8.2%
	関東	408	45.8%
	うち、東京都内に所在している	-342	-38.3%
	中部	94	10.5%
	近畿	135	15.1%
	中国・四国	76	8.5%
	九州・沖縄	106	11.9%
	不明	—	—%
	合計	892	100.0%

[主に消費者向貸付を取り扱っている]: 総貸付残高のうち、消費者向貸付の占める割合が5割以上の貸金業者
 [主に事業者向貸付を取り扱っている]: 総貸付残高のうち、事業者向貸付の占める割合が5割以上の貸金業者
 [関係会社向貸付のみ取り扱っている]: 総貸付残高のうち、関係会社向貸付の占める割合が10割の貸金業者

調査結果の概要

I. 資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査（資金需要者向け調査）

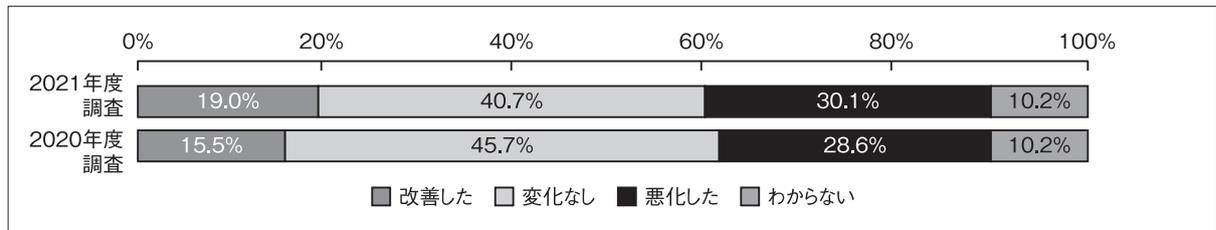
1. 新型コロナウイルス感染拡大による資金需要者等への影響

(1) 資金需要者等の社会生活等への影響と変化<借入経験のある個人>

① 家計収支への影響

新型コロナウイルス感染拡大による家計収支への影響については、「変化なし」が最も多いものの、いずれも「悪化した」と回答した割合が大きいことがみてとれる。 **図1**

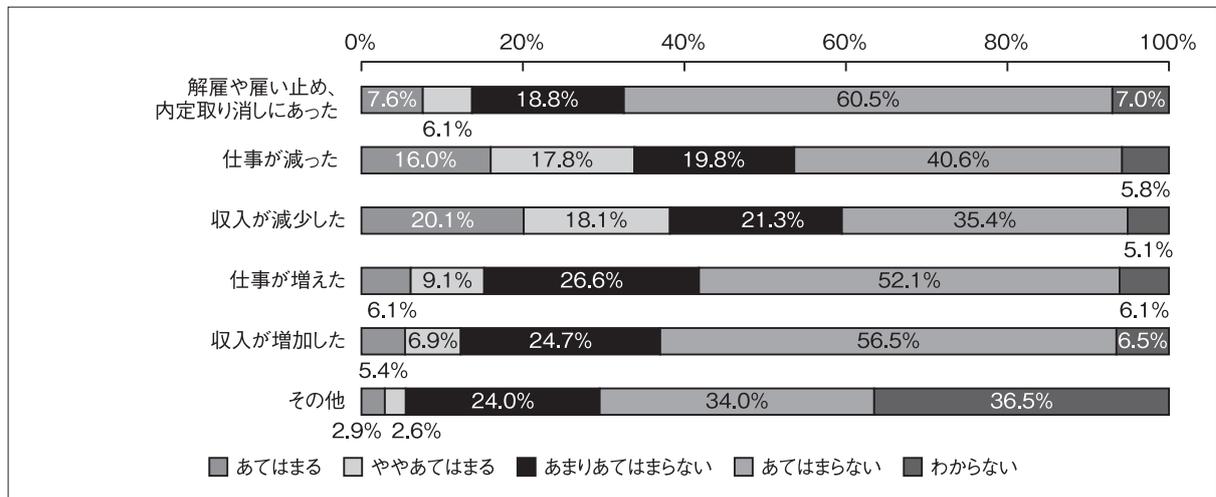
図1 【新型コロナウイルス感染拡大による家計収支への影響（複数回答 n = 2000）】



② 雇用環境等への影響

新型コロナウイルス感染拡大による雇用環境等への影響をみると、「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した割合の合計では、「収入が減少した」が38.2%と最も高く、次いで「仕事が減った」が33.8%、「解雇や雇い止め、内定取り消しにあった」が13.7%となった。一方で、「仕事が増えた」、「収入が増加した」に「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した割合の合計が、それぞれ15.2%、12.3%となっており、コロナ禍において良い影響を受けている資金需要者も一定割合存在していることも確認された。 **図2**

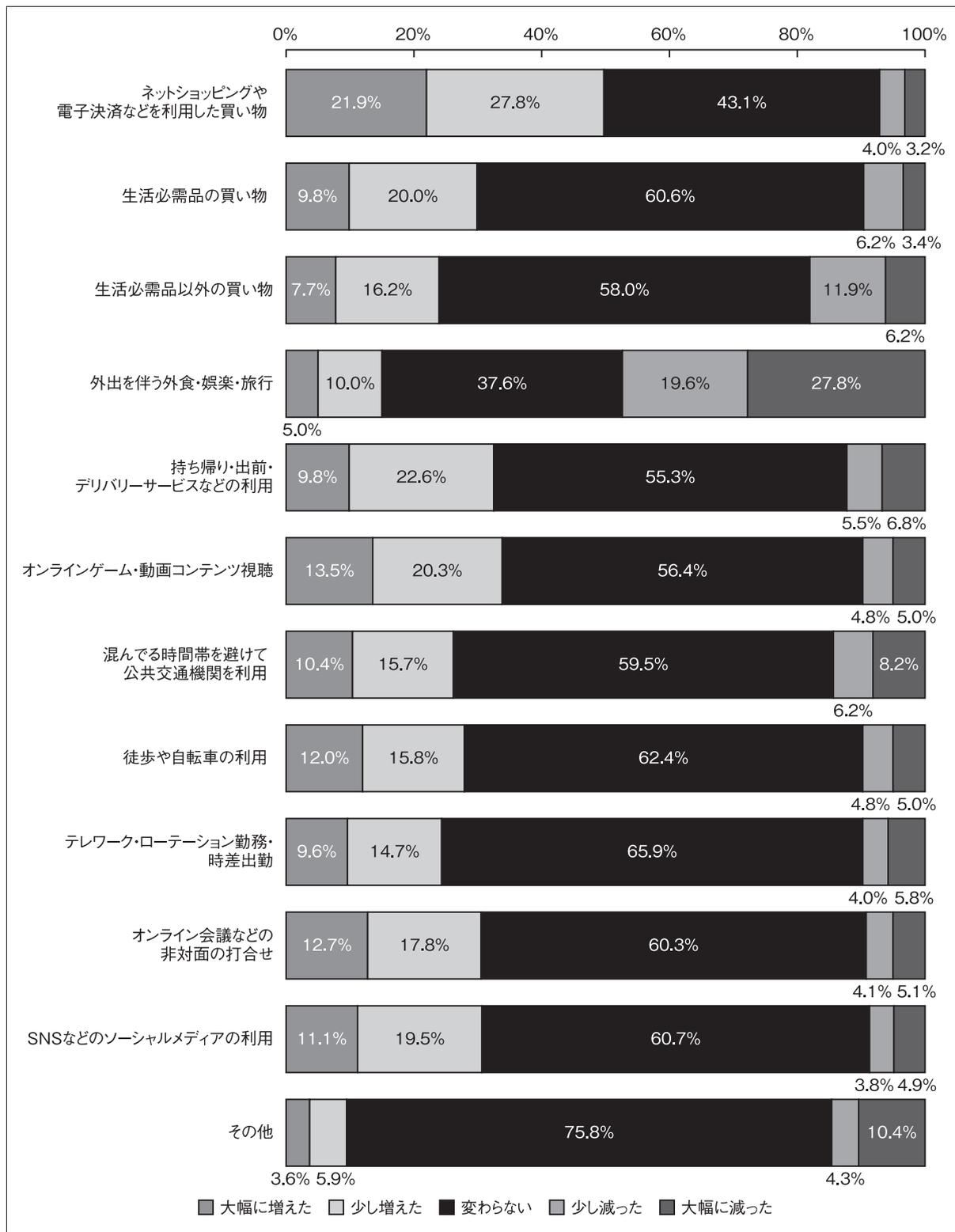
図2 【新型コロナウイルス感染拡大による雇用環境等への影響（n = 2000）】



③ 生活様式への影響

新型コロナウイルス感染拡大による生活様式への影響をみると、「大幅に増えた」「少し増えた」と回答した割合の合計では、「ネットショッピングや電子決済などを利用した買い物」が49.7%と最も高く、次いで「オンラインゲーム・動画コンテンツ視聴」が33.8%となった。 **図3**

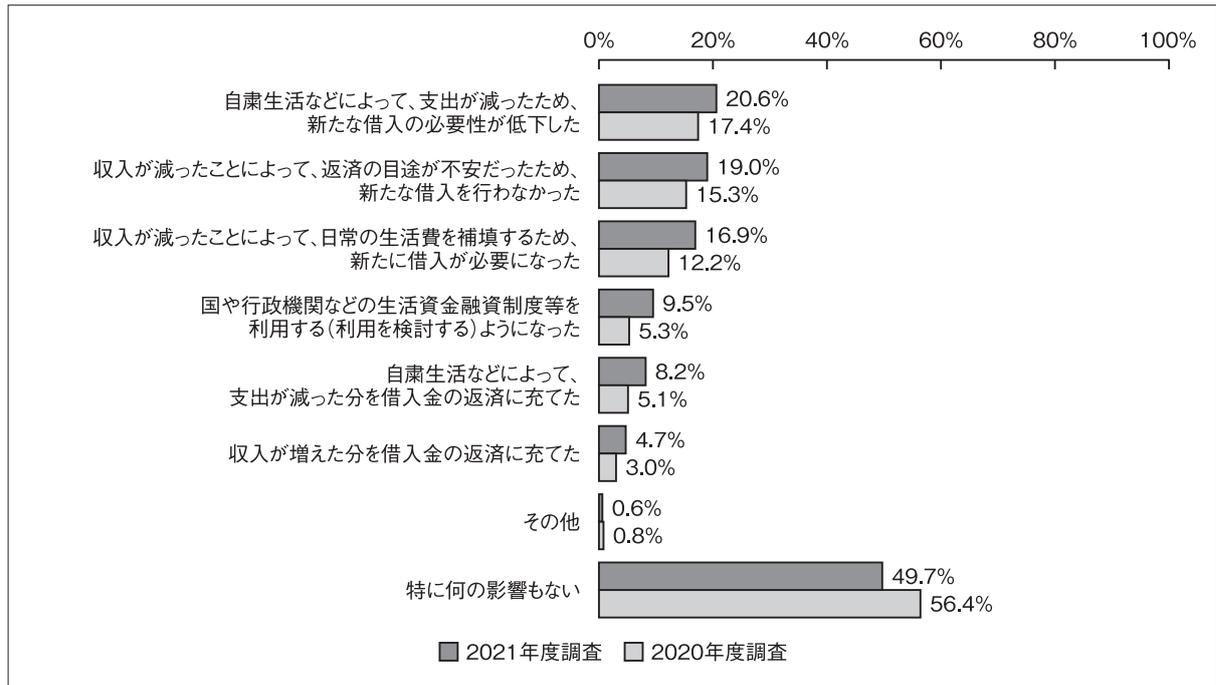
図3 【新型コロナウイルス感染拡大による生活様式への影響（複数回答n=2000）】



④ 借入意識や借入行動への影響

新型コロナウイルス感染拡大による借入意識や借入行動への影響をみると、「自粛生活などによって、支出が減ったため、新たな借入の必要性が低下した」(20.6%)や「収入が減ったことによって、返済の目途が不安だったため、新たな借入を行わなかった」(19.0%)など借入を控える理由が目立つ一方で、「収入が減ったことによって、日常の生活費を補填するため、新たに借入が必要になった」(16.9%)といった理由もみられた。 図4

図4 【新型コロナウイルス感染拡大による借入意識や借入行動への影響 (複数回答 n = 2000)】

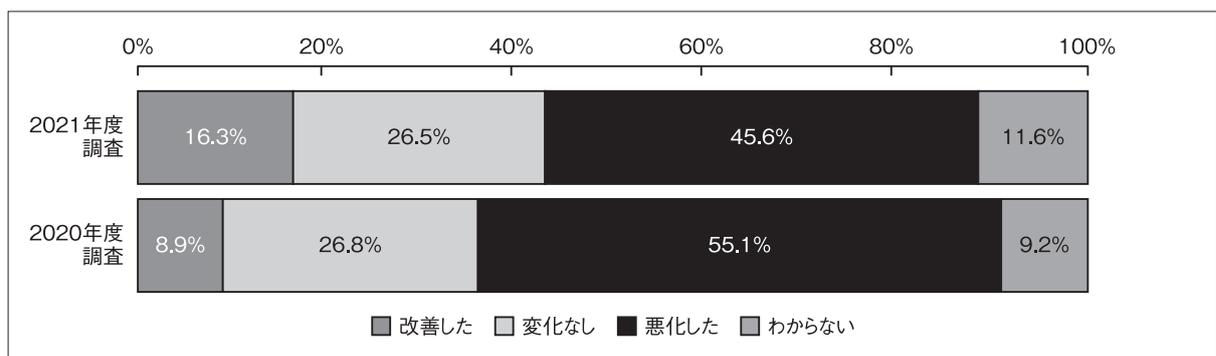


(2) 資金需要者等の事業活動等への影響と変化<借入経験のある事業者>

① 事業環境への影響

新型コロナウイルス感染拡大による事業環境への影響をみると、新型コロナウイルス感染拡大により事業環境が「悪化した」と回答した割合は45.6%となった。また、「改善した」が16.3%となっており、昨年と比べて増加傾向にある。 図5

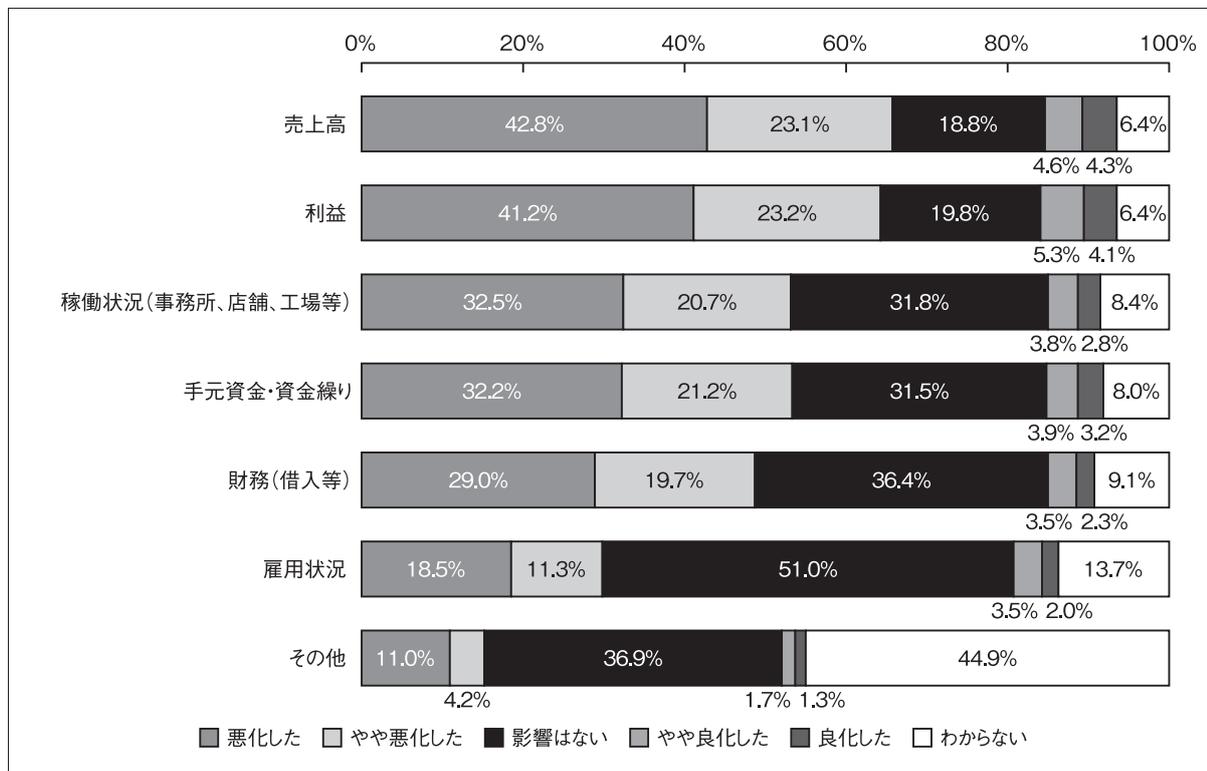
図5 【新型コロナウイルス感染拡大による事業環境への影響 (n = 1500)】



② 売上や業績への影響

新型コロナウイルス感染拡大による売上や業績、財政状況への影響をみると、「悪化した」「やや悪化した」と回答した割合の合計は、「売上高」が65.9%と最も高く、次いで「利益」が64.4%、「手元資金・資金繰り」が53.4%となった。 **図6**

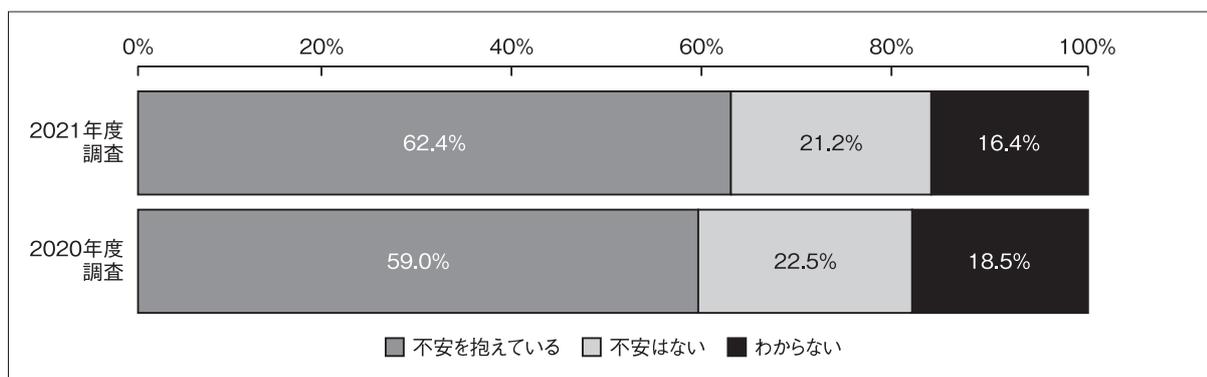
図6 【新型コロナウイルス感染拡大による売上や業績への影響（複数回答 n = 1500）】



③ 事業活動における将来（コロナ禍終息後）の資金繰りの不安について

新型コロナウイルス感染拡大による事業活動における将来（コロナ禍終息後）の資金繰りの不安についてみると、「不安を抱えている」と回答した割合が62.4%と最も高かった。前年に比べ同回答の割合が上昇した一方、「不安はない」と回答した割合がわずかに減少した。 **図7**

図7 【新型コロナウイルス感染拡大による事業活動における将来（コロナ禍終息後）の資金繰りの不安（n = 1500）】

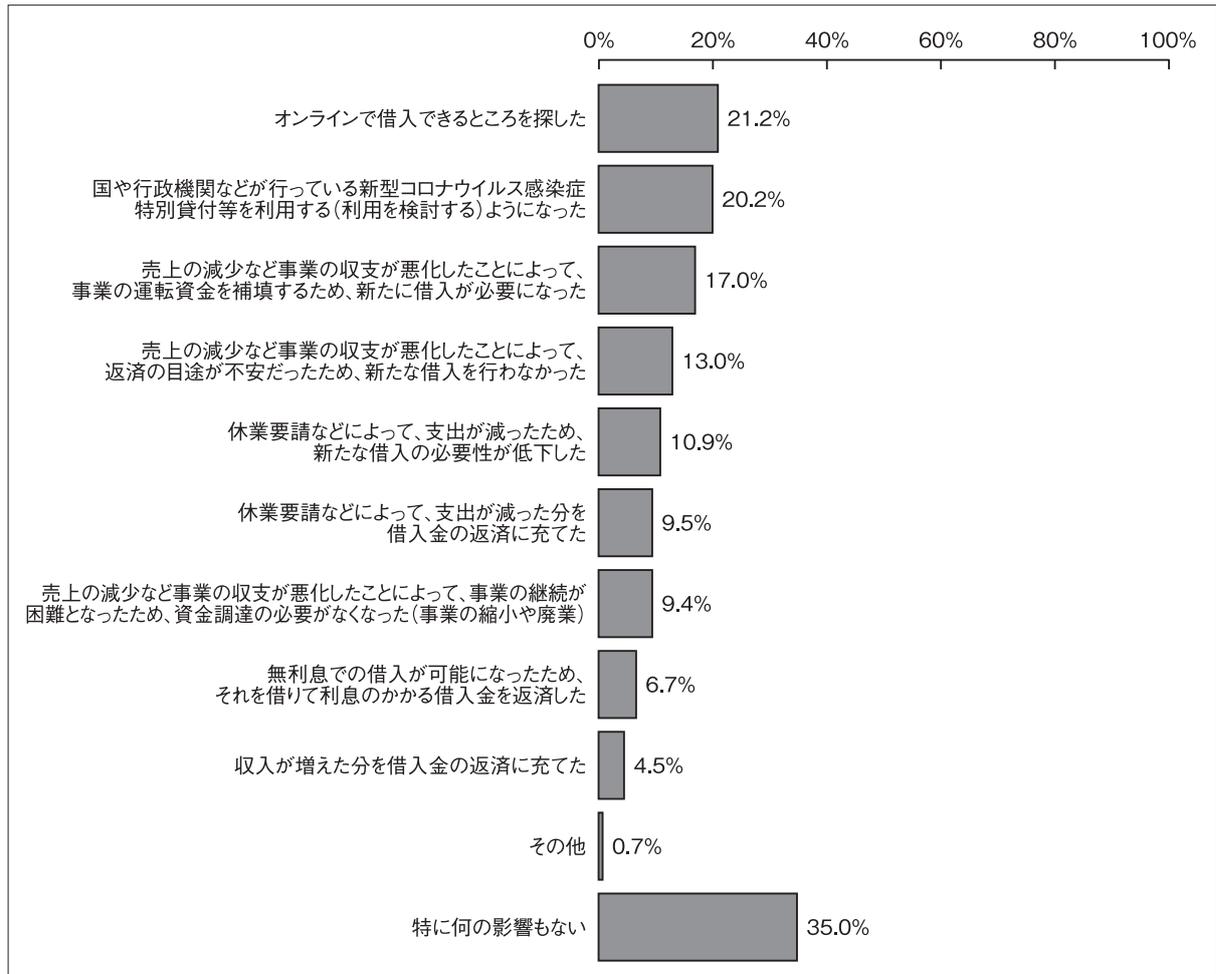


④ 借入意識や借入行動への影響

新型コロナウイルス感染拡大による借入意識や借入行動への影響をみると、「オンラインで借入できるところを探した」が21.2%と最も高く、次いで「国や行政機関などが行っている新型コロナウイルス感染症特別貸付等を利用する(利用を検討する)ようになった」が20.2%、「売上の減少など事業の収支が悪化したことによって、事業の運転資金を補填するため、新たに借入が必要になった」が17.0%と続いている。

図8

図8 【新型コロナウイルス感染拡大による借入意識や借入行動への影響(複数回答n=1500)】

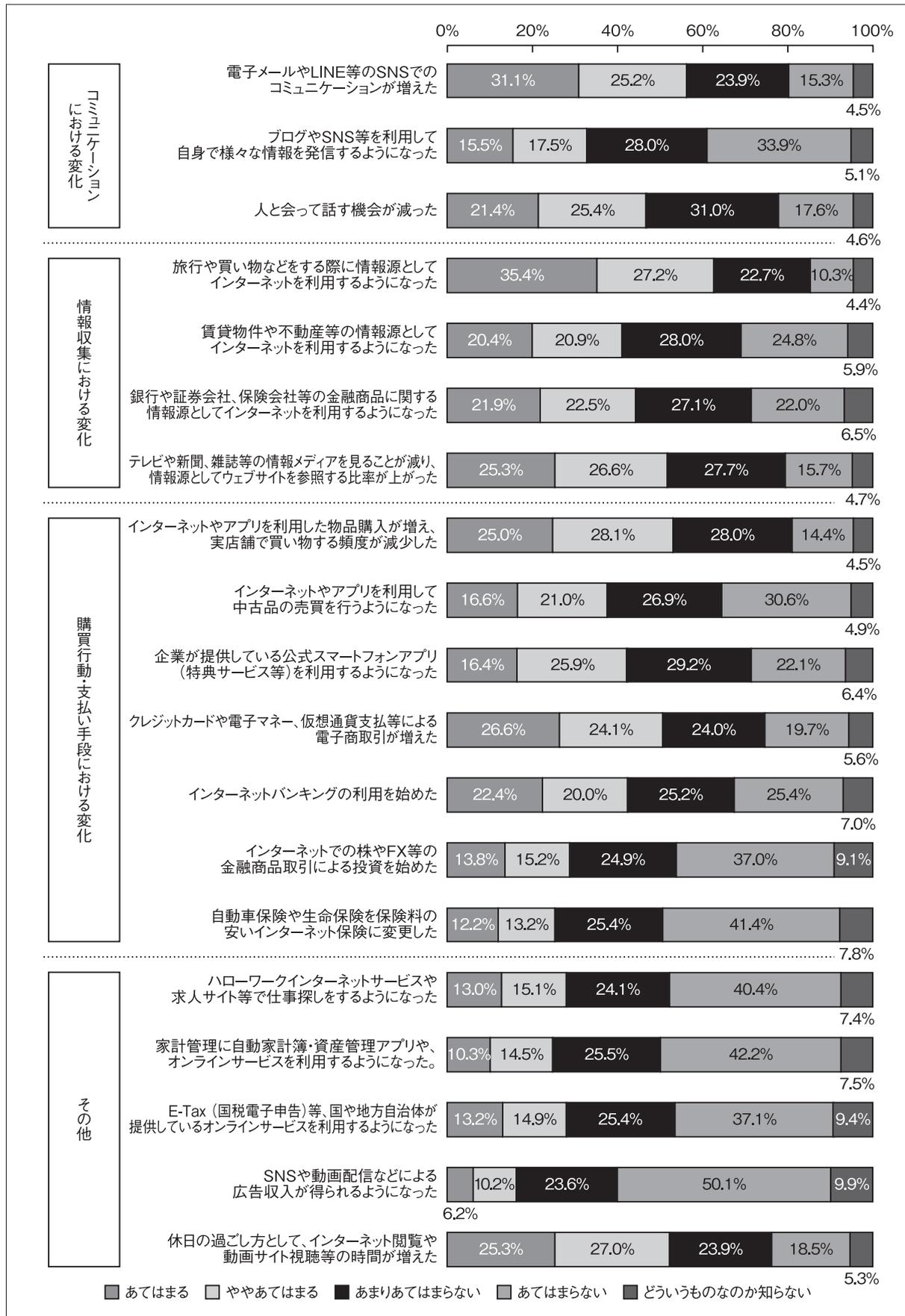


2. デジタル化の進展による資金需要者等への影響

(1) スマートフォン等の利用による生活習慣やライフスタイル等の変化<借入経験のある個人>

スマートフォン等の利用による生活習慣やライフスタイル等の変化について、「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した割合の合計をみると、情報収集における変化では62.6%が「旅行や買い物などをする際に情報源としてインターネットを利用するようになった」と回答している。また、購買行動・支払い手段における変化では、53.1%が「インターネットやアプリを利用した物品購入が増え、実店舗で買い物する頻度が減少した」と回答しており、電子商取引の比重が増加傾向にある様子もみてとれる。 図9

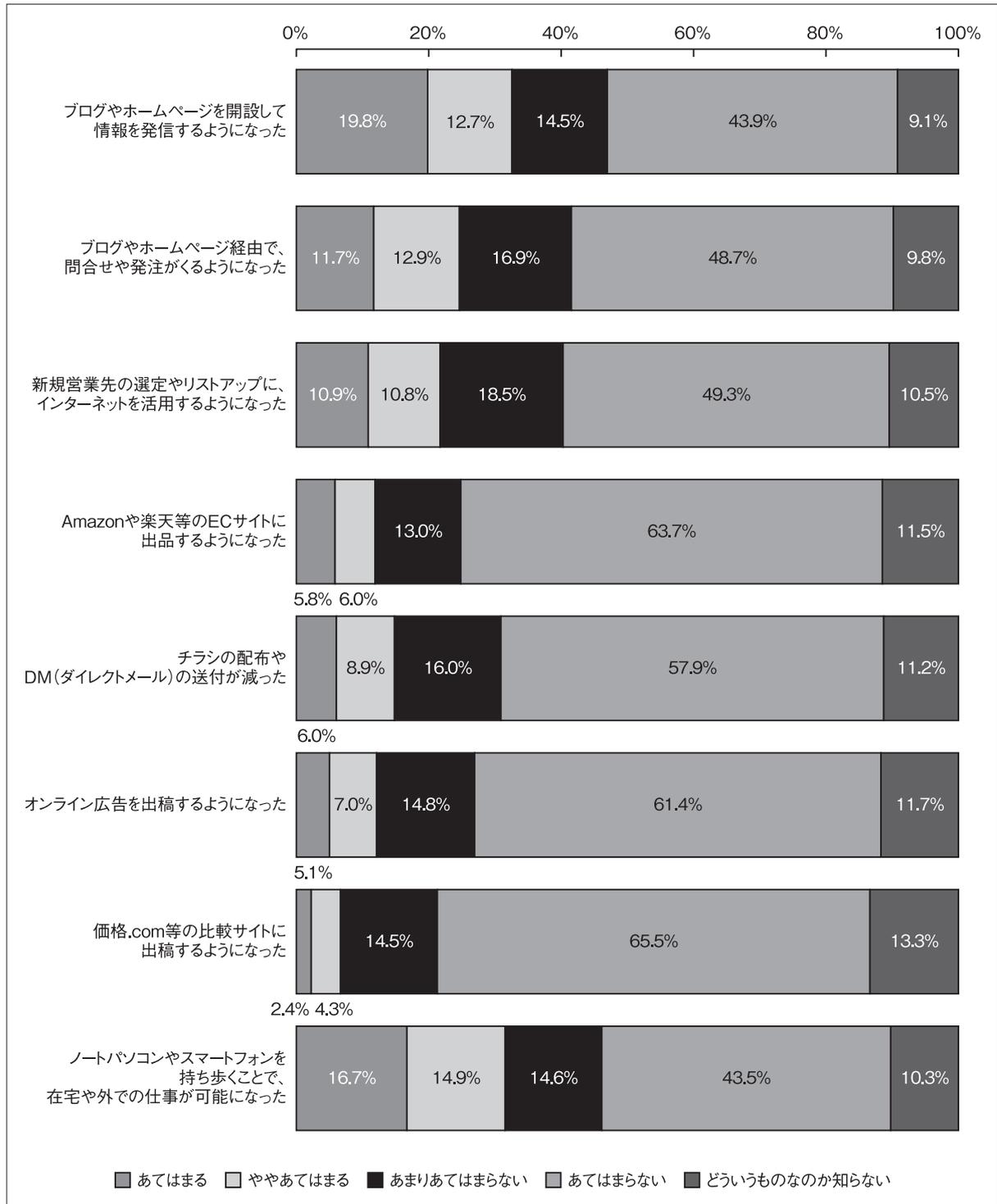
図9 【スマートフォン等の利用による生活習慣やライフスタイル等の変化（複数回答 n=2000）】



(2) デジタル化の進展による事業活動の変化<借入経験のある事業者>

借入経験のある事業者に対して、デジタル化の進展による事業活動の変化について調査したところ、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した割合の合計は、「ブログやホームページを開設して情報を発信するようになった」が32.5%と最も高く、次いで「ノートパソコンやスマートフォンを持ち歩くことで、在宅や外での仕事が可能になった」が31.6%、「ブログやホームページ経由で問合せや発注がくるようになった」が24.6%となった。 **図10**

図10 【デジタル化の進展による事業活動の変化（複数回答 n=1500）】

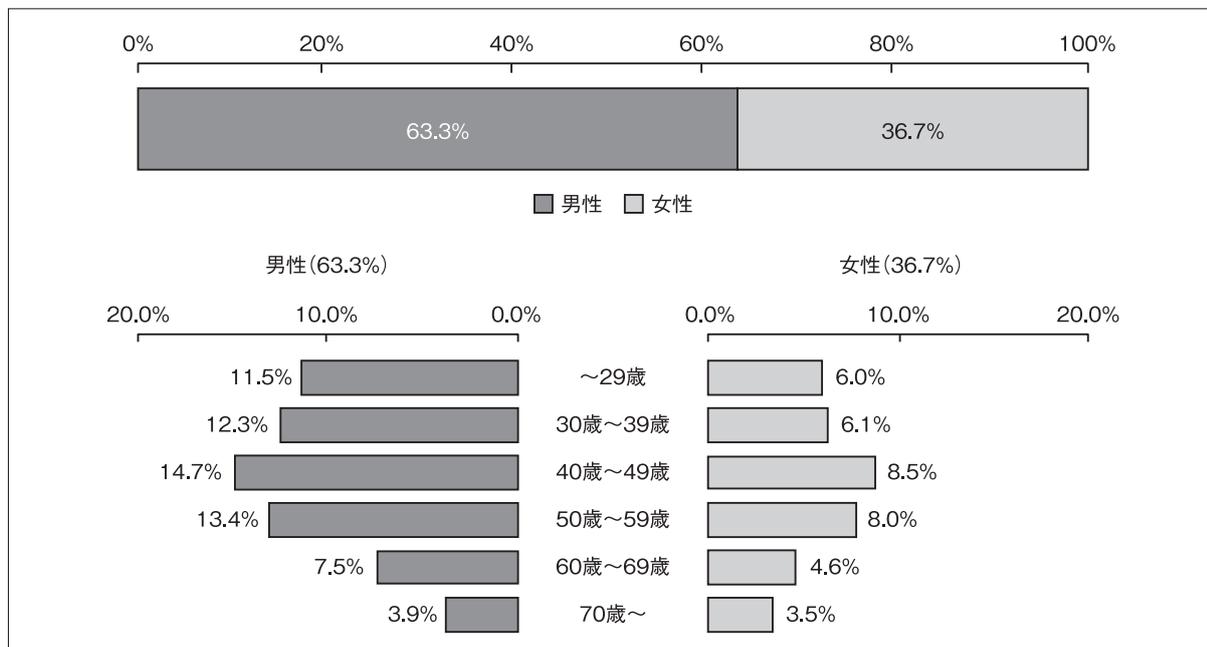


3. 貸金市場の状況

(1) 男女・年代別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 (n=6,275 千人) <JICC 統計より>

令和3年3月末時点における消費者向無担保貸付残高のある人数構成比を性別にみると、男性が63.3%、女性が36.7%となっており、年齢別では男女共に40歳代がそれぞれ14.7%、8.5%と最も高くなっている。 **図11**

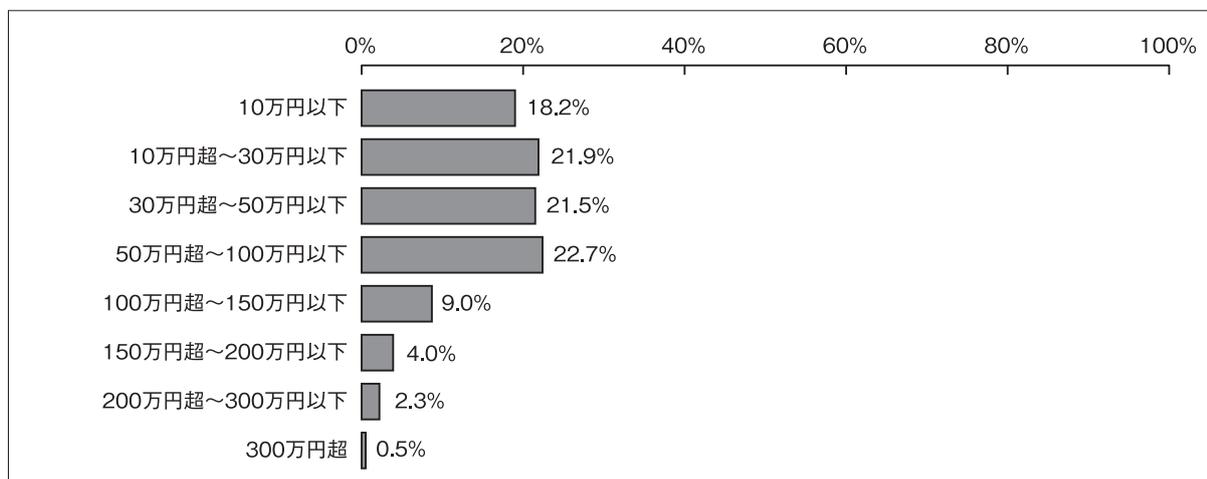
図11 【男女・年代別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 (n = 6,275 千人)】



(2) 残高区分別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 (n=6,275 千人) <JICC 統計より>

残高区分別に消費者向無担保貸付残高のある人数構成比をみると、50万円以下の占める割合が61.6%となっている。 **図12**

図12 【残高区分別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 (n = 6,275 千人)】

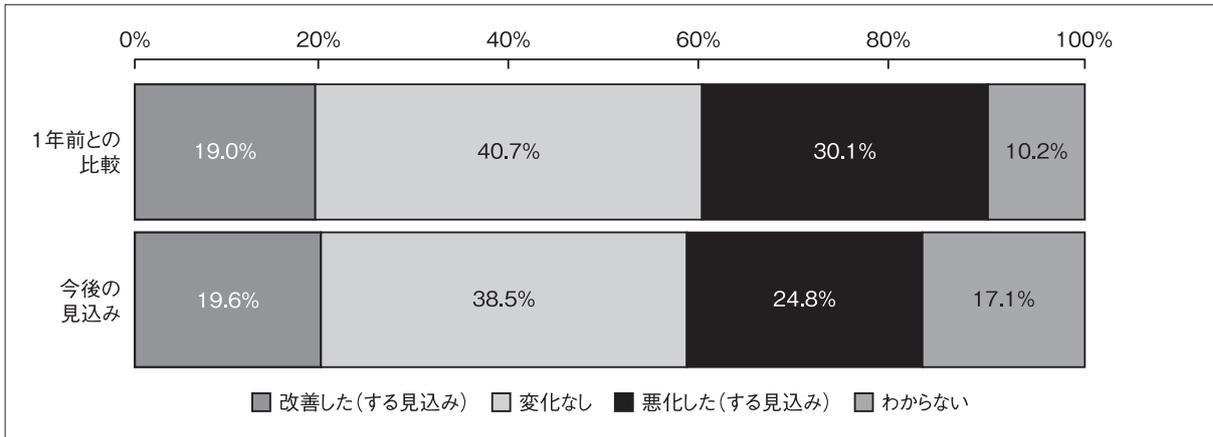


4. 借入の動機・背景

(1) 資金需要者等を取り巻く経済環境の変化

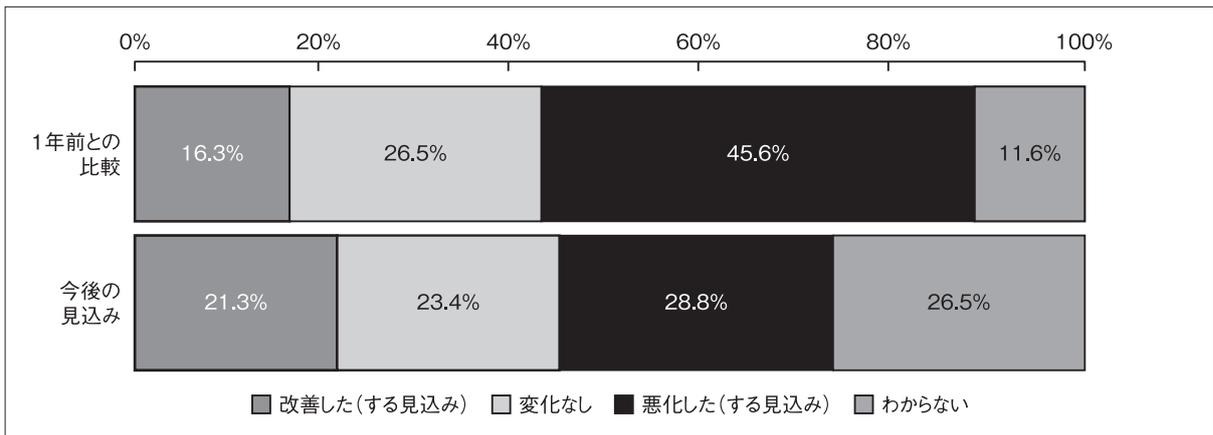
借入経験のある個人に対して、家計の収支状況の変化と今後の見通しについて調査したところ、「変化なし」が40.7%と最も高く、次いで「悪化した」が30.1%、「改善した」が19.0%と続いており、今後の見込みでも、38.5%が「変化なし」と回答している。【図13-1】

【図13-1】家計収支状況の変化と今後の見通し (n = 2000)



また、借入経験のある事業者に対して、事業環境の変化と今後の見通しについて調査したところ、16.3%が1年前と比較して「改善した」と回答しており、今後の見通しでは21.3%が「改善する見込み」と回答している。【図13-2】

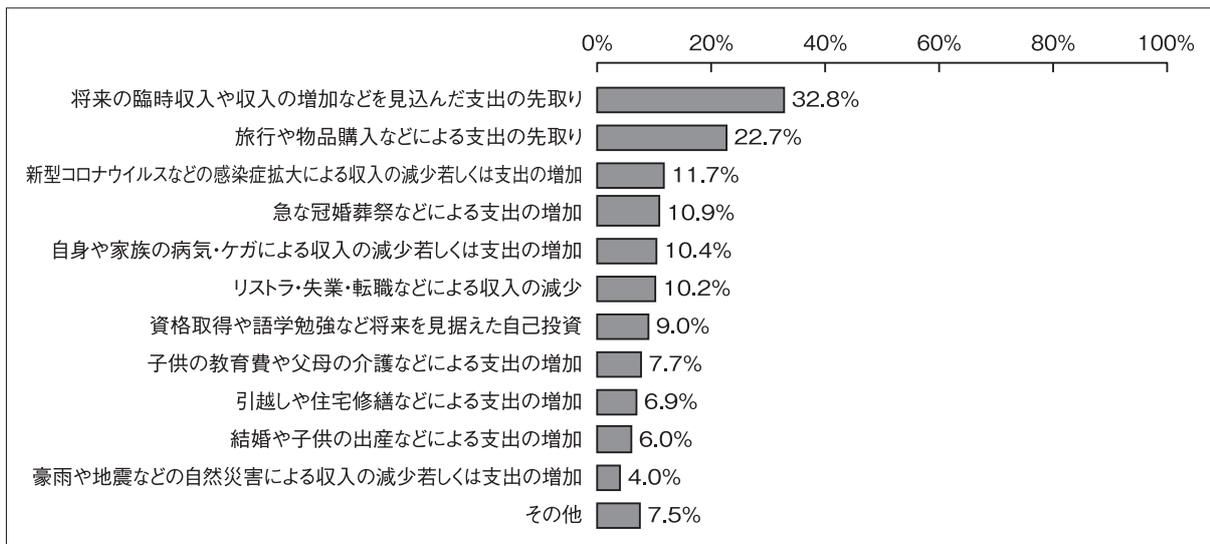
【図13-2】事業収支状況の変化と今後の見通し (n = 1500)



(2) 借入申込の背景・資金使途<借入経験のある個人>

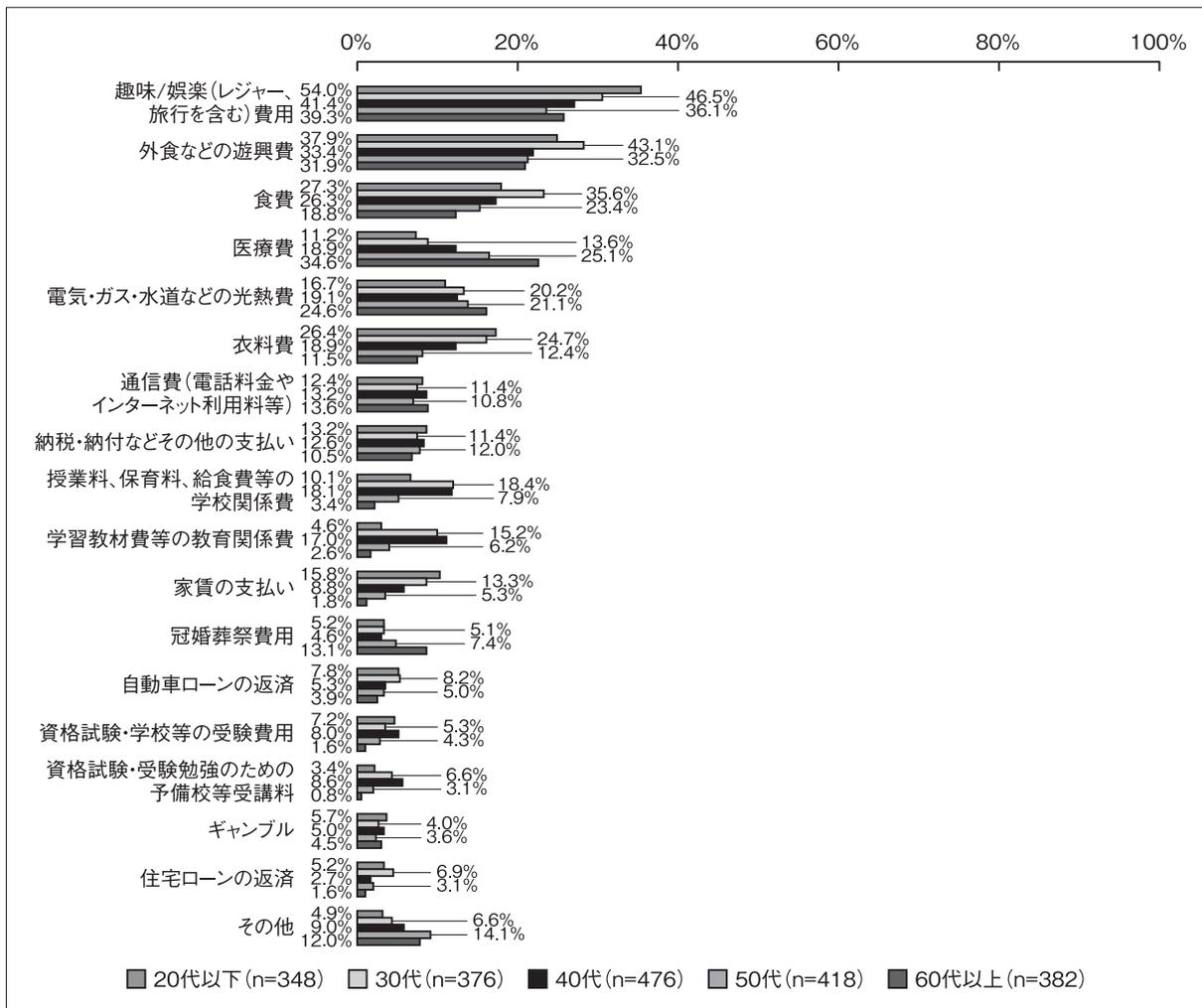
新たな借入申込や既に契約している借入枠を利用した背景をみると、「将来の臨時収入や収入の増加などを見込んだ支出の先取り」が32.8%と最も高く、次いで「旅行や物品購入などによる支出の先取り」が22.7%、「新型コロナウイルスなどの感染症拡大による収入の減少若しくは支出の増加」が11.7%と続いている。【図14-1】

図14-1 【個人の借入申込に至った背景（複数回答 n = 2000）】



今後支出が増加する見込みの費目や、借入申込を行った際の資金用途をみると、世代間で違いがみとれる。図14-2

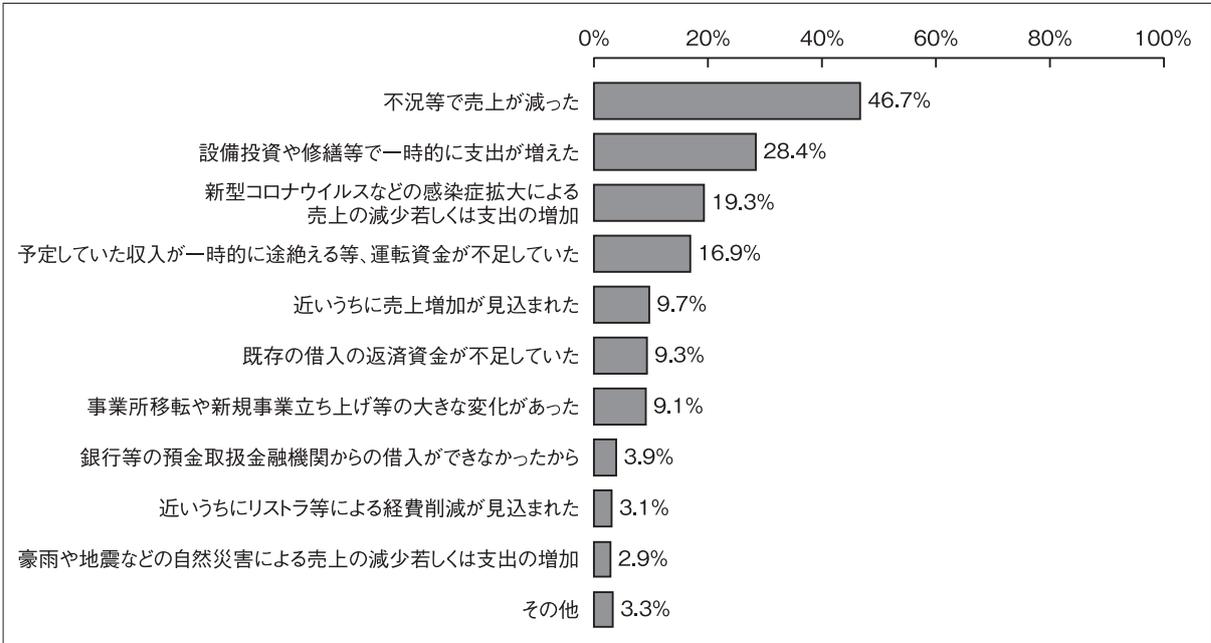
図14-2 【個人の今後支出が増加する見込みの費目（複数回答 n = 2000）】



(3) 借入申込の背景・資金使途<借入経験のある事業者>

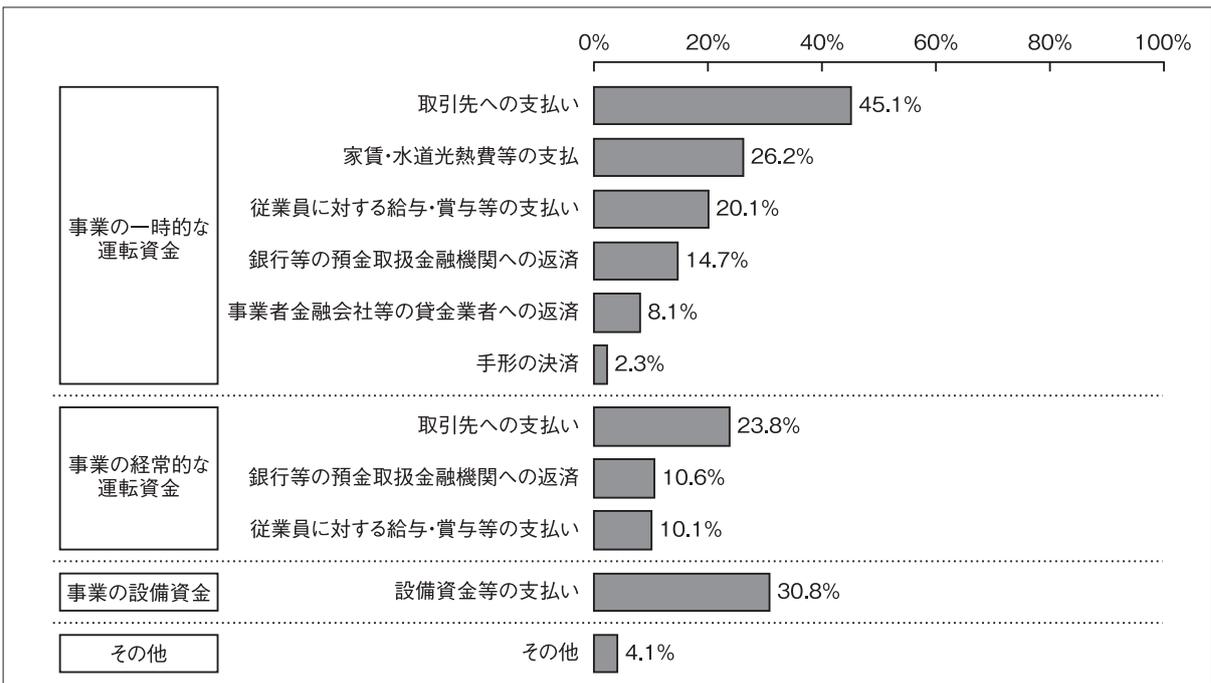
新たな借入申込や既に契約している借入枠を利用した背景についてみると、「不況等で売上が減った」が46.7%と最も高く、「設備投資や修繕等で一時的に支出が増えた」(28.4%)や「新型コロナウイルスなどの感染症拡大による売上の減少若しくは支出の増加」(19.3%)といった回答が目立った。【図15-1】

図15-1 【事業者の借入申込に至った背景（複数回答n=1500）】



借入を行なった資金使途では、「取引先への支払い（事業の一時的な運転資金）」(45.1%)と回答した割合が最も高く、次いで「設備資金等の支払い（事業の設備資金）」(30.8%)の割合が高かった。【図15-2】

図15-2 【直近3年以内に借入申込を行った際の資金使途（複数回答n=1500）】

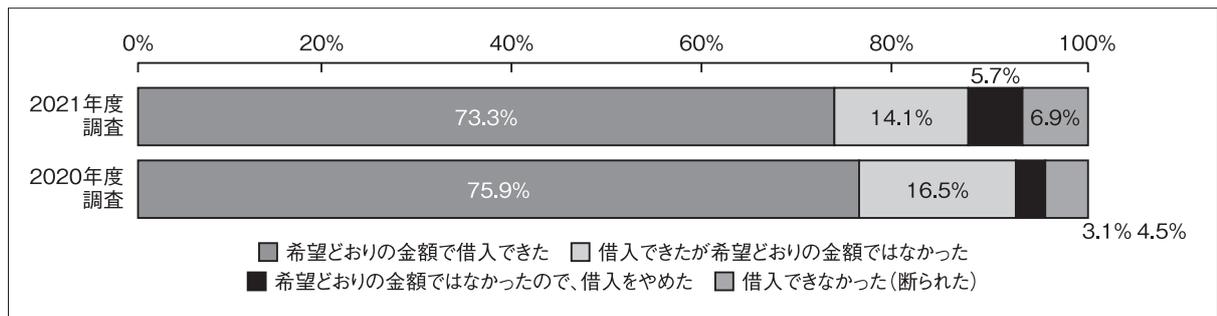


5. 借入の意識・行動

(1) 借入の申込結果

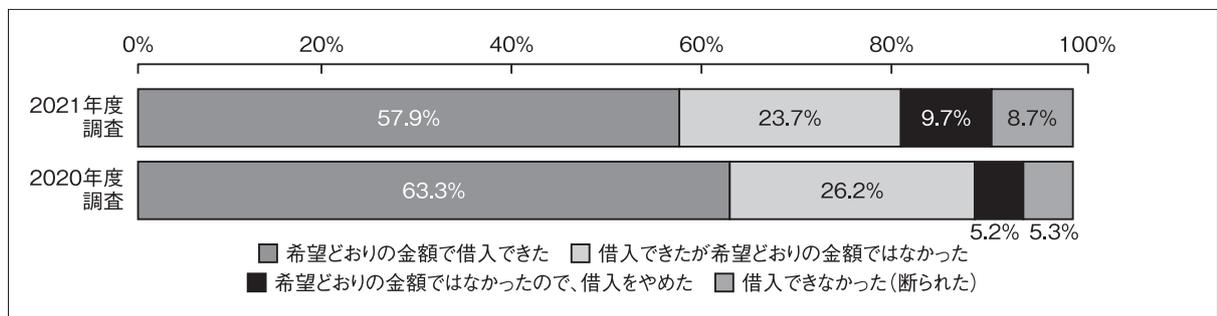
借入経験のある個人の貸金業者への借入申込結果をみると、73.3%が希望どおりの借入ができたと回答している。【図16-1】

【図16-1】 借入経験のある個人の貸金業者への借入申込状況 (n=2000)



また、借入経験のある事業者の貸金業者への借入申込結果をみると、57.9%が希望どおりの借入ができたと回答している。【図16-2】

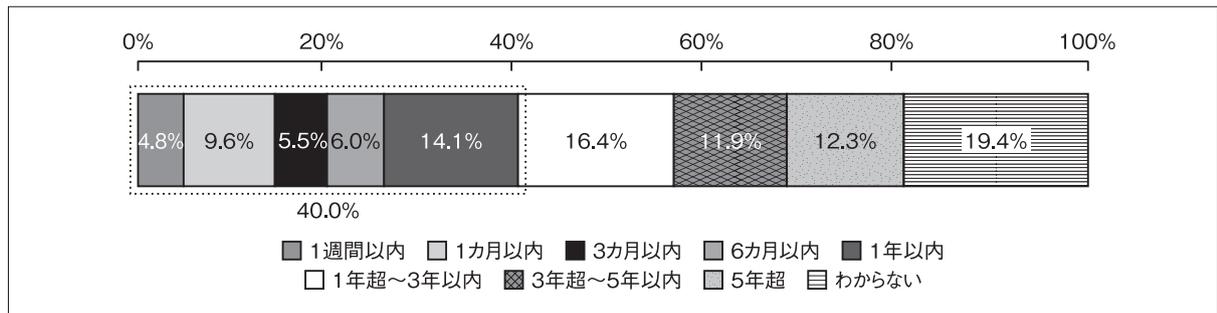
【図16-2】 借入経験のある事業者の貸金業者への借入申込状況 (n=1500)

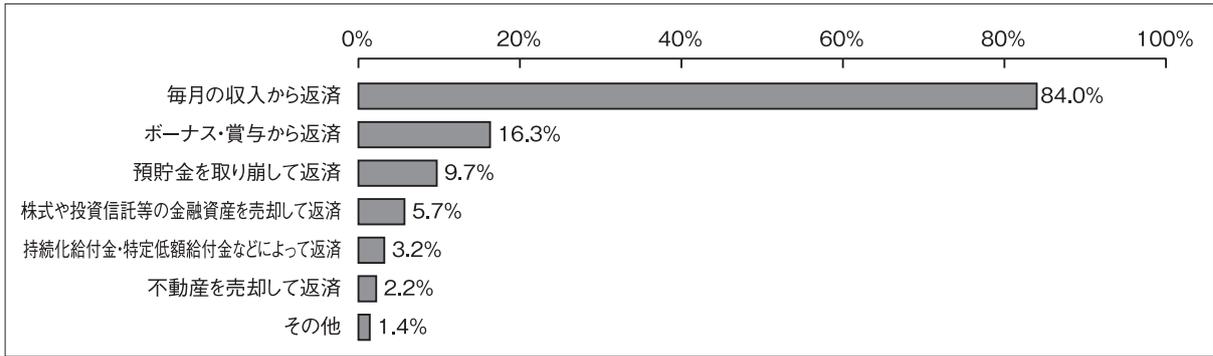


(2) 借入申込した際の返済計画・返済原資

借入経験のある個人の借入申込の際に計画していた返済期間をみると、「1年以内(「1週間以内」～「1年以内」)」が40.0%であり、返済原資については、「毎月の収入から返済」が84.0%を占める。【図17-1】

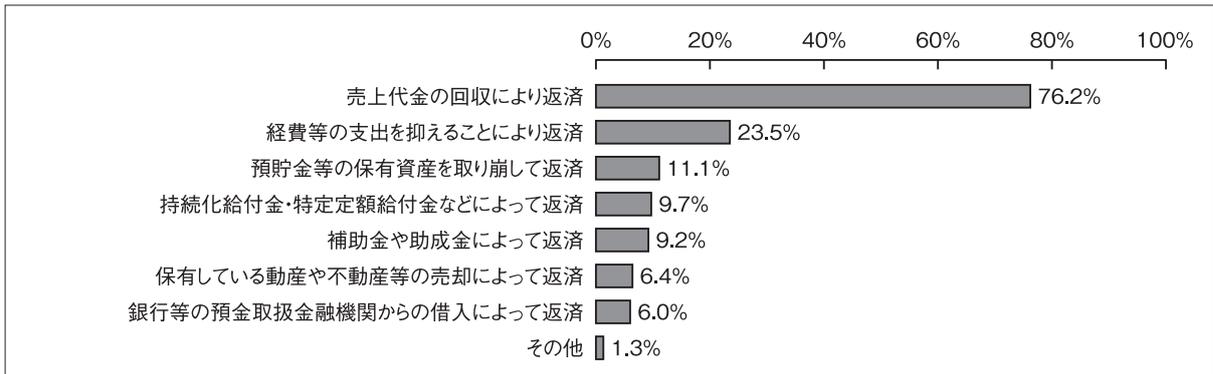
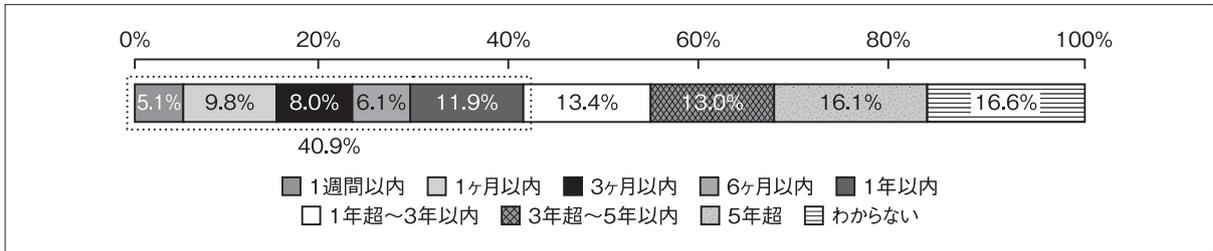
【図17-1】 借入経験のある個人の計画していた返済期間・返済原資 (n=2000)





また、借入経験のある事業者でも、借入申込の際に計画していた返済期間は、1年以内（「1週間以内」～「1年以内」）が40.9%であり、返済原資については、「売上代金の回収により返済」が76.2%を占める。【図17-2】

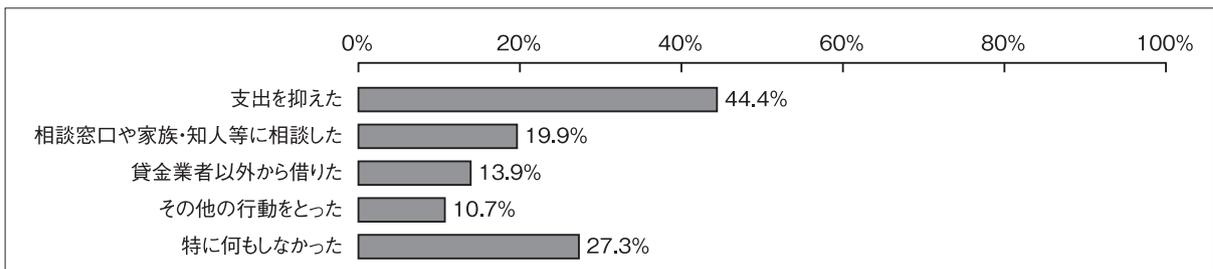
【図17-2】借入経験のある事業者の計画していた返済期間・返済原資（n = 1500）



(3) 借入できなかった際の行動

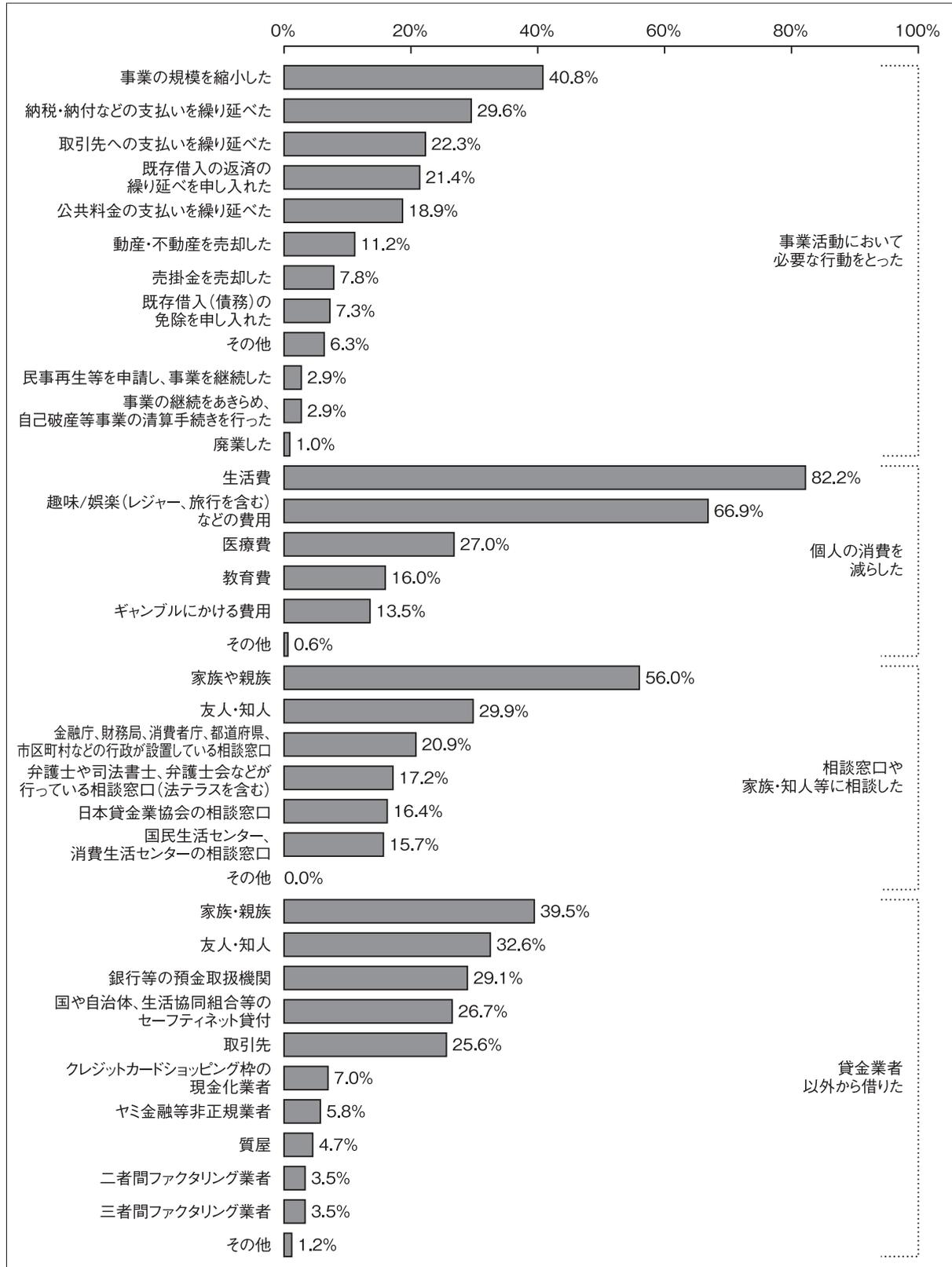
借入経験のある個人における借入できなかった（申込まなかった）際の行動としては、「支出を抑えた」が44.4%と最も高く、次いで「特に何もしなかった」が27.3%、「相談窓口や家族・知人等に相談した」が19.9%となった。【図18-1】

【図18-1】借入経験のある個人の借入できなかった際に取った行動（複数回答 n = 532）



また、借入経験のある事業者では、事業規模縮小や取引先への支払い繰り延べなどを含む、事業活動において必要な行動を取ったことに加え、「生活費」(82.2%)や「趣味/娯楽(レジャー、旅行を含む)などの費用」(66.9%)といった個人の消費を減らす対応も顕著にうかがえる。【図18-2】

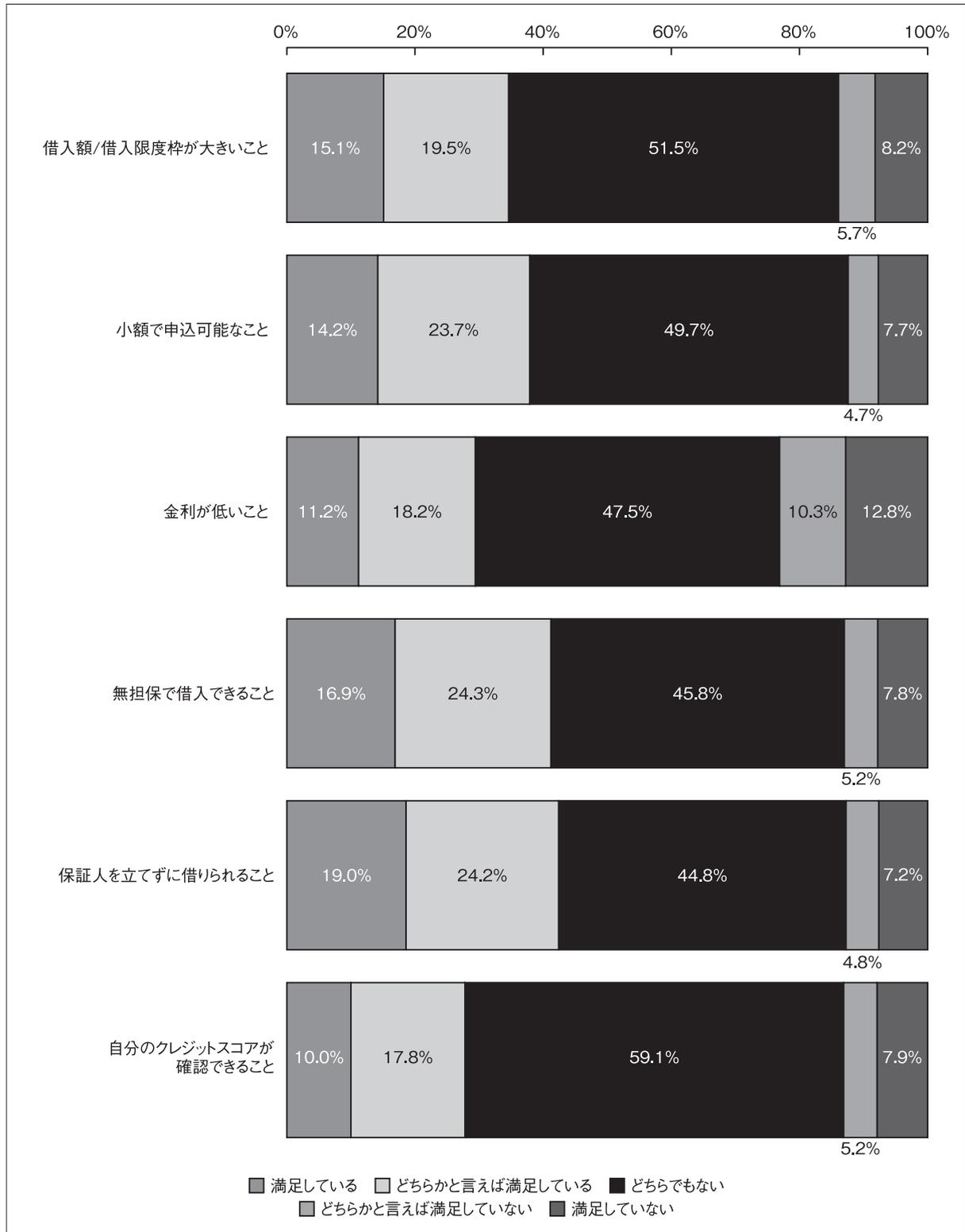
図18-2 【借入経験のある事業者の借入できなかった際に行った行動(複数回答n=631)】



(4) 貸金業者からの借入に関する満足度<借入経験のある個人>

借入経験のある個人における、貸金業者からの借入に関して満足した内容では、「保証人を立てずに借りられること」が43.2%と最も高く、次いで「無担保で借入できること」が41.2%、「小額で申込可能なこと」が37.9%となった。【図19】

【図19】 貸金業者からの借入に関する満足度（複数回答 n = 2000）

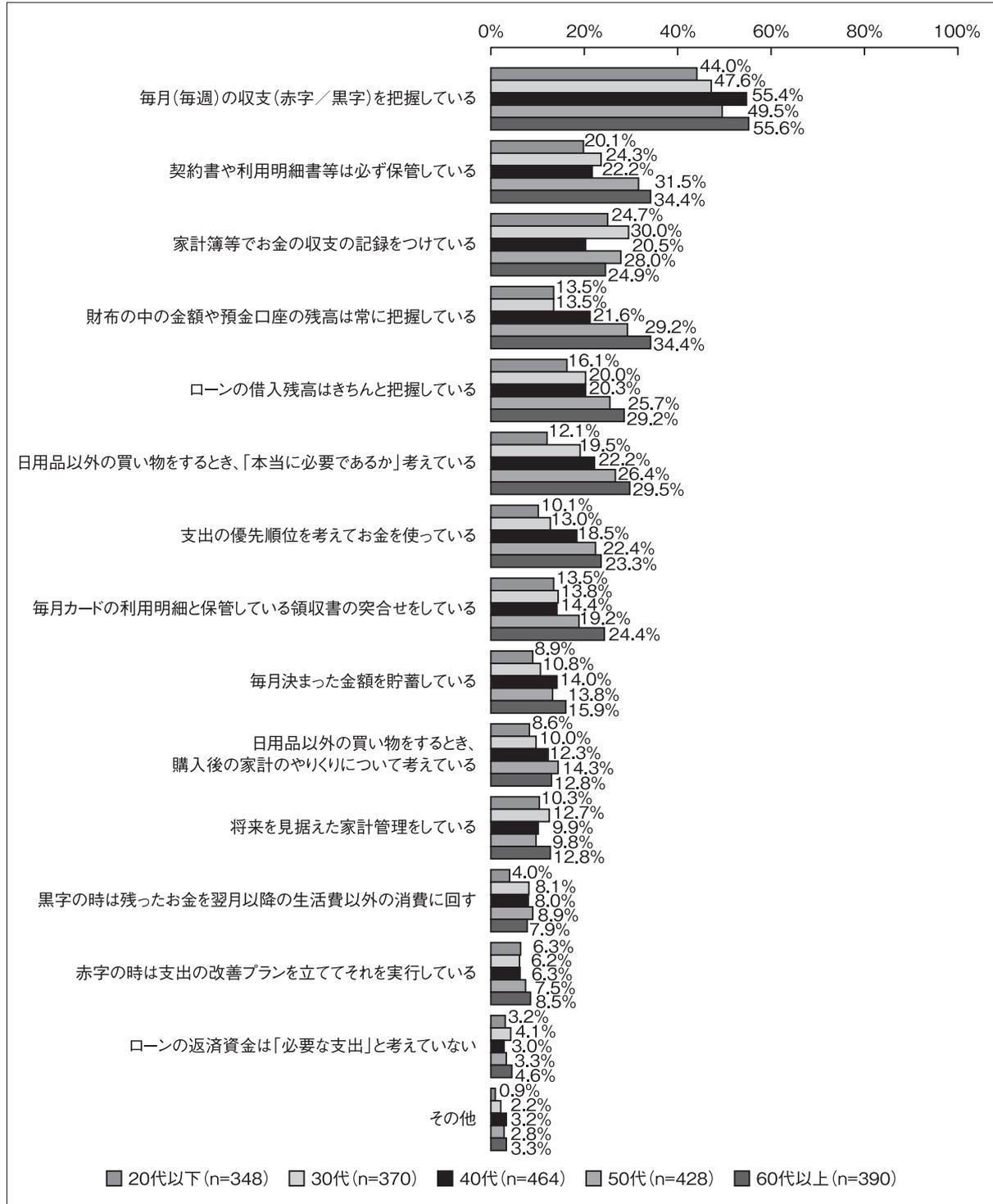


6. 金融リテラシーの状況

(1) 家計管理の状況<借入経験のある個人>

家計管理状況をみると、「毎月(毎週)の収支を把握している」のは約5割となった。全般的に世代が下がるほど家計管理についての意識が低い傾向がみてとれた。【図20】

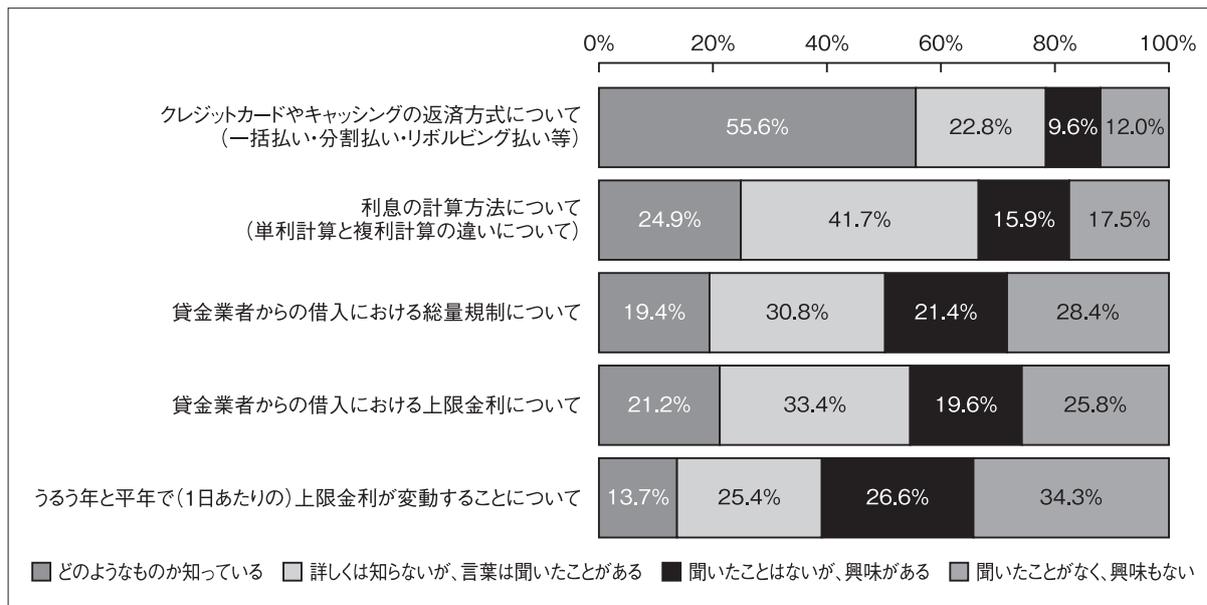
【図20】 【家計管理の状況(複数回答n=2000)】



(2) 貸金業者からの借入に関する知識・理解度<借入経験のある個人>

貸金業者からの借入に関する制度や仕組みの知識・理解度については、「クレジットカードやキャッシングの返済方式について（一括払い・分割払い・リボルビング払い等）」が最も高く、55.6%がどのようなものか知っていると回答している。次いで利息の計算方法について（単利計算と複利計算の違いについて）」が24.9%となった。他の手段についての知識・理解度が低い水準に留まる一方で、特に日常でよく使用されるクレジットカードについての知識や理解が高いことがわかる結果となった。【図21】

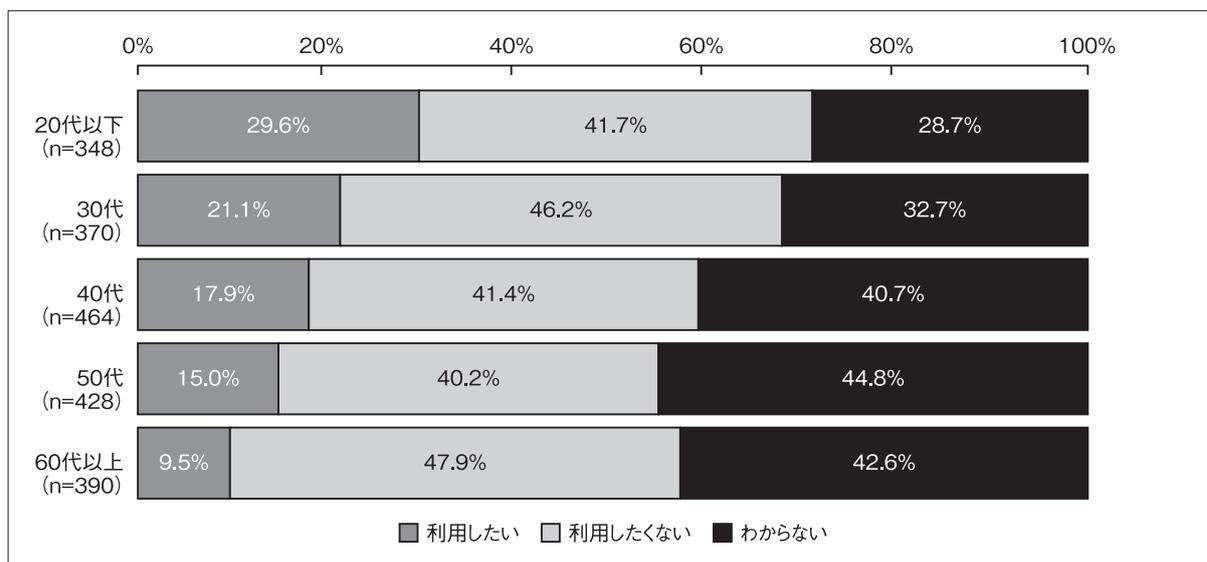
【図21】 貸金業者からの借入に関する知識・理解度（複数回答 n=2000）



(3) カウンセリングの利用意向・セーフティネット等の認知<借入経験のある個人>

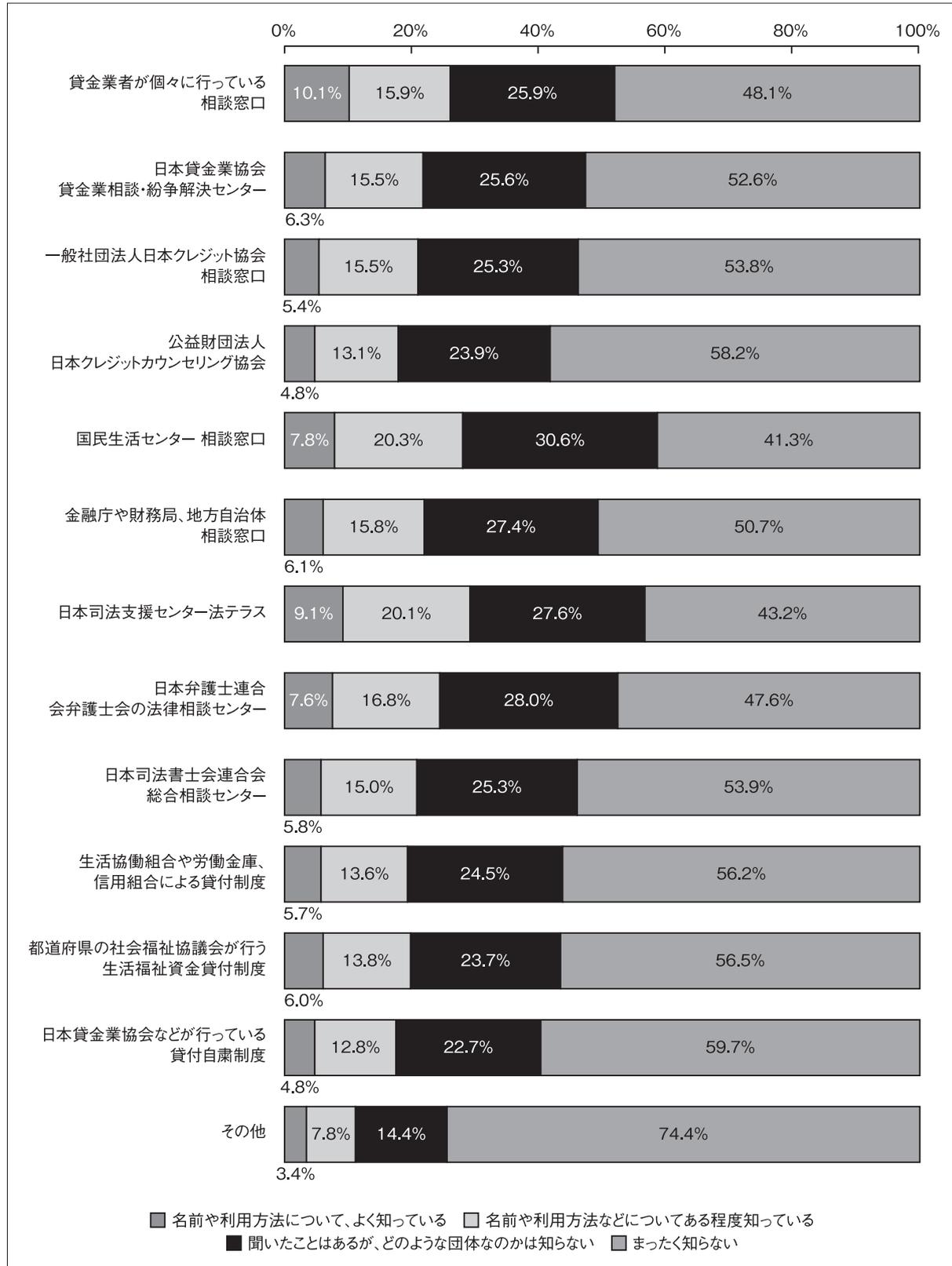
貸金業者が行っている返済等に関するカウンセリングは、若い世代ほど利用を希望する傾向が高かった。【図22-1】

【図22-1】 カウンセリングの利用意向（複数回答 n = 2000）



また、セーフティネット等の認知度について、「名前や利用方法について、よく知っている」、「名前や利用方法などについて、ある程度知っている」と回答した割合の合計をみると、「日本司法支援センター法テラス」が29.2%と最も高く、次いで「国民生活センター相談窓口」が28.1%と続いている。【図22-2】

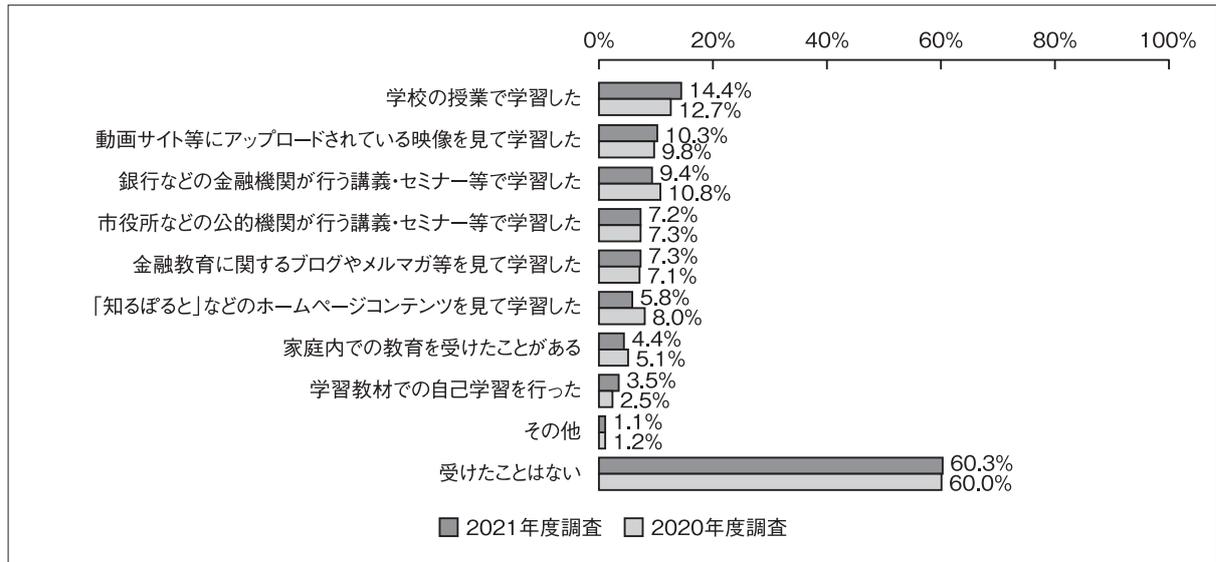
図22-2 【セーフティネット等の認知度 (n=2000)】



(4) 金銭教育の受講経験、ヤミ金融等非正規業者等についての認知<借入経験のある個人>

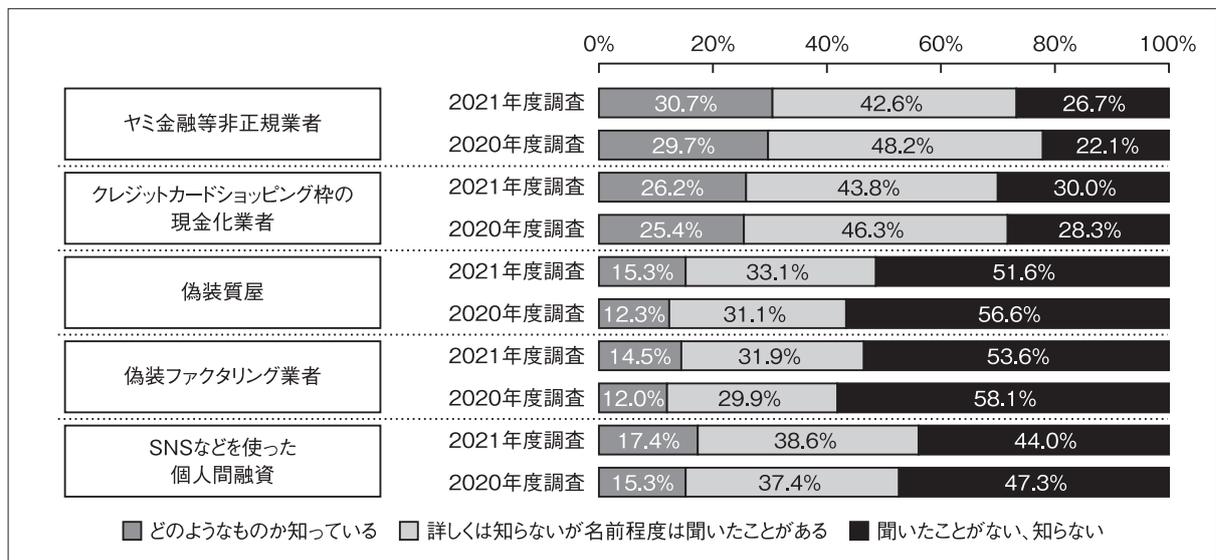
金銭教育受講経験の有無について前回調査比をみると、「学校の授業で学習した」が最も上昇幅が大きく、「動画サイト等にアップロードされている映像を見て学習した」や「金銭教育に関するブログやメルマガ等を見て学習した」などインターネットを通じた学習経験が上昇している一方で「銀行などの金融機関が行う講義・セミナー等で学習した」「市役所などの公的機関が行う講義・セミナー等で学習した」など対面を主とするものは減少した。 図 23-1

図 23-1 【金銭教育受講経験の有無（複数回答 n = 2000）】



また、借入経験のある個人に対して、ヤミ金融等非正規業者などの認知度について調査したところ、「どのようなものか知っている」と回答した割合は、「ヤミ金融等非正規業者」が30.7%、「クレジットカードショッピング枠の現金化業者」が26.2%、「偽装質屋」が15.3%、「偽装ファクタリング業者」が14.5%、「SNSなどを使った個人間融資」が17.4%となった。 図 23-2

図 23-2 【ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者等についての認知 (n=2000)】

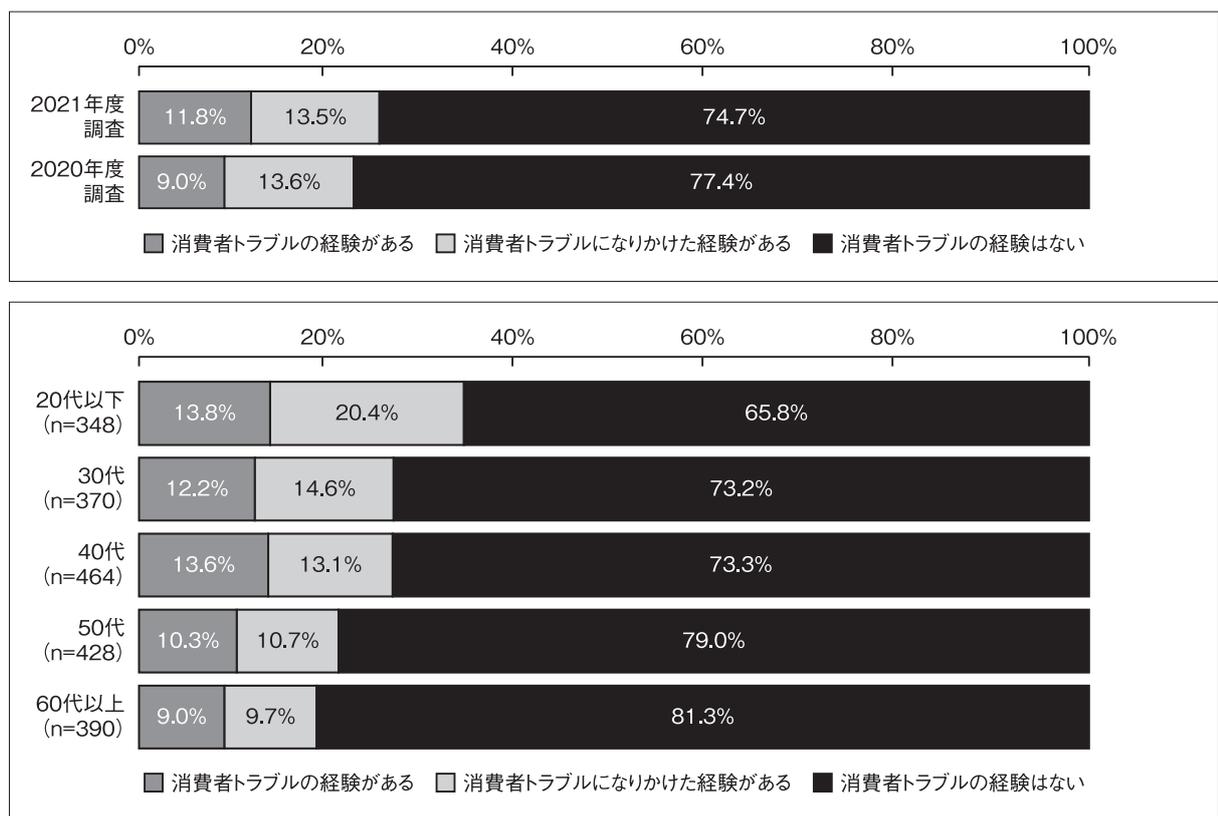


(5) 消費者トラブル経験の有無<借入経験のある個人>

借入経験のある個人に対して、金融詐欺や悪質商法等による消費者トラブル経験の有無について調査したところ、「消費者トラブルになりかけた経験はない」が74.7%と最も高く、次いで「消費者トラブルになりかけた経験がある」が13.5%、「消費者トラブルの経験がある」が11.8%となった。

年代別にみると、若年層ほどトラブル経験があると回答した割合が高い結果となっている。 **図24**

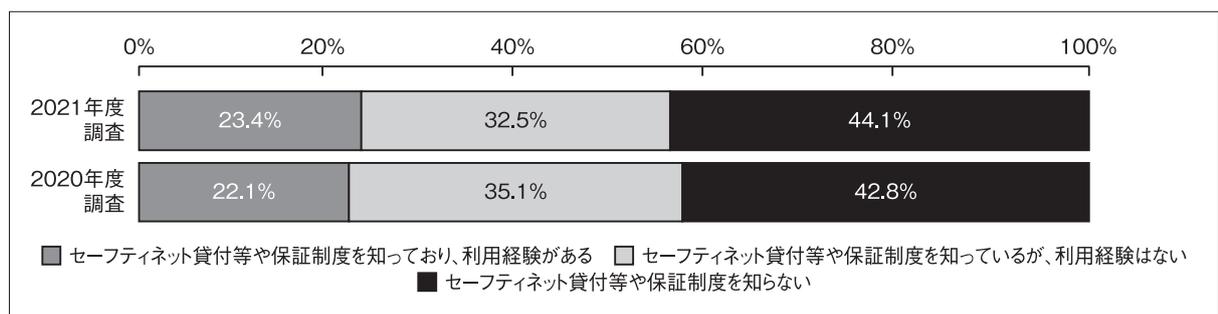
図24 【消費者トラブル経験の有無（複数回答 n = 2000）】



(6) セーフティネット等の認知度について<借入経験のある事業者>

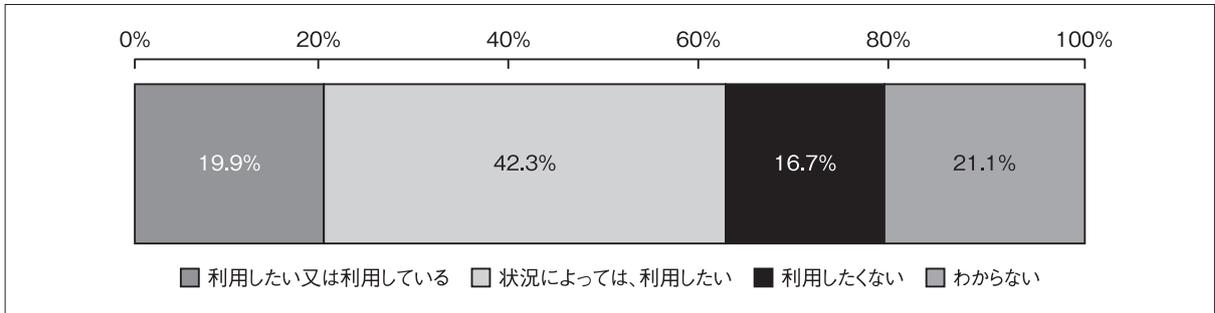
借入経験のある事業者に対して、セーフティネット等の認知度について調査したところ、「セーフティネット貸付等や保証制度を知らない」が44.1%と最も高く、次いで「セーフティネット貸付等や保証制度を知っているが、利用経験はない」が32.5%、「セーフティネット貸付等や保証制度を知っており、利用経験がある」が23.4%となった。 **図25-1**

図25-1 【セーフティネット貸付等の認知度について (n=1500)】



また、セーフティネット等の利用意向については、「利用したい又は利用している」と「状況によっては利用したい」と回答した割合の合計は62.2%となった。【図25-2】

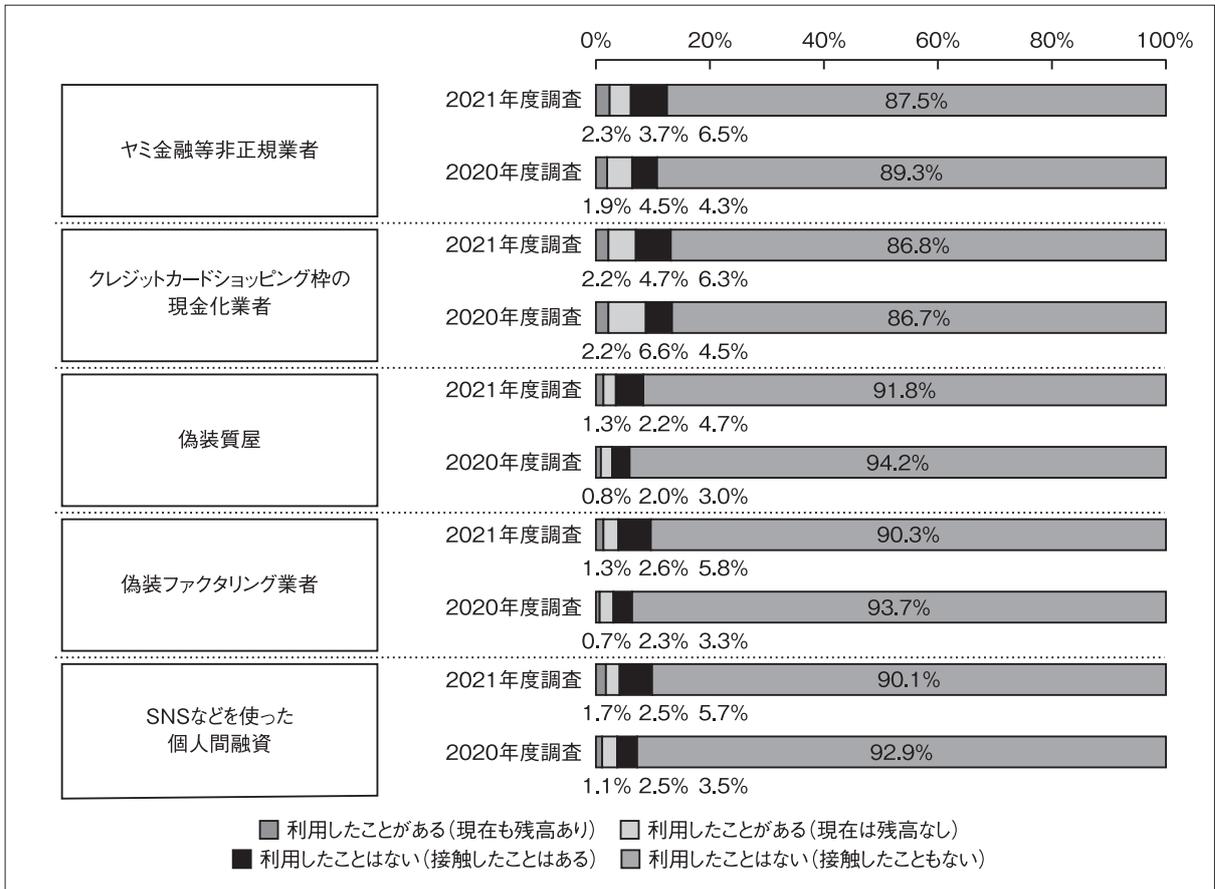
【図25-2】【セーフティネット貸付等の利用意向について (n=1500)】



(7) ヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等の利用および接触の有無について
 <借入経験のある事業者>

ヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等の利用および接触の有無をみると、利用したことがあると回答した割合は、「ヤミ金融等非正規業者」が6.0%、「クレジットカードショッピング枠の現金化業者」が6.9%、「偽装質屋」が3.5%、「偽装ファクタリング業者」が3.9%、「SNSなどを使った個人間融資」が4.2%となった。【図26】

【図26】【ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者等の利用経験 (n=1500)】

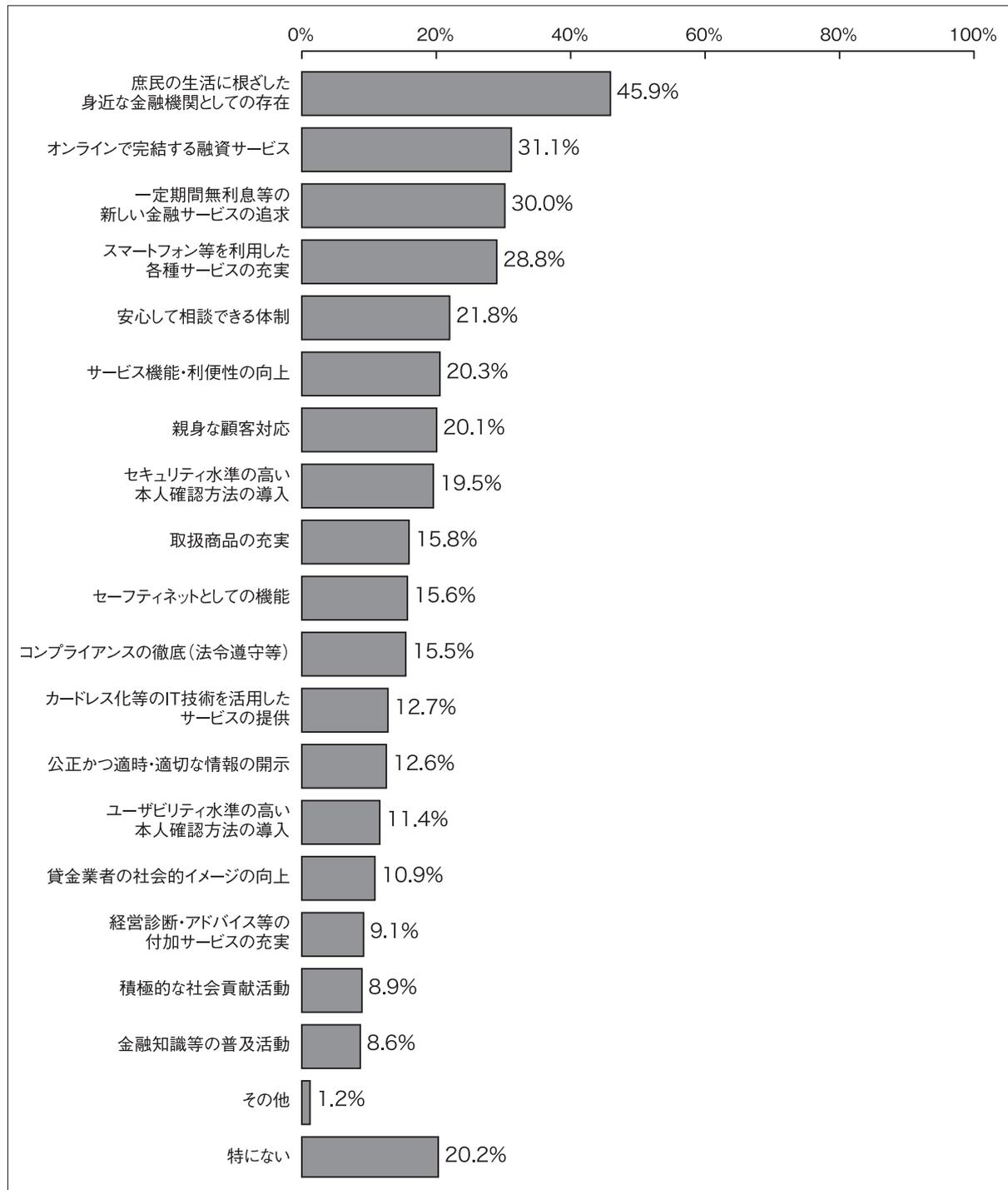


7. 貸金業者に望むこと

(1) 貸金業者に望むこと<借入経験のある個人>

また、貸金業者に望むことについては、「庶民の生活に根ざした身近な金融機関としての存在」が45.9%と最も高く、次いで「オンラインで完結する融資サービス」が31.1%、「一定期間無利息等の新しい金融サービスの追及」が30.0%となった。【図27】

【図27】 貸金業者に望むこと（複数回答 n = 2000）



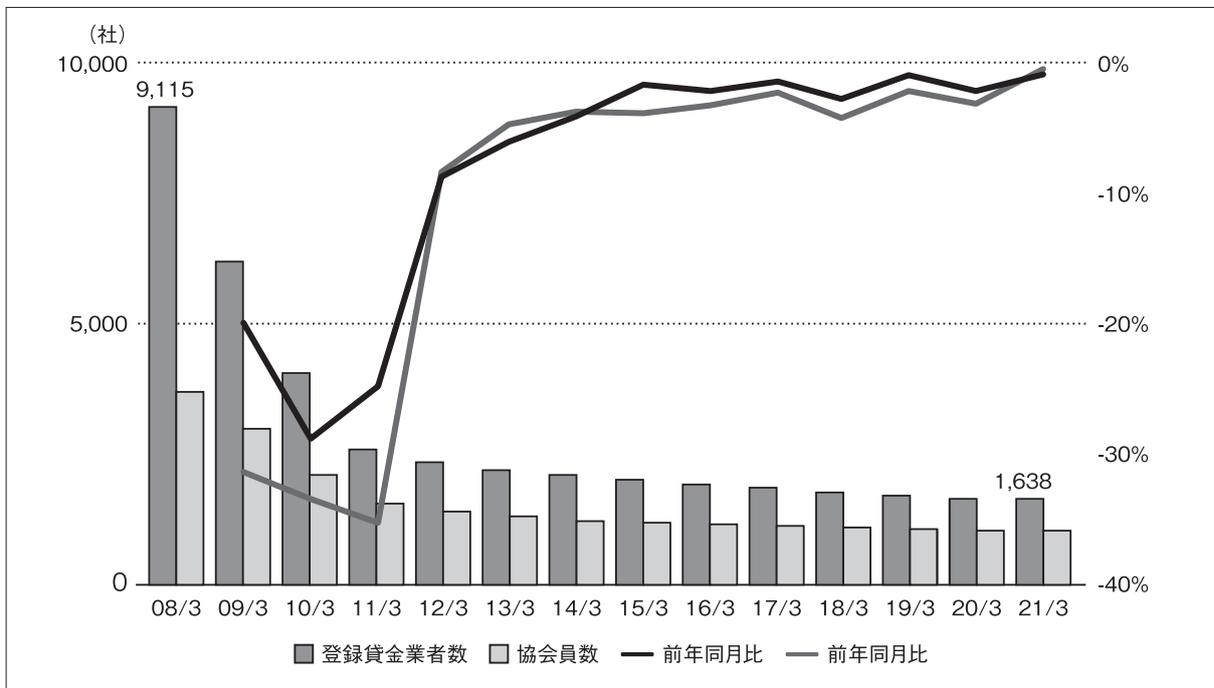
Ⅱ. 貸金業者の経営実態等に関する調査（貸金業者向け調査）

1. 貸金業者の実態と動態

(1) 貸金業者数の変遷

登録貸金業者数および協会員数の推移をみると、いずれも減少傾向が続いている。登録貸金業者数については、2008年3月の9,115業者から2021年3月には1,638業者と82.0%減少している。2008年3月から2011年3月までは前年対比で-20%を超える大きな落ち込みが続いたが、2011年3月以降の減少率は比較的緩やかになり、直近5年間では前年対比-5%を下回る推移を示している。【図28】

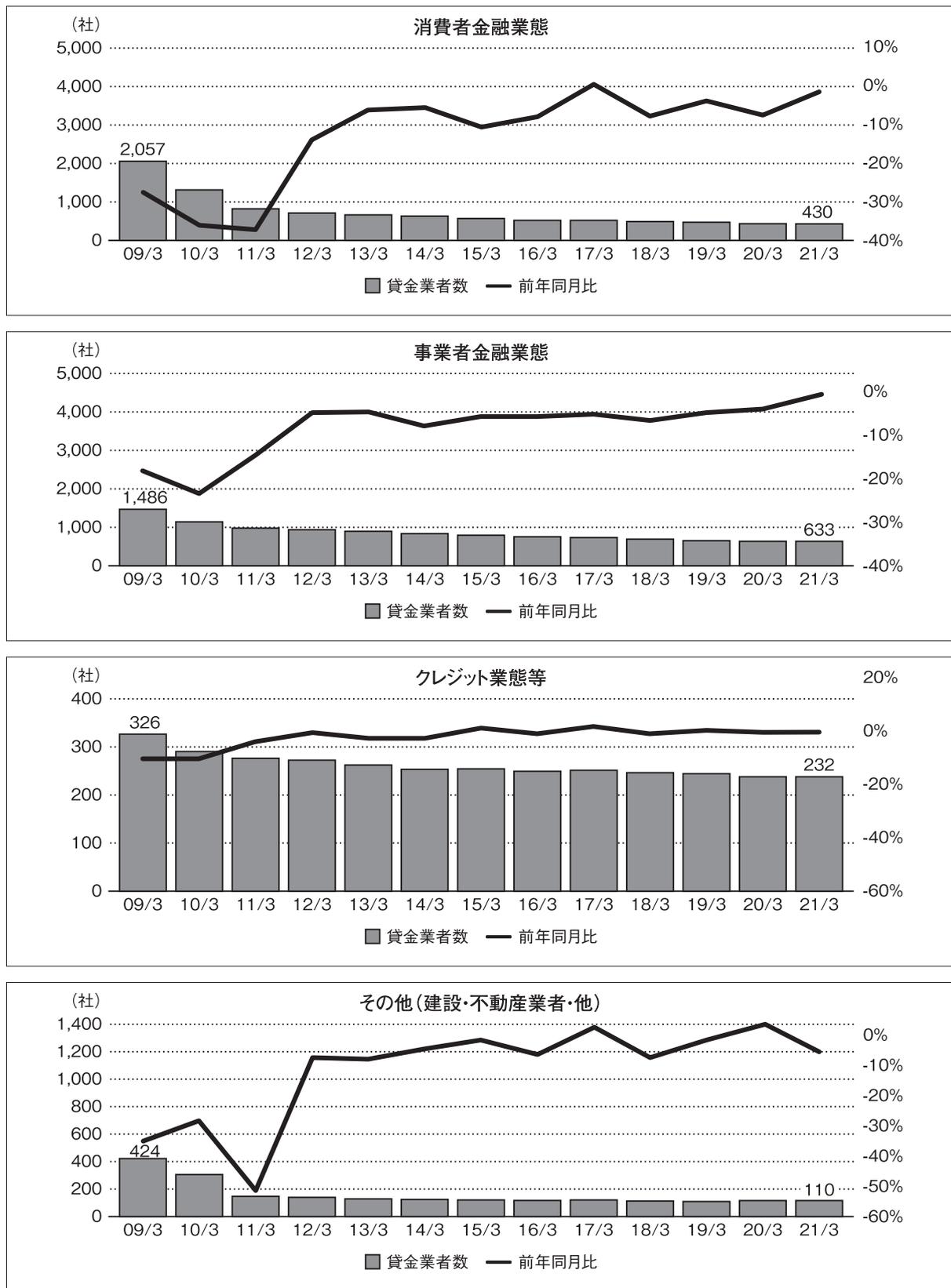
【図28】 貸金業者数の変遷（登録貸金業者数、協会員数）



① 業態別貸金業者数の推移と変遷

貸金業者の業態別に、貸付残高のある貸金業者数の推移をみると、消費者金融業態の減少が顕著であり、2009年3月の2,057業者から2021年3月には430業者と79.1%減少している。事業者金融業態の貸金業者数についても、2009年3月の1,486業者から2021年3月には633業者と57.4%減少している。対して、クレジット業態等においては、減少率は比較的緩やかではあるものの、2009年3月の326業者から2021年3月には232業者と28.8%減少している。【図29】

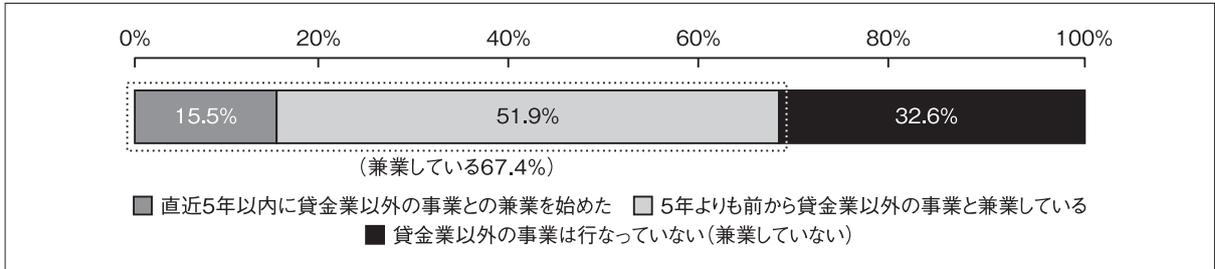
図29 【業態別貸金業者数の推移と変遷】



(2) 貸金業以外の事業との兼業状況

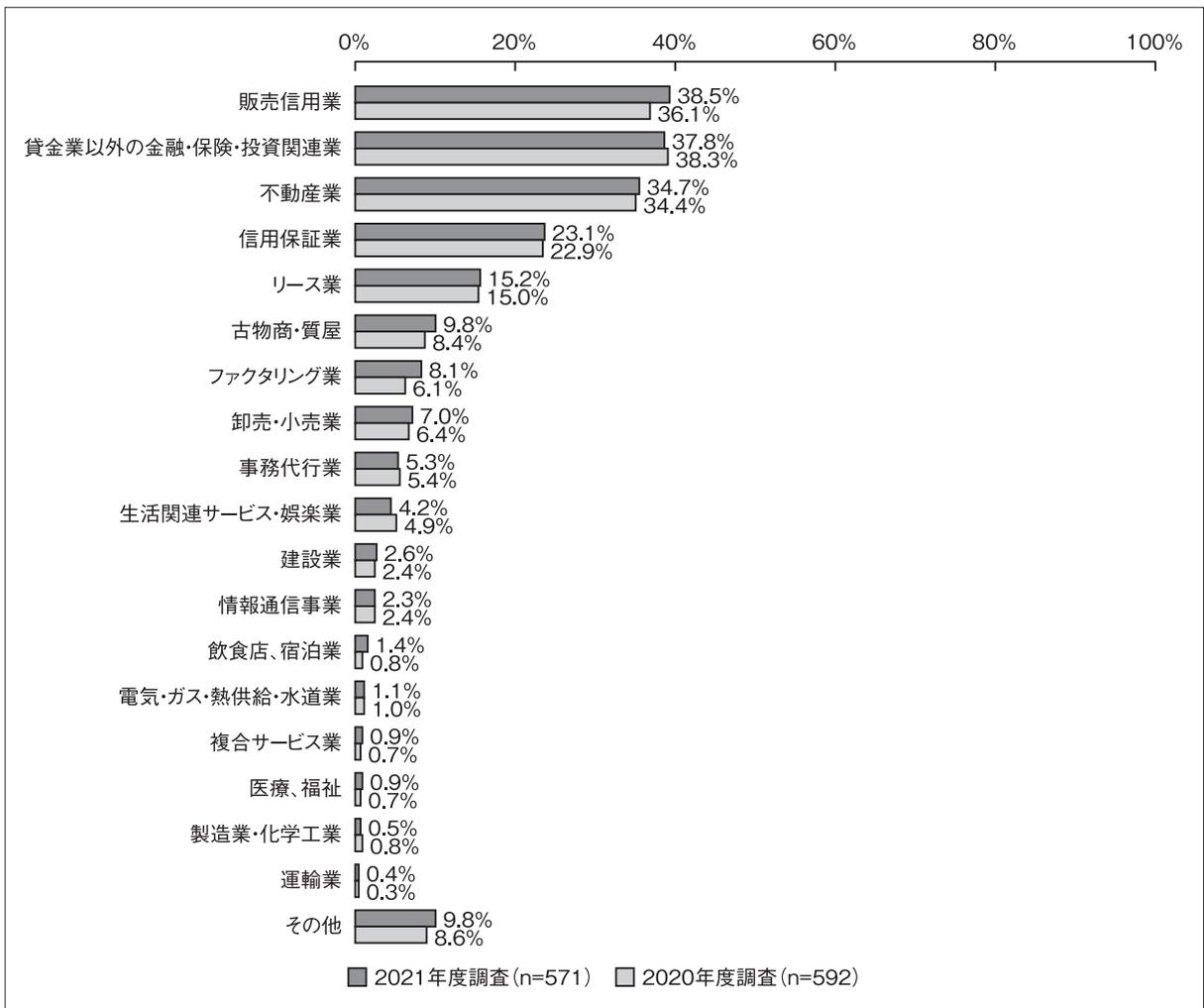
貸金業者における貸金業以外の事業との兼業有無の割合をみると、兼業している貸金業者の割合は67.4%となった。貸金業のみと回答した貸金業者は32.6%にとどまり、多くの貸金業者が貸金業以外の事業と兼業していることがみてとれる。【図30-1】

【図30-1】 貸金業と貸金業以外の事業との兼業の有無 (n = 847)



貸金業と兼業している業種では、「販売信用業」が38.5%と最も高く、次いで「貸金業以外の金融・保険・投資関連業」が37.8%、「不動産業」が34.7%となっており、多様な事業における兼業化を行っている様子がわかる。【図30-2】

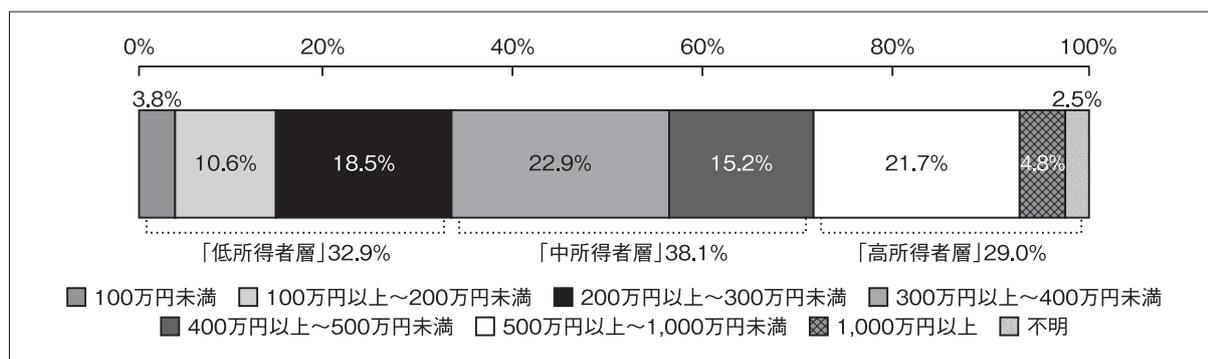
【図30-2】 兼業している貸金業以外の業種



(3) 貸付の実態

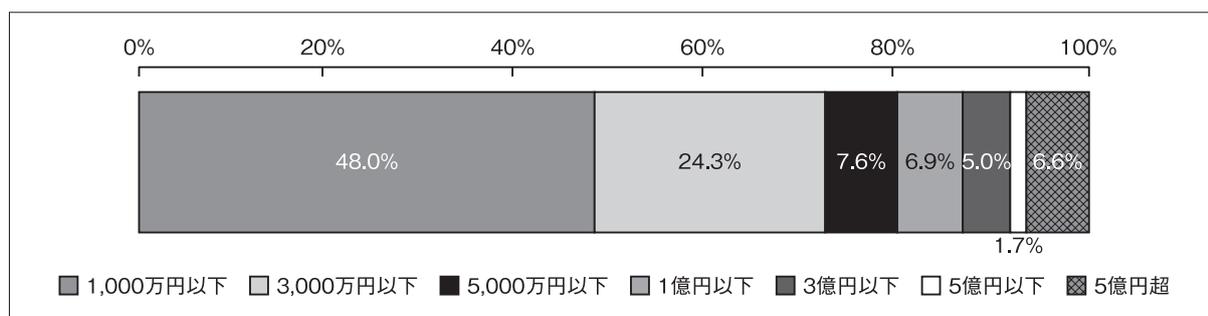
消費者向貸付（貸付先）における所得階層別の構成比について調査したところ、「300万円未満」の低所得者層の占める割合が32.9%、「300万円以上から500万円未満」の中所得者層が38.1%、「500万円以上」の高所得者層が29.0%となった。偏りのないバランスのとれた構成であることから、貸金業者により、健全な資金供給機能が的確に発揮されていることを裏付ける結果となっている。【図31-1】

【図31-1】 年収別貸付先件数構成比（n = 252）

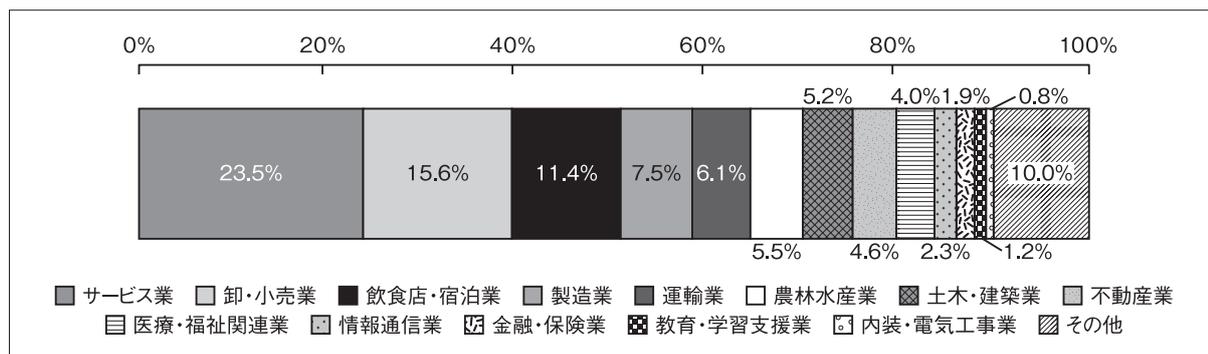


また、事業者向貸付（貸付先）における年商別の構成比をみると、「1,000万円以下」の占める割合が48.0%と最も高く、次いで「3,000万円以下」が24.3%、「5,000万円以下」が7.6%となり、5000万円以下で全体の79.9%を占めた。また、事業者向貸付（貸付先）における業種別の構成比をみると、「サービス業」の占める割合が23.5%と最も高く、次いで「卸・小売業」が15.6%、「飲食店・宿泊業」が11.4%となり、銀行などの預金取扱金融機関では対応が難しい中小零細事業者への資金供給の担い手として貸金業者が重要な役割を果たしている様子がみてとれる。【図31-2-1】 【図31-2-2】

【図31-2-1】 貸付先年商別の構成比（n = 235）

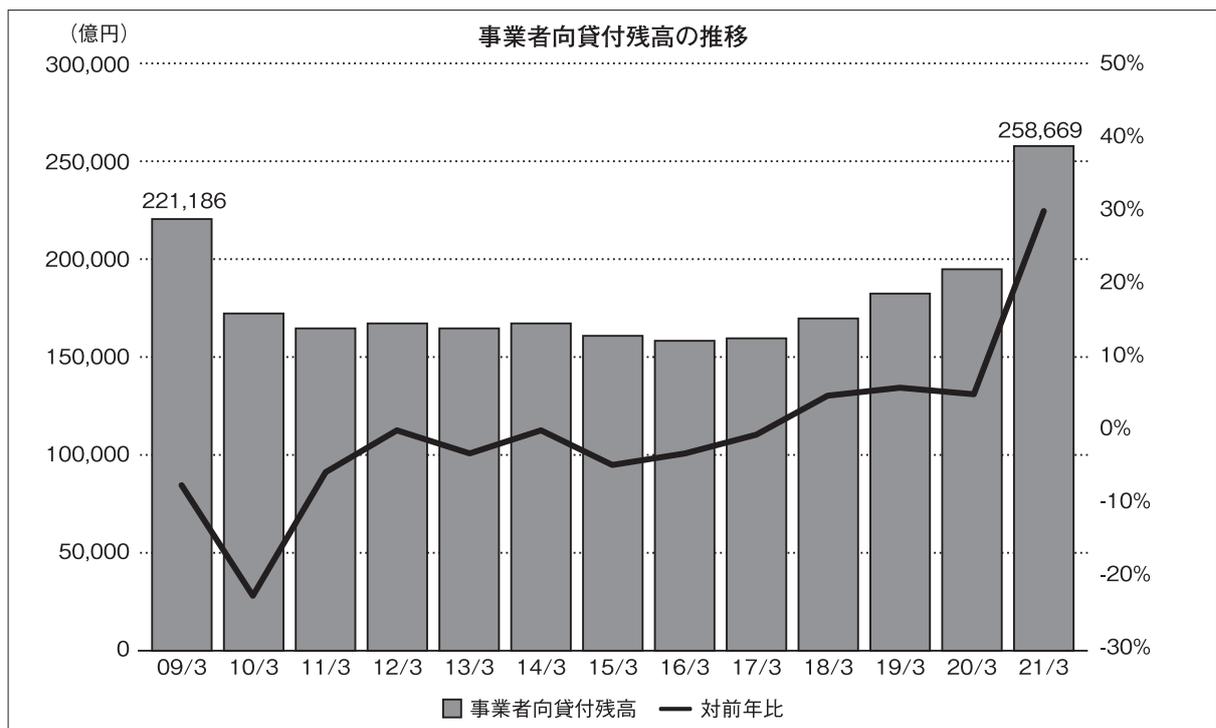
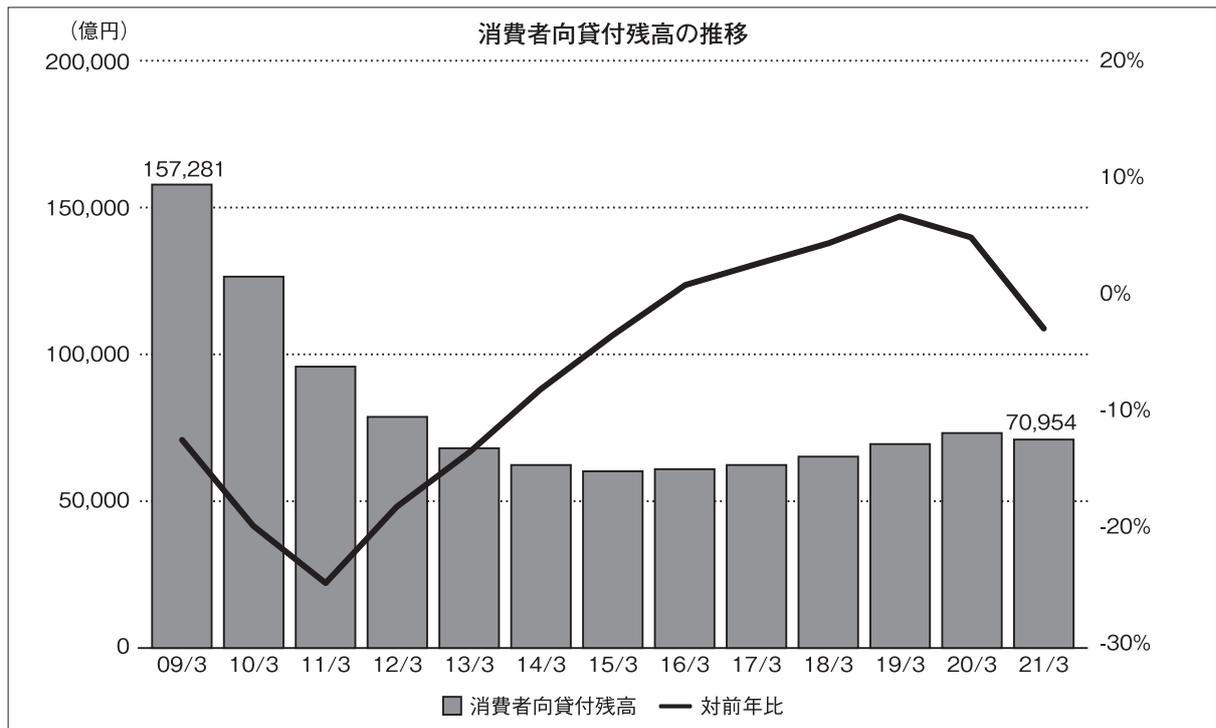


【図31-2-2】 貸付先業種別の貸付件数構成比（n = 358）



貸付残高の推移をみると、消費者向・事業者向で推移パターンが異なる。消費者向貸付残高は、2009年3月～2012年3月は大きく落ち込んだが、その後緩やかな微減推移となり、2016年3月より増加傾向に転じている。貸付残高は2009年3月の157,281億円から2021年3月には70,954億円と54.9%減少している。一方で事業者向貸付残高規模は、2009年3月の221,186億円から2021年3月には258,669億円と16.9%増加している。2010年3月には前年対比-20%超の落ち込みがあったが、それを除くと経年ではほぼ横ばいの推移となり、足下では2021年3月には前年比32.8%の伸びとなっている。 **図31-3**

図31-3 【貸付残高の推移（消費者向貸付、事業者向貸付）】

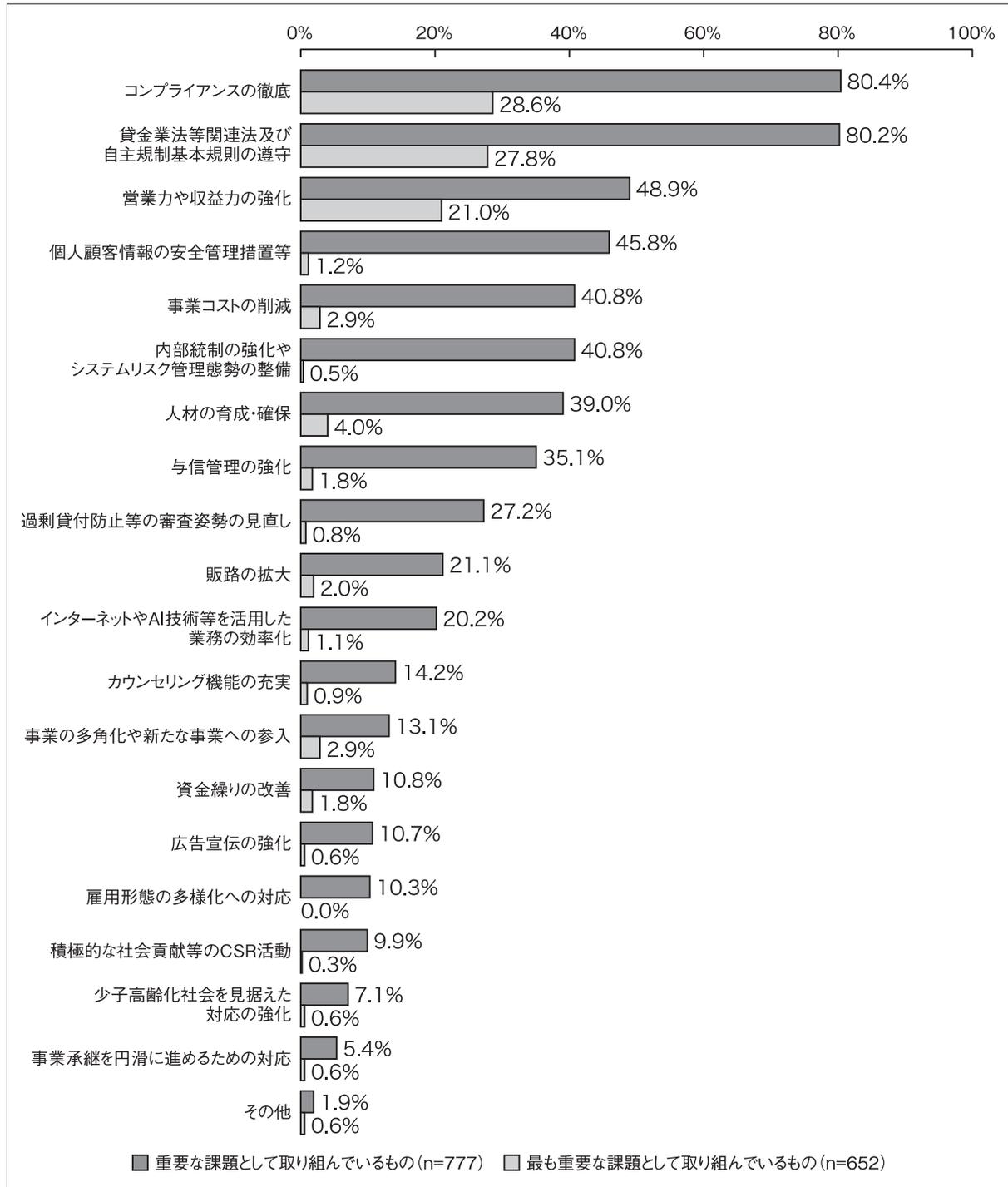


2. 貸金業者の課題と取組み

(1) 経営における重要課題

重要経営課題のうち最も重要な課題として取り組んでいるものについては、「コンプライアンスの徹底」が28.6%と最も高く、次いで「貸金業法等関連法及び自主規制基本規則の遵守」が27.8%、「営業力や収益力の強化」が21.0%と続いている。【図32】

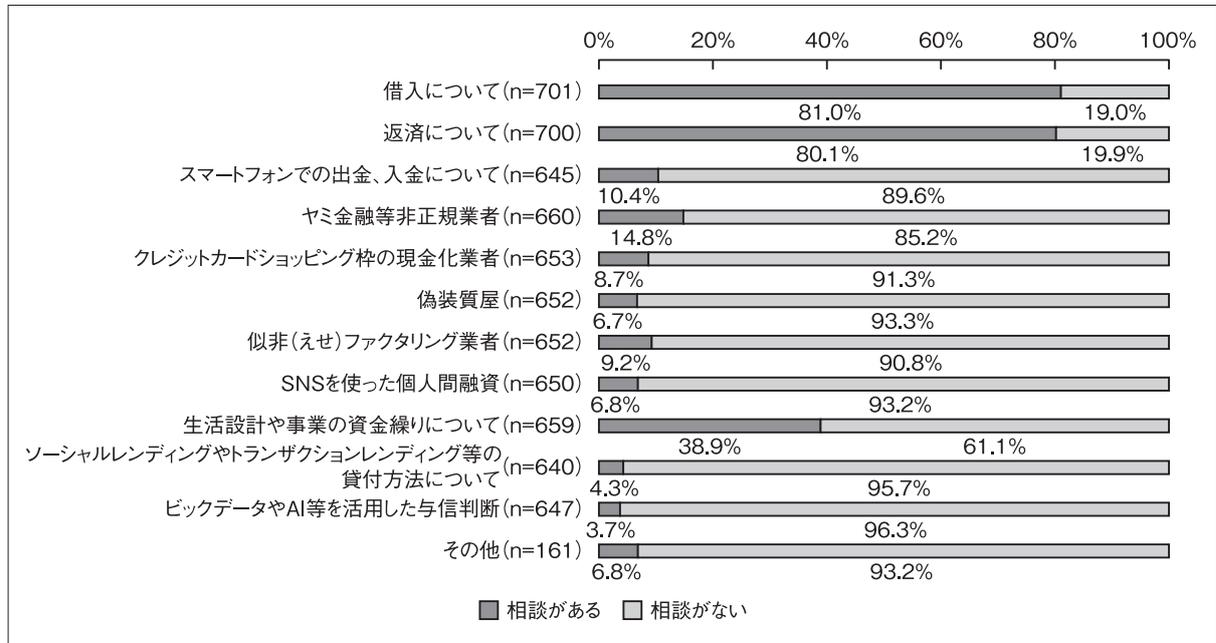
【図32】 【重要経営課題と最重要経営課題の内訳（「重要な課題として取り組んでいるもの」は複数回答）】



(2) 相談内容の傾向と変化

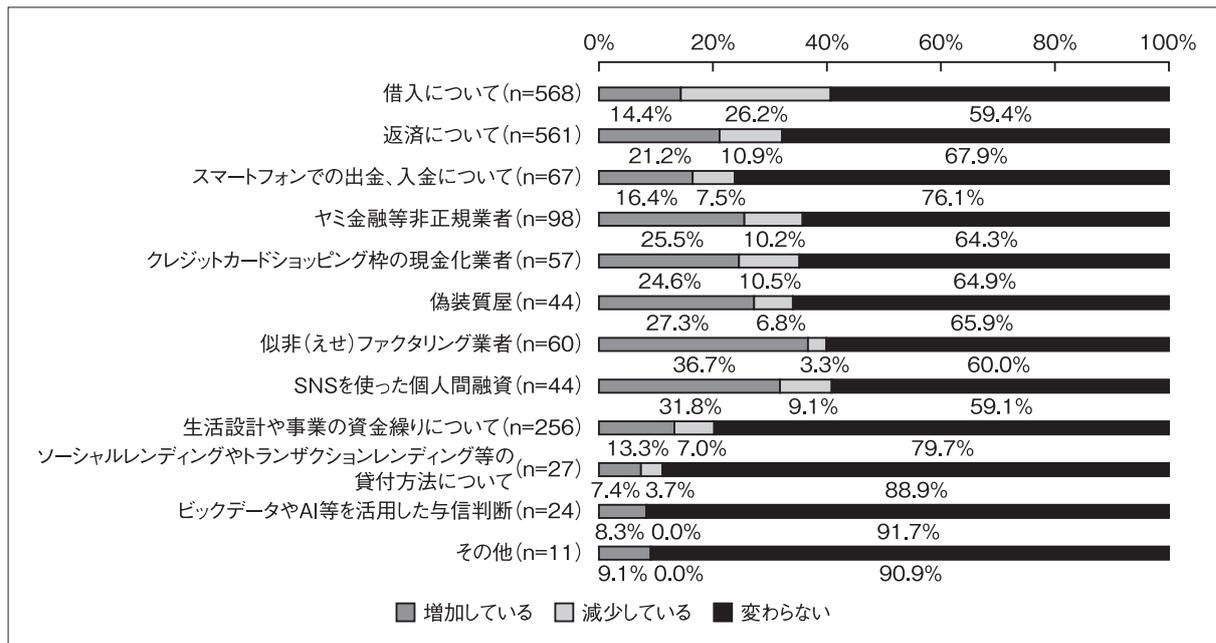
直近1年間の利用者からの相談の有無について確認したところ、「借入について」、「返済について」では、相談があると回答した割合が、それぞれ81.0%、80.1%と高い結果となっている。一方で、「生活設計や事業の資金繰りについて」の相談も一定割合を占める結果となった。【図33-1】

図33-1 【利用者からの相談の有無】



また、利用者からの相談内容の増減では、「似非(えせ)ファクタリング業者」や「SNSを使った個人間融資」、「偽装質屋」などの項目で増加している割合が高い結果となっている。【図33-2】

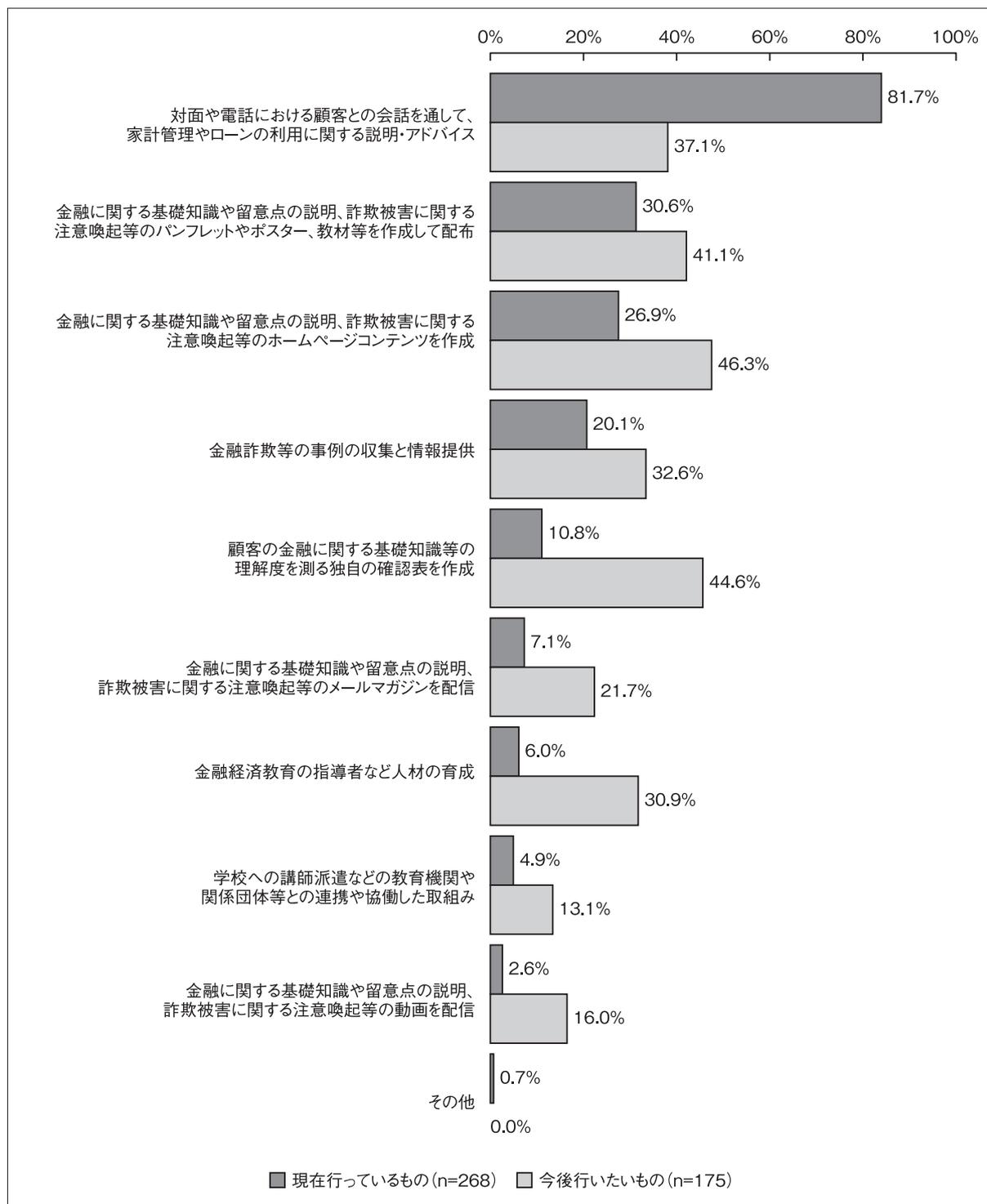
図33-2 【利用者からの相談内容の増減】



(3) 資金需要者の金融リテラシー向上に向けた取組み

貸金業者における資金需要者の金融リテラシー向上に向けた取組み状況について調査したところ、現在行っているものでは、81.7%が「対面や電話における顧客との会話を通して、家計管理やローンの利用に関する説明・アドバイス」と回答している。また、現在行っていないが今後行いたいものでは、46.3%が「金融に関する基礎知識や留意点の説明、詐欺被害に関する注意喚起等のホームページコンテンツを作成」と回答している。 **図34**

図34 【資金需要者の金融リテラシー向上に向けた取組み状況（複数回答）】

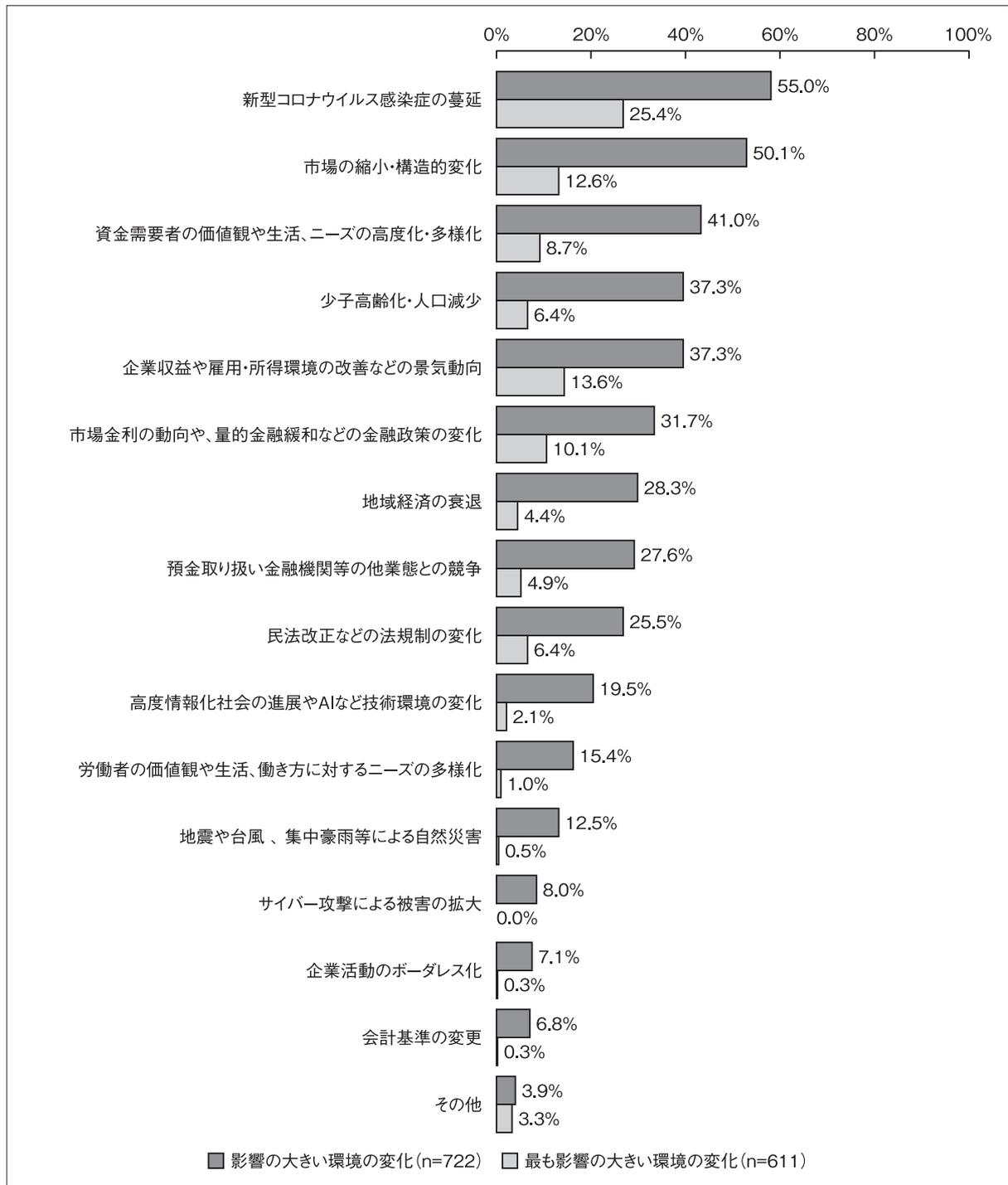


3. 事業環境の変化と今後の見通し

(1) 貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化

貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化について調査したところ、「新型コロナウイルス感染症の蔓延」と回答した割合が55.0%と最も高く、次いで「市場の縮小・構造的変化」が50.1%、「資金需要者の価値観や生活ニーズの高度化・多様化」が41.0%と続いている。【図35】

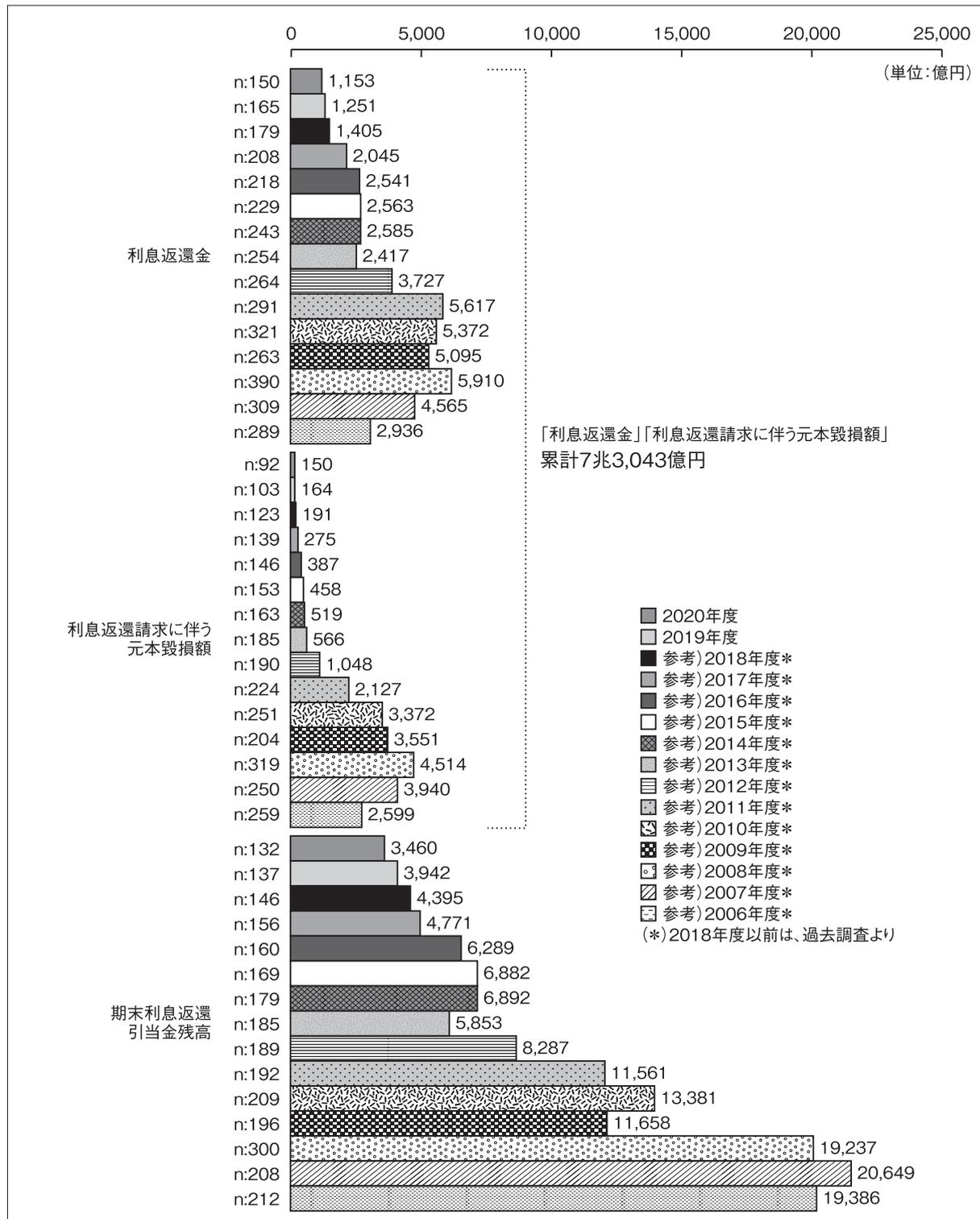
【図35】 貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化（複数回答）



(2) 利息返還の状況

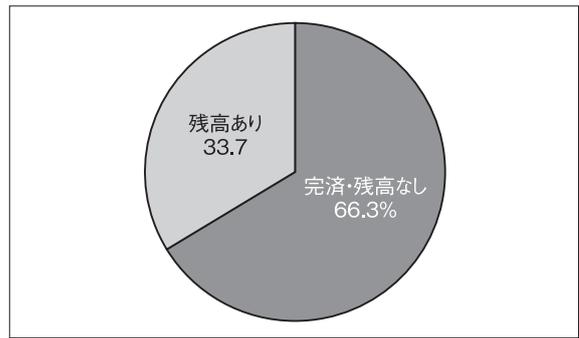
2020年度(2021年3月度)の利息返還金と元本毀損額の合計は、1,303億円となっており、直近3カ年の推移をみると、微減傾向にあるものの、依然として収束が見えない状況が続いている。また、最高裁判所判決後15カ年の利息返還金と元本毀損額の合計は約7.3兆円となり、2020年度の期末利息返還引当金残高約0.3兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約7.6兆円となっている。【図36-1】

【図36-1】 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金の推移



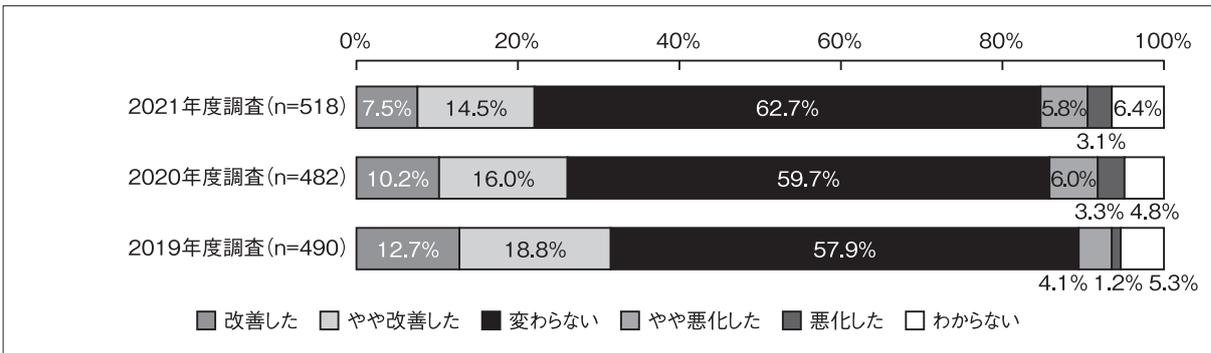
また、利息返還請求時の債務者区分をみると、「完済・残高なしの先」が66.3%と最も高く、「残高ありの先」が33.7%となった。【図36-2】

図36-2 【利息返還請求時の債務者区分】



次に、直近1年間の利息返還請求による影響の変化では、「改善した」、「やや改善した」と回答した割合が全体でそれぞれ、7.5%、14.5%となっており、昨年度調査と比べていずれも低下している。【図36-3】

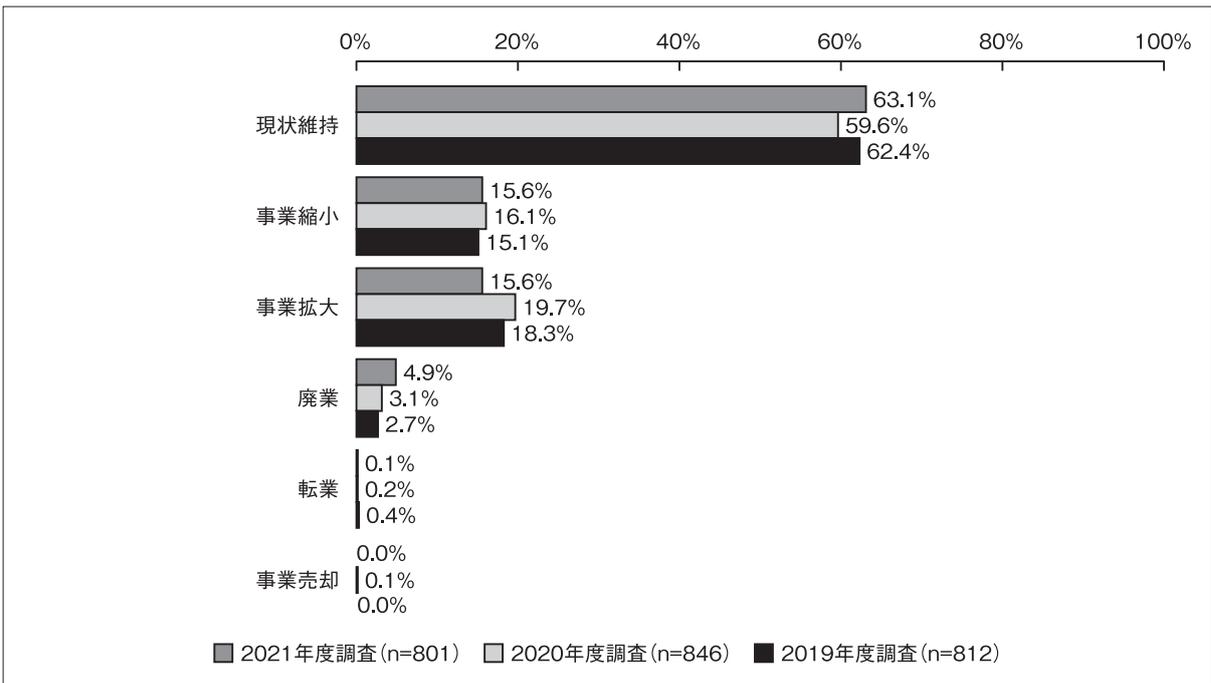
図36-3 【前年度と比較した利息返還請求による影響の変化】



(3) 貸金業の今後の見通し

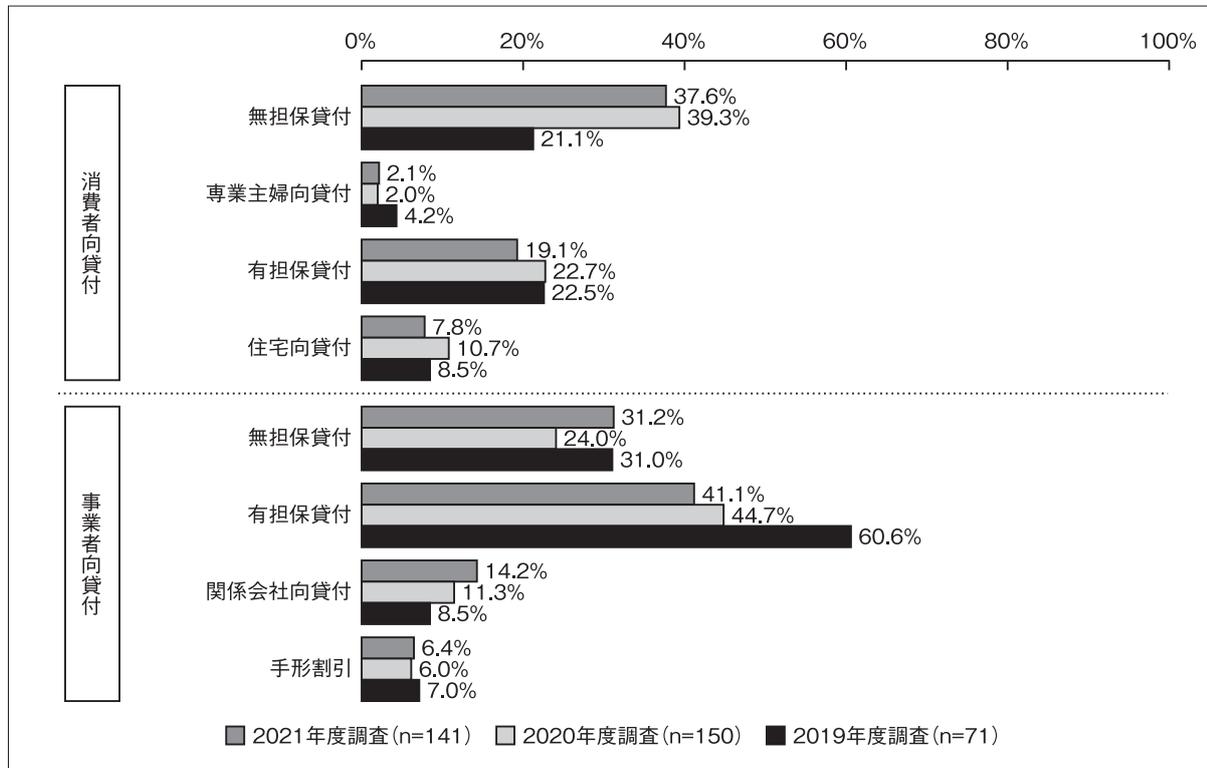
貸金業者における今後の貸金業の見通しをみると、「現状維持」と回答した割合が63.1%と最も高く、次いで「事業縮小」と「事業拡大」が15.6%となった。【図37-1】

図37-1 【貸金業者における今後の貸金業の見通し（複数回答）】



また、現在は行っていないが、今後行いたい貸付についてみると、消費者向貸付では、無担保貸付が37.6%で最も高く、次いで有担保貸付が19.1%となっている。事業者向貸付においては、有担保貸付が41.1%で最も高く、次いで無担保貸付が31.2%となっている。【図37-2】

【図37-2】 【現在行っていないが、今後行いたい貸付の内訳】



(4) フィンテックを活用した貸付手段等への取組み

フィンテックを活用した貸付手段等に「関心がある」と回答した割合をみると、主に消費者向貸付を取扱っている貸金業者では40.1%が「関心がある」と回答している。一方で、主に事業者向貸付を取扱っている貸金業者では26.5%となっている。また、関心がある貸付手段等の詳細をみると、主に事業者向貸付を取扱っている貸金業者では「ビッグデータやAIを活用した与信判断等」や「ソーシャルレンディング」などに強い関心を持っていることがうかがえる。【図38-1】 【図38-2】

【図38-1】 【フィンテックを活用した貸付手段等への関心】

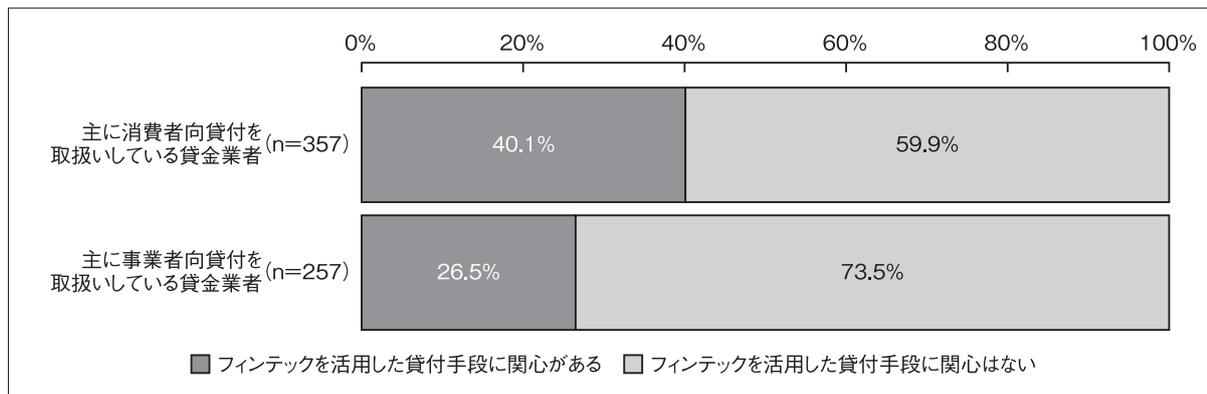
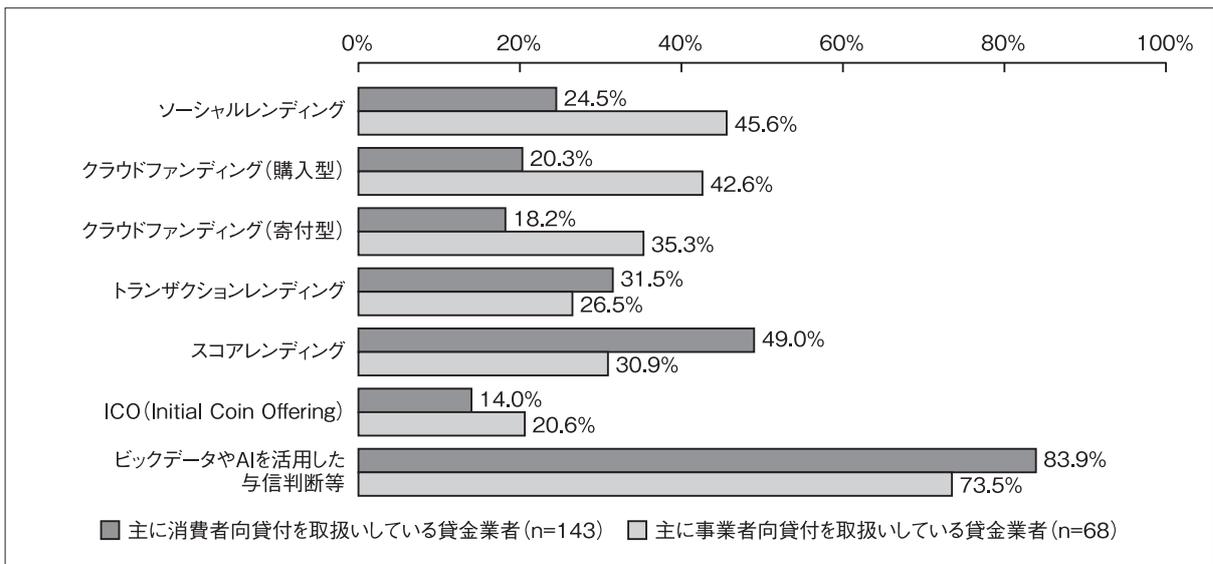


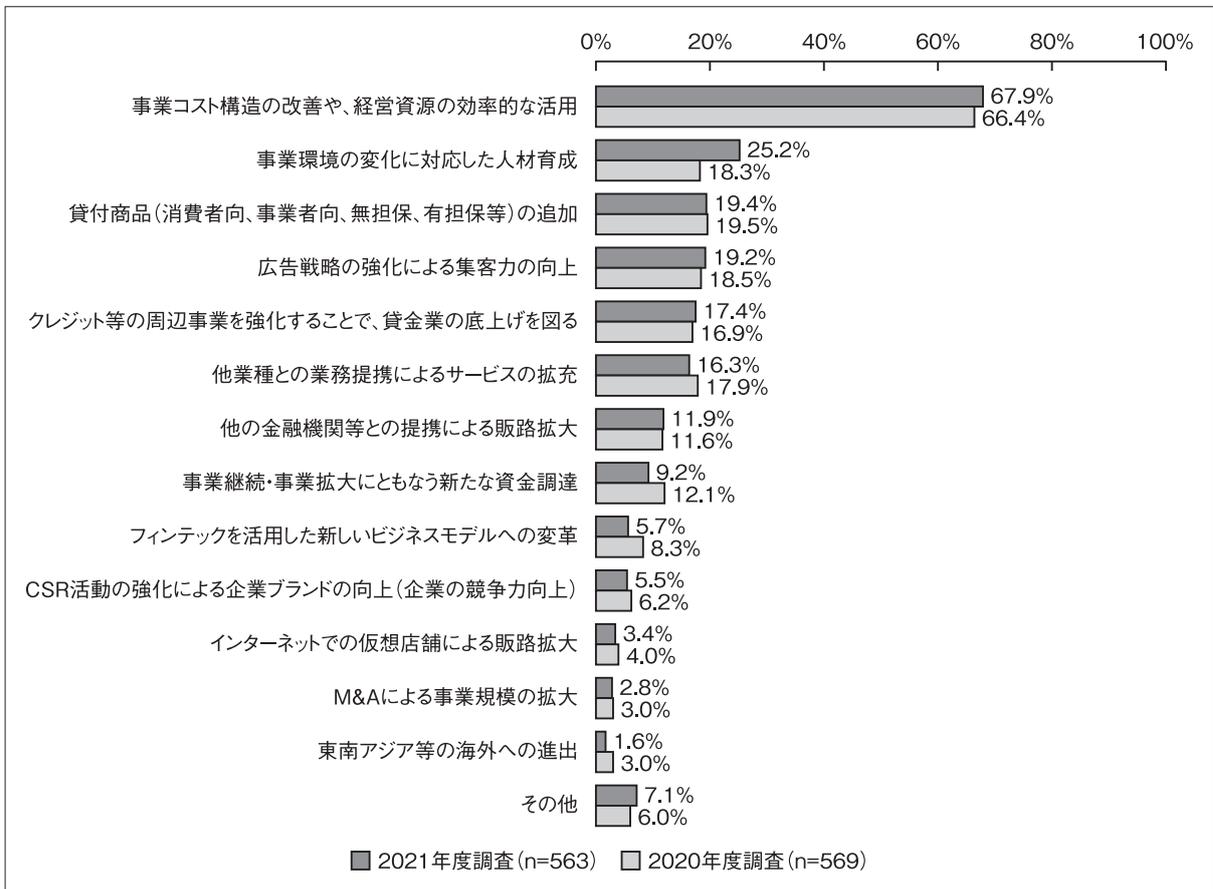
図38-2 【関心のあるフィンテックを活用した貸付手段等の詳細】



(5) 今後の事業方針や事業のあり方

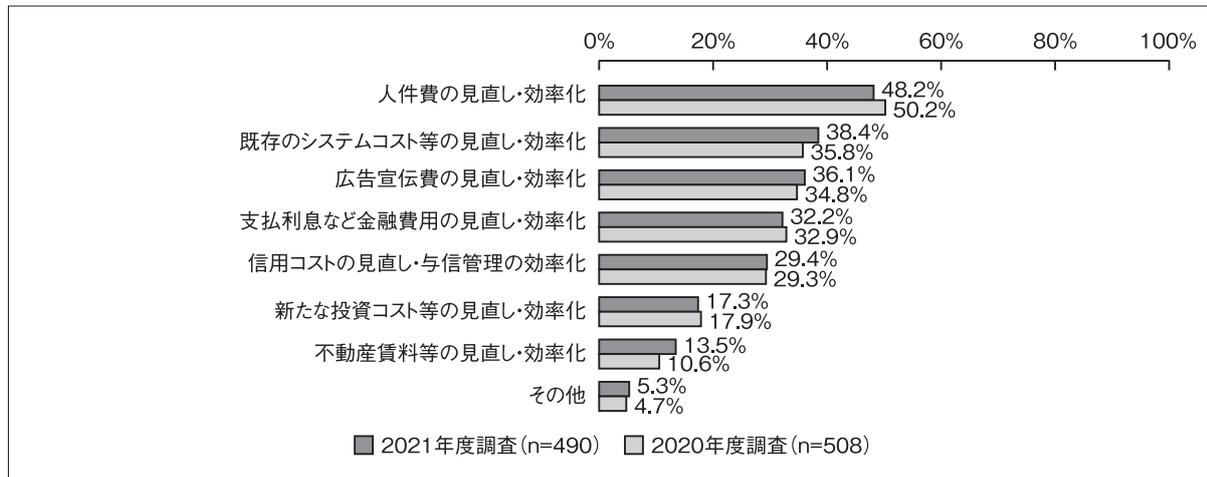
貸金業の今後の見通しで、「現状維持」、「事業拡大」と回答した貸金業者の今後の事業方針や、考えている事業のあり方などについてみると、「事業コスト構造の改善や、経営資源の効率的な活用」と回答した割合が67.9%と最も高くなっている。図39-1

図39-1 【今後の事業方針や事業のあり方 (複数回答)】



貸金業に係る事業コスト構造を改善するための取組みについて調査したところ、現在取組みを行っているものでは「人件費の見直し・効率化」が48.2%と最も高く、次いで「既存のシステムコスト等の見直し・効率化」が38.4%、「広告宣伝費の見直し・効率化」が36.1%となった。【図39-2】

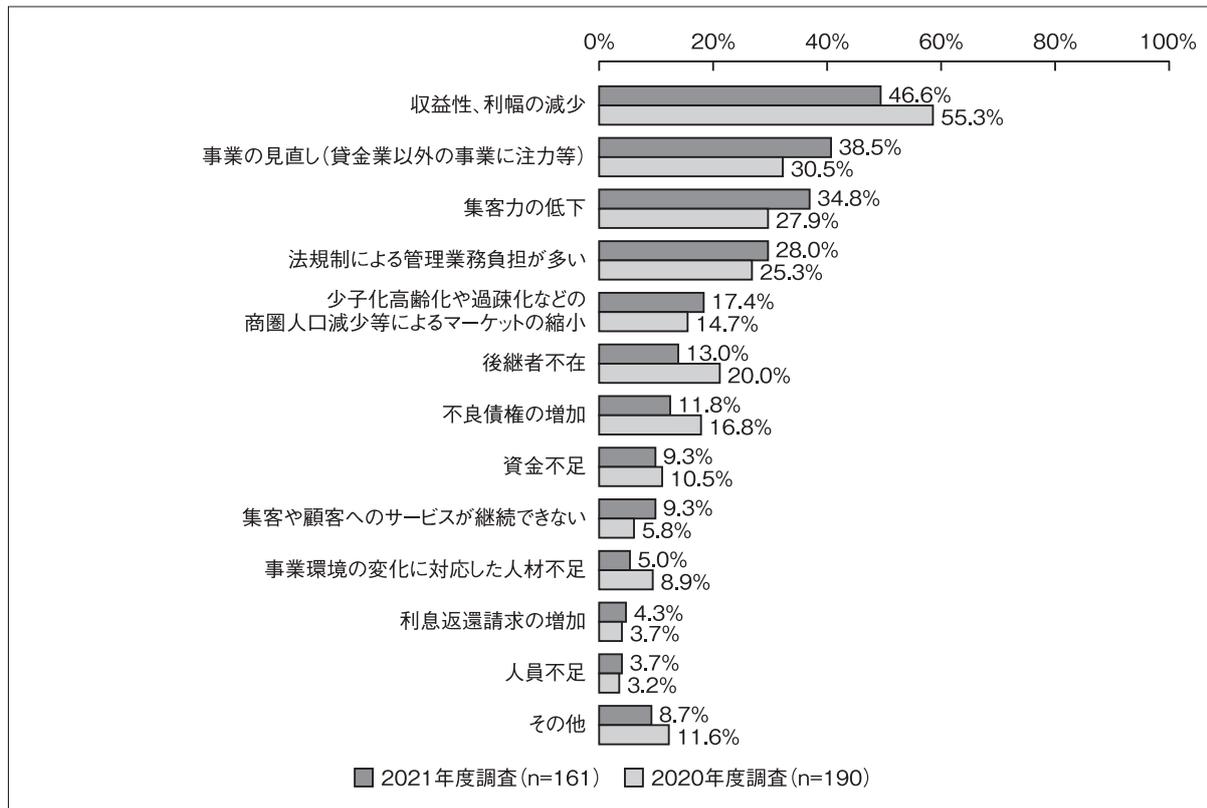
図39-2 【貸金業に係る事業コスト構造を改善するための取組み（複数回答）】



(6) 事業継続上の課題や問題点

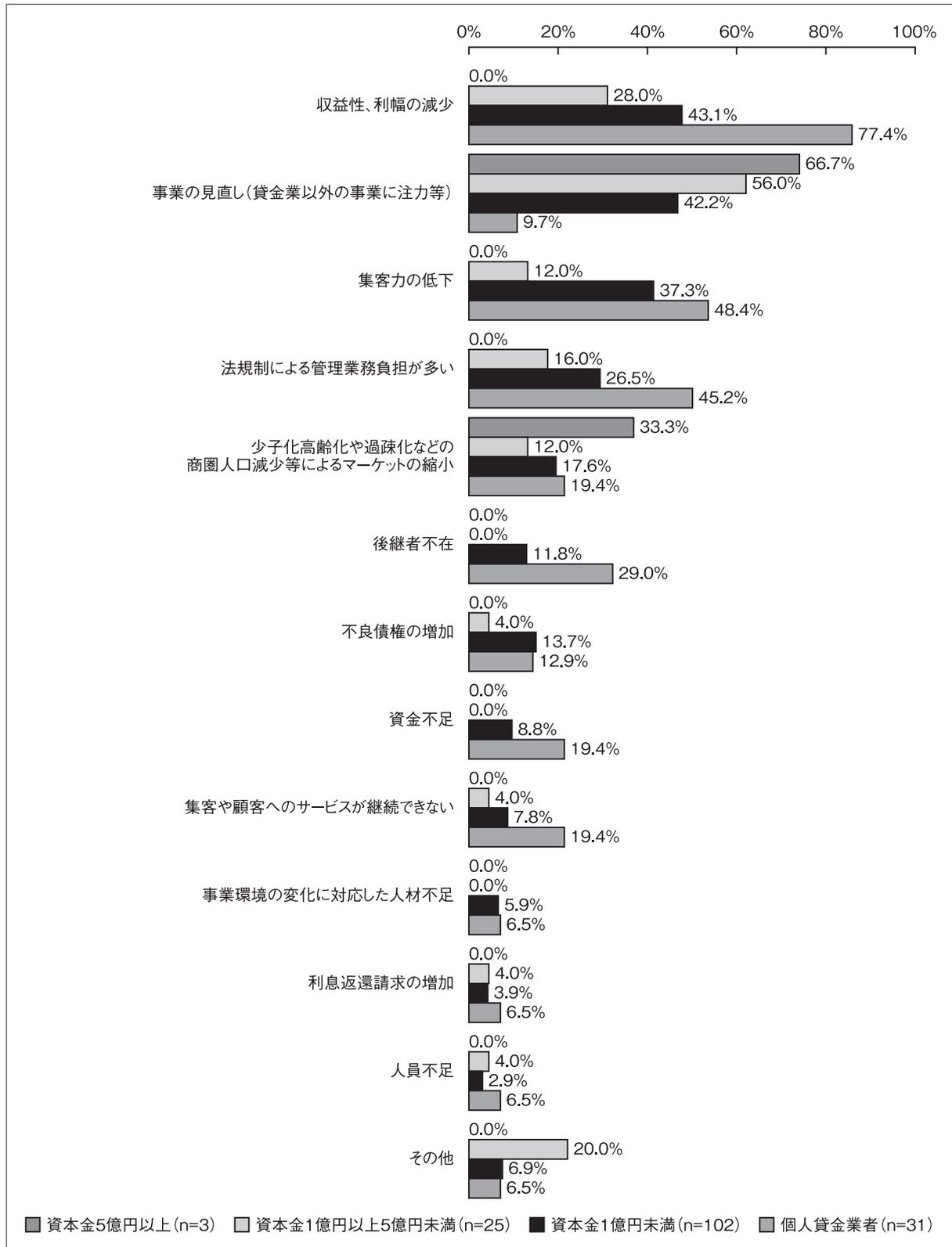
貸金業の今後の見通しで、「事業縮小」、「事業売却」、「転業」、「廃業」と回答した貸金業者の事業を継続する上での課題をみると、「収益性、利幅の減少」が46.6%と最も高く、次いで「事業の見直し（貸金業以外の事業に注力等）」が38.5%、「集客力の低下」が34.8%と続いている。【図40-1】

図40-1 【事業継続上の課題や問題点（複数回答）】



また、貸金業者の事業規模別にみると、法人貸金業者（資本金5億円以上、資本金1億円から5億円未満）では「事業の見直し（貸金業以外の事業に注力等）」がそれぞれ66.7%、56.0%と最も高くなっている一方で、資本金1億円未満や個人貸金業者では、「収益性、利幅の減少」がそれぞれ43.1%、77.4%と最も高い結果となり、事業規模が小さい貸金業者ほど収益性の面などで大きな課題を抱えている結果となった。【図40-2】

図40-2 【事業規模別の事業継続上の課題や問題点】

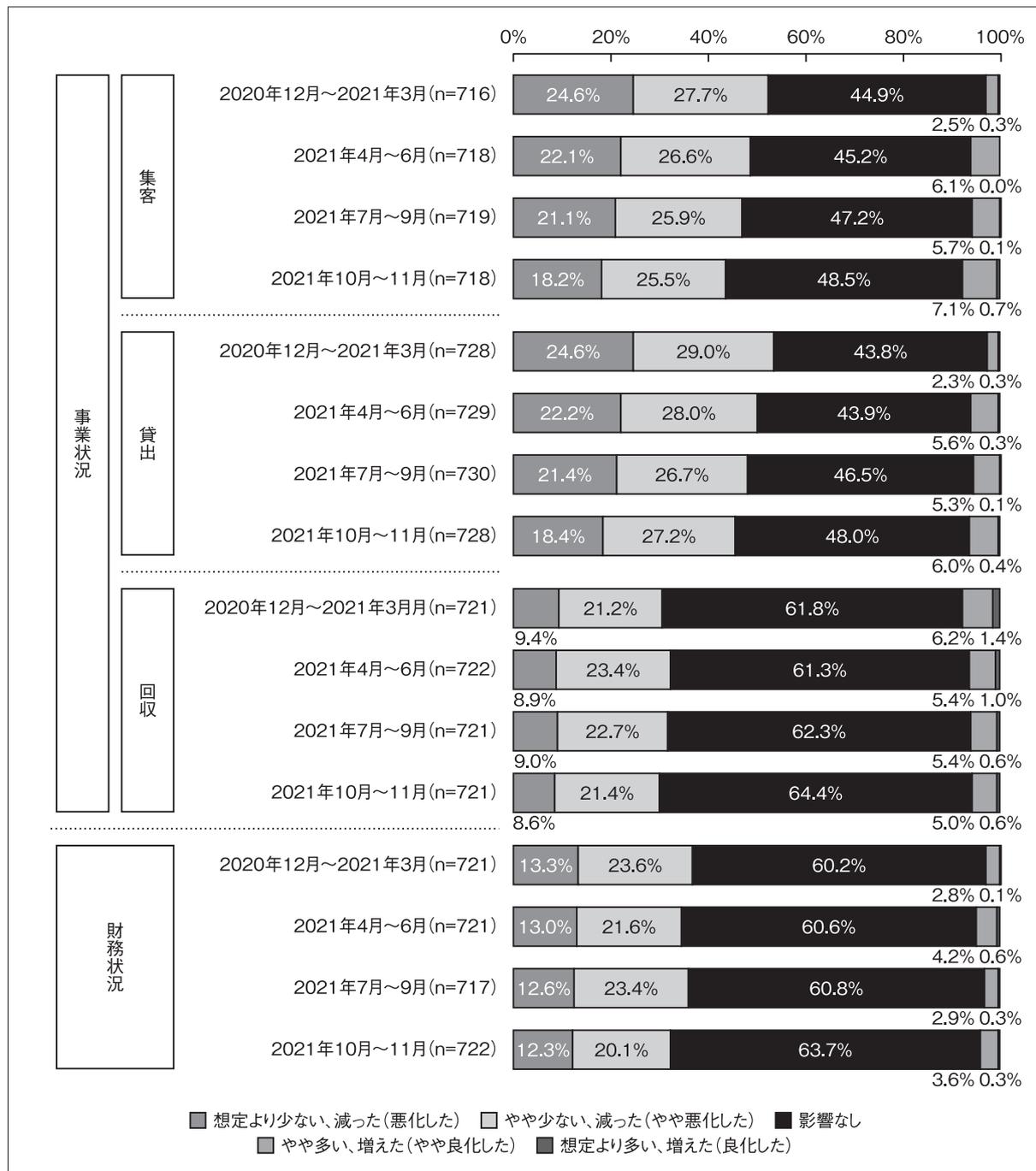


4. コロナ禍における貸金業者の現状

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、「2021年4月～6月」「2021年7月～9月」「2021年10月～11月」の3時期を比較したところ、「想定より少ない、減った(悪化した)」「やや少ない、減った(やや悪化した)」と回答した割合の合計が最も多かった時期は、「集客」「貸出」「回収」では「2021年4月～6月」、「財務状況」では「2021年7月～9月」という結果になった。 **図41**

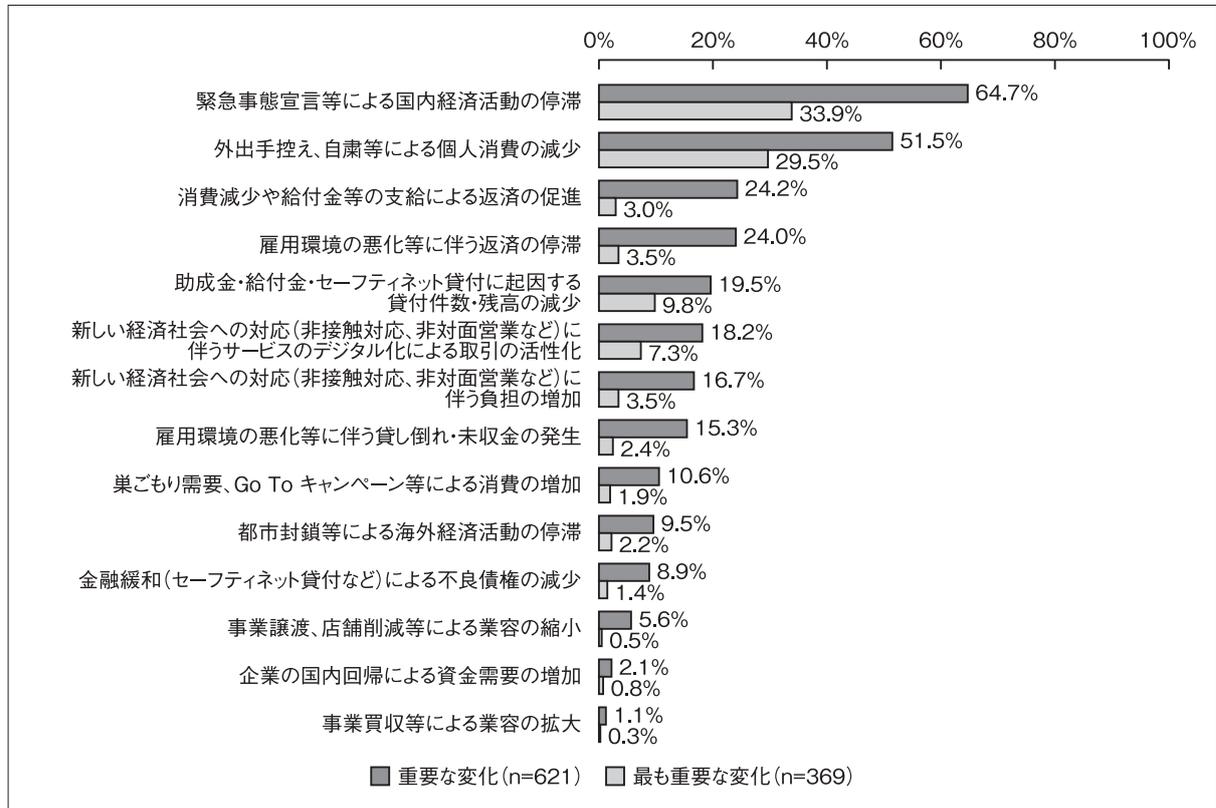
図41 【新型コロナウイルス感染症拡大の影響】



(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業環境の変化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業環境の重要な変化をみると、「緊急事態宣言等による国内経済活動の停滞」が64.7%と最も高く、次いで「外出手控え、自粛等による個人消費の減少」が51.5%、「消費減少や給付金等の支給による返済の促進」が24.2%と続いている。【図42】

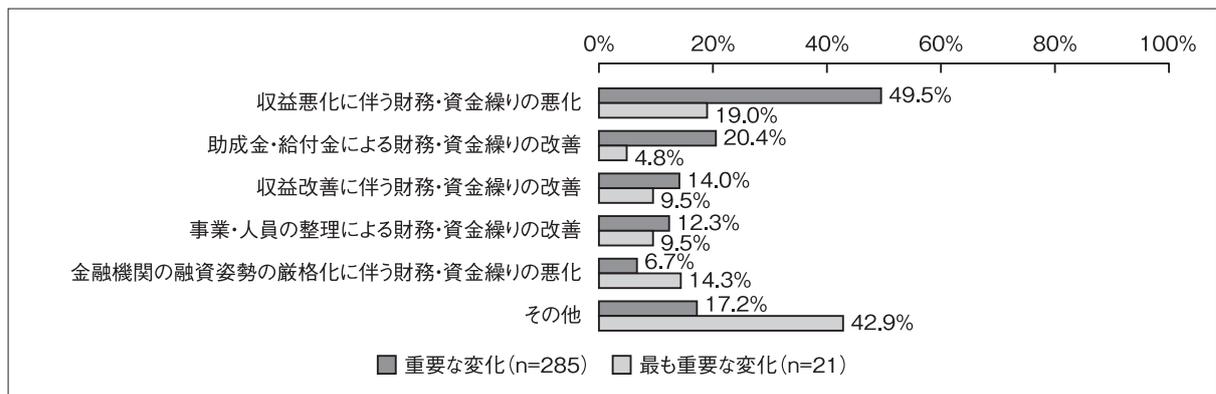
図42 【新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業環境の変化】



(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による財務状況の変化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による財務状況の重要な変化をみると、「収益悪化に伴う財務・資金繰りの悪化」が49.5%と最も高く、次いで「助成金・給付金による財務・資金繰りの改善」が20.4%、「収益改善に伴う財務・資金繰りの改善」が14.0%と続いている。【図43】

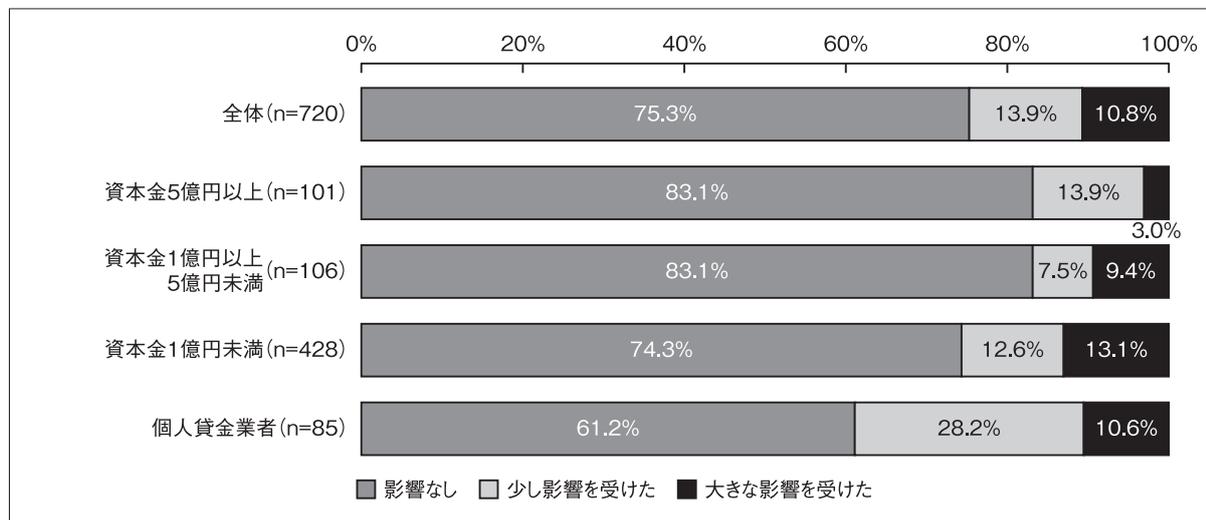
図43 【新型コロナウイルス感染拡大の影響による財務状況の変化】



(4) 新型コロナウイルス感染症特別貸付等による影響

新型コロナウイルス感染症特別貸付等による影響についてみると、現在までの影響では全体で24.7%が「影響を受けた」と回答しており、特に個人貸金業者においては38.8%と高い結果となっている。 **図44**

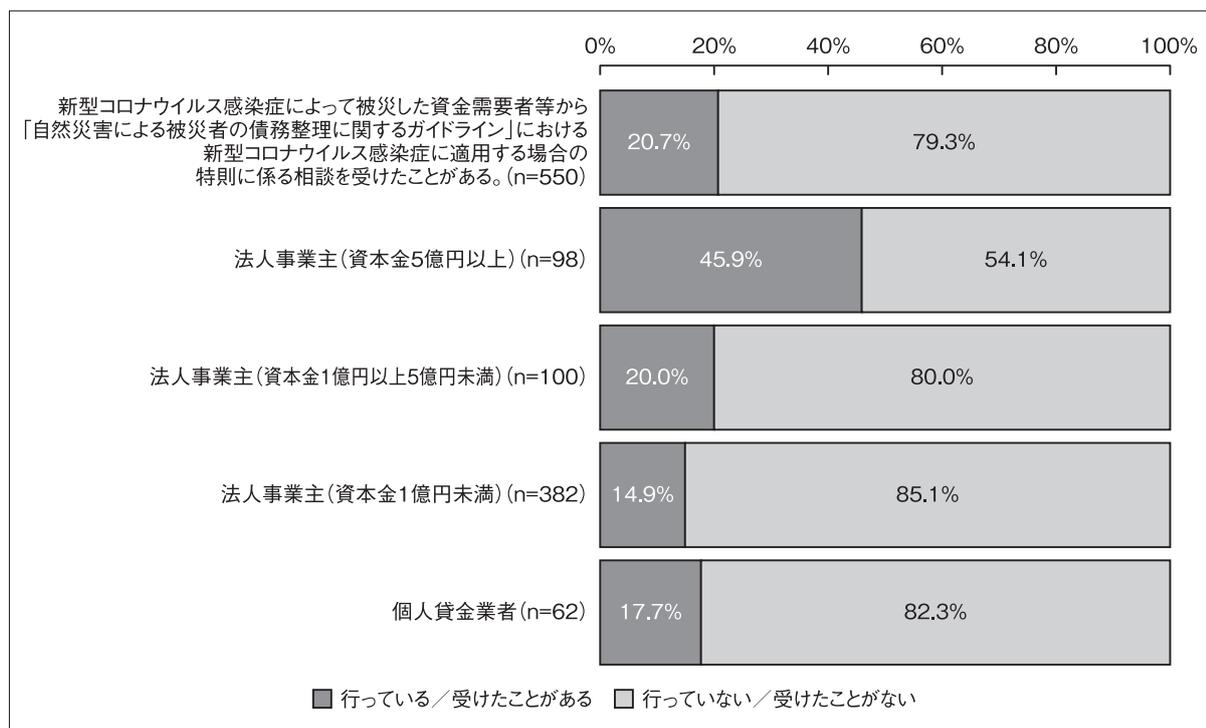
図44 【新型コロナウイルス感染症特別貸付等による影響】



(5) 自然災害による被災者の債務整理に関する対応状況

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」における新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則に係る相談の対応状況についてみると、20.7%が「相談を受けたことがある」との回答しており、事業規模が大きくなるほど高くなっている。 **図45**

図45 【自然災害による被災者の債務整理に関する対応状況】



年表

(平成26年1月～令和4年3月)

平成26年

1月

- ・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」を公表しパブリックコメントを募集
- ・金融庁が「貸金業法施行令等の一部を改正する政令(案)」を公表しパブリックコメントを募集

3月

- ・Jトラスト株式会社が、西京カード株式会社の全ての保有株式を株式会社西京銀行に譲渡
- ・平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、「利息制限法施行令等の一部を改正する政令」が公布
- ・株式会社モビットが、吸収分割によりエム・ユー信用保証株式会社に対して信用保証事業に関する権利義務の一部を譲渡
- ・企業グループ内での資金の貸付け及び共同出資会社から合併会社への貸付けを貸金業規制の適用除外とすることとした「貸金業法施行令の一部を改正する政令」が、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等を含め公布

4月

- ・日本貸金業協会が、金融庁に「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に関する意見を提出
- ・金融庁が「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集(追加版Part1)」を公表
- ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正(案)に関する意見を募集

6月

- ・株式会社三井住友フィナンシャル・グループは、さくらカード株式会社と株式会社セディナのクレジットカード事業の統合を進め、平成28年4月を目処に両社の合併を実施することにより、クレジットカード事業の再編を行うことを発表
- ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表
- ・日本貸金業協会が「社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規則記載例」)の一部改正について公表
- ・日本貸金業協会が、特定情報を提供するにあたり「特定情報照会サービス運営規則」を制定
- ・日本貸金業協会が、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
- ・日本貸金業協会が、システムリスク管理態勢関係や、経営者保証ガイドライン関係、反社会的勢力による被害防止関係等の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正
- ・金融庁が、金融・資本市場活性化に向けた提言書を発表
- ・経営再建中のアイフル株式会社が、金融支援の継続で銀行団と合意したと発表
- ・改正会社法が成立。監査等委員会設置会社制度や、多重代表訴訟制度の新設、社外取締役の要件厳格化がなされる。(平成27年5月1日施行)
- ・ヤフー株式会社が、Jトラスト株式会社の連結子会社であるKCカード株式会社が新たに設立する予定のクレジットカード事業を核とする子会社、ケーシー株式会社の株式を取得し、連結子会社化することについて発表
- ・金融庁が、登録等に関する警察庁長官への意見聴取等に係る権限を財務局長に委任する等の「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」を公表

7月

- ・日本貸金業協会が、協会員を対象に、「特定情報照会サービス」の提供を開始
- ・最高裁判所が、貸金業法4条1項2号により定義されている同法6条1項9号の「役員」に監査役は含まれないと判決
- ・金融庁が、金融検査において認められた個別の指摘事例等を取りまとめ、「金融検査結果事例集(平成25事務年度版)」を公表
- ・日本貸金業協会が、社内規則策定ガイドライン(「規定記載例」及び個別ガイドライン)の改正に伴い、全協会員を対象に平成26年度社内規則の点検を実施
- ・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について公表

平成27年	9月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「平成27年度税制改正要望」をとりまとめ、関係機関へ提出 金融庁が、顧客ニーズに応える経営や人口減少への備え、企業統治等の重点課題等を含む金融機関向けの新検査方針を公表
	10月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社エポスカードが、株式会社ゼロファーストを吸収合併したことを発表
	11月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「平成26年度第9回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 日本貸金業協会が、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本クレジット協会、日本クレジットカード協会と合同で「消費者信用関係団体共同キャンペーン」を実施 改正犯罪収益移転防止法が成立
	12月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成26年12月改訂版）を公表
	1月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社NUCSは、NUCSブランドをKCカード株式会社（現Jトラストカード株式会社）へ譲渡 ケーシー株式会社（現ワイジェイカード株式会社）が、KCカード株式会社（現Jトラストカード株式会社）のクレジット事業を承継 株式会社東京商工リサーチが、昨年に倒産した企業の負債総額が1兆8,740億円（前年比32.6%減）、1990年以来、24年ぶりに負債総額2兆円を割れ込んだと公表
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国銀行協会が、反社会的勢力との取引を排除するため、預金保険機構を通じて警察庁のデータを取得する仕組みを導入すると公表 法務省が「民法（債権分野）改正に関する要綱案」を決定。法定利率の引き下げ（5%→3%）等
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 新生フィナンシャル株式会社の子会社である新生カード株式会社が、新生銀行グループ内の組織再編として、株式会社アプラスへ吸収合併 株式会社きらやか銀行が、きらやかターンアラウンドパートナーズ株式会社を吸収合併 日本貸金業協会が「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告」を公表
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社筑波銀行が、株式会社いばぎんカードを吸収合併 日本貸金業協会が、金融庁と「意見交換会（第10回）」を実施
	5月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案に対する意見書を提出
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「特定情報フィードバックサービス」の受付を開始 金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」を公表
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」のパブリックコメント結果等を公表
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「多重債務者相談強化キャンペーン2015」の実施を公表
9月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果報告」を公表 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ビジネクス株式会社、株式会社ビジエンスを吸収合併 金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公表 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が、協会員各社と無登録業者のインターネット広告出稿の撲滅活動のため「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 日本貸金業協会が「平成27年度第10回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置 	
平成28年	2月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「改正犯罪収益移転防止法と貸金業における実務対応」に関する説明会を実施
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表 株式会社セディナが、さくらカード株式会社を吸収合併

年表

(平成26年1月～令和4年3月)

- | | |
|-----|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「平成28年熊本地震」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行 ・「平成28年熊本地震」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正」が公布・施行 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が、貸金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）を公表 ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正案を公表 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表 ・金融庁が、貸金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）を公表 ・金融庁が、指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針を公表 ・日本貸金業協会が、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・金融庁が「第7回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 ・日本貸金業協会が「監査ガイドライン」を改定 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・シンキ株式会社が、新生パーソナルローン株式会社に社名変更 ・株式会社栄光が、東京地裁に自己破産を申請 ・金融庁が、検査・監督のあり方問う有識者会議を立ち上げる ・金融庁が「多重債務者相談強化キャンペーン2016」の実施について公表 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・法務省が、民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見を募集 ・日本貸金業協会が、貸金業法第2条に定める「金銭の貸借の媒介」について公表 ・金融庁が「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を公布 ・株式会社日専連ベネフルが、株式会社ヒタックスカードを吸収合併 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正 ・個人情報保護委員会が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）（案）」に関する意見を募集 ・日本貸金業協会が「会費規則」及び「会費規則に関する細則」の一部を改正 ・日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会（第13回）」を実施 ・金融庁が「中小企業向け個人情報保護法全国説明会」を開催 ・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入れに対する意識や行動に関する調査結果報告」を公表 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 ・法務省が、民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集の結果を公表 ・日本貸金業協会が、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・日本貸金業協会が「平成28年度第11回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・個人情報保護委員会が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）（案）」に関する意見募集の結果を公表 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・割賦販売法の一部を改正する法律が公布 ・金融庁が「第8回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 ・個人情報保護委員会及び金融庁が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等について実務指針（案）」に関する意見を募集 |

平成29年	1月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」を公表 金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」等を公表 金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会及び金融庁が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等について実務指針(案)」に関する意見募集の結果を公表 日本貸金業協会が「貸金業法関係法令等に係るFAQ」を公表 金融庁が「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について公表 金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対するパブリックコメントの結果を公表 日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表 	
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 改正資金決済法施行 ※利用者の資産保護を目的として仮想通貨の法的定義を明確にし、仮想通貨と現金を交換する登録制を導入し、顧客の本人確認を義務つけた 改正銀行法施行 ※銀行による事業会社への出資を5%、持ち株会社も15%で制限していたが、当局の認可を得れば上限を超えて出資できる 株式会社東京商工リサーチが、2016年度の全国の企業倒産状況を公表 ※8,381件前年度比3.5%減、8年連続で減少 	
	5月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「個人情報保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する意見募集の結果について公開 金融庁が「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」を公開 日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会(第14回)」の概要及び関係資料を公開 民法(債権法)改正成立 ※施行は令和2年4月1日 フィンテックの普及を目指す改正銀行法が成立 改正個人情報保護法が施行 	
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「第9回多重債務問題及び消費者向金融等に関する懇談会」を開催 	
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁は2018年夏に検査局を廃止し、業務を監督局に統合すると発表 ※金融機関のガバナンスの点検等は新設の「総合政策局」が担う 	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 内閣に設けられた「多重債務者対策本部」において、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士連合会、日本司法支援センター(法テラス)の共催で、「多重債務者相談強化キャンペーン2017」の開催を決定。 日本貸金業協会から協会員に対し「銀行カードローンの保証業務に関するお願い」を発信 株式会社みずほ銀行とソフトバンク株式会社が出資する株式会社J.Scoreが、国内初となるAIを使った個人向け融資サービスを開始した 	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「平成28年度金融レポート」を公表 	
	11月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「平成29年度第12回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 日本貸金業協会が「ヤミ金融サイト・パトロールキャンペーン」を実施 	
	12月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社新生銀行は、平成30年4月に銀行カードローン「レイク」の新規融資を止め、同事業を再編すると発表 	
	平成30年	1月	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁は、銀行の新規個人向け融資取引についてオンラインで暴力団情報の照会に応じるシステムの運用を始める
		2月	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行が、銀行による2017年の不動産向けの新規貸出額が11兆7143億円と前年比5.2%減と発表 ※前年を下回ったのは6年ぶりで13年に大規模な金融緩和に踏み切って以来初

年表

(平成26年1月～令和4年3月)

	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社新生銀行は、平成30年4月に予定するカードローン事業の再編で「レイク」ブランドを残すことを決定 ※新たなブランド名「レイクALSA(アルサ)」
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般社団法人日本仮想通貨交換業協会」が設立
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する意見募集の結果等について公表 ・日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会(第16回)」の概要及び関係資料を公開 ・金融庁から「利息制限法施行令等の一部を改正する政令(案)及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」が公開
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立 ・金融庁が「第11回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成30年7月豪雨」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行 ・「平成30年7月豪雨」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正」が公布・施行 ・「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」が設立 ・日本貸金業協会が「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」に団体会員として入会 ・金融庁が「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制に組織再編
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣に設けられた「多重債務者対策本部」において、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター(法テラス)の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2018」を実施 ・「平成30年北海道胆振東部地震関連」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行 ・「平成30年北海道胆振東部地震関連」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正」が公布・施行 ・金融庁が「フィンテック・サミット2018」を開催 ・日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症対策基本法が施行
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「平成30年度第13回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 ・「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」改正によりオンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法が追加
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見及び警察庁・共管各省庁の考え方を掲載 ・りそなカード株式会社と株式会社関西クレジット・サービスの合併等によりクレジットカード会社の再編を決定 ・経済産業省から金融庁に対して「給与前払いサービス」が貸金業に該当するかの照会に対し、金融庁は貸金業に該当しない旨を回答 ・金融庁が「第12回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
平成31年	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社東京商工リサーチが、人手不足倒産が前年度比で2割増加で過去最高と公表 ・「民法及び家事事件手続法」の一部が改正され、自筆証書遺言の方式が緩和
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行の「貸出先別貸出金」統計で国内銀行の不動産業向け融資の残高が2018年度末で78兆9,370億円と4年連続で過去最高水準を更新

令和元年

- | | |
|-----|---|
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を更新 金融庁が、ソーシャルレンディングの匿名化解除に関する公式見解を公表 |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社東京商工リサーチが、2019年度の全国の企業倒産状況を公表。8,631件（前年度比6.4%増）、負債総額1兆2,647億3,200万円（同21.8%減）と件数が2008年度以来11年ぶりに増加に転じる 金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」について公表 日本貸金業協会が「貸付型ファンドに関するQ & A」を公表 日本貸金業協会が、ギャンブル等依存症問題啓発週間に「ギャンブル依存度チェック」サイトを臨時開設 日本貸金業協会が「貸金業務取扱主任者ライブラリー」を開設 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「第13回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会（第18回）」の概要及び関係資料を公開 株式会社みずほフィナンシャルグループが、LINE Credit株式会社でスコアリングサービス「LINE Score」を提供開始 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が、教育機関で「ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策」をテーマに講演 株式会社千代田信用が、青森地裁に自己破産を申請 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> LINE株式会社が、個人向けローンサービス「LINE Pocket Money」を提供開始 株式会社NTTドコモが、金融機関向けに「ドコモ レンディングプラットフォーム」の提供を開始 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「フィンテック・サミット2019」を開催 金融庁が「多重債務者相談強化キャンペーン2019」の実施について公表 金融庁が、FinTech Innovation Hub活動報告「多様なフィンテックステークホルダーとの対話から見えた10の主要な発見（Key Findings）」について公表 金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について公表 金融庁が「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に対する金融上の措置の要請」について公表 日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公表 「令和元年台風第19号」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行 金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」（2019年9月）について公表 消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げ。キャッシュレス決済に係るポイント還元制度が開始 日本貸金業協会が「若年者への貸付に対する取り組みについて」を公表 日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が、道路交通法の改正に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について公表 日本貸金業協会が「若年者への貸付実態調査結果」を公表 日本貸金業協会が「令和元年度第14回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 |

年表

(平成26年1月～令和4年3月)

令和2年

- | | |
|-----|--|
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が、東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、成年年齢引下げを見据え施策拡充を要望 日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのQ & Aガイドブック」を配布開始 金融庁が「第14回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社が、業界初となる日本貸金業協会の監修による金融経済教育セミナーを実施 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が、貸金業者登録番号記載の緩和等に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」を公表 日本貸金業協会が、犯収法・マネロンリスクへの実務上の留意点をテーマに研修会を開催 日本貸金業協会が、成人式配布用として若年層向け啓発用冊子10万5千部を全国の教育委員会等に無償提供 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> 内閣府が、2019年10～12月期の国内総生産(GDP、季節調整済み)速報値を発表。実質で前期比1.6%減、年率換算で6.3%減となり、5四半期ぶりのマイナス 厚生労働省が、新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行 金融庁が、貸金業者登録番号記載の緩和に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等を公表 金融庁が「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」について公表 金融庁が、給料ファクタリング業は「貸金業に該当する」との見解 日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表 株式会社みずほ銀行が、子会社ユーシーカード株式会社を完全子会社化 |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社東京商工リサーチが、2020年度の全国の企業倒産状況を公表。件数が7,163件(前年度比17.0%減)、負債総額が1兆2,084億1,100万円(同4.4%減)と前年度11年ぶりに増加に転じた件数が再び減少に転じる 日本貸金業協会が、貸付自粛Web申告の受付を開始 一律10万円を給付する「特別定額給付金」や新型コロナウイルス感染症の影響で売上減少した法人や個人事業者を対象に最大200万円を給付する「持続化給付金」などを含む補正予算が、参議院の本会議で可決され成立 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が、若年者向けの注意喚起ページを新設 日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会(第20回)」の概要及び関係資料を公開 日本貸金業協会が「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組み還元資料」を公表 金融庁が「第16回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所が、弁護士法人としては過去最大の51億円という負債を抱え破産 改正金融商品販売法が成立 「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」(改正資金決済法)が成立 改正割賦販売法が成立 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「日本貸金業協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定 日本銀行が、金融庁と合同で実施した「LIBOR利用状況調査」の結果を中心に、本邦金融機関のLIBOR公表停止に備えた対応と今後の取り組みについて整理した「日銀レビュー『LIBOR公表停止に備えた金融機関の対応と今後の取り組み』」を公表 金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公表 |

令和3年

- 9月
 - ・株式会社セディナとSMBCファイナンスサービス株式会社が合併
※新会社名は「SMBCファイナンスサービス株式会社」
 - ・金融庁が「多重債務者相談強化キャンペーン2020」の実施について公表
- 10月
 - ・日立キャピタル株式会社と三菱UFJリース株式会社が、翌年4月を予定とする経営統合を発表
 - ・「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に対する意見及び金融庁の考え方を掲載
 - ・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
 - ・日本貸金業協会が「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」を公表
 - ・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について公表
- 11月
 - ・日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会(第21回)」の概要及び関係資料を公開
 - ・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動に関する調査結果報告」を公表
 - ・金融庁が「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」の設置を公表
- 12月
 - ・株式会社新生銀行が、株式会社アプラス・フィナンシャル(株式会社アプラスの親会社)を完全子会社化
- 1月
 - ・日本貸金業協会が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(案)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等に対する意見及び金融庁の考え方を掲載
- 2月
 - ・金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表
 - ・金融庁が「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正に対するパブリックコメントの結果等を公表
 - ・株式会社ファミリーマートが、2021年夏に消費者向けの金融事業に参入すると発表
- 3月
 - ・日本貸金業協会が「「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」について」を公表
 - ・金融庁が「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の改正を公表
 - ・金融庁が「令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等」に関するパブリックコメントの結果等を公表
 - ・金融庁が「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」を公表
- 4月
 - ・オリックス株式会社、弥生株式会社、アルトア株式会社が「アルトア オンライン融資サービス」をオリックス株式会社に事業移管
 - ・日本貸金業協会が「社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規程記載例)」の「5.取引時確認等の措置等」及び「8.貸金業務取扱主任者」の一部改正について公表
 - ・日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会(第22回)」を実施
 - ・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表
- 6月
 - ・NTTグループが、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ各社サービス料金等の支払い期限を8月末日まで延長
 - ・金融庁が「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けQ&A」を公表
 - ・金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」を公表
 - ・金融庁が「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組み還元資料」を公表
 - ・日本貸金業協会が、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
 - ・日本貸金業協会が「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を改定
 - ・金融庁が、金融機関等から受け付ける様々な申請・届出等(約4,000手続)について、オンラインでの提出が可能となる金融庁電子申請・届出システムの運用を開始
- 7月
 - ・金融庁が「無尽業法施行細則」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等に対するパブリックコメントの結果等について公表

年表

(平成26年1月～令和4年3月)

令和4年

- | | |
|-----|---|
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が、貸金業法施行規則の一部改正案に関するパブリックコメントの結果等について公表 日本貸金業協会が、貸金業関連資料「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）の一部を改正する告示」に対する意見及び個人情報保護委員会の考え方を掲載 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「多重債務者相談強化キャンペーン 2021」を実施 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> アイフル株式会社が、新会社 AG クラウドファンディング株式会社を設立し事業を開始 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」を公表 日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会（第23回）」を実施 日本貸金業協会が「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」を公表 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> PayPay株式会社が、本人確認にマイナンバーカードを利用した公的個人認証サービスを導入 日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・バトロールキャンペーン」を実施 日本貸金業協会が、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 日本貸金業協会が「令和3年度第16回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 Fintertech株式会社が、貸付型クラウドファンディングサービス「Funvest（ファンベスト）」を提供開始 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」2022年版を配布開始 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の一部改正（案）に関する意見を募集 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「業務支援コンテンツ」を開設 株式会社NTTデータが、資金需要予測AIサービスを提供開始 金融庁が「特定目的会社の監査に関する規則及び投資法人の会計監査に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見を募集 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会が「マンガで学ぶ個人情報保護法」を公開 日本貸金業協会が「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」を公表 日本貸金業協会が、成年年齢の引下げを踏まえた対応について公表 日本貸金業協会が「社内規則策定ガイドライン（「個別ガイドライン」及び「規程記載例」）の「11. 過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む）」及び「12. 広告の取扱い」の一部を改正 金融庁が「金融庁電子申請・届出システムに係る説明会」を実施 個人情報保護委員会が「改正個人情報保護法対応チェックポイント」を公開 日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正 日本貸金業協会が「社内規則策定ガイドライン（「個別ガイドライン」及び「規程記載例」）の「2.法令等遵守態勢」の一部修正と、「19.システムリスク管理態勢」（「個別ガイドライン」のみ）の追加を実施 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正（案）に対する意見を募集 日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果報告」を公表 日本貸金業協会が、若年者啓発用ミニパンフレットを配布開始 金融庁が「金融機関における個人情報保護に関する Q&A」等の改正について「改正金融分野ガイドライン等の公布について」を公表 |



**「新しい貸金市場を実現するため、
中立・公正な信頼される自主規制機関をめざす」**

【基本理念】

1. 健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献する
2. 社会から信頼され、安心して利用していただける
新しい貸金市場をつくる
3. 中立・公正な自主規制機関として自立する

【行動指針】

1. 社会から信頼される新しい貸金市場をつくろう
2. 自信と誇りの持てる協会にしよう
3. 迅速・丁寧・誠実な対応を心がけよう
4. 無駄をなくして効率的な仕事をしよう
5. 風通しの良い明るい職場にしよう

令和3年度 年次報告書

令和4年8月31日発行

発行：日本貸金業協会

住所：〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル3階

電話：03-5739-3013(業務企画部)

ホームページ：https://www.j-fsa.or.jp



<https://www.j-fsa.or.jp>